

—令和7年度版男女共同参画に関する年次報告—

みんなですすめよう男女共同参画



男女共同参画シンボルマーク

内閣府男女共同参画局では、男女共同参画の取組をさらに加速するよう、令和3年5月にシンボルマークのリニューアルを実施しました。

このシンボルマークは、女性も男性もそれぞれの意欲に応じて、あらゆる分野で自らの希望と夢に向かって活動ができる社会、ひとりひとりが豊かな人生を過ごせる社会の実現、男女が手を取り合って共に活躍している社会をイメージし二つの円がつながるようなデザインにしました。男女共同参画の裾野を全国に広げられるよう、活力や積極性を表し、視覚に強く訴えかけてくる赤を用いています。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

内閣府男女共同参画局では、これら女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を更に深めていただくため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を制定しました。

このシンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

※ 上記の掲載については、いずれも内閣府男女共同参画局の承諾を得ています。

男女共同参画社会の実現 ～人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ～

本書は、「埼玉県男女共同参画推進条例（平成12年4月1日施行）」第14条に基づき、令和7年度の男女共同参画の推進状況及び推進に関する施策の実施状況を明らかにするために作成した報告書です。

本書を通じて多くの方が男女共同参画についての理解と関心を深め、家庭や職場、地域など身近なところから男女共同参画社会づくりを進めていただければ幸いです。

第1部 埼玉県における男女共同参画の状況

本県の人口概況とともに、男女共同参画の推進状況として、分野ごとに各種統計、調査等によるデータをまとめました。

第2部 埼玉県の男女共同参画施策の実施状況

「埼玉県男女共同参画基本計画」の体系・推進指標の達成状況や事業の実績等について記載しました。

第3部 市町村における男女共同参画施策の推進状況

県内市町村における男女共同参画に関する条例の制定、計画の策定状況等をまとめました。

第4部 資料編

埼玉県男女共同参画推進条例や、男女共同参画に関する年表などを掲載しました。

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1部 埼玉県における男女共同参画の状況 | 1 |
| ○人口概況 | |
| 1 人口と世帯 | 2 |
| 2 人口動態 | 2 |
| ○女性の社会参画 | |
| 1 政治への参画 | 3 |
| 2 審議会等への参画 | 4 |
| 3 司法への参画 | 4 |
| 4 県・市町村における女性の職員の状況 | 5 |
| 5 地域における参画 | 5 |
| ○労働 | |
| 1 女性の就業率 | 6 |
| 2 民間企業等における女性役職者の状況 | 6 |
| 3 女性の雇用者の状況 | 6 |
| 4 賃金 | 7 |
| 5 家庭と仕事の両立支援 | 8 |
| ○家庭生活 | |
| 1 ライフスタイル | 9 |
| 2 男性にとっての男女共同参画 | 10 |
| 3 子育ての社会的支援 | 11 |
| ○防災 | |
| 1 防災分野における参画 | 11 |
| ○男女共同参画に関する意識 | |
| 1 男女平等に関する意識 | 12 |
| 2 性別による役割分担意識 | 12 |
| ○教育 | |
| 1 公立学校での男女平等教育の推進状況 | 13 |
| 2 高等学校の男女共学、別学の状況 | 13 |
| 3 高等学校卒業者の進路 | 13 |
| 4 大学等への入学と専攻分野 | 14 |
| 5 女性の教員の状況 | 14 |
| ○女性に対する暴力の根絶 | |
| 1 DV（ドメスティック・バイオレンス）相談件数 | 15 |
| 2 配偶者等から受けた暴力 | 15 |
| 3 子供への影響 | 16 |
| 4 性犯罪の実態 | 16 |
| ○健康・福祉 | |
| 1 高齢化社会 | 17 |
| 2 相談の受付状況 | 17 |
| 3 医療従事者の女性割合 | 18 |

| | |
|--|----|
| 第2部 埼玉県男女共同参画施策の実施状況 | 19 |
| 1 「埼玉県男女共同参画基本計画」の推進 | |
| (1) 計画の体系 | 20 |
| (2) 「埼玉県男女共同参画基本計画」における推進指標の達成状況 | 22 |
| (3) 「埼玉県男女共同参画基本計画」の主な関連事業・令和6年度実績及び令和6年度、令和7年度当初予算額 | 24 |
| 目指す姿Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画 | |
| 基本目標Ⅰ－1 政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大 | 24 |
| 基本目標Ⅰ－2 家庭と地域活動への男性の参画拡大 | 27 |
| 目指す姿Ⅱ 経済社会における女性活躍の拡大 | |
| 基本目標Ⅱ－1 働く場における女性活躍の推進 | 32 |
| 基本目標Ⅱ－2 男女ともに働きやすい職場環境づくり | 36 |
| 目指す姿Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会 | |
| 基本目標Ⅲ－1 女性に対するあらゆる暴力の根絶 | 39 |
| 基本目標Ⅲ－2 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重 | 52 |
| 基本目標Ⅲ－3 生涯を通じた男女の健康支援 | 58 |
| 基本目標Ⅲ－4 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 | 63 |
| 目指す姿Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整う | |
| 基本目標Ⅳ－1 固定的性別役割分担意識や偏見の解消 | 64 |
| 基本目標Ⅳ－2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実 | 67 |
| 2 「男女共同参画配慮度評価」による計画の推進 | 70 |
| 3 令和6年度「事業のチェックポイント5」の概要 | 71 |
| 4 男女共同参画推進センターによる男女共同参画の推進 | |
| ○ 事業の概要 | 73 |
| ○ 令和6年度事業実績 | 75 |
| ○ 令和7年度事業計画 | 80 |
| 5 女性キャリアセンター | |
| ○ 事業の概要 | 83 |
| ○ 令和6年度事業実績 | 83 |
| ○ 令和7年度事業計画 | 84 |
| 6 埼玉県荻野吟子賞 | 85 |
| | |
| 第3部 市町村における男女共同参画施策の推進状況 | 87 |
| 1 条例制定、計画策定、苦情処理体制の状況 | 88 |
| 2 首長等の状況（議員、市町村長等、自治会長、防災会議） | 90 |
| 3 審議会等委員への女性の登用状況 | 92 |
| 4 自治体職員の状況 | 94 |
| 5 市町村における女性の参画マップ | 96 |

| | |
|---------------------------|-----|
| 第4部 資料編 | 98 |
| 1 総合的な推進体制の整備 | 99 |
| 2 県における審議会等の女性の登用状況 | 100 |
| 3 男女共同参画に関する年表 | 102 |
| 4 埼玉県内の男女共同参画推進施設一覧 | 106 |
| 5 埼玉県男女共同参画推進条例 | 107 |

第1部

埼玉県における 男女共同参画の状況

本県の人口概況とともに、男女共同参画の推進状況として「女性の社会参画」「労働」「家庭生活」「防災」「男女共同参画に関する意識」「教育」「女性に対する暴力の根絶」「健康・福祉」の分野ごとに、これまでの各種統計、調査等によるデータなどをもとにまとめました。

※ 統計データについては、できるだけ新しい数値を盛り込むよう努めました。データ名や出典については本文やグラフ中に記載しています。特にことわりのない場合、本県のデータを示しています。

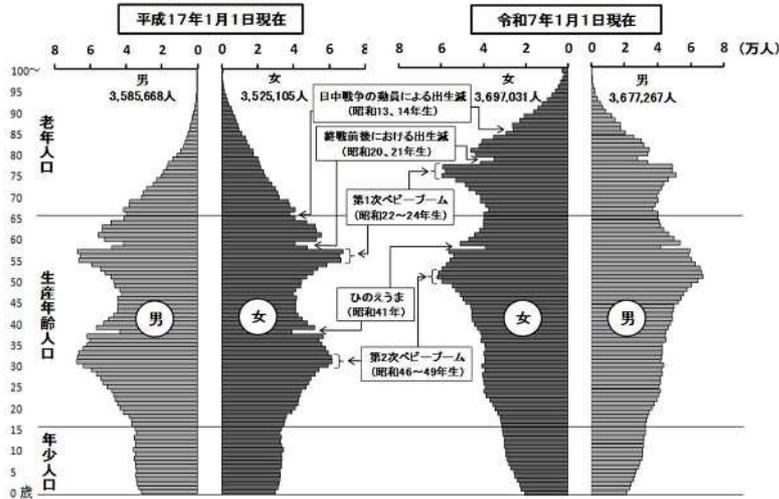
なお、数値については、単位未満四捨五入のため、合計とは必ずしも一致していないところがあります。

■埼玉県における男女共同参画の状況

○人口概況

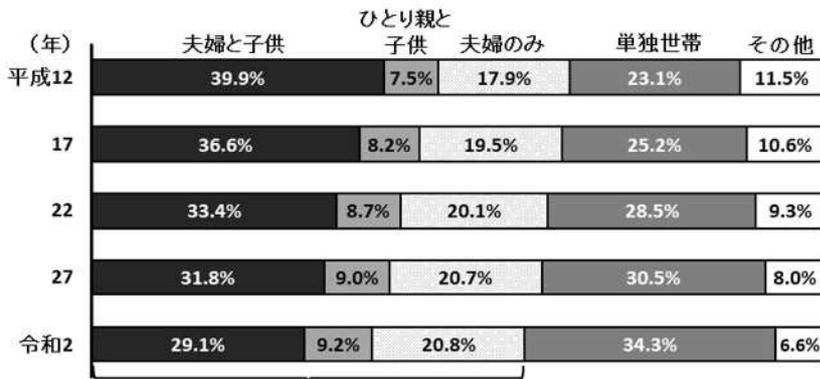
1 人口と世帯

(1) 人口ピラミッド



※ 県統計課「埼玉県町(丁)字別人口調査結果報告」より作成

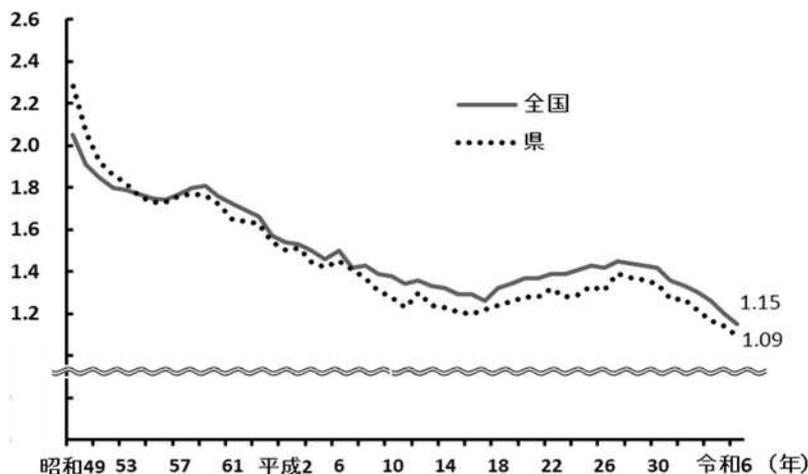
(2) 核家族世帯の割合



※ 総務省「国勢調査」より作成

2 人口動態

(3) 合計特殊出生率の推移



※ 厚生労働省「人口動態統計」より作成

令和7年1月現在、本県の人口は7,374,298人で、内訳は女性が3,697,031人、男性が3,677,267人である。

また、平均年齢は47.6歳で前年に比べて0.2歳の上昇となり、男女別にみると、女性が48.9歳、男性が46.4歳である。

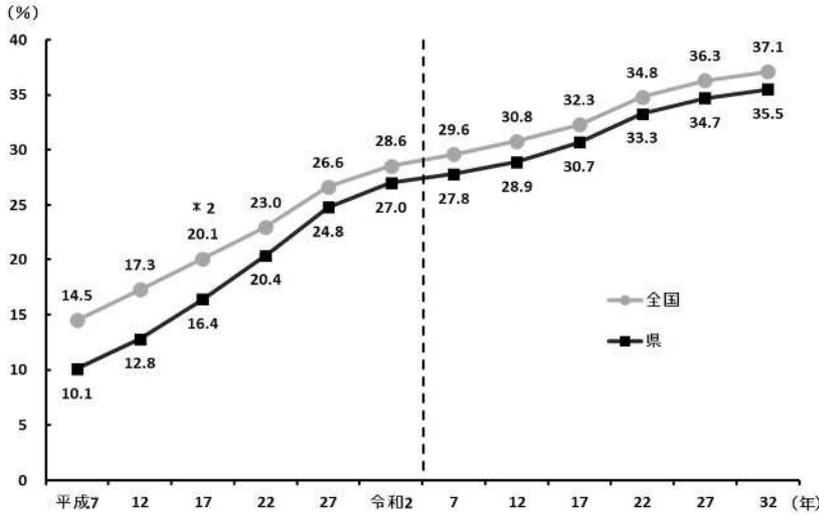
平成17年(20年前)と比較すると、年少人口、生産年齢人口はともに減少し、65歳以上の老年人口が増加している。

本県一般世帯数に占める核家族世帯の割合は、59.1%と全国平均(54.2%)より4.9ポイント高く、奈良県、和歌山県に次いで全国3位となっている。

本県の令和6年の合計特殊出生率*は1.09(全国39位)であり、過去最低となった。

* 合計特殊出生率…15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子供を産むとした子供の数。

(4) 高齢化率の見通し



※ 令和2年までは総務省「国勢調査」、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」より作成

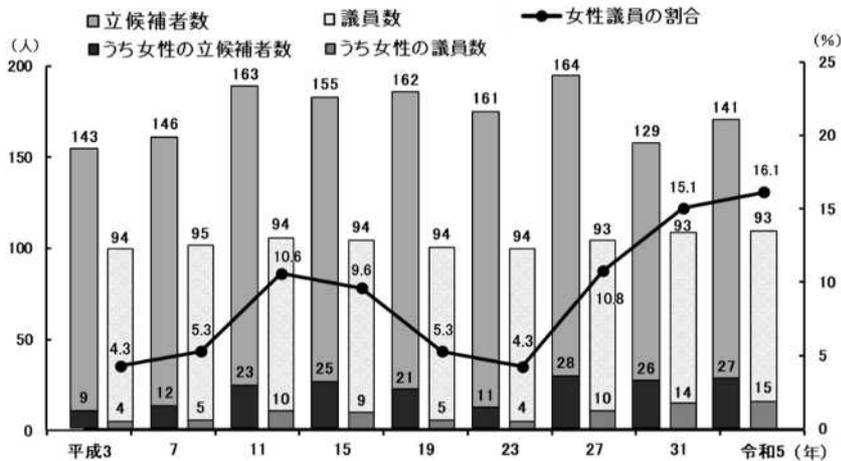
本県の高齢化率*1は、令和2年（2020年）の国勢調査では全国で6番目の低さとなっている。

- * 1 高齢化率…総人口に占める65歳以上の割合。
- * 2 国勢調査の数値について、平成22年から「不詳」数を分母に含めない方法で算出されており、平成17年の数値は総務省統計局が同様の算出方法で再計算した数字を採用。

○女性の社会参画

1 政治への参画

(5) 本県議会における女性の立候補者及び議員の状況

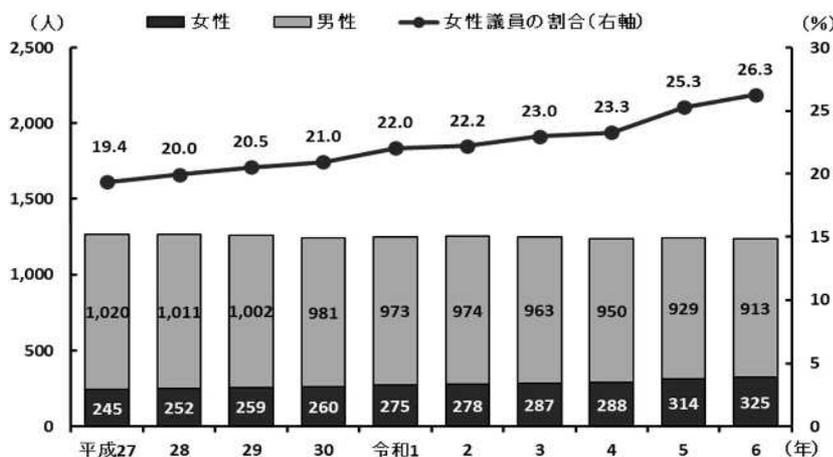


※ 県市町村課調べ

令和5年4月に行われた本県議会議員選挙において、141人の立候補者のうち女性は27人となった。

また、当選者数は93人中女性が15人で、平成3年以降最も多くなり、その割合は16.1%となった。

(6) 市町村議会の状況（各年12月31日現在）



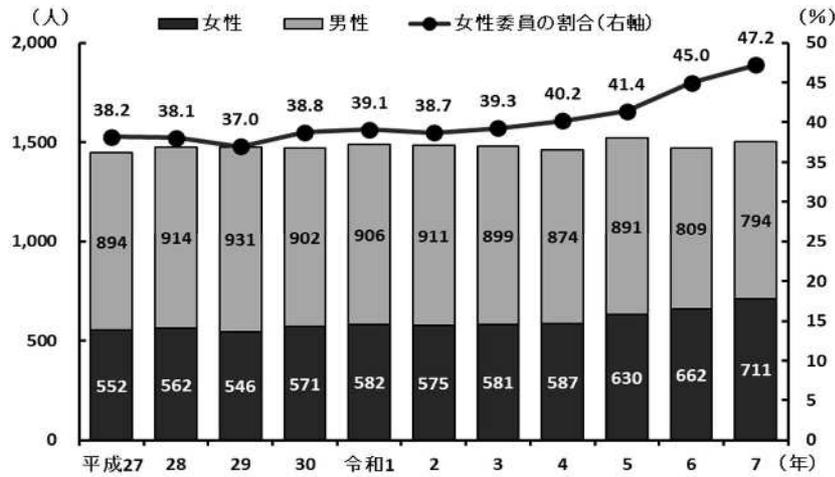
※ 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」より作成

令和6年12月末現在、県内市町村議会議員における女性の数は325人（市263人、町村62人）で、その割合は、市が27.9%、町村が21.1%、全体で26.3%である。

女性議員の割合は、全国1位は東京都（33.5%）で埼玉県は2位となっている。

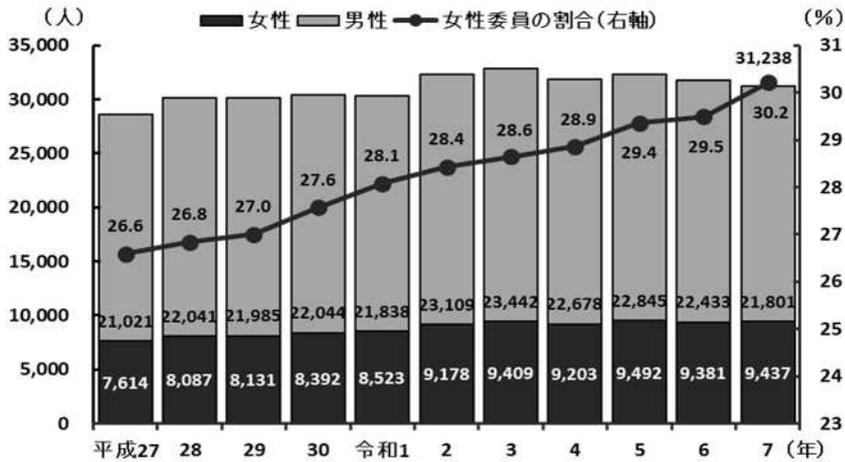
2 審議会等への参画

(7) 審議会等における女性の委員数と割合の推移



※ 県人権・男女共同参画課調べ (各年4月1日現在)

(8) 市町村審議会等における女性の委員数と割合の推移 (広域で設置している審議会等の委員数を含む)



※ 県人権・男女共同参画課調べ

令和7年4月1日現在、本県の審議会等委員総数1,505人のうち、女性の委員は711人で、その割合は47.2% (前年比2.2ポイント増) である。

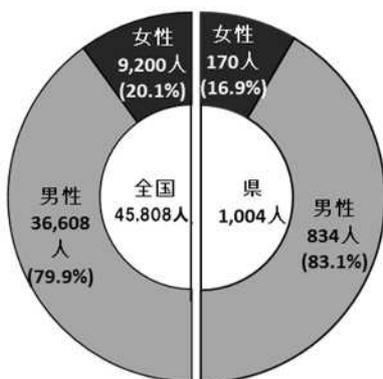
令和7年4月1日現在*、県内市町村の審議会等委員総数31,238人のうち、女性の委員は9,437人で、その割合は30.2%である。

* 調査時点は原則として令和7年4月1日現在であるが、各市町村の事情により異なる場合がある。

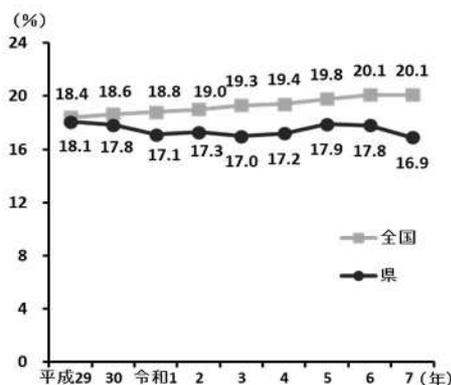
3 司法への参画

(9) 弁護士の男女比

令和7年4月1日現在



女性の割合の推移

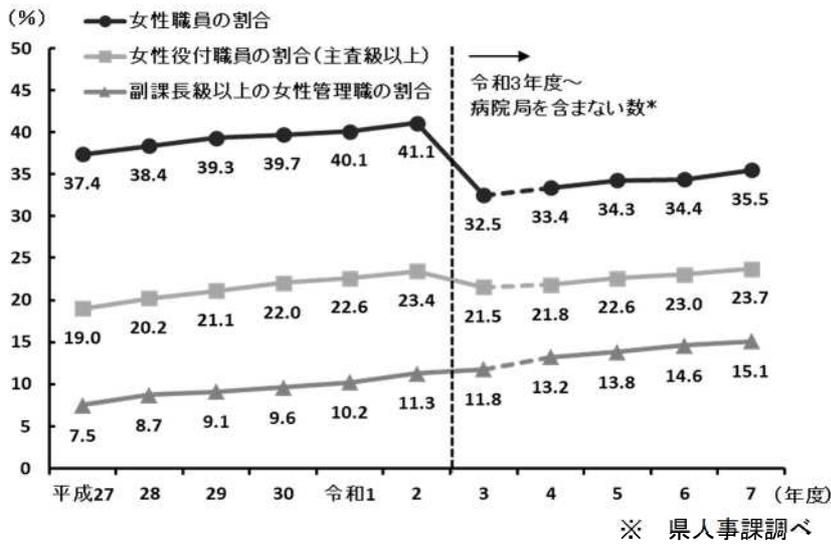


※ 日本弁護士連合会事務局調べ

本県の弁護士総数1,004人のうち、女性の弁護士は170人 (前年比5人減) である。また、その割合は16.9%で、全国平均 (20.1%) より3.2ポイント低くなっている。

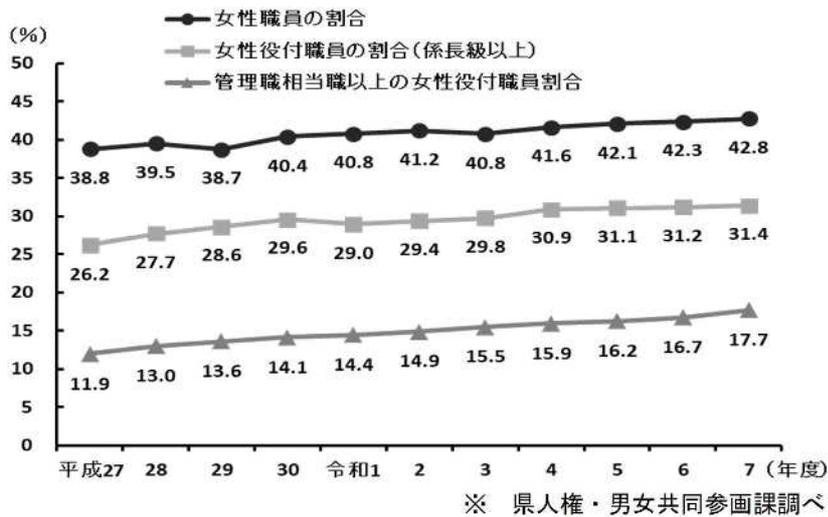
4 県・市町村における女性の職員の状況

(10) 県における女性の職員・役付職員の割合



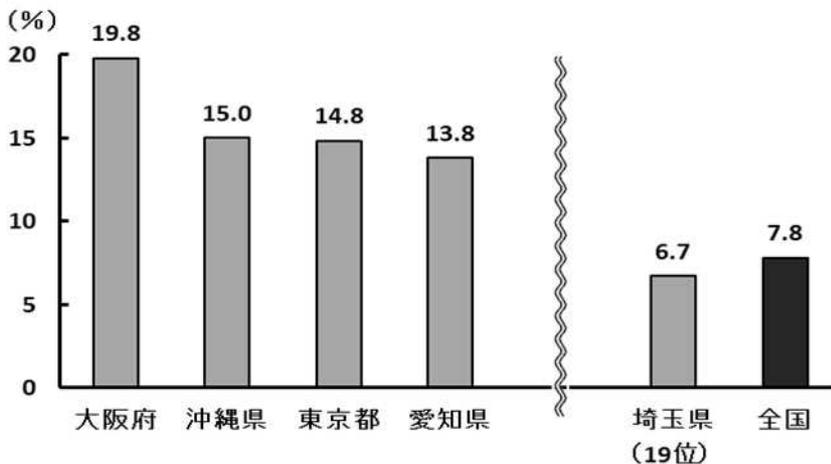
※ 病院局の地方独立行政法人化に伴い、R3以降は病院局を含まない

(11) 市町村における女性の職員・役付職員の割合



5 地域における参画

(12) 自治会長に占める女性の割合



※ 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和7年度)」より作成

令和7年4月1日現在、本県の女性職員は7,906人中2,804人で、割合は35.5%となっている。

また、女性役付職員(主査級以上)は、3,543人中840人(23.7%)、そのうち副課長級以上の女性管理職は842人中127人(15.1%)となっている。

* 全任命権者(教育・警察・令和3年度から病院局は除く。)

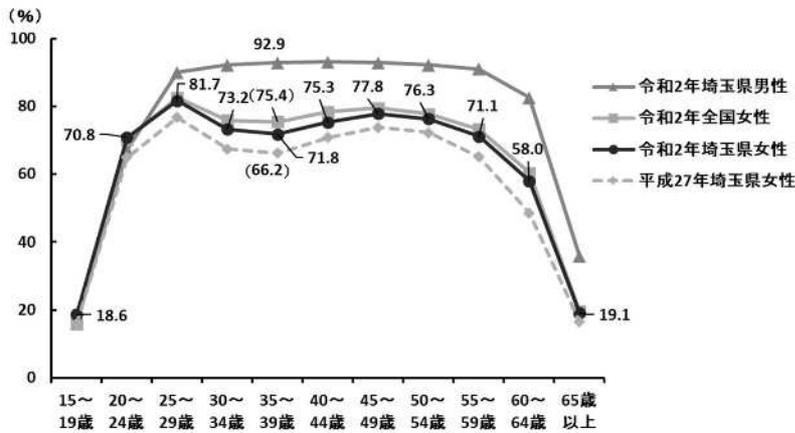
令和7年4月1日現在、県内の市町村における職員のうち女性職員の割合は42.8%、女性役付職員の割合は31.4%である。

また、管理職相当職以上の職員のうち、女性職員の割合は17.7%となっている。

令和7年7月1日現在、自治会長に占める女性の割合は6.7%(全都道府県中19番目)であり、全国平均の7.8%より下回っている。

1 女性の就業率

(13) 年代別の女性の就業率



※ 総務省「国勢調査」より作成

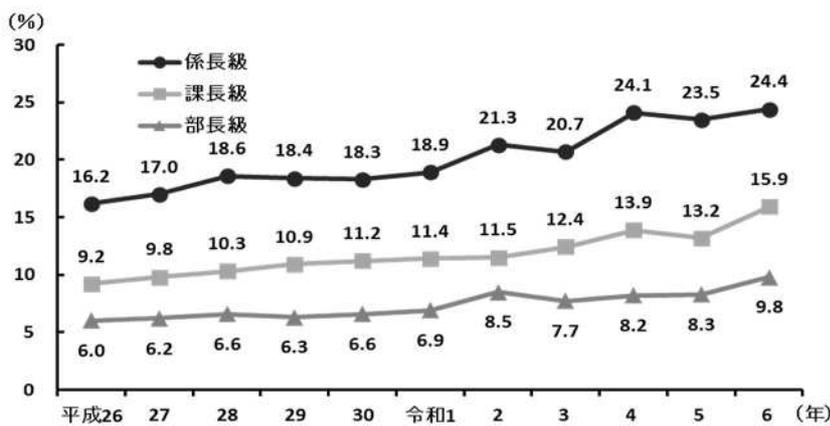
令和2年の本県の女性就業率*を年代別にみると、25~29歳の層の81.7%と45~49歳の層の77.8%を2つの頂点として、35~39歳の71.8%を底とするM字型曲線を描いている。

平成27年より上昇したものの、M字型の底は、本県の男性や全国の女性の数値と比較しても、依然低い状況にある。

* 就業率…15歳以上の人口のうち、就業者の割合。
(就業者とは、調査期間中収入を伴う仕事を少しでもした人をいう。)

2 民間企業等における女性役職者の状況

(14) 階級別役職者に占める女性割合の推移 (全国)



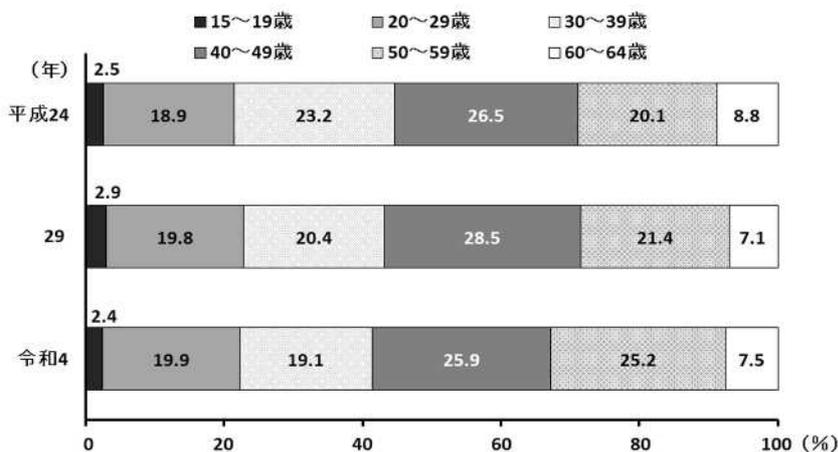
令和2年から、役職者は、10人以上の常用労働者を雇用する企業を集計対象とするよう変更しているが、令和元年度以前の企業区分（100人以上の常用労働者を雇用する企業）と比較可能となるよう、同様の企業規模区分の数値により算出した。

※ 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

令和6年の全国の民間企業等（従業員数100人以上）における役職者を階級別にみると、部長相当職は9.8%、課長相当職は15.9%、係長相当職は24.4%であり、長期的にみると増加傾向にある。

3 女性の雇用者の状況

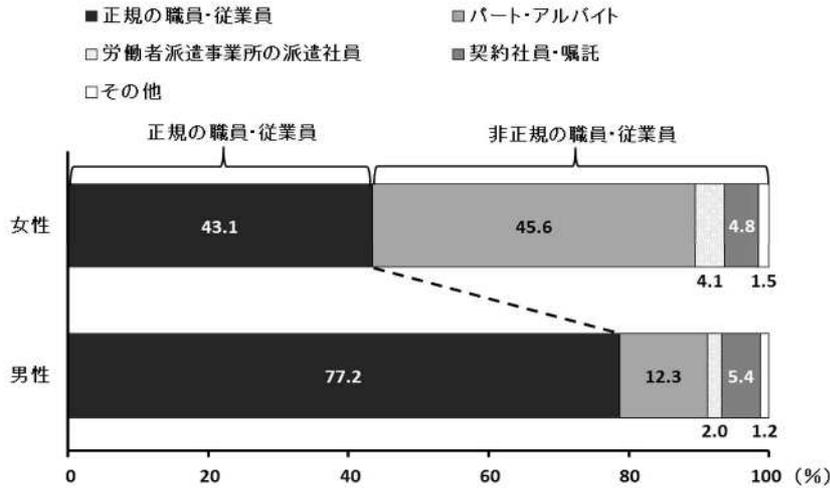
(15) 女性雇用者（15~64歳）の年代別比率推移



※ 総務省「令和4年就業構造基本調査」より作成

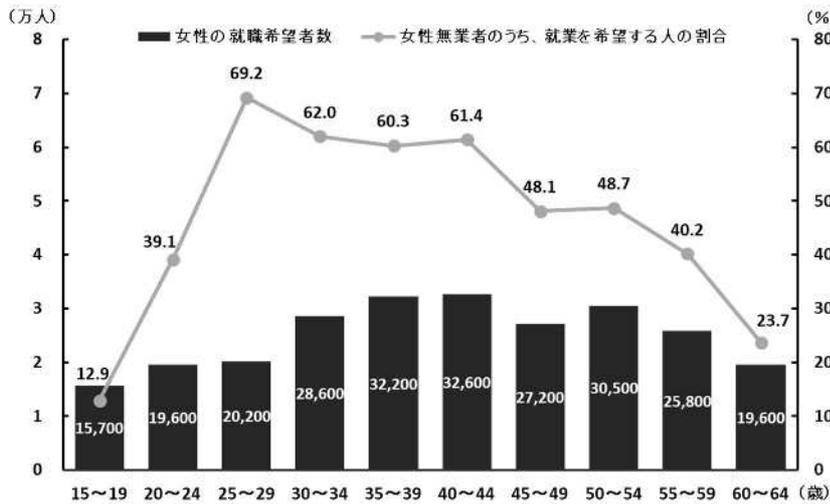
本県の15~64歳の女性雇用者1,627千人を年代別にみると、前回調査（平成29年）から比べて、15~19歳、30歳代、40歳代の比率は減少したが、その他の年代では増加した。

(16) 女性の雇用者に占める非正規雇用者の割合



※ 総務省「令和4年就業構造基本調査」より作成

(17) 女性無業者のうち就業を希望する人数

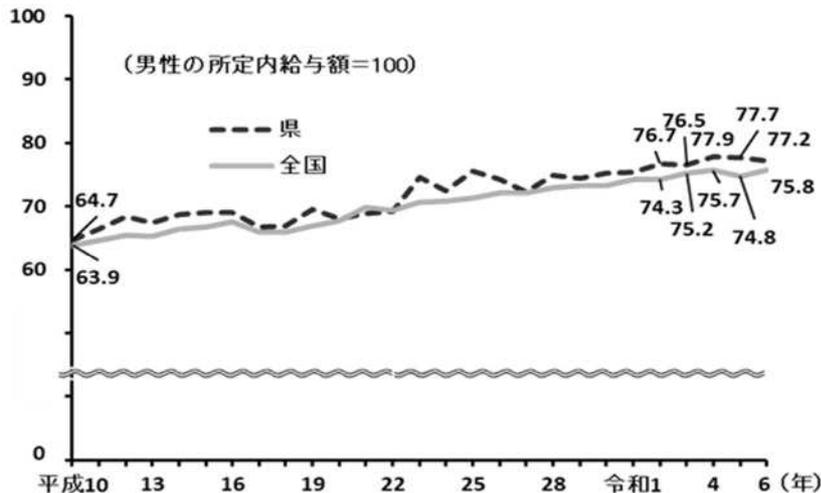


・65歳以上の就業希望者数は、52,300人である。

※ 総務省「令和4年就業構造基本調査」より作成

4 賃金

(18) 男女の賃金格差の推移



※ 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

本県の女性雇用者（役員を除く）に占めるパート・アルバイトの比率は45.6%で、全国平均41.4%より高くなっている。

非正規雇用は女性の5割台半ばを占める一方、男性では2割超となっている。

※ パート、アルバイト等の雇用形態は、勤め先での呼称による。

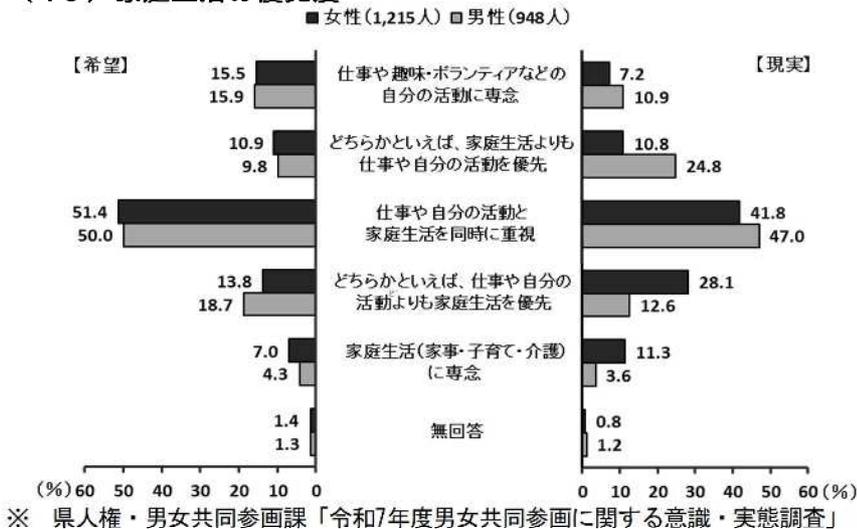
本県の就業していない女性154万人のうち、就業を希望する女性は30~40歳代を中心に304,300人(19.8%)いる。その割合は、全国で5番目に高く、全国平均17.6%に比べて2.2ポイント高くなっている。

本県における令和6年の男性一般労働者の平均賃金水準（所定内給与額*）を100(351,000円)としたとき、女性一般労働者の給与水準は77.2(271,000円)となっており、格差は長期的には縮小傾向にある。

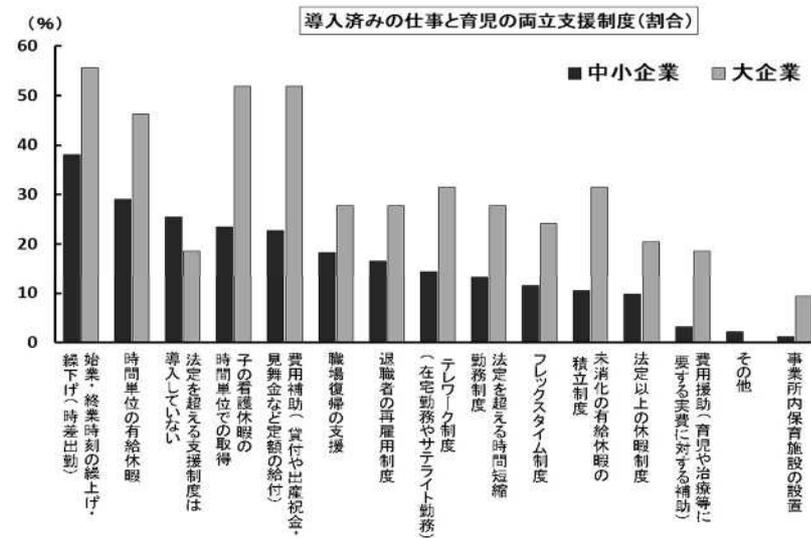
* 所定内給与額…決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。

5 家庭と仕事の両立支援

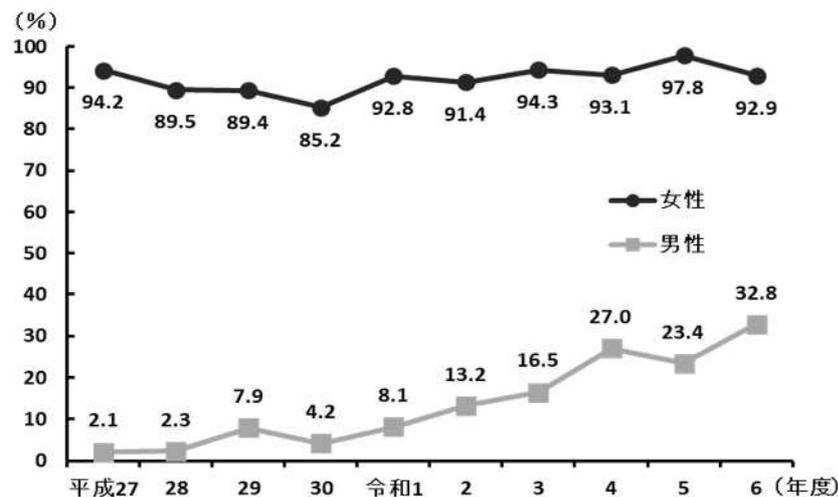
(19) 家庭生活の優先度



(20) 仕事と育児の両立支援



(21) 育児休業取得率(県内中小企業)



※ 1 県雇用・人材戦略課「令和6年度埼玉県就労実態調査」より作成

※ 2 各年度の数字は、前年度の育児休業取得率の数字である。

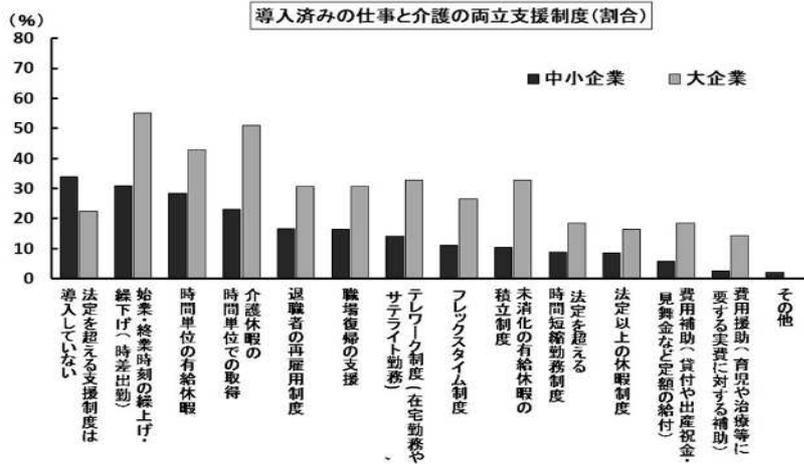
【希望】・【現実】ともに、「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」が男女双方で最も多い。【現実】で2番目に多いのは、女性が「どちらかといえば、仕事や自分の活動よりも家庭生活を優先」で、男性が「どちらかといえば、家庭生活よりも仕事や自分の活動を優先」となっている。

法定を超える仕事と育児の両立支援制度がないと回答した事業所の割合は、県内中小企業で25.4%、大企業では18.5%となっている。さらに、両立支援の内容をみると、中小企業・大企業ともに「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ(時差出勤)」が最も多く、中小企業では38.1%、大企業では55.6%となっている。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間に出産した女性及び配偶者が出産した男性について、中小企業における育児休業の取得率をみると、女性は92.9%、男性は32.8%となっている。

※ 参考…県内大企業での育児休業取得率
女性：100.0%
男性：22.9%

(22) 仕事と介護の両立支援



※ 県雇用・人材戦略課「令和6年度埼玉県就労実態調査」より作成

法定を超える仕事と介護の両立支援制度がないと回答した事業所の割合は、県内中小企業で34.0%、大企業では22.4%となっている。

利用できる制度として最も多いものは、中小企業、大企業ともに「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ(時差出勤)」で、中小企業が30.9%、大企業が55.1%となっている。

○家庭生活

1 ライフスタイル

(23) 女性の働き方の理想と現実

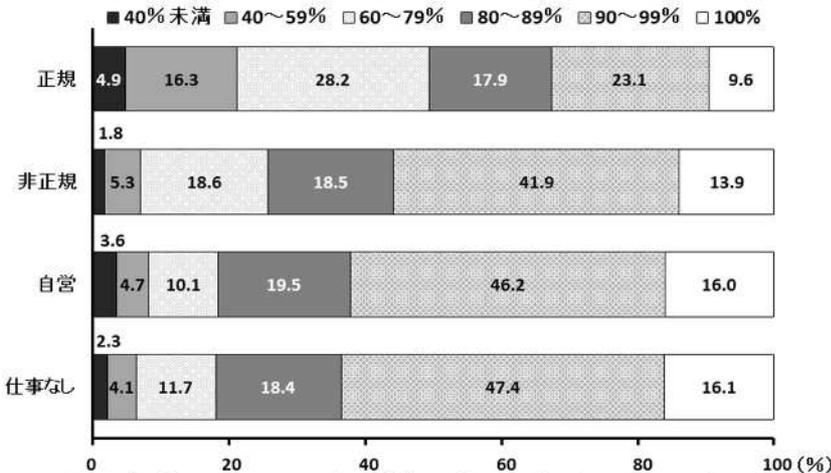


※ 県人権・男女共同参画課「令和7年度男女共同参画に関する意識・実態調査」より作成

女性の働き方について、【理想】は「結婚や出産の有無にかかわらず、仕事を続ける」、【現実】は「子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」が男女双方で最も多い。

※ 女性の働き方の実態は、女性を「自分自身の働き方」、男性を「妻の働き方」とする。

(24) 従業上の地位別に見た妻の家事分担割合(全国)



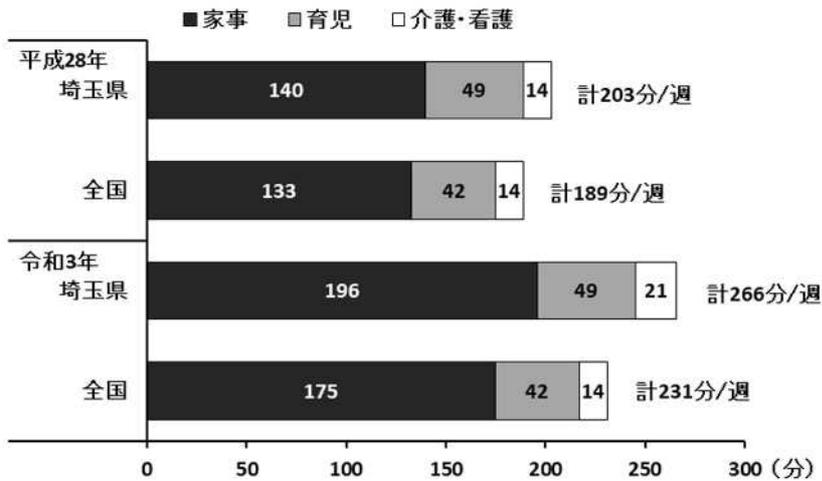
※ 国立社会保障・人口問題研究所「第7回全国家庭動向調査」(令和4年実施)より作成

妻が「正規」で働く世帯では、「非正規」「自営」「仕事なし」と比べて、妻の家事分担割合は相対的に少ない。それでも約5割の妻が家事の80%以上を担っている。

また、家族従事者を含む「自営」の妻と専業主婦を含む「仕事なし」の妻においては、それぞれ8割以上の妻が80%以上の家事を分担している。

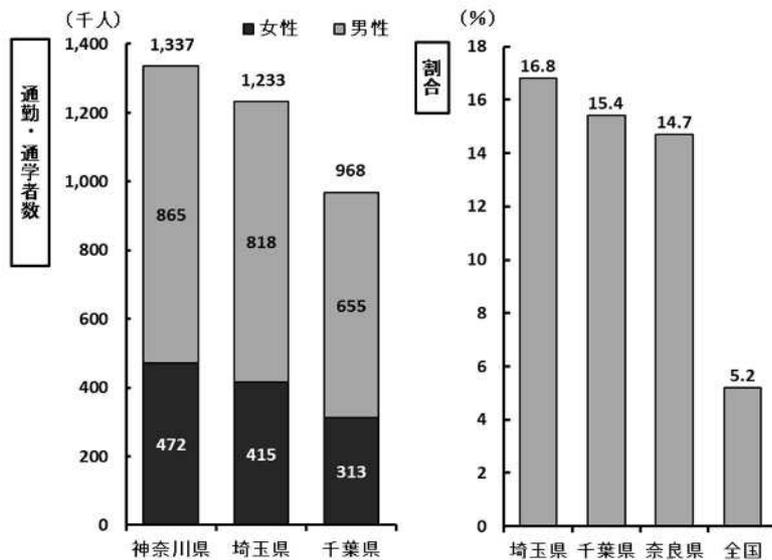
2 男性にとっての男女共同参画

(25) 男性の家事・育児・介護等の時間数(週当たり)



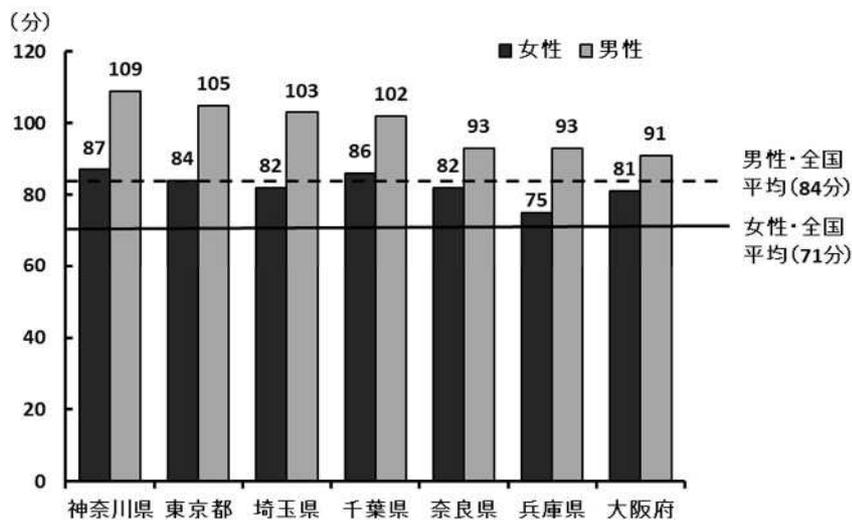
※ 総務省「社会生活基本調査」より作成

(26) 他都県への通勤・通学者数とその割合



※ 総務省「令和2年国勢調査」より作成

通勤・通学時間



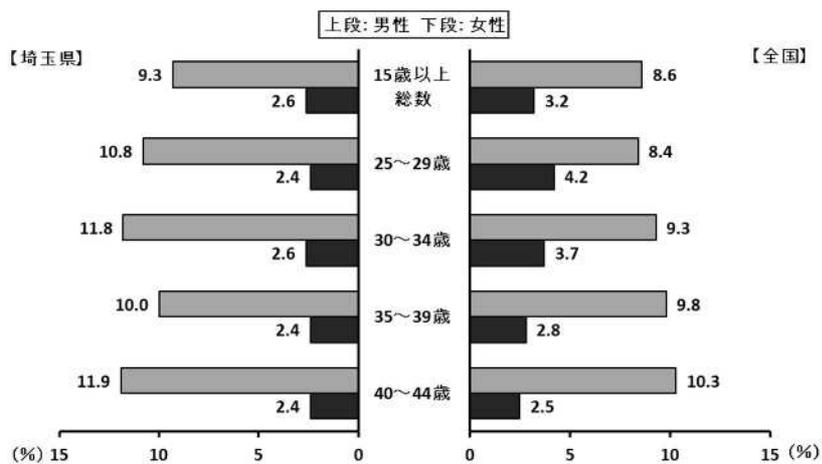
※ 総務省「令和3年社会生活基本調査」より作成

本県の10歳以上の男性について、週当たりの生活時間をみると、前回調査時(平成28年)と比べて育児時間は変わらないものの、家事及び介護・看護時間が長くなっている。育児を含めた全体の時間数は63分(1日当たり9分)長くなり、全国1位となった。

他都県への通勤・通学者数は約123万人で、神奈川県に次いで全国2位であり、その割合は16.8%で全国1位となっている。

また、10歳以上の県民が通勤・通学にかかる時間は男女ともに長く、男性は103分で神奈川県、東京都に次ぎ全国3位、女性も82分と全国で4番目の長さとなっている。

(27) 子育て世代の長時間労働
(週60時間以上就業している人の割合)



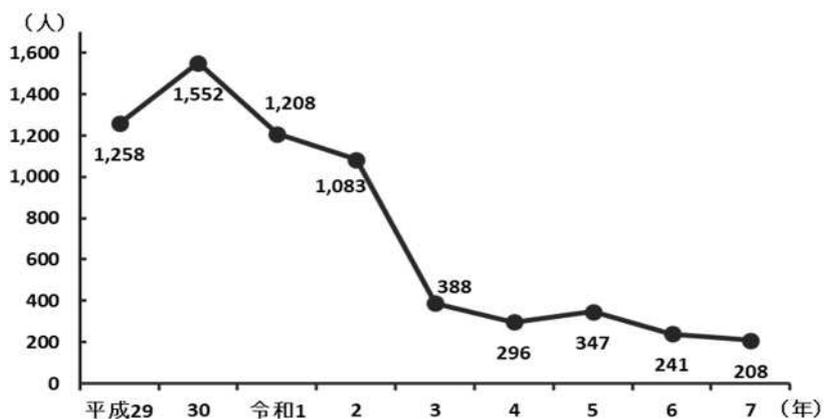
※ 総務省「令和4年就業構造基本調査」より作成

本県の年間就業日数200日以上の男性(15歳以上)のうち、週60時間以上就業している男性の割合は、全国(8.6%)より0.7ポイント高く、9.3%となっている。

さらに、25～44歳の子育て世代では11.1%と、全国(9.5%)より1.6ポイント高い。

3 子育ての社会的支援

(28) 保育所待機児童数



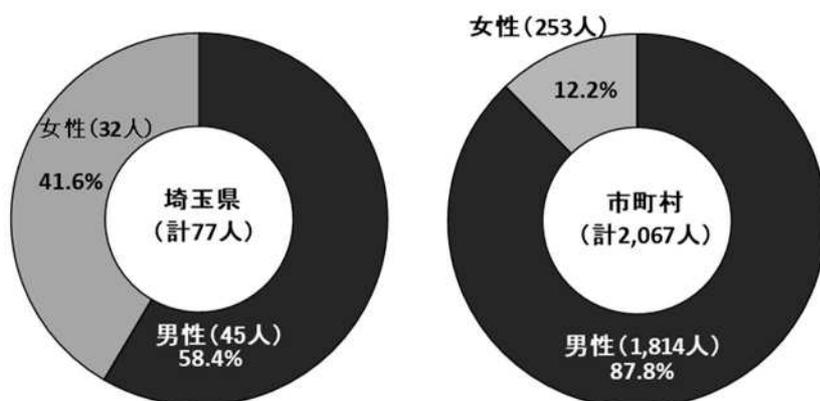
※ 県子ども支援課調べ

本県の令和7年4月1日現在の待機児童数は208人で、前年(241人)から33人減少した。

○防災

1 防災分野における参画

(29) 県・市町村防災会議での女性委員の割合

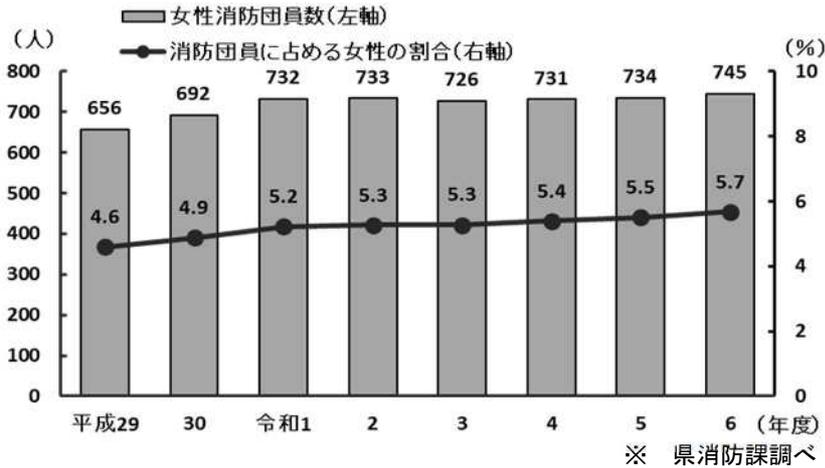


令和7年4月1日現在、本県の防災会議での女性委員が占める割合は、41.6% (77人中32人) で、全国平均(26.1%)より15.5ポイント高くなっている。

県内市町村では総数2,067人のうち女性は253人(12.2%)であり、防災会議の設置されている58市町村中3町村に女性委員がいない。

※ 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和7年度)」より作成

(30) 消防団員に占める女性の割合



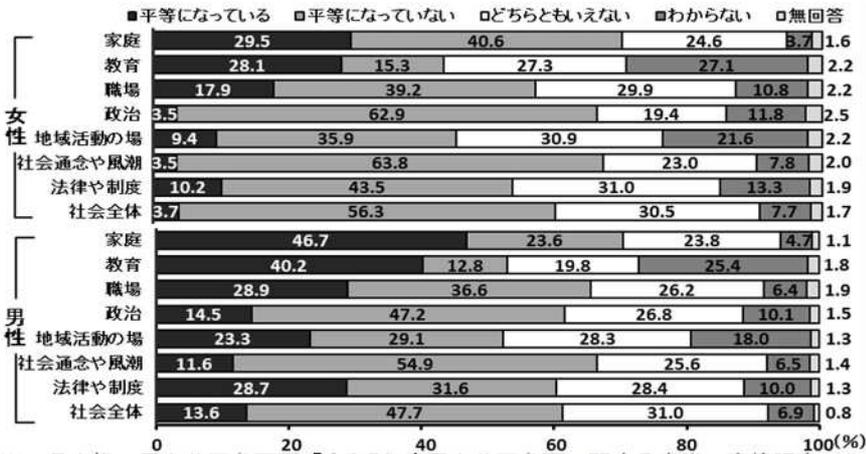
令和6年4月1日現在、本県の女性消防団員数は、13,126人中745人(5.7%)であり、年々その割合は微増している。

また、全国では3.8%となっており、県が1.9ポイント上回っている。(全国の値は消防庁「消防団の組織概要等に関する調査(令和6年度)」による。)

○男女共同参画に関する意識

1 男女平等に関する意識

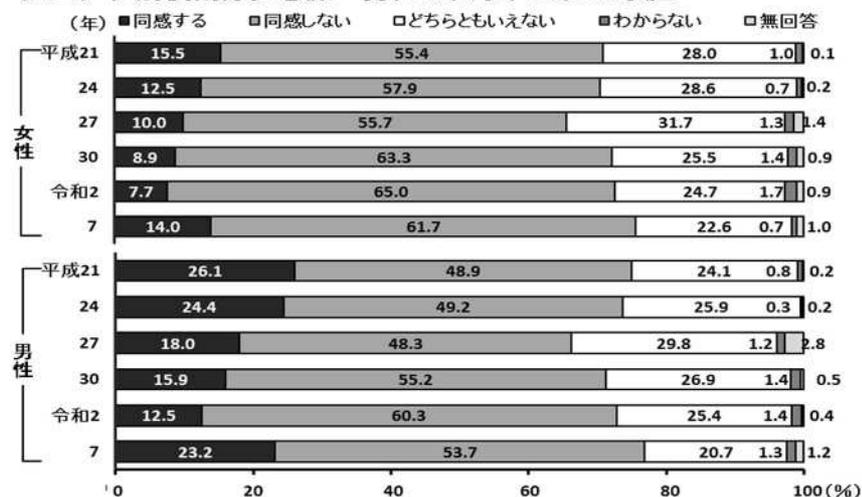
(31) 男女の地位の平等感



※ 県人権・男女共同参画課「令和7年度男女共同参画に関する意識・実態調査」より作成

2 性別による役割分担意識

(32) 性別役割分担意識～男性は仕事、女性は家庭～



※ 県人権・男女共同参画課「令和7年度男女共同参画に関する意識・実態調査」より作成

男女平等に関する意識では、男女とも【政治】【社会通念や風潮】【社会全体】に不平等感を強く感じている。

また、【家庭生活】において男女の意識差が大きくなっており「平等になっている」は17.2ポイント男性の方が高く、「平等になっていない」は17.0ポイント女性の方が高くなっている。

「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担意識について、令和7年度調査を見ると、男女ともに「同意する」割合が増え、「同意しない」の割合が減っている。

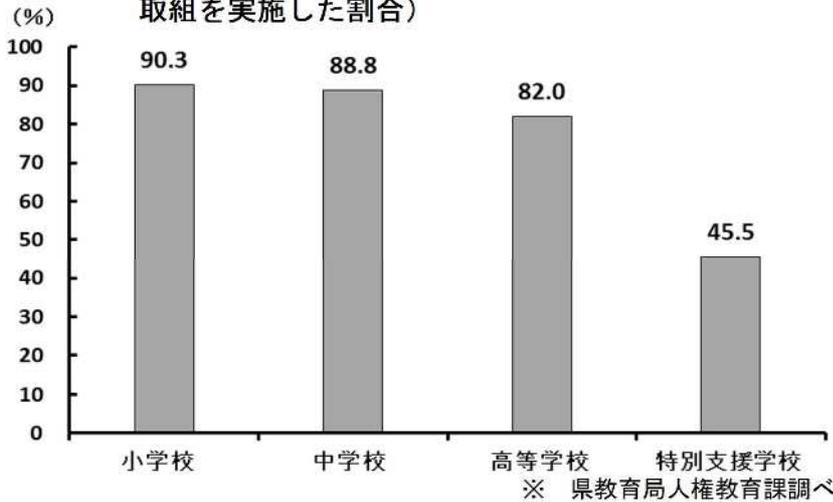
「同意する」は男性が女性より9.2ポイント高く、「同意しない」は女性が男性よりも8.0ポイント高くなっている。

また、男性の「同意しない」が6割を下回った。

1 公立学校での男女平等教育の推進状況

(33) 男女平等教育の推進状況（令和7年3月現在）

（男女共同参画に関する児童生徒の理解促進を図る取組を実施した割合）

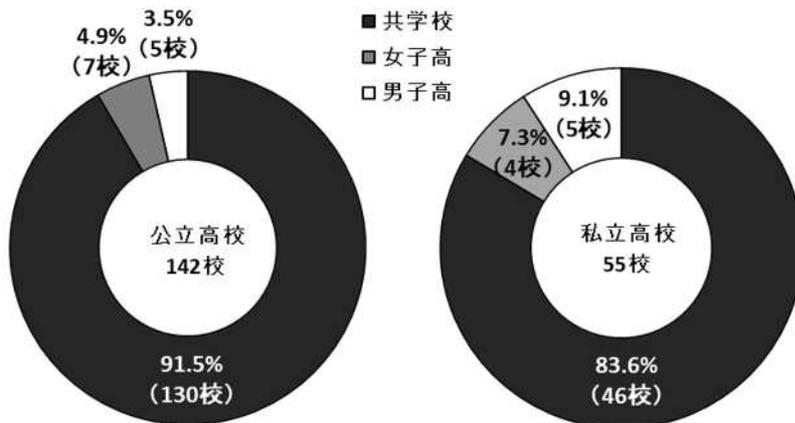


令和7年3月現在、県内の各公立学校*での男女平等教育の推進状況について（男女共同参画に関する児童生徒の理解促進を図る取組を実施した割合）は、小学校が90.3%（689校中622校）、中学校が88.8%（356校中316校）、高等学校が82.0%（161校中132校）、特別支援学校が45.5%（55校中25校）である。

* さいたま市立学校は含まない。

2 高等学校の男女共学、別学の状況

(34) 公・私立高等学校の共学、別学の状況（令和7年5月）

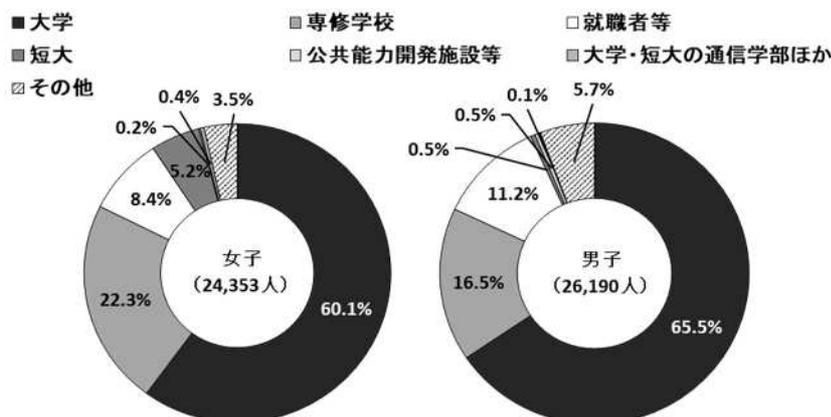


※ 県学事課、教育局県立学校人事課調べ

令和7年5月現在、本県の高等学校における共学校の割合は、公立が91.5%、私立が83.6%である。

3 高等学校卒業者の進路

(35) 高等学校卒業者（現役）の進路（令和6年3月卒業生）



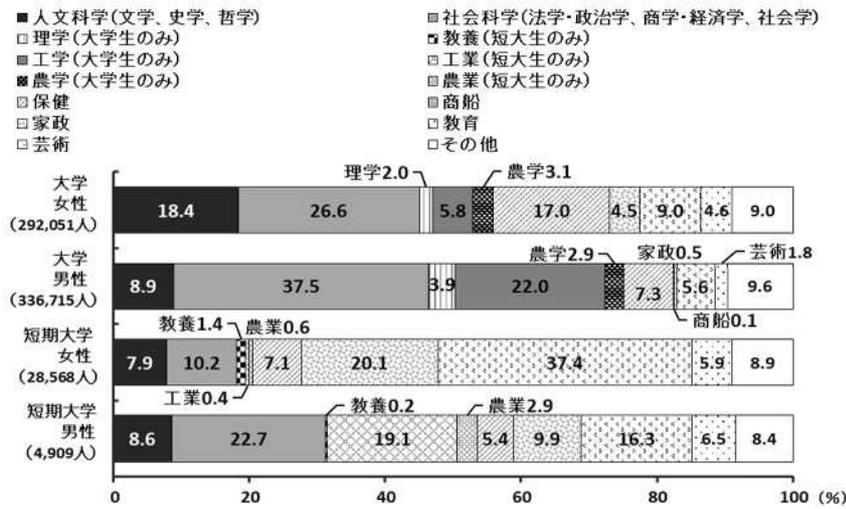
※ 文部科学省「令和6年度学校基本調査」より作成

令和6年3月に県内の高等学校を卒業した女子の進路は、大学が60.1%と最も高い。続いて、専修学校、就職、短大となっている。

大学、短大、大学・短大の通信学部ほかを合わせた女子の大学等進学率は65.7%（全国平均63.3%）で全国8位となっている。

4 大学等への入学と専攻分野

(36) 大学・短期大学入学者の専攻分野別構成（全国）



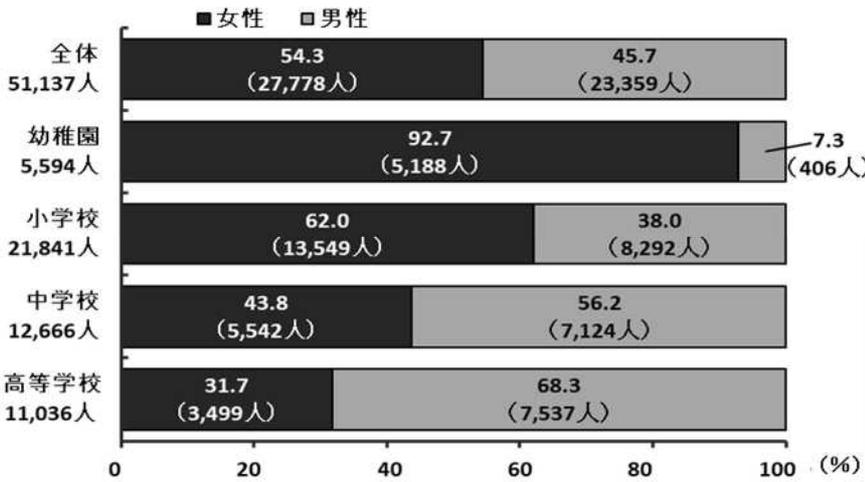
※ 文部科学省「令和6年度学校基本調査」より作成

大学に入学した女性の26.6%が社会科学、続いて18.4%が人文科学を専攻し、男性の37.5%が社会科学、続いて22.0%が工学を専攻している。

短期大学に入学した女性の37.4%が教育、続いて20.1%が家政を専攻し、男性の22.7%が社会科学、続いて19.1%が工業を専攻している。

5 女性の教員の状況

(37) 女性の教員の占める割合

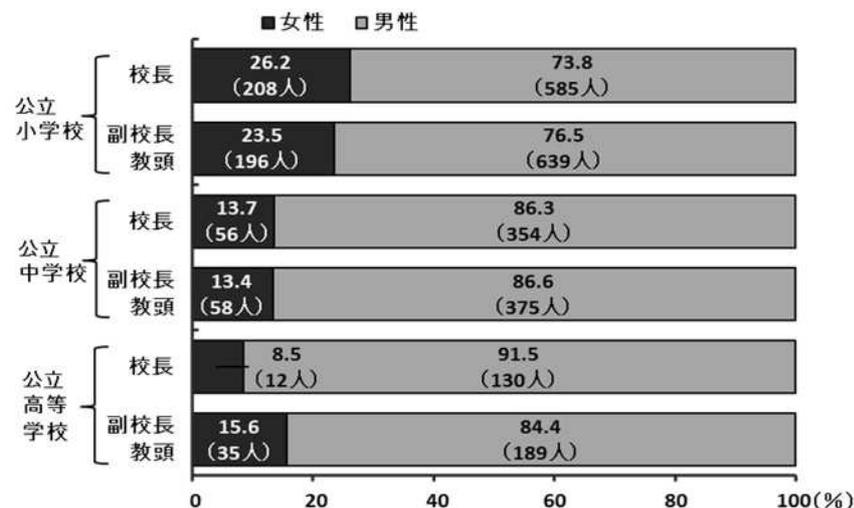


※文部科学省「令和6年度学校基本調査」より作成

令和6年5月現在、本県の国立、公立及び私立学校における教員数は51,137人で、そのうち女性教員の割合は54.3% (27,778人) となっている。

その割合は幼稚園が最も高く、高等学校が最も低い。

(38) 公立小・中・高等学校の女性教員管理職数



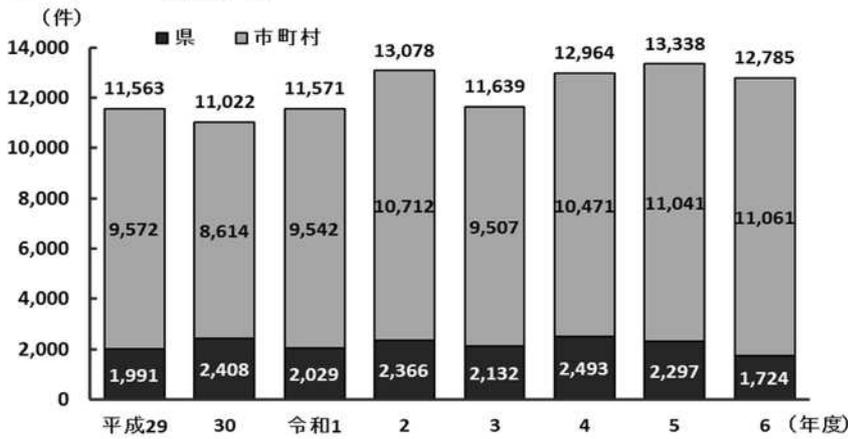
※文部科学省「令和6年度学校基本調査」より作成

令和6年5月現在、本県の公立学校における女性教員管理職は小学校では校長が208人で26.2%、教頭が196人で23.5%、中学校では校長が56人で13.7%、教頭が58人で13.4%、高等学校では校長が12人で8.5%、副校長・教頭が35人で15.6%である。

○女性に対する暴力の根絶

1 DV（ドメスティック・バイオレンス）相談件数

(39) DV相談件数



※ 県人権・男女共同参画課調べ

令和6年度に受けたDVに関する相談件数は県が1,724件、市町村が11,061件となっている。

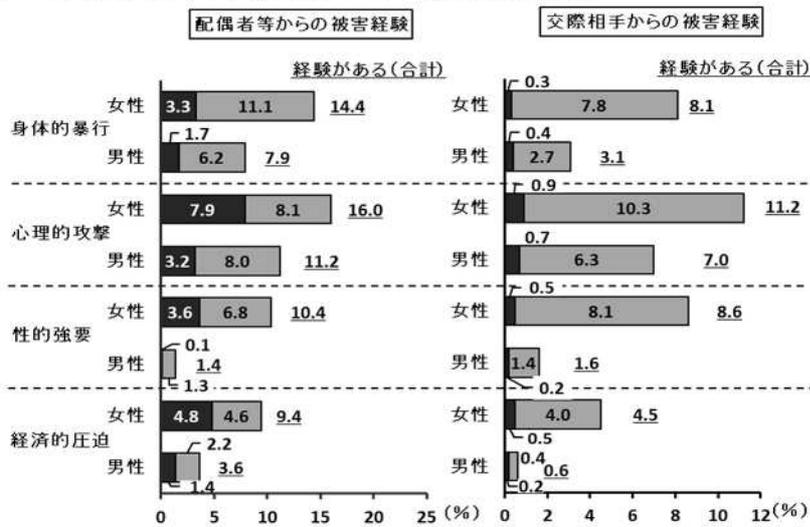
※ 県：配偶者暴力相談支援センター（男女共同参画推進センター本所・支所*）及び福祉事務所が受けたDV相談件数の合計

* 令和5年度以前は婦人相談センター。

※ 市町村：DVに関わる総相談件数

2 配偶者等から受けた暴力

(40) 配偶者等や交際相手からの暴力被害経験



※ 県人権・男女共同参画課「令和7年度男女共同参画に関する意識・実態調査」より作成

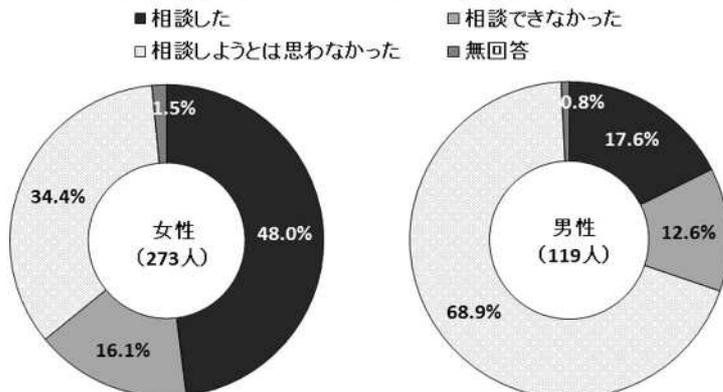
配偶者等から受けた被害及び、交際相手から受けた被害で、心理的攻撃が最も多くなっている。また、すべての行為において、被害を経験した人の割合は、女性が男性を上回っている。

※ 各行為説明

- ・身体的暴行…なぐる、ける、物を投げつける、突き飛ばすなどの身体に対する暴行
- ・心理的攻撃…人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせなど
- ・性的強要…性的な行為の強要など
- ・経済的圧迫…必要な生活費を渡さない、外で働くことを妨害されるなど

※ 「経験はまったくない」、「無回答」は省略。

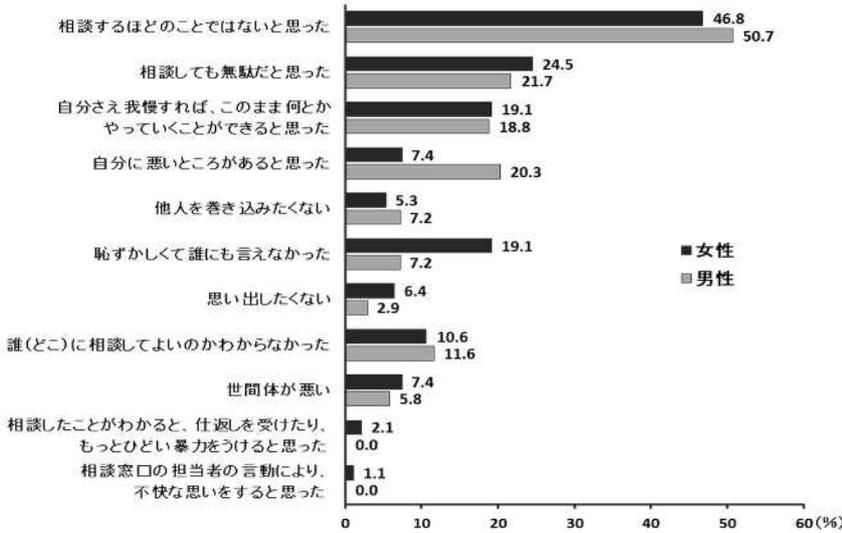
(41) 配偶者等から受けた暴力に関する相談



※ 県人権・男女共同参画課「令和7年度男女共同参画に関する意識・実態調査」より作成

配偶者等から受けた暴力について、相談状況を男女別にみると、「相談した」女性は48.0%、男性は17.6%である。一方、「相談できなかった」「相談しようとは思わなかった」女性は50.5%、男性は81.5%で、女性の約半数、男性の約8割の人が相談していない状況である。

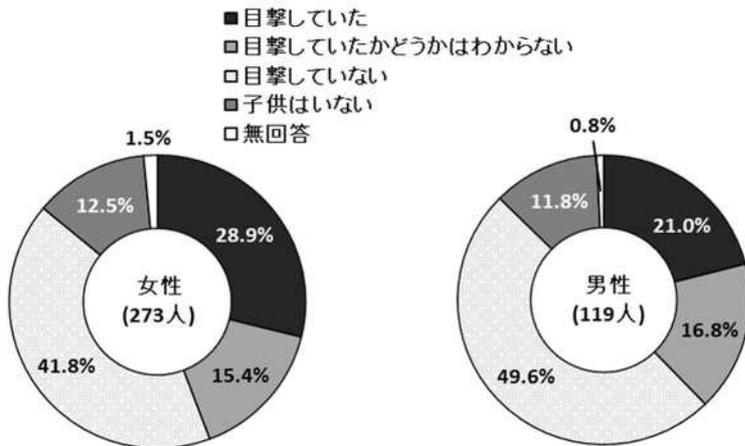
(42) 相談できなかった理由



※ 県人権・男女共同参画課「令和7年度男女共同参画に関する意識・実態調査」より作成

3 子供への影響

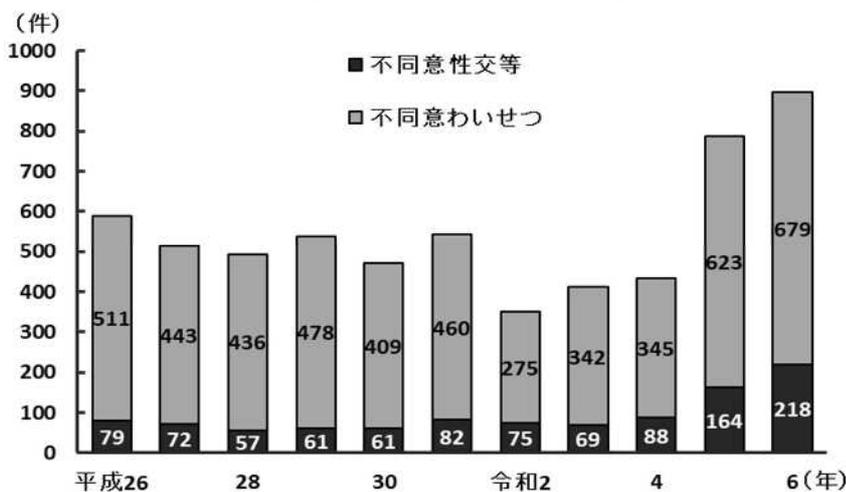
(43) 子供の目撃の有無



※ 県人権・男女共同参画課「令和7年度男女共同参画に関する意識・実態調査」より作成

4 性犯罪の実態

(44) 不同意性交等・不同意わいせつの認知件数



※ 県警察本部刑事総務課調べ

配偶者等から受けた暴力について相談できなかった理由として、「相談するほどのことではないと思った」が最も多く、女性は46.8%、男性は50.7%を占めている。

※ 「その他」、「無回答」は省略。

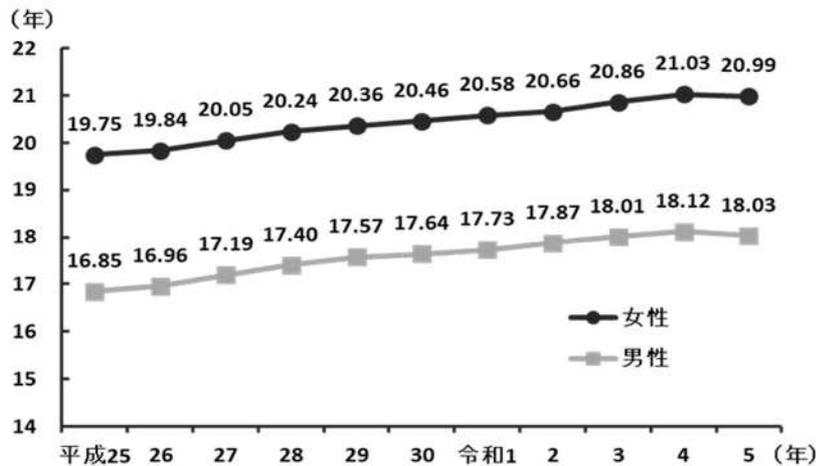
配偶者等から暴力を受けた際に、子供がその様子を「目撃していた」は女性で28.9%、男性で21.0%となっている。

不同意性交等・不同意わいせつの認知件数は、令和6年は不同意性交等が218件、不同意わいせつが679件であった。

※ 刑法の一部が改正(令和5年7月13日施行)され、強制性交等及び強制わいせつの罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更した。

1 高齢化社会

(45) 健康寿命の推移

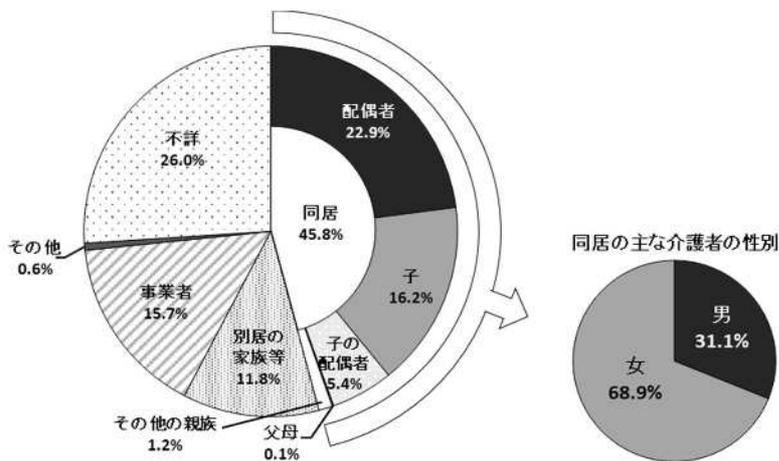


※ 県衛生研究所調べ

本県の令和5年の健康寿命*は、女性20.99年、男性18.03年で、前年と比べて短くなった。

* 健康寿命…65歳に達したのち、介護保険制度の要介護2以上に認定されるまでの期間。

(46) 主な介護者の要介護者等との続柄・性別等 (全国)



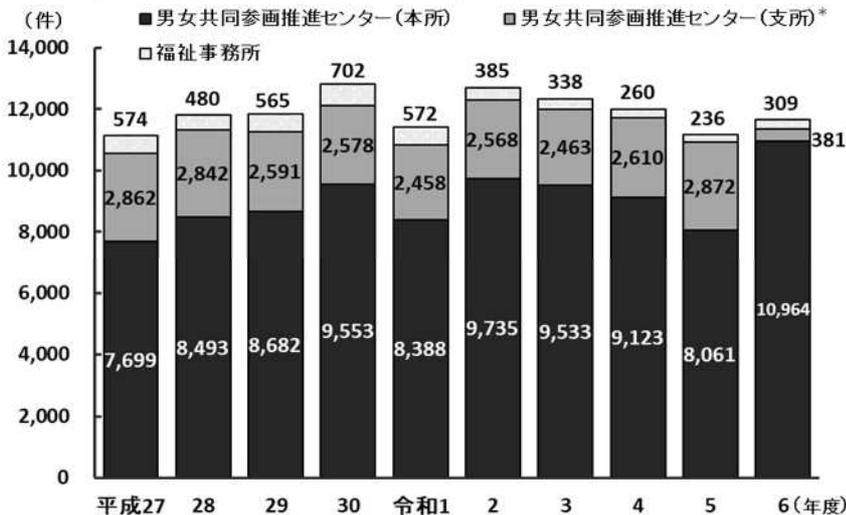
※ 厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」より作成

主な介護者は、要介護者等との「同居」が45.8%となっている。続柄をみると、「配偶者」が22.9%で最も多く、次いで「子」が16.2%となっている。

他方、同居の主な介護者の68.9%が女性となっている。

2 相談の受付状況

(47) 男女共同参画推進センター、婦人相談センター等の相談受付状況



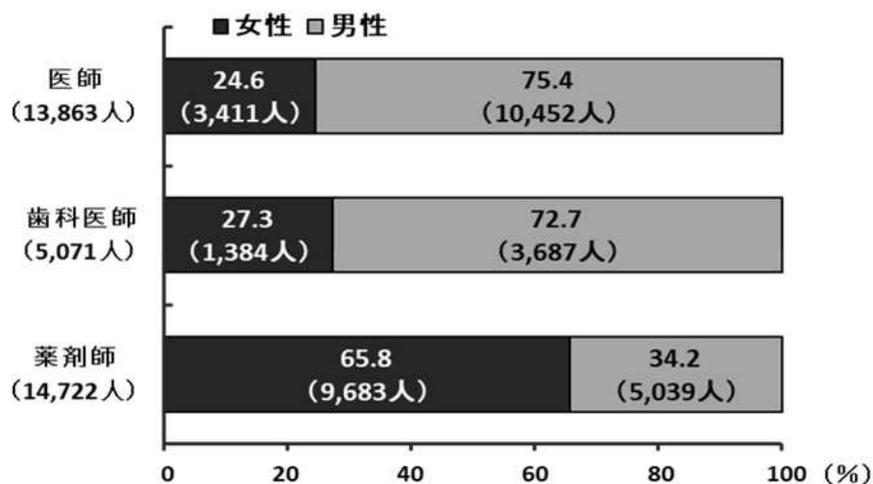
※ 県人権・男女共同参画課調べ

令和5年度の状況は、男女共同参画推進センター（本所）で10,964件、男女共同参画推進センター（支所）381件、福祉事務所で309件、合計で11,654件の相談を受け付けた。

* 令和5年度以前は婦人相談センター。

3 医療従事者の女性割合

(48) 医師、歯科医師、薬剤師に占める女性の割合



※1 厚生労働省「令和6年医師・歯科医師・薬剤師統計」より作成

※2 医師と歯科医師は、医療施設の従事者である。また、薬剤師は薬局・医療施設の従事者である。

令和6年12月31日現在、本県の医療従事者の女性割合は医師が24.6%（全国平均24.4%）、歯科医師が27.3%（同27.0%）、薬剤師が65.8%（同65.1%）となっている。

第2部

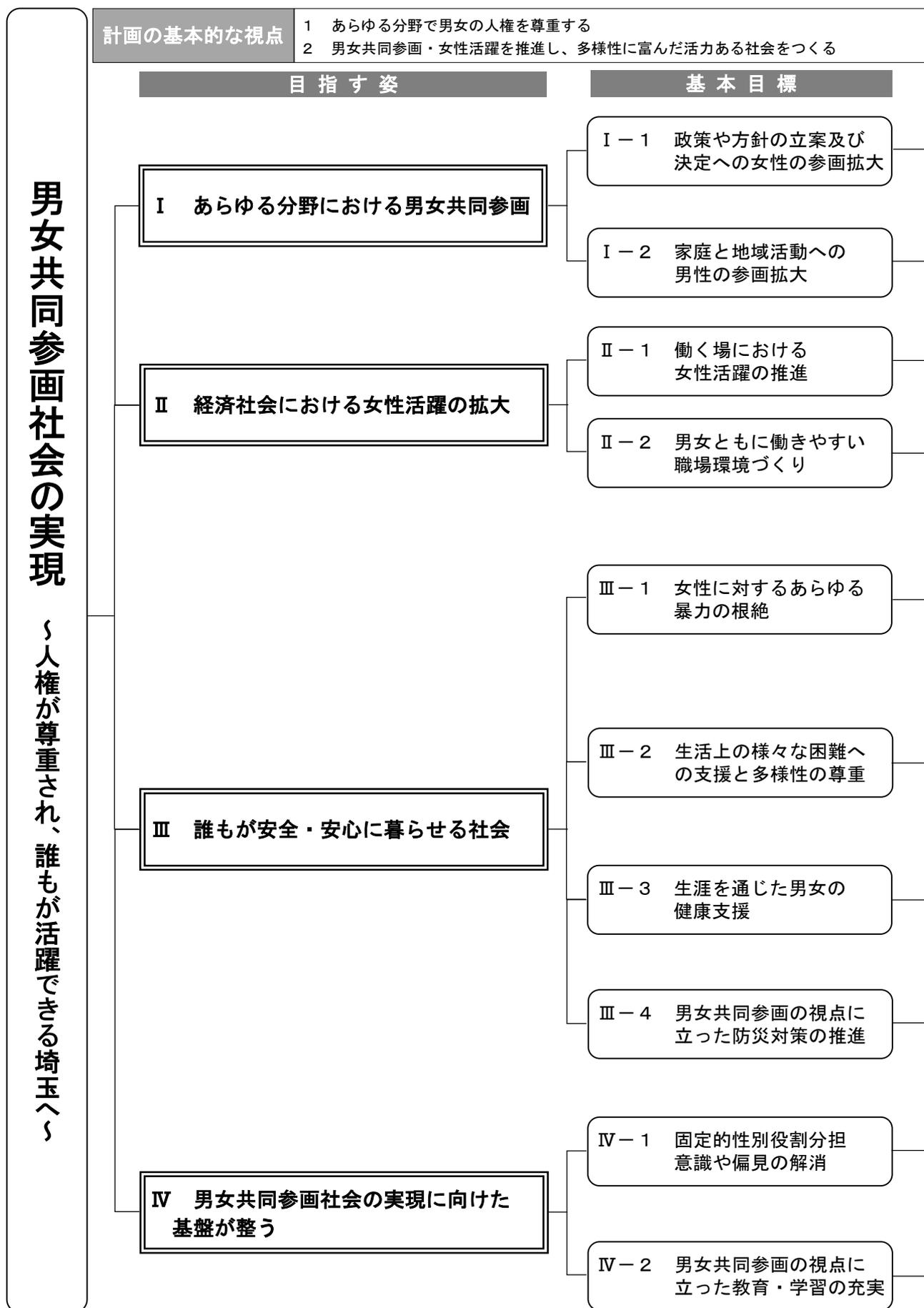
埼玉県の 男女共同参画施策の 実施状況

県では、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とする「埼玉県男女共同参画基本計画」を令和4年3月に策定しました。

第2部では、県の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにするため、埼玉県男女共同参画基本計画の体系及び推進指標の達成に向けた取組状況や事業の実績等について記載しました。また、埼玉県男女共同参画基本計画を実効性あるものにするため、平成15年度に導入した「男女共同参画配慮度評価」の内容、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な拠点施設である男女共同参画推進センター（With You さいたま）の事業などを掲載しました。

1 「埼玉県男女共同参画基本計画」の推進

(1) 計画の体系（計画期間：令和4年度～令和8年度）



- 3 男女が共に家庭・仕事・地域において調和のとれた生活を築く
- 4 SDGsの実現をはじめ国際社会の取組の推進に貢献する

施策の基本的な方向

- (1) 県における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- (2) 市町村、事業所・各種団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- (3) 積極的格差是正措置の具体化の促進
- (4) 女性の人材発掘・育成・活躍の促進

- (1) 男性の家庭・子育て・介護・地域活動への参画の促進
- (2) 家庭と仕事・地域活動の両立の促進
- (3) 子育ての社会的支援
- (4) 介護の社会的支援

- (1) 女性の就業・復職・起業支援
- (2) 女性の就業継続・キャリア形成支援
- (3) 女性活躍に関する情報発信

- (1) 多様な働き方の推進
- (2) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進及び各種ハラスメントの防止
- (3) 様々な就業形態における就業環境の整備

- (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進
- (3) 性犯罪・性暴力への対策の推進
- (4) 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
- (5) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- (6) ストーカー行為などへの対策の推進
- (7) 人身取引対策の推進
- (8) 売買春への対策の推進

- (1) 生活上の様々な困難を抱えた女性などの自立支援
- (2) 高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援
- (3) 障害者、外国人、LGBTQなどの特別な配慮を必要とする人への支援
- (4) 男女共同参画に関する国際理解、国際交流・国際協力の推進

- (1) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進
- (2) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
- (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
- (4) 男女共同参画の視点に立った自殺対策の推進
- (5) 医療分野における女性の参画拡大
- (6) スポーツ分野における男女共同参画の促進

- (1) 防災・災害復興時における意思決定過程への女性の参画拡大
- (2) 防災訓練や自主防災組織などにおける男女共同参画の推進
- (3) 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の充実

- (1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進
- (2) 男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談・情報提供による支援
- (3) 男女共同参画の視点を取り込んだ企画立案及び実施の推進
- (4) メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ
- (5) 男女の人権、とりわけ女性の人権を侵害する情報に対する県民意識の醸成
- (6) 人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護

- (1) 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進
- (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進
- (3) 男女共同参画を推進し多様な選択を可能とする学習の推進

(2) 「埼玉県男女共同参画基本計画」における推進指標の達成状況

「埼玉県男女共同参画基本計画」では、計画の目標である「男女共同参画社会の実現」に向け、「4つの目指す姿」と「10の基本目標」を定めました。

また、基本目標ごとに14の推進指標を掲げ、目標値を設定しています。

令和6年度における実績は次のとおりです。

進捗状況の凡例



：策定時より改善



：策定時から横ばい



：策定時より悪化

| 目指す姿Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画 | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|-----------------------------|-------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------------|
| 基本目標Ⅰ－１ 政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大 | | | | | | | | | | |
| NO. | 推進指標 | 関係部局 | 策定時（基準値） | | 直近の実績 | | 目標値 | | 進捗状況 | 担当課 |
| | | | 年度等 | 値 | 年度等 | 値 | 年度等 | 値 | | |
| 1 | 審議会などの委員に占める女性の割合 | 県民生活部 | 令和2年度 | 39.2% | 令和6年度 | 46.5% | 令和8年度 | 42.0% | | 人権・男女共同参画課 |
| 2 | 委員に占める女性の比率が40～60%の審議会などの割合 | 県民生活部 | 令和2年度 | 56.1% | 令和6年度 | 77.7% | 令和8年度 | 75.0% | | 人権・男女共同参画課 |

| 基本目標Ⅰ－２ 家庭と地域活動への男性の参画拡大 | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--------------------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|------|----------|
| NO. | 推進指標 | 関係部局 | 策定時（基準値） | | 直近の実績 | | 目標値 | | 進捗状況 | 担当課 |
| | | | 年度等 | 値 | 年度等 | 値 | 年度等 | 値 | | |
| 3 | 男性県職員の育児休業取得率 | 総務部 | 令和2年度 | 38.5% | 令和6年度 | 76.7% | 令和7年度 | 50.0% | | 人事課 |
| 4 | 地域社会活動に参加している県民の割合 | 県民生活部 | 令和2年度 | 34.2% | 令和6年度 | 38.2% | 令和8年度 | 41.5% | | 共助社会づくり課 |
| 5 | 保育所待機児童数 | 福祉部 | 令和3年4月1日 | 388人 | 令和7年4月1日 | 208人 | 令和9年4月1日 | 0人 | | こども支援課 |

| 目指す姿Ⅱ 経済社会における女性活躍の拡大 | | | | | | | | | | |
|------------------------|-----------------------|-------|----------|------------------------------------|-------|------------------------------------|------|------------------------------------|------|-------|
| 基本目標Ⅱ－１ 働く場における女性活躍の推進 | | | | | | | | | | |
| NO. | 推進指標 | 関係部局 | 策定時（基準値） | | 直近の実績 | | 目標値 | | 進捗状況 | 担当課 |
| | | | 年度等 | 値 | 年度等 | 値 | 年度等 | 値 | | |
| 6 | 女性(30～39歳、40～49歳)の就業率 | 産業労働部 | 令和2年 | 30～39歳 71.6% 40～49歳 76.3% | 令和6年 | 30～39歳 77.7% 40～49歳 80.2% | 令和8年 | 30～39歳 77.2% 40～49歳 79.7% | | 就業支援課 |

| 基本目標Ⅱ－２ 男女ともに働きやすい職場環境づくり | | | | | | | | | | |
|---------------------------|----------------|-------|----------|--------------|-------|--------------|-------|--------------|------|----------|
| NO. | 推進指標 | 関係部局 | 策定時（基準値） | | 直近の実績 | | 目標値 | | 進捗状況 | 担当課 |
| | | | 年度等 | 値 | 年度等 | 値 | 年度等 | 値 | | |
| 7 | 多様な働き方実践企業の認定数 | 産業労働部 | 令和2年度 | 延べ 3,356社 | 令和6年度 | 延べ 4,203社 | 令和6年度 | 延べ 4,250社 | | 雇用・人材戦略課 |

| 目指す姿Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会 | | | | | | | | | | |
|-------------------------|---------------------|-------|----------|------|-------|------|-------|-------|------|------------|
| 基本目標Ⅲ-1 女性に対するあらゆる暴力の根絶 | | | | | | | | | | |
| NO. | 推進指標 | 関係部局 | 策定時（基準値） | | 直近の実績 | | 目標値 | | 進捗状況 | 担当課 |
| | | | 年度等 | 値 | 年度等 | 値 | 年度等 | 値 | | |
| 8 | 配偶者暴力相談支援センター設置市町村数 | 県民生活部 | 令和2年度 | 20市 | 令和6年度 | 24市 | 令和8年度 | 30市 | ➡ | 人権・男女共同参画課 |
| 9 | 女性の安全・安心ネットワーク参加団体数 | 県民生活部 | 令和2年度 | 31団体 | 令和6年度 | 56団体 | 令和6年度 | 100団体 | ➡ | 防犯・交通安全課 |

| 基本目標Ⅲ-2 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重 | | | | | | | | | | |
|------------------------------|-------------|-------|----------|---|----------------|----------|----------------|----------|------|------------|
| NO. | 推進指標 | 関係部局 | 策定時（基準値） | | 直近の実績 | | 目標値 | | 進捗状況 | 担当課 |
| | | | 年度等 | 値 | 年度等 | 値 | 年度等 | 値 | | |
| 10 | 人権啓発事業の参加者数 | 県民生活部 | — | | 令和4年度～令和6年度の累計 | 129,507人 | 令和4年度～令和8年度の累計 | 180,000人 | ➡ | 人権・男女共同参画課 |

| 基本目標Ⅲ-3 生涯を通じた男女の健康支援 | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--------|-------|----------|------------------------------|-------|------------------------------|------|------------------------------|------|-------|
| NO. | 推進指標 | 関係部局 | 策定時（基準値） | | 直近の実績 | | 目標値 | | 進捗状況 | 担当課 |
| | | | 年度等 | 値 | 年度等 | 値 | 年度等 | 値 | | |
| 11 | 健康寿命 ※ | 保健医療部 | 令和元年 | 男性 17.73年 女性 20.58年 | 令和5年 | 男性 18.03年 女性 20.99年 | 令和8年 | 男性 18.50年 女性 21.28年 | ➡ | 健康長寿課 |

※埼玉県では、65歳に達した県民が健康で自立した生活を送ることができる期間、具体的には、介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間を「健康寿命」として算出しています。

| 基本目標Ⅲ-4 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 | | | | | | | | | | |
|------------------------------|------------|---------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|
| NO. | 推進指標 | 関係部局 | 策定時（基準値） | | 直近の実績 | | 目標値 | | 進捗状況 | 担当課 |
| | | | 年度等 | 値 | 年度等 | 値 | 年度等 | 値 | | |
| 12 | 自主防災組織の組織率 | 危機管理防災部 | 令和元年度 | 91.4% | 令和5年度 | 93.2% | 令和8年度 | 96.0% | ➡ | 危機管理課 |

| 目指す姿Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整う | | | | | | | | | | |
|----------------------------|--------------------------|-------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------------|
| 基本目標Ⅳ-1 固定的役割分担意識や偏見の解消 | | | | | | | | | | |
| NO. | 推進指標 | 関係部局 | 策定時（基準値） | | 直近の実績 | | 目標値 | | 進捗状況 | 担当課 |
| | | | 年度等 | 値 | 年度等 | 値 | 年度等 | 値 | | |
| 13 | 固定的な性別役割分担に同感しない人（全体）の割合 | 県民生活部 | 令和2年度 | 62.8% | 令和2年度 | 62.8% | 令和7年度 | 70.0% | ➡ | 人権・男女共同参画課 |

| 基本目標Ⅳ-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実 | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|------------------------------------|------|----------|-------|-------|--------|-------|------|------|-------|
| NO. | 推進指標 | 関係部局 | 策定時（基準値） | | 直近の実績 | | 目標値 | | 進捗状況 | 担当課 |
| | | | 年度等 | 値 | 年度等 | 値 | 年度等 | 値 | | |
| 14 | 新しい「人権感覚育成プログラム」を活用できる教員を育成した学校の割合 | 教育局 | 令和2年度 | 49.3% | 令和5年度 | 100.0% | 令和5年度 | 100% | ➡ | 人権教育課 |

(3) 「埼玉県男女共同参画基本計画」の主な関連事業・令和6年度実績及び令和6年度、令和7年度当初予算額

目指す姿 I あらゆる分野における男女共同参画

基本目標 I-1 政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大

○施策の基本的な方向

- (1) 県における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- (2) 市町村、事業所・各種団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- (3) 積極的格差是正措置の具体化の促進
- (4) 女性の人材発掘・育成・活躍の促進

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|--------------------------------|---------------|---|---------------|---|-------|------------|
| 1 | (1) | 埼玉県男女共同参画審議会の開催 | 1,316 | 「埼玉県男女共同参画基本計画」に基づく施策の推進状況の検討を行うため審議会を開催した。 ・2回開催(8月29日、2月18日) | 1,026 | 「埼玉県男女共同参画基本計画」に基づく施策の推進状況の検討を行うため審議会を開催する。 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 2 | (1) | 「審議会等及び協議会等への女性の登用促進要綱」の推進 | - | 審議会等における女性の委員の割合42%の達成に向け、42%に達しない審議会担当部局に対して事前協議を実施するなど、女性登用を促進した。 ・3月31日現在 44.2%(令和5年3月31日 40.5%) | - | 審議会等における女性の委員の割合42%の達成に向け、42%に達しない審議会担当部局に対して事前協議を実施するなど、女性登用を促進する。 | 全庁 | 人権・男女共同参画課 |
| 3 | (1) | 推薦団体への協力要請 | - | 各関係団体に委員の推薦を依頼する場合には、女性の適任者の推薦に配慮を求めた。 | - | 目標値42%に達しない審議会担当部局に対して、各関係団体に委員の推薦を依頼する場合には、女性の適任者の推薦に配慮するよう依頼する。 | 全庁 | 人権・男女共同参画課 |
| 4 | (1) | 女性の学識経験者の登用促進 | - | 学識経験者委員については、積極的に女性の登用を図った。 | - | 目標値42%に達しない審議会担当部局に対して、学識経験者委員については、積極的に女性の登用を図るよう依頼する。 | 全庁 | 人権・男女共同参画課 |
| 5 | (1) | 女性職員の職域拡大と管理職への登用促進 | 3,058 | 「人事異動方針」において、女性職員の能力、適性等を評価した積極的な登用を明記するとともに、その職域拡大や管理職への登用に努めた。 管理職に占める女性職員の割合(教育・警察を除く全任命権者):15.1% | 3,074 | 「人事異動方針」において、女性職員の能力、適性等を評価した積極的な登用を明記するとともに、その職域拡大や管理職への登用に努める。 | 総務部 | 人事課 |
| 6 | (1) | 庁内の女性活躍推進 | 460 | 女性職員の一層の活躍を進めるため、庁内で活躍する女性職員が民間企業の経営者のもとで働き方を学ぶ民間企業でのシャドウイングを実施した。 ジョブシャドウイング研修:3名 | 360 | 女性職員の一層の活躍を進めるため、庁内で活躍する女性職員が民間企業の経営者のもとで働き方を学ぶ民間企業でのシャドウイングを実施する。 | 総務部 | 人事課 |
| 7 | (1) | 女性職員の職域拡大と管理職への登用促進 【再掲No5】 | 3,058 【再掲】 | ・主任級・主査級・主幹級の女性職員を対象に、管理職としての意識・能力の向上のための研修を実施した。 キャリアデザイン研修(主任級):15名 キャリアデザイン研修(主査・主幹級):15名 ・キャリア形成に関する課題や悩みを相談したい職員(メンティ)が、面談等を通じて先輩職員(メンター)から支援・助言を受ける制度を実施した。 メンティ:17名、メンター:16名 ・キャリアアップに向けた職員の悩みや相談等に専門的見地から応じるため、希望者への個別のキャリアカウンセリングを実施した。 カウンセリング受講者:20名 | 3,074 【再掲】 | ・主任級・主査級・主幹級の女性職員を対象に、管理職としての意識・能力の向上のための研修を実施する。 ・キャリア形成に関する課題や悩みを相談したい職員(メンティ)が、面談等を通じて先輩職員(メンター)から支援・助言を受ける制度を実施する。 ・キャリアアップに向けた職員の悩みや相談等に専門的見地から応じるため、希望者への個別のキャリアカウンセリングを実施する。 | 総務部 | 人事課 |
| 8 | (1) | 県庁の魅力ややりがいの発信 | - | ・県ホームページにおいて、県庁における管理職の女性割合等を公表し、情報公開に努めた。 ・各種広報活動において、ワークライフバランスや育児との両立支援について紹介し、就職を控えた職員に情報発信した。 ・合格者向け説明会では、休暇制度や子育て支援制度、職員の育児休業取得率について紹介し、子育てのしやすい職場であることをアピールした。 | - | ・県ホームページにおいて、県庁における管理職の女性割合等を公表し、情報公開に努める。 ・各種広報活動において、ワークライフバランスや育児との両立支援について紹介し、就職を控えた職員に情報発信する。 ・合格者向け説明会では、休暇制度や子育て支援制度、職員の育児休業取得率について紹介し、子育てのしやすい職場であることをアピールする。 | 総務部 | 人事課 |
| 9 | (1) | 女性職員の職域拡大と管理職への登用促進 | - | 管理職への女性の積極的な登用と並行して、能力・適性に応じ、積極的に女性職員の配置を進め、引き続き、実績・実力のある女性職員の管理職への登用を図り、令和7年度当初も教育局の女性管理職(副課長級以上)は18人(16.8%)となった。※()は管理職に占める女性の割合。 ・教育局の全ての課に女性の配置をした。 | - | 管理職への女性の積極的な登用と並行して、能力・適性に応じ、積極的に女性職員の配置を進める。 | 教育局 | 教育局総務課 |
| 10 | (1) | 女性の校長・教頭管理職への登用促進 | - | 県立学校長会議や校長協会理事会、副校長・教頭会議等あらゆる場面において、女性活躍の一層の推進を促すとともに、管理職選考においても女性志願者の積極的な募集を働きかけ、県立学校における女性管理職の積極的な登用を図った。 女性校長:18名 女性副校長・教頭:55名 | - | 県立学校長会議や校長協会理事会、副校長・教頭会議等あらゆる場面において、女性活躍の一層の推進を促すとともに、管理職選考においても女性志願者の積極的な募集を働きかけ、県立学校における女性管理職の積極的な登用を図っていく。 女性校長:20名 女性副校長・教頭:54名 | 教育局 | 県立学校人事課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|--------------------------|------------|--|------------|--|------------|-------------------------|
| 11 | (1) | 女性の校長・教頭管理職への登用促進 | — | 市町村教育長研究協議会、教育事務所長協議会、校長研究協議会、市町村教育委員会訪問などあらゆる機会において、女性管理職の活躍の様子を積極的に知らせるとともに、管理職選考試験における女性志願者の増加を働きかけた。この結果、女性管理職の割合が、令和7年4月1日時点で、校長24.1%、教頭19.4%となった。 | — | 市町村教育長研究協議会、教育事務所長協議会、校長研究協議会、市町村教育委員会訪問などあらゆる機会において、女性管理職の活躍の様子を積極的に知らせるとともに、管理職選考試験における女性志願者の増加を働きかける。 | 教育局 | 小中学校人事課 |
| 12 | (1) | 管理職としての意識・能力の向上のための研修等 | — | ・キャリアプランニング支援を目的としたロールモデルシートの作成を行政職以外の職種にも拡大していることに加え、新たに行政職2名、学芸員1名の計3名の女性職員のロールモデルシートを局内に発信した。また、新規採用1年目研修においてロールモデルシートを取り入れたキャリアプランニング研修を実施した。 ・キャリア形成上の課題解決や悩みの解消の援助や直属の上司以外との人間関係の構築を目的として、総務課において試行したメンター制度を教育局に拡大して実施した。 | — | ・キャリアプランニング支援を目的としたロールモデルシートの作成を引き続き実施する。 ・キャリア形成上の課題解決や悩みの解消の援助や直属の上司以外との人間関係の構築を目的として、昨年度教育局において実施したメンター制度の拡大を検討している。 | 教育局 | 教育局総務課 |
| 13 | (1) | 登載者研修や管理職研修における意識向上 | 104 | 以下の研修において、働き方改革の推進や育児休業等の取得しやすい環境整備などについて周知することで、管理職等の意識向上を図った。 ・管理職候補者名簿登載者研修会(5・7・8・10・11月)、4年次副校長・教頭研修会(8月) | 104 | 以下の研修において、働き方改革の推進や育児休業等の取得しやすい環境整備などについて周知することで、管理職等の意識向上を図る。 ・管理職候補者名簿登載者研修会(5・7・8・10・11月)、4年次副校長・教頭研修会(8月) | 教育局 | 県立学校人事課 |
| 14 | (1) | 登載者研修や管理職研修における意識向上 | — | 教頭候補者1・2年次研修及び3年次以降研修、校長候補者1年次研修及び2年次以降研修において、働き方改革の推進や育児休業等の取得しやすい環境整備などについて周知し、管理職候補者や管理職の「女性の人材発掘・育成・活躍の促進」に関する意識の向上を図った。 | — | 教頭候補者1・2年次研修及び3年次以降研修、校長候補者1年次研修及び2年次以降研修において、働き方改革の推進や育児休業等の取得しやすい環境整備などについて周知し、管理職候補者や管理職の「女性の人材発掘・育成・活躍の促進」に関する意識の向上を図っていく。 | 教育局 | 小中学校人事課 |
| 15 | (1) | 女性職員の活躍の推進 | — | 適材適所による登用の推進 ・女性警察官を男性警察官と同様に能力、経験、意欲等に合わせて、最適な業務やポストに配置した。 ライフイベントを考慮したキャリア形成の支援 ・昇任試験受験資格の勤務経歴に育児休業期間を算入し、受験しやすい環境の醸成を図った。 ・各種講習等において、女性のキャリア形成の必要性等について教養を実施した。 | — | ・適材適所による登用の推進 ・ライフイベントを考慮したキャリア形成の支援 | 警察本部 | 警務課 |
| 16 | (1) | 女性職員の積極的な採用 | 475 | ・女性警察官志望者向けの動画、広報物の作成 女性警察官ガイドを作成した。 作成部数 4,000部 ・WEB動画やSNSを活用した女性警察官の魅力発信 対面・オンライン個別相談会を実施した。 相談者 56人(内女性19人) | 396 | ・女性警察官志望者向け広報物の作成 ・WEB動画やSNSを活用し、性別を超えた職員の活躍の発信 ・性別を超えて活躍できる職場をアピールするセミナーの開催 ・対面・オンライン個別相談会の実施 | 警察本部 | 警務課 |
| 17 | (1) | 幹部登用の促進 | — | 女性職員のキャリア形成に関する意識を高める研修の実施 1月、昇任意欲の高い女性職員に対して、キャリアアップセミナーを実施した。 受講者 女性警察官26名 女性職員4名 | 440 | ・女性職員のキャリア形成に関する意見を高める研修の実施 | 警察本部 | 警務課 |
| 18 | (1) | DX推進事業 | 51,020 | 遠隔操作システムによるテレワーク環境を整備した。 ・遠隔操作システムの導入 2,000ライセンス(4月～1月) 500ライセンス(2月～3月) | 7,065 | 県民がデジタル化のメリットを実感できるような行政サービスを計画的かつ効率的に提供するとともに県の業務の効率化を図ることを目的として、業務のペーパーレス化、行政手続の電子化などを進め、埼玉県行政のデジタルトランスフォーメーションの実現を目指す。 | 企画財政部 | 行政・デジタル改革課 情報システム戦略課 |
| 19 | (1) | DX推進事業(内部管理費) | 316,702 | テレワーク環境を整備するとともに、ペーパーレス化を推進した。 ・WEBコミュニケーションツールの導入(Zoom) 13,100ライセンス ・ファイル管理システムの導入(Box) 13,100ライセンス ・ペーパーレス支援ソフトウェアの導入(DocuWorks) 12,618ライセンス | 25,108 | 県民がデジタル化のメリットを実感できるような行政サービスを計画的かつ効率的に提供するとともに県の業務の効率化を図ることを目的として、業務のペーパーレス化、行政手続の電子化などを進め、埼玉県行政のデジタルトランスフォーメーションの実現を目指す。 | 企画財政部 | 行政・デジタル改革課 情報システム戦略課 |
| 20 | (2) | 市町村担当課長会議の開催 | — | 市町村担当課長を対象に、人権・男女共同参画課所管の事業について説明を行った。 | — | 市町村担当課長を対象に、人権・男女共同参画課所管の事業について説明を行う。 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 21 | (2) | 県内市町村状況調査などによる状況把握と結果の提供 | — | 市町村における男女共同参画の推進に関する施策の推進状況調査を行い、その結果を市町村に提供することで、市町村における女性の登用等を促進した。 | — | 市町村における男女共同参画の推進に関する施策の推進状況調査を行い、その結果を市町村に提供することで、市町村における女性の登用等を促進する。 | 県民生活部、関係部局 | 人権・男女共同参画課 |
| 22 | (2) | 男女共同参画推進センター運営費 | 364 | 女性リーダー応援講座 全6回 8月25日(日)～1月18日(土) 参加者221人 | 361 | 女性リーダー応援講座 【主催講座】全6回 6月～12月 【坂戸市共催】全2回 10月26日(日)、11月29日(土) | 県民生活部、関係部局 | 人権・男女共同参画課 |
| 23 | (2) | 男女共同参画推進センター運営費【再掲No.22】 | — | ・市町村職員初任者研修 4月26日(金) 参加者41人 ・地域別研修 埼玉地区 7月9日(火) 参加者104人、 ・児玉郡 8月1日(木) 参加者43人 ・課題別研修 6月30日(日)、10月5日(土)、11月24日(日)、2月2日(日) 参加者計42人(動画配信含む) | — | ・市町村職員初任者研修、地域別研修、課題別研修の実施 | 県民生活部、関係部局 | 人権・男女共同参画課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|--|------------|---|------------|---|------------|------------|
| 24 | (2) | 市町村審議会委員などへの女性の登用促進支援 | - | 市町村から各審議会の公募について情報を集め、人権・男女共同参画課 HP において周知を行った。 | - | 市町村から各審議会の公募について情報を集め、人権・男女共同参画課 HP において周知する。 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 25 | (2) | 埼玉県荻野吟子賞 | 524 | 県内出身で日本で最初の公認女性医師となった「荻野吟子」にちなみ、男女共同参画の推進に顕著な功績のあった個人・団体・事業所を表彰し、男女共同参画社会づくりを促進した。 ・3個人、3事業所を表彰。 | 558 | 県内出身で日本で最初の公認女性医師となった「荻野吟子」にちなみ、男女共同参画の推進に顕著な功績のあった個人・団体・事業所を表彰し、男女共同参画社会づくりを促進する。 | 県民生活部、関係部局 | 人権・男女共同参画課 |
| 26 | (2) | 多様な働き方推進事業 | 35,400 | 女性も男性も仕事と家庭を両立できる環境づくりを推進するため、短時間勤務など多様な働き方実践し、働き方改革に取り組んでいる企業を「多様な働き方実践企業」として県が認定した。 ・多様な働き方実践企業 4,203 社 | 19,831 | 仕事と生活を両立できる環境づくりを推進するため、短時間勤務など多様な働き方実践し、働き方改革に取り組んでいる企業を「多様な働き方実践企業」として県が認定する。 | 産業労働部、関係部局 | 雇用・人材戦略課 |
| 27 | (2) | 男女共同参画推進センター運営費 | 1,442 | ・男女共同参画週間講演会 6月30日(日) 参加者 231人(動画配信含む) ・県政出前講座(男女共同参画基礎講座) 26件 参加者 1,019人 ・男女共同参画講演会(男性によるトークセッション) 10月5日(土) 参加者 622人(動画配信含む) ・With You さいたまフェスティバル 2月1日(土)・2日(日) 参加者 962人 | 1,132 | ・男女共同参画週間講演会 7月12日(土) ・県政出前講座(男女共同参画基礎講座) ・男女共同参画講演会(ダイバーシティ講演会) 8月31日(日) ・With You さいたまフェスティバル等のイベントの開催 2月7日(土)・8日(日) | 県民生活部、関係部局 | 人権・男女共同参画課 |
| 28 | (2) | 男女共同参画基本計画の普及促進 | 57 | 男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画の推進に係る基本的な考え方と施策の方向を示した「埼玉県男女共同参画基本計画」の周知を図った。 ・団体向け事業説明会(8月書面開催) 参加団体数:12団体 | 57 | 男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画の推進に係る基本的な考え方と施策の方向を示した「埼玉県男女共同参画基本計画」の周知を図る。 | 県民生活部・全庁 | 人権・男女共同参画課 |
| 29 | (2) | 県政出前講座 | - | 県政出前講座(男女共同参画基礎講座)の実施 | - | 県政出前講座(男女共同参画基礎講座)の実施 | 県民生活部、関係部局 | 人権・男女共同参画課 |
| 30 | (3) | 男女共同参画推進センター運営費【再掲No.27】 | 1,442【再掲】 | ・男女共同参画週間講演会 6月30日(日) 参加者 231人(動画配信含む) ・県政出前講座(男女共同参画基礎講座) 26件 参加者 1,019人 ・男女共同参画講演会(男性によるトークセッション) 10月5日(土) 参加者 622人(動画配信含む) ・With You さいたまフェスティバル 2月1日(土)・2日(日) 参加者 962人 | 1,132【再掲】 | ・男女共同参画週間講演会 7月12日(土) ・県政出前講座(男女共同参画基礎講座) ・男女共同参画講演会(ダイバーシティ講演会) 8月31日(日) ・With You さいたまフェスティバル等のイベントの開催 2月7日(土)・8日(日) | 県民生活部、関係部局 | 人権・男女共同参画課 |
| 31 | (4) | 男女共同参画推進センター運営費 | 4,081 | ・情報ライブラリーの運営 ・広報紙の発行(年3回) 各5,000部発行 ・男女共同参画パネル貸出 ・ホームページ、SNSの充実 | 733 | 広報紙の発行(年3回) 各3,500部発行 | 県民生活部・全庁 | 人権・男女共同参画課 |
| 32 | (4) | 普及活動推進事業 | 58,117 | ・普及指導員による普及活動の中で、夫婦による共同申請を含めた女性認定農業者とさいたま農村女性アドバイザーの認定を推進した。 ・女性農業者に対して家族経営協定の締結を推進した。 ・農産物加工・販売等、農業の6次産業化についての指導を行った。 ・さいたま農村女性アドバイザーの認定 累計491名 ・家族経営協定締結農家のうち女性が農業経営の方針決定に参加している農家数 1,440件(令和2年度末時点) ・農山村女性の起業件数 226件(令和5年度末時点) | 56,916 | ・普及指導員による普及活動の中で、夫婦による共同申請を含めた女性認定農業者とさいたま農村女性アドバイザーの認定を推進する。 ・女性農業者に対して家族経営協定の締結を推進する。 ・農産物加工・販売等、農業の6次産業化についての指導を行う。 | 農林部 | 農業支援課 |
| 33 | (4) | 男女共同参画推進センター運営費【再掲No.22】 | 364【再掲】 | 女性リーダー応援講座 全6回 8月25日(日)~1月18日(土) 参加者 221人 | 361【再掲】 | 女性リーダー応援講座 【主催講座】全6回 6月~12月 【坂戸市共催】全2回 10月26日(日)、11月29日(土) | 県民生活部・全庁 | 人権・男女共同参画課 |
| 34 | (4) | 男女共同参画推進センター運営費【再掲No.27】 | 1,442【再掲】 | 女性リーダー応援講座 全6回 8月25日(日)~1月18日(土) 参加者 221人 With You さいたまフェスティバル 2月1日(土)・2日(日) 参加者 962人 | 1,132【再掲】 | 女性リーダー応援講座 【主催講座】全6回 6月~12月 【坂戸市共催】全2回 10月26日(日)、11月29日(土) With You さいたまフェスティバル等のイベントの開催 2月7日(土)・8日(日) | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 35 | (4) | 男女共同参画推進センター運営費【再掲No.22】 男女共同参画推進センター運営費【再掲No.27】 | 1,806【再掲】 | ・男女共同参画講演会(男性によるトークセッション) 10月5日(土) 参加者 622人(動画配信含む) | 845【再掲】 | ・男女共同参画講演会(ダイバーシティ講演会) 8月31日(日) | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |

目指す姿 I

あらゆる分野における男女共同参画

基本目標 I-2 家庭と地域活動への男性の参画拡大

- 施策の基本的な方向
- (1) 男性の家庭・子育て・介護・地域活動への参画の促進
 - (2) 家庭と仕事・地域活動の両立の促進
 - (3) 子育ての社会的支援
 - (4) 介護の社会的支援

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|------------------------------|------------|---|------------|---|-------|------------|
| 36 | (1) | 生活習慣改善支援事業 | 638 | 食に関わる地域ボランティアである「埼玉県食生活改善推進員団体連絡協議会」が、男性を含めた料理教室を20市町24会場で実施した。 465名参加。 | 581 | 食に関わる地域ボランティアである「埼玉県食生活改善推進員団体連絡協議会」が、男性を含めた料理教室を県内概ね20会場で実施する。 | 保健医療部 | 健康長寿課 |
| 37 | (1) | 生涯学習情報発信事業(生涯学習ステーション) | - | ホームページで「男女共同参画」に関する指導者情報を提供した。 「男女共同参画」指導者人数:9人 | - | ホームページで「男女共同参画」に関する指導者情報を提供する。 | 教育局 | 生涯学習推進課 |
| 38 | (1) | 男女共同参画推進センター運営費 | 3,045 | ・電話相談 月～水、金、土曜日 9:30～20:30 日曜日、祝・休日 9:30～17:00 ・インターネット相談 24時間受付 ・男性臨床心理士による電話相談 毎月第1・3日曜日 11:00～15:00 | 3,433 | ・電話相談 月～水、金、土曜日 9:30～20:30 日曜日、祝・休日 9:30～17:00 ・インターネット相談 24時間受付 ・男性臨床心理士による電話相談 毎月第1・3日曜日 11:00～15:00 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 39 | (1) | 男性の育休取得推進事業 | 5,673 | 男性の育休取得推進のため、先進企業の表彰・イベントの開催や、就活生等への取組企業のPRにより、男性も共に子育てする機運を醸成した。 埼玉PX大賞表彰1回(大賞1社、奨励賞4社) 男性育休イベント開催1回 | 2,358 | 男性の育休取得推進のため、先進企業の表彰や事例の展開により、男性も共に子育てする機運を醸成する。 | 産業労働部 | 雇用・人材戦略課 |
| 40 | (1) | 働きやすい職場環境づくり支援事業 | 33,380 | ・働き方改革セミナー 6回 ・男性育休取得、テレワーク等の推進など働き方改革に取り組む企業へのアドバイザー派遣 伴走型支援コース16社、通常支援コース132社 ・働き方改革ポータルサイト、テレワークポータルサイトの運営 | 29,176 | ・働き方改革セミナー 4回 ・男性育休取得、テレワーク等の推進など働き方改革に取り組む企業へのアドバイザー派遣 伴走型支援コース15社、通常支援コース130社 ・働き方改革ポータルサイト、テレワークポータルサイトの運営 ・カスタマーハラスメント防止対策の推進(有識者会議、庁内連絡会議の開催) | 産業労働部 | 雇用・人材戦略課 |
| 41 | (1) | 埼玉県女性活躍・子育て応援事業主プランに基づく施策の推進 | - | ・「子育て応援総合サイト」及び「男性職員向け子育て応援サイト」の運営 ・「子育てのための休暇取得プログラム」の実施 ・「育児の日」の実施 ・育児休業中の職員の研修参加の実施 ・所属長等及び所属長等を介して、これから子が生まれる、または子が生まれた男性職員に対し、制度周知を行い、育児休業等の取得を促進。 ・リモートアクセスの運営 ・育児休業取得に対する不安を解消し、理解を深めるため、男性職員を対象とした育児休業等取得支援研修を実施 ・会計年度任用職員向けの子育てに関する制度説明動画を職員ポータル上で公開 | - | ・「子育て応援総合サイト」及び「男性職員向け子育て応援サイト」の運営 ・「子育てのための休暇取得プログラム」の実施 ・「育児の日」の実施 ・育児休業中の職員の研修参加の実施 ・これから子が生まれる、または子が生まれたばかりの男性職員及び所属長等に対し、人事課職員が制度周知を行うとともに、育児休業等の取得を個別に提案 ・リモートアクセスの運営 ・育児休業取得に対する不安を解消し、理解を深めるため、男性職員を対象とした育児休業等取得支援研修を実施 ・会計年度任用職員向けの子育てに関する制度説明動画を職員ポータル上で公開 | 総務部 | 人事課 |
| 42 | (1) | 男性職員の育児参画 | - | 家事、育児をすることの重要性の理解を深めるパパ・ママ子育て研修の実施 ・会場での受講又はオンライン受講によりパパ・ママ子育て研修を年間で4回実施した。 【11月】 ・会場及びオンライン開催 1回 受講者 55人(男性職員49人、女性職員6人) ・会場開催 1回 受講者 69人(男性職員68人、女性職員1人) 【2月】 ・会場及びオンライン開催 2回 受講者 129人(男性職員119人、女性職員10人) ・仕事と育児の両立がしやすい組織構築及び育児休業取得に係るマネジメント力を図るため幹部職員向け両立支援マネジメント研修の実施(年1回) ・10月、会場での受講又はオンライン受講により両立支援マネジメント研修を実施した。 受講者 幹部職員284人 | - | ・家事、育児をすることの重要性の理解を深めるパパ・ママ子育て研修の実施 | 警察本部 | 警務課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|--------------------------------|------------|---|------------|--|-------|------------|
| 43 | (1) | 男性職員の子育てに関する休暇や育児休業の取得促進 | - | ・男性職員の育休取得意向調査をもとに、子の出生状況を把握し、具体的な取得計画の作成や管理職との面談を行うことで、男性職員の育児休業等の取得を積極的に働きかけた。令和6年度の男性職員の育休取得率(令和7年4月1日時点)は93.3%であった。 ・新たに男性職員2名の育児休業体験談シートの作成し、より多様なモデルケースを局内に発信した。 ・妊娠・出産・育児に関するリーフレットについて周知した。 | - | ・男性職員の育休取得意向調査をもとに、子の出生状況を把握し、具体的な取得計画の作成や管理職との面談を行うことで、男性職員の育児休業等の取得を積極的に働きかける。 | 教育局 | 教育局総務課 |
| 44 | (1) | 男性職員の育児休業取得促進 | - | 育児休業を取得しやすい環境の整備、育児休業取得の促進 ・配偶者が妊娠した男性警察官に対して、育児休業等の取得計画書を作成させることで、上職等に意向を伝えやすい環境の醸成を図った。 ・警察署の警察官が育児休業を取得する際に、本部から代替職員を派遣する育児休業支援要員派遣制度を活用させ、育児休業を取得しやすい環境を整備した。 | - | 育児休業を取得しやすい環境の整備、育児休業取得の促進 | 警察本部 | 警務課 |
| 45 | (1) | 「子育てのための休暇取得プログラム」の作成 | - | ・配偶者の出産に伴い、「子育てのための休暇取得プログラム」を作成することで、計画的に育児休業等を取得できるようにした。 | - | ・配偶者の出産に伴い、「子育てのための休暇取得プログラム」を作成することで、計画的に育児休業等を取得できるようにする。 | 教育局 | 教育局総務課 |
| 46 | (1) | 男女共同参画推進センター運営費【再掲No.22】 | 364【再掲】 | ・女性リーダー応援講座 全6回 8月25日(日)～1月18日(土) 参加者221人 | 361【再掲】 | ・女性リーダー応援講座 【主催講座】全6回 6月～12月 【坂戸市共催】全2回 10月26日(日)、11月29日(土) | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 47 | (1) | NPO情報ステーション・共助ポータル運営事業 | 1,665 | NPO・ボランティア活動を支援する総合的な情報提供システム「NPO情報ステーション」及び「共助スタイル」を運営した。 | 1,665 | NPO・ボランティア活動を支援する総合的な情報提供システム「NPO情報ステーション」及び「共助スタイル」を運営する。 | 県民生活部 | 共助社会づくり課 |
| 48 | (1) | 福祉ボランティア活動支援事業費 | 18,869 | ボランティア活動のきっかけづくりを推進するため、埼玉県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会が実施するボランティア体験学習事業に要する経費に対して助成を行った。 参加者数合計：21,941名、実施メニュー数：2,255 | 18,869 | ボランティア活動などの地域福祉活動への支援や、ボランティア活動への参加促進を図ることにより、住民が支え合う地域社会の構築を目指す。そのため、ボランティアの人材養成や情報発信を行う埼玉県ボランティア・市民活動支援センターが実施する事業への支援や県民を対象とした体験学習事業への支援を実施する。 | 福祉部 | 社会福祉課 |
| 49 | (1) | 県政出前講座 | - | 県政出前講座 ①男女共同参画基礎講座 26件 1,019人 ②災害・防災と男女共同参画 26件 1,026人 | - | 県政出前講座 ①男女共同参画基礎講座 ②災害・防災と男女共同参画 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 50 | (1) | 埼玉未来大学運営による高齢者活動支援事業 | 104,503 | 埼玉未来大学を運営する(公財)いきいき埼玉に対してその経費を補助し、シニア層の社会参加活動を支援した。 | 121,693 | 埼玉未来大学を運営する(公財)いきいき埼玉に対してその経費を補助し、シニア層の社会参加活動を支援する。 | 県民生活部 | 共助社会づくり課 |
| 51 | (2) | 働く女性のワンストップ支援拠点事業 | 182,676 | 働きたい女性を対象に、求職に関する相談、セミナー、職業紹介、インターンシップなどを実施した。 働く女性を対象に、定着や両立支援、キャリアアップ支援を図るため初任者・中堅職員向け研修や、管理職等向け研修を行い、資質の向上や企業における人材育成の充実を図った。 女性キャリアセンター利用者 21,564人 新規登録者 4,566人 就職者数 2,043人 | 156,247 | 働きたい女性を対象に、求職に関する相談、セミナー、職業紹介、インターンシップなどを実施する。 働く女性を対象に、定着や両立支援、キャリアアップ支援を図るため初任者・中堅職員向け研修や、管理職等向け研修を行い、資質の向上や企業における人材育成の充実を図る。 | 産業労働部 | 就業支援課 |
| 52 | (2) | 家庭教育支援推進事業 | 2,080 | 「埼玉県家庭教育アドバイザー」を学校や民間企業等に派遣し、親が親として育ち、力をつけるための「親の学習」などを行った。 県からの派遣(320回・394人) | 1,706 | 「埼玉県家庭教育アドバイザー」を学校や民間企業等に派遣し、親が親として育ち、力をつけるための「親の学習」などを行う。 | 教育局 | 生涯学習推進課 |
| 53 | (2) | 男女共同参画推進センター運営費【再掲No.22・No.27】 | 1,806【再掲】 | ・女性リーダー応援講座 全6回 8月25日(日)～1月18日(土) 参加者221人 ・男女共同参画週間講演会 6月30日(日) 参加者231人(動画配信含む) ・県政出前講座(男女共同参画基礎講座) 26件 参加者1,019人 ・男女共同参画講演会(男性によるトークセッション) 10月5日(土) 参加者622人(動画配信含む) ・With You さいたまフェスティバル 2月1日(土)・2日(日) 参加者962人 | 1,493【再掲】 | ・女性リーダー応援講座 【主催講座】全6回 6月～12月 【坂戸市共催】全2回 10月26日(日)、11月29日(土) ・男女共同参画週間講演会 7月12日(土) ・県政出前講座(男女共同参画基礎講座) ・男女共同参画講演会(ダイバーシティ講演会) 8月31日(日) ・With You さいたまフェスティバル等のイベントの開催 2月7日(土)・8日(日) | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 54 | (2) | 働きやすい職場環境づくり支援事業【再掲No.40】 | 33,380【再掲】 | ・働き方改革セミナー 6回 ・男性育休取得、テレワーク等の推進など働き方改革に取り組む企業へのアドバイザー派遣 伴走型支援コース16社、通常支援コース132社 ・働き方改革ポータルサイト、テレワークポータルサイトの運営 | 29,176【再掲】 | ・働き方改革セミナー 4回 ・男性育休取得、テレワーク等の推進など働き方改革に取り組む企業へのアドバイザー派遣 伴走型支援コース15社、通常支援コース130社 ・働き方改革ポータルサイト、テレワークポータルサイトの運営 ・カスタマーハラスメント防止対策の推進(有識者会議、庁内連絡会議の開催) | 産業労働部 | 雇用・人材戦略課 |
| 55 | (2) | 多様な働き方推進事業【再掲No.26】 | 35,400【再掲】 | 女性も男性も仕事と家庭を両立できる環境づくりを推進するため、短時間勤務など多様な働き方を実践し、働き方改革に取り組んでいる企業を「多様な働き方実践企業」として県が認定した。 ・多様な働き方実践企業4,203社 | 19,831【再掲】 | 仕事と生活を両立できる環境づくりを推進するため、短時間勤務など多様な働き方を実践し、働き方改革に取り組んでいる企業を「多様な働き方実践企業」として県が認定する。 | 産業労働部 | 雇用・人材戦略課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|--|-----------------|--|-----------------|--|-------|------------|
| 56 | (2) | 児童福祉行政事務費 | 14,032 | 埼玉県子ども・若者計画等を審議する児童福祉審議会を4回開催した。(5月8日、9月11日、11月8日、1月書面開催) ・委員数18名(内訳:女性10名、男性8名) | 17,368 | 埼玉県子ども・若者計画等を審議する児童福祉審議会を開催する。 | 福祉部 | 子ども政策課 |
| 57 | (2) | 多様な働き方推進事業 【再掲No.26】 | 35,400 【再掲】 | 従業員が100人を超える企業の「多様な働き方実践企業」の認定において、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表状況等について確認を行うことにより、企業における次世代育成支援対策を推進した。 ・多様な働き方実践企業4,203社 | 19,831 【再掲】 | 従業員が100人を超える企業の「多様な働き方実践企業」の認定において、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表状況等について確認を行うことにより、企業における次世代育成支援対策を推進する。 | 産業労働部 | 雇用・人材戦略課 |
| 58 | (2) | 社会福祉施設人材定着化事業 (うち、子育て支援事業) | 10,116 | 働きやすい魅力ある職場づくりを支援することで、福祉人材の確保と定着を図るため、施設に対して産休代替職員等の給与負担を補助した。 ・産休等代替職員費補助 ・産休(産前8週、産後8週)、病休(病休開始後31日目～90日目まで) ・補助実績28施設 | 10,004 | 働きやすい魅力ある職場づくりを支援することで、福祉人材の確保と定着を図るため、施設に対して産休代替職員等の給与負担を補助する。 対象施設:民間社会福祉施設(政令指定都市・中核市に所在する施設、介護保険対象施設、支援費対象施設を除く) | 福祉部 | 社会福祉課 |
| 59 | (2) | 看護職員就業支援事業費 | 38,553 | 未就業の看護の有資格者の職場復帰や、就業中の看護職員の勤務環境の改善を支援することで看護職員の定着促進及び看護職員不足の改善を図った。 ・再就業技術講習会:40回予定 | 41,595 | 未就業の看護の有資格者の職場復帰や、就業中の看護職員の勤務環境の改善を支援することで看護職員の定着促進及び看護職員不足の改善を図る。 ・再就業技術講習会:20回予定 | 保健医療部 | 医療人材課 |
| 60 | (2) | 企業内保育所利用促進事業 | 14,027 | 結婚や出産、子育てなどライフスタイルの変化に合わせて、希望する働き方を多様な選択肢から選ぶことができる環境を整備するため、県内企業内保育所の運営や活用等を支援した。 ・企業内保育所の運営に対する補助2件 ・県内企業内保育所ポータルサイトの構築 | 5,009 | 結婚や出産、子育てなどライフスタイルの変化に合わせて、希望する働き方を多様な選択肢から選ぶことができる環境を整備するため、県内企業内保育所の運営や活用等を支援する。 ・企業内保育所の運営に対する補助 ・県内企業内保育所ポータルサイトの運用 | 産業労働部 | 雇用・人材戦略課 |
| 61 | (2) | 埼玉県荻野吟子賞 【再掲No.25】 | 524 【再掲】 | 県内出身で日本で最初の公認女性医師となった「荻野吟子」にちなみ、男女共同参画の推進に顕著な功績のあった個人・団体・事業所を表彰し、男女共同参画社会づくりを促進した。 ・3個人、3事業所を表彰 | 558 【再掲】 | 県内出身で日本で最初の公認女性医師となった「荻野吟子」にちなみ、男女共同参画の推進に顕著な功績のあった個人・団体・事業所を表彰し、男女共同参画社会づくりを促進する。 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 62 | (2) | 働く女性のワストップ支援拠点事業 【再掲No.51】 | 182,676 【再掲】 | 女性の「働く」を応援するワストップサイト上にて、働く女性の経験や企業の取組等をインタビュー記事で紹介した。 身近なロールモデルのインタビュー 12件 | 156,247 【再掲】 | 女性の「働く」を応援するワストップサイト上にて、働く女性の経験や企業の取組等をインタビュー記事やコラムで紹介する。 | 産業労働部 | 就業支援課 |
| 63 | (2) | (1)鉄道整備要望 (2)ノンステップバス導入促進事業 (3)みんなに親しまれる駅づくり事業 | 58,600 | (1)県内に路線を持つ各鉄道事業者に対し、増発、スピードアップ、乗換えや接続の改善、快適な鉄道利用環境の整備等、多岐にわたる内容の要望を文書で行った。 (2)ノンステップバスの導入費用の一部を負担する市町村に対して補助をした。 (3)エレベーター、障害者対応型トイレの設置などの駅のバリアフリー化を進める市町村に対して、設置費用の一部を補助した。(3市3駅5施設) | 92,750 | (1)県内に路線を持つ各鉄道事業者に対し、増発、スピードアップ、乗換えや接続の改善、快適な鉄道利用環境の整備等、多岐にわたる内容の要望を文書で行う。 (2)ノンステップバスの導入費用の一部を負担する市町村に対して補助をする。 (3)エレベーター、障害者対応型トイレの設置などの駅のバリアフリー化を進める市町村に対して、設置費用の一部を補助する。(3市町3駅4施設) | 企画財政部 | 交通政策課 |
| 64 | (2) | 街路整備費、社会資本整備総合交付金(改築)事業費など14事業 | 21,204,576 | 圏央道などの高規格道路のインターチェンジへのアクセス道路などの幹線道路整備や渋滞解消を目的としたバイパス整備及び地域の生活を支える身近な道路整備を推進した。 | 24,405,647 | 圏央道などの高規格道路のインターチェンジへのアクセス道路などの幹線道路整備や渋滞解消を目的としたバイパス整備及び地域の生活を支える身近な道路整備を推進している。 | 県土整備部 | 道路街路課 |
| 65 | (3) | 保育対策緊急整備事業費 認可外保育施設指導監督費 幼児教育・保育無償化円滑化事業費 | 319,942 | ・保育所緊急整備事業 保育所等の施設整備に係る経費を補助した。 ・市町村に対する助言指導 ・認可外保育施設の保育従事者に対する研修(1回開催) ・幼児教育無償化に係る事務費を市町村に対して助成した。 | 166 | ・市町村に対する助言指導 ・認可外保育施設の保育従事者に対する研修(1回開催) | 福祉部 | 子ども支援課 |
| 66 | (3) | 企業内保育所利用促進事業 【再掲No.60】 | 14,027 【再掲】 | 結婚や出産、子育てなどライフスタイルの変化に合わせて、希望する働き方を多様な選択肢から選ぶことができる環境を整備するため、県内企業内保育所の運営や活用等を支援した。 ・企業内保育所の運営に対する補助2件 ・県内企業内保育所ポータルサイトの構築 | 5,009 【再掲】 | 結婚や出産、子育てなどライフスタイルの変化に合わせて、希望する働き方を多様な選択肢から選ぶことができる環境を整備するため、県内企業内保育所の運営や活用等を支援する。 ・企業内保育所の運営に対する補助 ・県内企業内保育所ポータルサイトの運用 | 産業労働部 | 雇用・人材戦略課 |
| 67 | (3) | 保育所地域子育て支援事業費 | 1,570,106 | 子育て支援及び保育に対する多様なニーズに対応するため、延長保育、一時預かり、病児保育の実施に必要な経費を市町村に対し補助した。 | 1,672,021 | 子育て支援及び保育に対する多様なニーズに対応するため、延長保育、一時預かり、病児保育の実施に必要な経費を市町村に対し補助する。 | 福祉部 | 子ども支援課 |
| 68 | (3) | 預かり保育推進事業 | 503,470 | 開園日の4/5以上の日数で1日2時間以上、通常の保育日に預かり保育を実施している幼稚園に補助を行った。 ・補助を受けた私立幼稚園数 令和6年度 218園 | 506,620 | 開園日の4/5以上の日数で1日2時間以上、通常の保育日に預かり保育を実施している幼稚園に補助を行う。 | 総務部 | 学事課 |
| 69 | (3) | 埼玉版放課後児童健全育成事業 | 7,483,497 | 放課後児童健全育成事業を実施する市町村に対し経費の一部を補助した。放課後児童クラブの施設整備や既存施設の改修整備等により、新たに放課後児童クラブを設置するために必要な経費や、障害児受け入れのために必要な改修費等を補助した。 | 8,952,210 | 放課後児童健全育成事業を実施する市町村に対し経費の一部を補助する。放課後児童クラブの施設整備や既存施設の改修整備等により、新たに放課後児童クラブを設置するために必要な経費や、障害児受け入れのために必要な改修費等を補助する。 | 福祉部 | 子ども支援課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|---|-----------------|---|-----------------|--|-------|---------|
| 70 | (3) | 放課後子供教室推進事業 | 223,247 | ・市町村が実施する放課後子供教室への支援(補助金交付:49市町村) ・「地域学校協働活動推進委員会」2回実施 ・「地域学校協働活動地区別担当者会議」4教育事務所 各2回実施 ・事例集等の作成による普及・啓発(通信:年5回発行・事例集:3月発行) ・地域学校協働活動推進セミナーの実施(2回・165人) ・放課後コーディネーター研修の実施(2回・41人) ・地域学校協働活動推進フォーラムの実施(1回・279人) | 189,825 | ・市町村が実施する放課後子供教室への支援 ・「地域学校協働活動推進委員会」2回実施 ・「地域学校協働活動地区別担当者会議」4教育事務所 各2回実施 ・事例集等の作成による普及・啓発 ・地域学校協働活動推進セミナーの実施 ・放課後コーディネーター研修の実施 | 教育局 | 生涯学習推進課 |
| 71 | (3) | 地域子育て支援事業費 | 1,516,118 | 地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センター及び利用者支援事業を実施する市町村に対し運営費の一部を補助した。 また、ファミリー・サポート・センター事業に係る幼児教育無償化への対応などにより、地域の子育て支援の充実を図り、子育ての不安感を緩和して子どもの健全な育ちを促進した。 | 1,680,420 | 地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センター及び利用者支援事業を実施する市町村に対し運営費の一部を補助する。 また、ファミリー・サポート・センター事業に係る幼児教育無償化への対応などにより、地域の子育て支援の充実を図り、子育ての不安感を緩和して子どもの健全な育ちを促進する。 | 福祉部 | こども支援課 |
| 72 | (3) | 保育士確保推進事業 | 105,126 | 潜在保育士等の就職支援を行う保育士・保育園支援センターの運営を行うとともに、県内保育所等に就職する新卒保育士及び潜在保育士に対する就職準備金の貸付を行うことにより保育士の確保を図った。 | 143,010 | 潜在保育士等の就職支援を行う保育士・保育園支援センターの運営を行うとともに、県内保育所等に就職する新卒保育士及び潜在保育士に対する就職準備金の貸付を行うことにより保育士の確保を図る。 | 福祉部 | こども支援課 |
| 73 | (3) | 幼稚園教育振興・充実事業 | 7,381 | ・埼玉県幼稚園等新規採用教員研修 運営協議会 園外研修 年間10日、園内研修 年間10日 ・埼玉県幼稚園等主任教諭等研究協議会 参加者75名 ・公立幼稚園指導者派遣事業 1回実施 | 7,211 | ・埼玉県幼稚園等新規採用教員研修 運営協議会 園外研修 年間10日、園内研修 年間10日 ・埼玉県幼稚園等主任教諭等研究協議会 ・公立幼稚園指導者派遣事業 | 教育局 | 義務教育指導課 |
| 74 | (3) | 保育士研修等事業 | 811,534 | 保育士の専門性を高める研修や子育て支援に必要な知識や技能等を修得する研修等を実施した。 ・保育士等キャリアアップ研修事業 修了者 13,302名/72回 ・子育て支援員等研修事業 修了者 811名/16回 ・保育の質向上研修事業 受講者 2,294名/21回 | 1,105,616 | 保育士の専門性を高める研修や子育て支援に必要な知識や技能等を修得する研修等を実施する。 ・保育士等キャリアアップ研修事業 定員約15,100名 ・子育て支援員等研修事業 定員1,050名/54回 ・保育の質向上研修事業 定員約100名×19回 | 福祉部 | こども支援課 |
| 75 | (3) | ひとり親家庭等医療費支給事業 | 1,004,743 | 各種医療保険の自己負担分を助成した市町村に対して、その事業費の一部を補助した。 | 1,190,937 | 各種医療保険の自己負担分を助成した市町村に対して、その事業費の一部を補助する。 | 保健医療部 | 国保医療課 |
| 76 | (3) | ひとり親家庭福祉推進事業費 母子・父子福祉センター管理運営事業費 (就業支援専門員設置事業) ひとり親家庭自立支援事業費 児童扶養手当給付費 母子父子寡婦福祉資金貸付費 | 3,094,010 | ・ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、次の事業を行った。 (1) 自立支援給付金の支給(自立支援給付金6人、高等職業訓練促進給付金26人) (2) 母子緊急一時保護事業 (3) 自立支援プログラムの策定 (4) 日常生活支援事業(市町村補助) (5) 生活向上事業(市町村補助) (7) 高等職業訓練促進資金貸付事業 (8) ひとり親家庭スタートアップ支援事業(離婚前後親支援講座3回開催) (9) 親子交流支援事業 ・支援が必要なひとり親家庭の早期発見に努めるとともに、継続的な見守りを行うため、当事者団体である(公財)埼玉県ひとり親福祉連合会のマンパワーを活用し、地域ごとに交流会や相談会などを開催した。(交流会53回開催、834人参加、相談会53回開催、834人参加) ・就業支援専門員を中心に相談から職場定着まで切れ目ない支援を行うとともに、ひとり親家庭の資格取得を応援するため、セミナーや看護学校受験対策講座を実施した。(看護学校受験対策講座19回開催、9人参加、医療事務講座11回開催、9人参加、調剤薬局事務講座6回開催、14人参加) ・家庭生活の安定と自立促進に寄与するため、ひとり親家庭等に手当を支給した。(支給人数2,583人、支給額1,408,330円) ・母子家庭等に修学資金、就学支度資金、生活資金など、12種類の資金の貸付を行い、その経済的自立の促進と生活意欲の助長、扶養している児童の福祉の増進を図った。 | 3,149,282 | ・ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、次の事業を行う。 (1) 自立支援給付金の支給 (2) 母子緊急一時保護事業 (3) 自立支援プログラムの策定 (4) 日常生活支援事業(市町村補助) (5) 生活向上事業(市町村補助) (6) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (7) 高等職業訓練促進資金貸付事業 (8) ひとり親家庭スタートアップ支援事業 (9) 親子交流支援事業 ・支援が必要なひとり親家庭の早期発見に努めるとともに、継続的な見守りを行うため、当事者団体である(公財)埼玉県ひとり親福祉連合会のマンパワーを活用し、地域ごとに交流会や相談会などを開催する。 ・就業支援専門員を中心に相談から職場定着まで切れ目ない支援を行うとともに、ひとり親家庭の資格取得を応援するため、セミナーや看護学校受験対策講座を実施する。 ・家庭生活の安定と自立促進に寄与するため、ひとり親家庭等に手当を支給する。 ・母子家庭等に修学資金、就学支度資金、生活資金など、12種類の資金の貸付を行い、その経済的自立の促進と生活意欲の助長、扶養している児童の福祉の増進を図る。 | 福祉部 | こども政策課 |
| 77 | (3) | こども医療費支給事業 | 3,769,104 | 各種医療保険の自己負担分を助成した市町村に対して、その事業費の一部を補助した。 | 4,373,271 | 各種医療保険の自己負担分を助成した市町村に対して、その事業費の一部を補助する。 | 保健医療部 | 国保医療課 |
| 78 | (3) | 働く女性のワンストップ支援拠点事業 【再掲No.51】 | 182,676 【再掲】 | 家計急変やシングルマザー等就業を急ぐ女性を対象に、面談相談から職業紹介まで迅速に対応する早期就業支援を行った。 | 156,247 【再掲】 | 家計急変やシングルマザー等就業を急ぐ女性を対象に、面談相談から職業紹介まで迅速に対応する早期就業支援を行う。 | 産業労働部 | 就業支援課 |
| 79 | (3) | ひとり親家庭及び生活保護受給者等対象訓練事業費 | 32,007 | 母子家庭の母、父子家庭の父及び生活保護受給者を対象に、職業的自立を促進することを目的とした職業訓練を実施(介護分野、事務分野、IT分野など) ・受講者数11人中、女性10人 | 31,614 | 母子家庭の母、父子家庭の父及び生活保護受給者を対象に、職業的自立を促進することを目的とした職業訓練を実施(介護分野、事務分野、IT分野など) | 産業労働部 | 産業人材育成課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|--|------------|--|-------------|--|-------|------------|
| 80 | (3) | 男女共同参画推進センター運営費【再掲No.22・No.27・No.31】 | 2,625【再掲】 | ・女性リーダー応援講座 全6回 8月25日(日)～1月18日(土) 参加者221人 ・男女共同参画週間講演会 6月30日(日) 参加者231人(動画配信含む) ・県政出前講座(男女共同参画基礎講座) 26件 参加者1,019人 ・男女共同参画講演会(男性によるトークセッション) 10月5日(土) 参加者622人(動画配信含む) ・With You さいたまフェスティバル 2月1日(土)・2日(日) 参加者962人 ・広報紙の発行(年3回) 各5,000部発行 | 2,226【再掲】 | ・女性リーダー応援講座【主催講座】 全6回 6月～12月【坂戸市共催】 全2回 10月26日(日)、11月29日(土) ・男女共同参画週間講演会 7月12日(土) ・県政出前講座(男女共同参画基礎講座) ・男女共同参画講演会(ダイバーシティ講演会) 8月31日(日) ・With You さいたまフェスティバル等のイベントの開催 2月7日(土)・8日(日) ・広報紙の発行(年3回) 各3,500部発行 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 81 | (3) | 地域子育て支援事業費(地域子育て支援拠点事業) | 1,315,738 | 地域子育て支援拠点事業を実施する市町村に対し、運営費の一部を補助した。 | 1,455,996 | 地域子育て支援拠点事業を実施する市町村に対し、運営費の一部を助成する。 | 福祉部 | こども支援課 |
| 82 | (3) | 埼玉版ネウボラ推進事業 | 250,775 | 妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行う「こども家庭センター(旧子育て世代包括支援センター)」の相談支援機能拡充を図るため設置運営する市町村へ補助を行った。 | 318,433 | 妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行う「こども家庭センター(旧子育て世代包括支援センター)」の相談支援機能拡充を図るため設置運営する市町村へ補助を行う。 | 保健医療部 | 健康長寿課 |
| 83 | (3) | SNSを活用した児童虐待相談事業 | 42,240 | 子育ての悩みを抱える保護者や子供本人からの相談に対して、SNSを活用し、どこからでも相談できる窓口を設置し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行った。 | 22,617 | 子育ての悩みを抱える保護者や子供本人からの相談に対して、SNSを活用し、どこからでも相談できる窓口を設置し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行う。 | 福祉部 | こども安全課 |
| 84 | (3) | 地域子育て支援事業費(利用者支援事業) | 74,182 | 利用者支援事業を実施する市町村に対して、運営費の一部を補助した。 | 89,039 | 利用者支援事業を実施する市町村に対して、運営費の一部を助成する。 | 福祉部 | こども支援課 |
| 85 | (3) | 不登校支援サイトの運営 | - | 「不登校の子供たちとその保護者を支援するためのサイト」を設け、関係機関先や不登校支援の動画、保護者や当事者の体験談等を掲載し、情報提供を行った。 ・サイト閲覧数:23,893回(4月1日～3月31日) | - | 「不登校の子供たちとその保護者を支援するためのサイト」を設け、関係機関先や不登校支援の動画、保護者や当事者の体験談等を掲載し、情報提供を行う。 | 教育局 | 生徒指導課 |
| 86 | (3) | 子育て応援住宅認定制度の実施 | - | ・子育て応援マンション認定件数 136戸(累計11,527戸) ・子育て応援分譲住宅認定件数 61戸(累計1,403戸) | - | (令和6年度で廃止) | 都市整備部 | 住宅課 |
| 87 | (3) | パパ・ママ応援ショップ事業 | 6,856 | 18歳に達して次の3月末を迎えるまでの子供を持つ家庭及びこれから出産予定の家庭が「優待カード」を提示することで、協賛企業・店舗、施設等が割引などの特典を提供した。企業や地域社会全体で子育て家庭を支える気運を醸成するとともに、子育て家庭が「地域に支えられている」「子供を持って良かった」と実感できる社会づくりを進めた。 令和7年3月末協賛店舗数:22,200店舗 | 11,373 | 18歳に達して次の3月末を迎えるまでのこどもを持つ家庭及びこれから出産予定の家庭が「優待カード」を提示することで、協賛企業・店舗、施設等が割引などの特典を提供する。企業や地域社会全体で子育て家庭を支える気運を醸成するとともに、子育て家庭が「地域に支えられている」「子供を持って良かった」と実感できる社会づくりを進める。 | 福祉部 | こども政策課 |
| 88 | (4) | 介護サービス事業者に対する適正指導 | - | 介護サービス事業者に対する指導を適正に行うことにより、事業における透明性の確保、質の向上を図った。 | - | 介護サービス事業者に対する指導を適正に行うことにより、事業における透明性の確保、質の向上を図る。 | 福祉部 | 高齢者福祉課 |
| 89 | (4) | 介護事業者指導事業費 | 4,903 | 介護保険サービス提供事業者に対する運営指導を実施し、その質の向上を図った。 | 4,903 | 介護保険サービス提供事業者に対する運営指導を実施し、その質の向上を図る。 | 福祉部 | 福祉監査課 |
| 90 | (4) | 介護支援専門員支援養成研修事業 | 8,463 | 介護支援専門員に対し、法定研修や介護の専門知識・技術を習得し、資質向上を目指す研修を実施した。 介護支援専門員法定研修修了者数:2,533名 介護支援専門員資質向上研修修了者数:2,349名 | 9,222 | 介護支援専門員に対し、法定研修や介護の専門知識・技術を習得し、資質向上を目指す研修を実施する。 ・介護支援専門員法定研修の実施:5月～12月(予定) ・介護支援専門員資質向上研修の実施:年10回(予定) | 福祉部 | 高齢者福祉課 |
| 91 | (4) | (1)高等技術専門校訓練等推進事業費 (2)産学官連携による在職者訓練 (3)委託訓練事業費 | 2,046,187 | (1)高等技術専門校において求職者に対する職業訓練を実施(介護分野) ・入校者数14人中、女性11人 (2)高等技術専門校において中小企業等の在職者に対する技能講習を実施(介護分野) ・受講者数278人中、女性184人 (3)介護分野の職業訓練を実施 ・一般委託訓練受講者数884人中、女性520人 | 2,035,141 | (1)高等技術専門校において求職者に対する職業訓練を実施(介護分野) (2)高等技術専門校において中小企業等の在職者に対する技能講習を実施(介護分野) (3)介護分野の職業訓練を実施 | 産業労働部 | 産業人材育成課 |
| 92 | (4) | 市町村介護保険財政支援事業費 | 97,328,145 | 要介護者が尊厳を保持し、能力に応じて自立した日常生活を営めるように国民の共同連帯の理念に基づき必要な介護給付を行った。 | 102,783,451 | 要介護者が尊厳を保持し、能力に応じて自立した日常生活を営めるように国民の共同連帯の理念に基づき必要な介護給付を行う。 | 福祉部 | 地域包括ケア課 |
| 93 | (4) | 特別養護老人ホーム等整備事業費【整備】 | 2,814,258 | 老人福祉法に規定する老人福祉施設のうち、特別養護老人ホーム等の整備費を助成した。 特別養護老人ホーム整備に対する補助 ・創設 3,270千円/定員1人 ・増床 2,360千円/定員1人 ※令和5年度特養の定数増 793人分 | 1,584,728 | 社会福祉法人等へ施設整備費を助成することにより、特別養護老人ホームの整備を進めるとともに、老朽化した特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの居室環境等の改善を図り、要介護高齢者の福祉の向上を図る。 | 福祉部 | 高齢者福祉課 |

目指す姿 Ⅱ 経済社会における女性活躍の拡大

基本目標Ⅱ-1 働く場における女性活躍の推進

- 施策の基本的な方向
- (1) 女性の就業・復職・起業支援
 - (2) 女性の就業継続・キャリア形成支援
 - (3) 女性活躍に関する情報発信

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|--|---------------|--|---------------|--|-------|---------|
| 94 | (1) | 働く女性のワンストップ支援拠点事業【再掲No.51】 | 182,676【再掲】 | 働きたい女性を対象に、求職に関する相談、セミナー、職業紹介、インターンシップなどを実施した。 また、子育てなどで離職している女性やキャリアチェンジを目指している非正規雇用労働者を対象に、女性のデジタル人材育成講座を開催し、就業までを一体的に支援した。 | 156,247【再掲】 | 働きたい女性を対象に、求職に関する相談、セミナー、職業紹介、インターンシップなどを実施する。 また、子育てなどで離職している女性やキャリアチェンジを目指している非正規雇用労働者を対象に、女性のデジタル人材育成講座を開催し、就業までを一体的に支援する。 | 産業労働部 | 就業支援課 |
| 95 | (1) | 埼玉しごとセンター推進事業(埼玉しごとセンター事業) | 151,089 | 埼玉しごとセンター利用者数 41,743人 【埼玉しごとセンターによる支援】 ・職業相談の実施 ・各種就職支援セミナーの実施 ・心理カウンセリングの実施 | 174,404 | 【埼玉しごとセンターによる支援】 ・職業相談の実施 ・各種就職支援セミナーの実施 ・心理カウンセリングの実施 | 産業労働部 | 就業支援課 |
| 96 | (1) | 働く女性のワンストップ支援拠点事業【再掲No.51】 | 182,676【再掲】 | 働く女性を対象に、定着や両立支援、キャリアアップ支援を図るため初任者・中堅職員向け研修や、管理職等向け研修を行い、資質の向上や企業における人材育成の充実を図った。 また、子育てなどで離職している女性やキャリアチェンジを目指している非正規雇用労働者を対象に、女性のデジタル人材育成講座を開催し、就業までを一体的に支援した。 ・女性デジタル人材育成講座の開催 就業確認者数 696人 基礎講座受講者数 2,561人 応用講座修了者数 380人 | 156,247【再掲】 | 働く女性を対象に、定着や両立支援、キャリアアップ支援を図るため初任者・中堅職員向け研修や、管理職等向け研修を行い、資質の向上や企業における人材育成の充実を図る。 また、子育てなどで離職している女性やキャリアチェンジを目指している非正規雇用労働者を対象に、女性のデジタル人材育成講座を開催し、就業までを一体的に支援する。 | 産業労働部 | 就業支援課 |
| 97 | (1) | 働く女性のワンストップ支援拠点事業【再掲No.51】 | 182,676【再掲】 | 女性活躍推進連携会議において、委員である経済団体等を通じて企業等に女性活躍推進の働きかけを実施した。 女性活躍推進連携会議 2回開催 | 156,247【再掲】 | 女性活躍推進連携会議において、委員である経済団体等を通じて企業等に女性活躍推進の働きかけを実施する。 | 産業労働部 | 就業支援課 |
| 98 | (1) | 働く女性のワンストップ支援拠点事業【再掲No.51】 | 182,676【再掲】 | 仕事と家庭の両立やキャリアアップを目指して頑張る女性を応援するため、良き相談相手として経済団体等から推薦いただいた女性管理職等がメンターとして活動した。 | 156,247【再掲】 | 仕事と家庭の両立やキャリアアップを目指す女性を応援するため、良き相談相手として経済団体等から推薦された女性管理職等がメンターとして活動する。 | 産業労働部 | 就業支援課 |
| 99 | (1) | (1)高等技術専門学校訓練等推進事業費 (2)産学官連携による在職者訓練 (3)委託訓練事業費【再掲No.91】 | 2,046,187【再掲】 | (1) 高等技術専門学校において求職者に対する職業訓練を実施 ・令和6年度入校者数 385人中、女性 54人 (2) 高等技術専門学校において中小企業等の在職者に対する技能講習を実施 ・令和6年度受講者数 3,639人中、女性 1,091人 (3) 1か月～24か月の委託訓練を実施(介護分野、事務分野、IT分野など) ・一般委託訓練受講者数 4,032人中、女性 2,987人 ・障害者対象訓練受講者数 197人中、女性 78人 | 2,035,141【再掲】 | (1) 高等技術専門学校において求職者に対する職業訓練を実施 (2) 高等技術専門学校において中小企業等の在職者に対する技能講習を実施 (3) 1か月～24か月の委託訓練を実施(介護分野、事務分野、IT分野など) | 産業労働部 | 産業人材育成課 |
| 100 | (1) | 県内中小企業在職者の技能向上支援事業 | 15,890 | AIに使用されるプログラミング言語の習得や、ロボットカー等によるIoTの仕組みの理解、ドローンの業務への活用について学ぶ講座を拡充し、企業の生産性や競争力を高めるため人材育成を支援 ・受講者数 302人中、女性 61人 | 12,823 | AIに使用されるプログラミング言語の習得や、教育キットによるIoTの仕組みの理解、ドローンの業務への活用について学ぶ講座を拡充し、企業の生産性や競争力を高めるため人材育成を支援 | 産業労働部 | 産業人材育成課 |
| 101 | (1) | 委託訓練事業費【再掲No.91】 | 1,731,394【再掲】 | 託児サービス付き職業訓練を実施 受講者数 12人中、女性 11人 | 1,731,151【再掲】 | 託児サービス付き職業訓練を実施 | 産業労働部 | 産業人材育成課 |
| 102 | (1) | 高等技術専門学校の募集・広報活動 | - | 高等技術専門学校においてオープンキャンパス(体験付き、施設見学会、入校相談会)を実施 (参加者数 740人) | - | 高等技術専門学校においてオープンキャンパス(体験付き、施設見学会、入校相談会)を実施 | 産業労働部 | 産業人材育成課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|---|-------------------------|---|-------------------------|--|-------|---------|
| 103 | (1) | (1) 創業・ベンチャー支援事業費(うち、女性起業家支援事業) (2) 創業・ベンチャー支援センター埼玉管理運営費 創業・ベンチャー支援センター埼玉事業費 | 43,615 | (1) 女性によるビジネスプランコンテストの開催 「SAITAMA Smile Women ビッチ 2024」の開催(11/16 ファイナルイベント、参加者 116 名) ・女性起業家ロールモデルの提供 「SAITAMA Smile Women ビッチ 2024」受賞者紹介冊子の作成配布、ホームページへの掲載 ・女性創業支援チームによる集中支援 女性創業アドバイザーによる相談支援 1,202 件 女性創業スタートアップ塾(5日間コース)の実施:参加 140 名 女性出張相談会(県内5か所で月1開催):相談件数 163 件 ・女性起業支援ルーム「COCOオフィス」の管理運営 入居者:27名(令和6年度末時点) (2) ・アドバイザーや土業専門家による、創業希望者やベンチャー企業からの相談対応 相談件数 3,325 件(うち女性 1,909 件) 創業件数 310 件(うち女性 126 件) ・創業前後のステージに対応した各種セミナー等の開催 セミナー開催回数 143 回、参加者数 3,956 名(うち女性 2,173 名) ・ホームページやポスター、パンフレット、メルマガ、SNS等により、支援内容やセミナー案内等の情報を提供 ・起業した方の情報をホームページや創業者事例集、SNS等で紹介 ・起業家同士のネットワークづくりのための交流会の開催 11/8 女性創業者交流会の実施:参加 48 名 | 46,677 | (1) 女性によるビジネスプランコンテストの開催 ・女性起業家ロールモデルの提供 ・女性創業支援チームによる集中支援 ・女性起業支援ルーム「COCOオフィス」の管理運営 (2) ・アドバイザーや土業専門家による、創業希望者や新規創業者からの相談対応。 ・創業前後のステージに対応した各種セミナー等の開催 ・ホームページやポスター、パンフレット、メルマガ、SNS等により、支援内容やセミナー案内等の情報を提供 ・起業した方の情報をホームページや創業者事例集、SNS等で紹介 ・起業家同士のネットワークづくりのための交流会の開催 | 産業労働部 | 産業支援課 |
| 104 | (1) | 中小企業制度融資事業費(起業家育成資金) | 〔融資枠〕 起業家育成資金 200 億円 | 県制度融資の「起業家育成資金」において、新たに開業しようとする者等に対して事業に必要な資金を融資した。 1,624 件 8,246,975 千円 | 〔融資枠〕 起業家育成資金 250 億円 | 県制度融資において、新たに開業しようとする者等に対して事業に必要な資金を融資するため、「起業家育成資金」を設けている。 | 産業労働部 | 金融課 |
| 105 | (1) | 小規模事業経営支援推進費(うち、青年部・女性部活動事業費) | 3,000 | 地域リーダーとしての意識改革と女性部員同士の相互研鑽を図ると共に商工女性の生涯学習活動に必要なリーダーとしての実践者育成を目的に研修会を開催した。 広報紙「女性部だより第49号」発行 商工業の発展に関する意見交換や経営上の諸問題について女性の立場から研究し、会員企業の更なる知識の向上を図ると共に、会員相互の交流を深めた。 | 3,000 | 県内商工会・商工会議所女性部における研修会、講習会、交流会を通して、女性の地域リーダーとしての意識高揚を図る。女性部独自の広報誌の発行を通して、情報交換及び女性部のPRを図る。 | 産業労働部 | 産業労働政策課 |
| 106 | (1) | 農業協同組合等検査指導事業 | - | ・農業協同組合役員の男女別の人数を把握した。 (【令和6年度末】女性49人、男性469人) ・農業協同組合の女性役員登用目標及び取組計画の有無等を把握した。 (【令和6年度末】目標設定:全農協設定済、取組計画策定:13/15農協) ・農業協同組合への事業ヒアリング時に、女性正組合員への参画推進や女性役員の登用を進めるなど、女性活躍の拡大・推進を図るよう働きかけを行った。(働きかけ実施農協:全農協) ・令和5年度の役員改選後、埼玉県農業協同組合中央会と協議し、女性登用の目標値(令和8年度:15%以上)等を定めた取組計画を策定した。 | - | ・農業協同組合役員の男女別の人数を把握する。 ・農業協同組合の女性役員登用目標及び取組計画の有無等を把握する。 ・農業協同組合への事業ヒアリング時に、女性正組合員への参画推進や女性役員の登用を進めるなど、女性活躍の拡大・推進を図るよう働きかけを行う。 ・取組計画に基づき、女性登用の目標値等の実現を目指し、埼玉県農業協同組合中央会と連携しながら、各種事業を通じて促進を図る。 | 農林部 | 農業政策課 |
| 107 | (1) | 農業における政策・方針決定過程への女性参画の推進について | - | ・農業委員・農地利用最適化推進委員の男女別の人数を把握した。 ・女性農業委員登用率30%の目標に向け、毎年の登用状況を踏まえ割合の少ない農業委員会に対し重点的に推進を強化した。(通知の送付等) ・年度当初に前年度末時点の各農業委員会の女性登用の取組状況を取りまとめた。 ・各関係機関及び関係団体と連携し、幅広く女性登用を推進した。 | - | ・農業委員・農地利用最適化推進委員の男女別の人数を把握する。 ・女性農業委員登用率30%の目標に向け、毎年の登用状況を踏まえ割合の少ない農業委員会に対し重点的に推進を強化する。(通知の送付等) ・年度当初に前年度末時点の各農業委員会の女性登用の取組状況を取りまとめる。 ・各関係機関及び関係団体と連携し、幅広く女性登用を推進する。 | 農林部 | 農業政策課 |
| 108 | (1) | 普及活動推進事業【再掲No.32】 | 58,117【再掲】 | ・普及指導員による普及活動の中で、夫婦による共同申請を含めた女性認定農業者とさいたま農村女性アドバイザーの認定を推進した。 ・女性農業者に対して家族経営協定の締結を推進した。 ・農産物加工・販売等、農業の6次産業化についての指導を行った。 ・さいたま農村女性アドバイザーの認定 累計491名 ・家族経営協定締結農家のうち女性が農業経営の方針決定に参加している農家数1,440件(令和2年度末時点) ・農山村女性の起業件数 226件(令和5年度末時点) | 56,916【再掲】 | ・普及指導員による普及活動の中で、夫婦による共同申請を含めた女性認定農業者とさいたま農村女性アドバイザーの認定を推進する。 ・女性農業者に対して家族経営協定の締結を推進する。 ・農産物加工・販売等、農業の6次産業化についての指導を行う。 | 農林部 | 農業支援課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|--|-------------------|--|-------------------|---|-------|--------------|
| 109 | (1) | 多様な農業者の活躍支援事業 | 1,967 | 女性農業者の資質向上を図ることにより、地域を牽引するような女性農業者のリーダー育成を推進した。また、女性農業者グループの活動を支援し、多様な農業者が働きやすい環境づくりを推進した。 ・個別相談活動 291人(延べ数) ・女性農業者団体に対する支援 138回 ・女性農業者に対する研修会の実施 24回 | — | (令和6年度で廃止) | 農林部 | 農業支援課 |
| 110 | (1) | 女性の活躍とヘルスリテラシー普及促進事業 | — | パンフレットの活用(関係機関への配布等) | — | パンフレットの活用(関係機関への配布等) | 企画財政部 | 東部地域振興センター |
| 111 | (1) | 頑張る新規就農者応援事業 | 146,010 | ・本県の就農状況における男女間格差を是正し、多様な担い手の確保を強化するため、女性の就農希望者を主な対象とした本県の就農支援情報の発信や、セミナー、体験会等の開催を通じ、本県での就農方法等に関するPRを実施した。 ・本県での就農を希望する者が適切な就農支援を受けられるよう、就農に関する相談体制を整備した。 ・本県農業の担い手を育成するため、「明日の農業担い手育成塾」を県内に設置し、就農希望者が確実に就農できるよう、実践的な技術研修や農地の確保等就農支援を行うほか、就農希望者の研修を受け入れる農業法人等に対し、機械の導入や農業施設の改修等を支援し、研修環境の整備を行った。 ・地域農業の経営基盤を円滑に次世代に継承するため、移譲希望者と継承希望者のマッチングや継承時の環境整備を支援した。 ・県内の農業法人において、女性が農作業に取り組みやすい環境を整備し、多様な人材の雇用就農を促進した。 (令和6年度実績) ・女性の就農希望者を主な対象としたセミナー3回、延べ参加者107名 ・就農体験会1回、参加者14名 ・農業求人サイトへのPR動画及びインタビュー記事の掲載 ・農業法人における環境整備の支援 2経営体 →女性従業員の新規確保 2名 | 111,750 | ・本県の就農状況における男女間格差を是正し、多様な担い手の確保を強化するため、女性の就農希望者を主な対象とした本県の就農支援情報の発信や、セミナー、体験会等の開催を通じ、本県での就農方法等に関するPRを実施する。 ・本県での就農を希望する者が適切な就農支援を受けられるよう、就農に関する相談対応を実施する。 ・本県農業の担い手を育成するため、「明日の農業担い手育成塾」において、就農希望者が確実に就農できるよう、実践的な技術研修や農地の確保等就農支援を行うほか、就農希望者の研修を受け入れる農業法人等に対し、機械の導入や農業施設の改修等を支援し、研修環境の整備を行う。 ・地域農業の経営基盤を円滑に次世代に継承するため、移譲希望者と継承希望者のマッチングや継承時の環境整備を支援する。 ・県内の農業法人において、女性が農作業に取り組みやすい環境を整備し、多様な人材の雇用就農を促進する。 | 農林部 | 農業支援課 |
| 112 | (1) | 物流効率化支援事業(女性活躍のための環境整備) (令和7年度新規) | | (令和7年度新規事業) | 71,730 | ・トラック運送業界の人手不足解消の一環として、女性ドライバーの採用に向け、女性更衣室などの環境整備を実施する県内の貨物運送事業者(中小企業者及び小規模事業者)に対する補助金 | 産業労働部 | 商業・サービス産業支援課 |
| 113 | (1) | (1)高等技術専門学校訓練等推進事業費 (2)委託訓練事業費 【再掲No.91】 | 1,995,698 【再掲】 | (1) 高等技術専門学校において求職者に対する職業訓練を実施 ・令和6年度入校者数385人中、女性54人 (2) 1か月～24か月の委託訓練を実施(介護分野、事務分野、IT分野など) ・一般委託訓練受講者数4,032人中、女性2,987人 ・障害者対象訓練受講者数197人中、女性78人 | 1,986,549 【再掲】 | (1) 高等技術専門学校において求職者に対する職業訓練を実施 (2) 1か月～24か月の委託訓練を実施(介護分野、事務分野、IT分野など) | 産業労働部 | 産業人材育成課 |
| 114 | (1) | 働く女性のワンストップ支援拠点事業 【再掲No.51】 | 182,676 【再掲】 | 働きたい女性を対象に、求職に関する相談、セミナー、職業紹介、インターンシップなどを実施した。 働く女性を対象に、定着や両立支援、キャリアアップ支援を図るため初任者・中堅職員向け研修や、管理職等向け研修を行い、資質の向上や企業における人材育成の充実を図る。働く女性の様々な疑問、悩み、関心に応えるため、女性の「働く」を応援するワンストップサイトを運営した。 | 156,247 【再掲】 | 働く女性の様々な疑問、悩み、関心に応えるため、女性の「働く」を応援するワンストップサイトを運営する。 | 産業労働部 | 就業支援課 |
| 115 | (1) | 多様な働き方推進事業 【再掲No.26】 | 35,400 【再掲】 | 従業員が100人を超える企業の「多様な働き方実践企業」の認定において、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表状況等について確認を行うことにより、企業における女性活躍を推進した。 ・多様な働き方実践企業4,203社 | 19,831 【再掲】 | 従業員が100人を超える企業の「多様な働き方実践企業」の認定において、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表状況等について確認を行うことにより、企業における女性活躍を推進する。 | 産業労働部 | 雇用・人材戦略課 |
| 116 | (1) | 埼玉県荻野吟子賞 【再掲No.25】 | 524 【再掲】 | 県内出身で日本で最初の公認女性医師となった「荻野吟子」にちなみ、男女共同参画の推進に顕著な功績のあった個人・団体・事業所を表彰し、男女共同参画社会づくりを促進した。 ・3個人、3事業所を表彰 | 558 【再掲】 | 県内出身で日本で最初の公認女性医師となった「荻野吟子」にちなみ、男女共同参画の推進に顕著な功績のあった個人・団体・事業所を表彰し、男女共同参画社会づくりを促進する。 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|--|-----------------|--|-----------------|--|-------|----------|
| 117 | (1) | 建設工事に係る競争入札参加資格審査の格付け | - | 女性活躍・子育て支援 資格審査申請日現在において次のいずれかの条件を満たす者を入札参加資格の格付け審査において加点した。 ・従業員100人以下の企業等で、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を策定し厚生労働大臣(労働局長)に届出し、又は同法第13条の規定に基づく厚生労働大臣(労働局長)の認定を受けた者 従業員101人以上の企業等で、「次世代育成支援対策推進法」第13条の規定に基づく厚生労働大臣(労働局長)の認定を受けた者 ・従業員100人以下の企業等で、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」を策定し厚生労働大臣(労働局長)に届出し、又は同法第9条の規定に基づく厚生労働大臣(労働局長)の認定を受けた者 従業員101人以上の企業等で、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第9条の規定に基づく厚生労働大臣(労働局長)の認定を受けた者 ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の規定を上回る育児制度を就業規則等で規定し、労働基準監督署に届け出た者 ・県の定める「多様な働き方実践企業認定制度」の認定を取得した者 ・女性技術職員を1人以上常勤雇用している者 | - | 女性活躍・子育て支援 資格審査申請日現在において次のいずれかの条件を満たす者を入札参加資格の格付け審査において加点する。 ・従業員100人以下の企業等で、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を策定し厚生労働大臣(労働局長)に届出し、又は同法第13条の規定に基づく厚生労働大臣(労働局長)の認定を受けた者 従業員101人以上の企業等で、「次世代育成支援対策推進法」第13条の規定に基づく厚生労働大臣(労働局長)の認定を受けた者 ・従業員100人以下の企業等で、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」を策定し厚生労働大臣(労働局長)に届出し、又は同法第9条の規定に基づく厚生労働大臣(労働局長)の認定を受けた者 従業員101人以上の企業等で、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第9条の規定に基づく厚生労働大臣(労働局長)の認定を受けた者 ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の規定を上回る育児制度を就業規則等で規定し、労働基準監督署に届け出た者 ・県の定める「多様な働き方実践企業認定制度」の認定を取得した者 ・女性技術職員を1人以上常勤雇用している者 | 総務部 | 入札審査課 |
| 118 | (1) | 建設工事に係る総合評価方式の加点評価 | - | 埼玉県総合評価方式活用ガイドラインにおいて、引き続き「多様な働き方実践企業の認定」を評価項目とした。 | - | 埼玉県総合評価方式活用ガイドラインにおいて、「多様な働き方実践企業の認定」及び「女性技術者の配置」を評価対象とする。 | 県土整備部 | 建設管理課 |
| 119 | (2) | 多様な働き方推進事業 【再掲No.26】 | 35,400 【再掲】 | 女性も男性も仕事と家庭を両立できる環境づくりを推進するため、短時間勤務など多様な働き方を実践し、働き方改革に取り組んでいる企業を「多様な働き方実践企業」として県が認定した。 ・多様な働き方実践企業4,203社 | 19,831 【再掲】 | 仕事と生活を両立できる環境づくりを推進するため、短時間勤務など多様な働き方を実践し、働き方改革に取り組んでいる企業を「多様な働き方実践企業」として県が認定する。 | 産業労働部 | 雇用・人材戦略課 |
| 120 | (2) | 働きやすい職場環境づくり支援事業 【再掲No.40】 | 33,380 【再掲】 | ・働き方改革セミナー 6回 ・男性育休取得、テレワーク等の推進など働き方改革に取り組む企業へのアドバイザー派遣 伴走型支援コース16社、通常支援コース132社 ・働き方改革ポータルサイト、テレワークポータルサイトの運営 | 29,176 【再掲】 | ・働き方改革セミナー 4回 ・男性育休取得、テレワーク等の推進など働き方改革に取り組む企業へのアドバイザー派遣 伴走型支援コース15社、通常支援コース130社 ・働き方改革ポータルサイト、テレワークポータルサイトの運営 ・カスタマーハラスメント防止対策の推進(有識者会議、庁内連絡会議の開催) | 産業労働部 | 雇用・人材戦略課 |
| 121 | (2) | 児童福祉行政事務費 【再掲No.56】 | 14,032 【再掲】 | 埼玉県子ども・若者計画等を審議する児童福祉審議会を4回開催した。(5月8日、9月11日、11月8日、1月書面開催) ・委員数18名(内訳:女性10名、男性8名) | 17,368 【再掲】 | 埼玉県子ども・若者計画等を審議する児童福祉審議会を開催する。 | 福祉部 | こども政策課 |
| 122 | (2) | 多様な働き方推進事業 【再掲No.26】 | 35,400 【再掲】 | 従業員が100人を超える企業の「多様な働き方実践企業」の認定において、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表状況等について確認を行うことにより、企業における次世代育成支援対策を推進した。 ・多様な働き方実践企業4,203社 | 19,831 【再掲】 | 従業員が100人を超える企業の「多様な働き方実践企業」の認定において、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表状況等について確認を行うことにより、企業における次世代育成支援対策を推進する。 | 産業労働部 | 雇用・人材戦略課 |
| 123 | (2) | 社会福祉施設人材定着化事業(うち、子育て支援事業) 【再掲No.58】 | 10,116 【再掲】 | 働きやすい魅力ある職場づくりを支援することで、福祉人材の確保と定着を図るため、施設に対して産休代替職員等の給与負担を補助した。 ・産休等代替職員費補助 ・産休(産前8週、産後8週)、病休(病休開始後31日目~90日目まで) ・補助実績28施設 | 10,004 【再掲】 | 働きやすい魅力ある職場づくりを支援することで、福祉人材の確保と定着を図るため、施設に対して産休代替職員等の給与負担を補助する。 対象施設:民間社会福祉施設(政令指定都市・中核市に所在する施設、介護保険対象施設、支援費対象施設を除く) | 福祉部 | 社会福祉課 |
| 124 | (2) | 看護職員就業支援事業費 【再掲No.59】 | 38,553 【再掲】 | 未就業の看護の有資格者の職場復帰や、就業中の看護職員の勤務環境の改善を支援することで看護職員の定着促進及び看護職員不足の改善を図った。 ・再就業技術講習会:40回 | 41,595 【再掲】 | 未就業の看護の有資格者の職場復帰や、就業中の看護職員の勤務環境の改善を支援することで看護職員の定着促進及び看護職員不足の改善を図る。 ・再就業技術講習会:20回予定 | 保健医療部 | 医療人材課 |
| 125 | (2) | 企業内保育所利用促進事業 【再掲No.60】 | 14,027 【再掲】 | 結婚や出産、子育てなどライフスタイルの変化に合わせ、希望する働き方を多様な選択肢から選ぶことができる環境を整備するため、県内企業内保育所の運営や利活用等を支援した。 ・企業内保育所の運営に対する補助2件 ・県内企業内保育所ポータルサイトの構築 | 5,009 【再掲】 | 結婚や出産、子育てなどライフスタイルの変化に合わせ、希望する働き方を多様な選択肢から選ぶことができる環境を整備するため、県内企業内保育所の運営や利活用等を支援する。 ・企業内保育所の運営に対する補助 ・県内企業内保育所ポータルサイトの運用 | 産業労働部 | 雇用・人材戦略課 |
| 126 | (2) | 働く女性のワンストップ支援拠点事業 【再掲No.51】 | 182,676 【再掲】 | 働きたい女性を対象に、求職に関する相談、セミナー、職業紹介、インターンシップなどを実施した。 働く女性を対象に、定着や両立支援、キャリアアップ支援を図るため初任者・中堅職員向け研修や、管理職等向け研修を行い、資質の向上や企業における人材育成の充実を図った。 | 156,247 【再掲】 | 働きたい女性を対象に、求職に関する相談、セミナー、職業紹介、インターンシップなどを実施する。 働く女性を対象に、定着や両立支援、キャリアアップ支援を図るため初任者・中堅職員向け研修や、管理職等向け研修を行い、資質の向上や企業における人材育成の充実を図る。 | 産業労働部 | 就業支援課 |
| 127 | (2) | 働く女性のワンストップ支援拠点事業 【再掲No.51】 | 182,676 【再掲】 | 女性活躍推進連携会議において、委員である経済団体等を通じて企業等に女性活躍推進の働きかけを実施した。 ・女性活躍推進連携会議 2回開催 | 156,247 【再掲】 | 女性活躍推進連携会議において、委員である経済団体等を通じて企業等に女性活躍推進の働きかけを実施する。 | 産業労働部 | 就業支援課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|---------------------------|-------------|---|-------------|--|-------|-------|
| 128 | (3) | 働く女性のワストップ支援拠点事業【再掲No.51】 | 182,676【再掲】 | 働きたい女性を対象に、求職に関する相談、セミナー、職業紹介、インターンシップなどを実施した。 働く女性を対象に、定着や両立支援、キャリアアップ支援を図るため初任者・中堅職員向け研修や、管理職等向け研修を行い、資質の向上や企業における人材育成の充実を図った。 | 156,247【再掲】 | 働きたい女性を対象に、求職に関する相談、セミナー、職業紹介、インターンシップなどを実施する。 働く女性を対象に、定着や両立支援、キャリアアップ支援を図るため初任者・中堅職員向け研修や、管理職等向け研修を行い、資質の向上や企業における人材育成の充実を図る。 | 産業労働部 | 就業支援課 |
| 129 | (3) | 働く女性のワストップ支援拠点事業【再掲No.51】 | 182,676【再掲】 | ・働く女性向けに、女性経営者の特別講座を開催し、ロールモデルを提示しキャリア形成を促した ・庁内関係課と連携し、課題別や業種別のセミナー・交流会を開催した ・セミナー・交流会開催 9回 | 156,247【再掲】 | ・働く女性向けに、女性経営者の特別講座を開催し、ロールモデルを提示しキャリア形成を促す ・庁内関係課と連携し、課題別のセミナーを開催する | 産業労働部 | 就業支援課 |
| 130 | (3) | 働く女性のワストップ支援拠点事業【再掲No.51】 | 182,676【再掲】 | 働く女性の様々な疑問、悩み、関心に応えるため、女性の「働く」を応援するワストップサイトを運営した。 | 156,247【再掲】 | 働く女性の様々な疑問、悩み、関心に応えるため、女性の「働く」を応援するワストップサイトを運営する。 | 産業労働部 | 就業支援課 |

目指す姿 II 経済社会における女性活躍の拡大

基本目標II-2 男女ともに働きやすい職場環境づくり

| |
|--|
| <p>○施策の基本的な方向</p> <p>(1) 多様な働き方の推進</p> <p>(2) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進及び各種ハラスメントの防止</p> <p>(3) 様々な就業形態における就業環境の整備</p> |
|--|

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|------------------------------------|------------|---|------------|---|-------|----------|
| 131 | (1) | 多様な働き方推進事業【再掲No.26】 | 35,400【再掲】 | 女性も男性も仕事と家庭を両立できる環境づくりを推進するため、短時間勤務など多様な働き方を実践し、働き方改革に取り組んでいる企業を「多様な働き方実践企業」として県が認定した。 ・多様な働き方実践企業 4,203社 | 19,831【再掲】 | 仕事と生活を両立できる環境づくりを推進するため、短時間勤務など多様な働き方を実践し、働き方改革に取り組んでいる企業を「多様な働き方実践企業」として県が認定する。 | 産業労働部 | 雇用・人材戦略課 |
| 132 | (1) | 働きやすい職場環境づくり支援事業【再掲No.40】 | 33,380【再掲】 | ・働き方改革セミナー 6回 ・男性育休取得、テレワーク等の推進など働き方改革に取り組む企業へのアドバイザー派遣 伴走型支援コース 16社、通常支援コース 132社 ・働き方改革ポータルサイト、テレワークポータルサイトの運営 | 29,176【再掲】 | ・働き方改革セミナー 4回 ・男性育休取得、テレワーク等の推進など働き方改革に取り組む企業へのアドバイザー派遣 伴走型支援コース 15社、通常支援コース 130社 ・働き方改革ポータルサイト、テレワークポータルサイトの運営 ・カスタマーハラスメント防止対策の推進(有識者会議、庁内連絡会議の開催) | 産業労働部 | 雇用・人材戦略課 |
| 133 | (1) | 児童福祉行政事務費【再掲No.56】 | 14,032【再掲】 | 埼玉県子ども・若者計画等を審議する児童福祉審議会を4回開催した。(5月8日、9月11日、11月8日、1月書面開催) ・委員数 18名(内訳:女性10名、男性8名) | 17,368【再掲】 | 埼玉県子ども・若者計画等を審議する児童福祉審議会を開催する。 | 福祉部 | こども政策課 |
| 134 | (1) | 多様な働き方推進事業【再掲No.26】 | 35,400【再掲】 | 従業員が100人を超える企業の「多様な働き方実践企業」の認定において、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表状況等について確認を行うことにより、企業における次世代育成支援対策を推進した。 ・多様な働き方実践企業 4,203社 | 19,831【再掲】 | 従業員が100人を超える企業の「多様な働き方実践企業」の認定において、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表状況等について確認を行うことにより、企業における次世代育成支援対策を推進する。 | 産業労働部 | 雇用・人材戦略課 |
| 135 | (1) | 社会福祉施設人材定着化事業(うち、子育て支援事業)【再掲No.58】 | 10,116【再掲】 | 働きやすい魅力ある職場づくりを支援することで、福祉人材の確保と定着を図るため、施設に対して産休代替職員等の給与負担を補助した。 ・産休等代替職員費補助 ・産休(産前8週、産後8週)、病休(病休開始後31日目~90日目まで) ・補助実績 28施設 | 10,004【再掲】 | 働きやすい魅力ある職場づくりを支援することで、福祉人材の確保と定着を図るため、施設に対して産休代替職員等の給与負担を補助する。 対象施設:民間社会福祉施設(政令指定都市・中核市に所在する施設、介護保険対象施設、支援費対象施設を除く) | 福祉部 | 社会福祉課 |
| 136 | (1) | 看護職員就業支援事業費【再掲No.59】 | 38,553【再掲】 | 未就業の看護の有資格者の職場復帰や、就業中の看護職員の勤務環境の改善を支援することで看護職員の定着促進及び看護職員不足の改善を図った。 ・再就業技術講習会:40回 | 41,595【再掲】 | 未就業の看護の有資格者の職場復帰や、就業中の看護職員の勤務環境の改善を支援することで看護職員の定着促進及び看護職員不足の改善を図る。 ・再就業技術講習会:20回予定 | 保健医療部 | 医療人材課 |
| 137 | (1) | 企業内保育所利用促進事業【再掲No.60】 | 14,027【再掲】 | 結婚や出産、子育てなどライフスタイルの変化に合わせ、希望する働き方を多様な選択肢から選ぶことができる環境を整備するため、県内企業内保育所の運営や利活用等を支援した。 ・企業内保育所の運営に対する補助 2件 ・県内企業内保育所ポータルサイトの構築 | 5,009【再掲】 | 結婚や出産、子育てなどライフスタイルの変化に合わせ、希望する働き方を多様な選択肢から選ぶことができる環境を整備するため、県内企業内保育所の運営や利活用等を支援する。 ・企業内保育所の運営に対する補助 ・県内企業内保育所ポータルサイトの運用 | 産業労働部 | 雇用・人材戦略課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|--|-----------------------|--|-----------------------|---|-------|----------|
| 138 | (1) | 働きやすい職場環境づくり支援事業【再掲No.40】 | 33,380【再掲】 | ・働き方改革セミナー 6回 ・男性育休取得、テレワーク等の推進など働き方改革に取り組む企業へのアドバイザー派遣 伴走型支援コース 16社、通常支援コース 132社 ・働き方改革ポータルサイト、テレワークポータルサイトの運営 | 29,176【再掲】 | ・働き方改革セミナー 4回 ・男性育休取得、テレワーク等の推進など働き方改革に取り組む企業へのアドバイザー派遣 伴走型支援コース 15社、通常支援コース 130社 ・働き方改革ポータルサイト、テレワークポータルサイトの運営 ・カスタマーハラスメント防止対策の推進(有識者会議、庁内連絡会議の開催) | 産業労働部 | 雇用・人材戦略課 |
| 139 | (1) | 仕事と生活の両立支援事業 | 562 | ・「仕事と生活の両立支援相談窓口」での相談受付 108件 ・仕事と生活の両立支援出前講座の実施 10件 ・仕事と生活の両立支援アドバイザーの企業への派遣 8件 | 562 | ・「仕事と生活の両立支援相談窓口」での相談受付 ・仕事と生活の両立支援出前講座の実施 ・仕事と生活の両立支援アドバイザーの企業への派遣 | 産業労働部 | 雇用・人材戦略課 |
| 140 | (2) | 労働教育講座開催運営費 | 820 | ・労働セミナーの実施 (1)勤労者向けセミナー 9回 ・対面式 7回 受講者数 89人 ・動画配信方式 2回 動画視聴数 355回 (2)事業者向けセミナー 8回 ・対面式 2回 受講者数 45人 ・動画配信方式 6回 動画視聴数 1589回 ※推進項目に関連しないテーマのセミナーも含めた開催回数 | 616 | ・労働セミナーの実施 (1)勤労者向けセミナー 5回 (2)事業者向けセミナー 7回 ※推進項目に関連しないテーマのセミナーも含めた開催回数 | 産業労働部 | 雇用・人材戦略課 |
| 141 | (2) | 労働相談推進事業費 | 403 | 労働相談の実施(5,660件) | 403 | 労働相談の実施 | 産業労働部 | 就業支援課 |
| 142 | (3) | 労働教育講座開催運営費【再掲No.140】 | 820【再掲】 | ・労働セミナーの実施 (1)勤労者向けセミナー 9回 ・対面式 7回 受講者数 89人 ・動画配信方式 2回 動画視聴数 355回 (2)事業者向けセミナー 8回 ・対面式 2回 受講者数 45人 ・動画配信方式 6回 動画視聴数 1589回 ※推進項目に関連しないテーマのセミナーも含めた開催回数 | 616【再掲】 | ・労働セミナーの実施 (1)勤労者向けセミナー 5回 (2)事業者向けセミナー 7回 ※推進項目に関連しないテーマのセミナーも含めた開催回数 | 産業労働部 | 雇用・人材戦略課 |
| 143 | (3) | 働きやすい職場環境づくり支援事業【再掲No.40】 | 33,380【再掲】 | ・働き方改革セミナー 6回 ・男性育休取得、テレワーク等の推進など働き方改革に取り組む企業へのアドバイザー派遣 伴走型支援コース 16社、通常支援コース 132社 ・働き方改革ポータルサイト、テレワークポータルサイトの運営 | 29,176【再掲】 | ・働き方改革セミナー 4回 ・男性育休取得、テレワーク等の推進など働き方改革に取り組む企業へのアドバイザー派遣 伴走型支援コース 15社、通常支援コース 130社 ・働き方改革ポータルサイト、テレワークポータルサイトの運営 ・カスタマーハラスメント防止対策の推進(有識者会議、庁内連絡会議の開催) | 産業労働部 | 雇用・人材戦略課 |
| 144 | (3) | 働く女性のワンストップ支援拠点事業【再掲No.51】 | 182,676【再掲】 | 育児や介護等により就業機会が制約されやすい女性の就業支援として、「在宅ワーク」という働き方を進めるとともに、企業向けのセミナーや在宅ワーカーと発注企業とのマッチング交流会、ワーカー交流会を開催するなど、在宅ワーカーの就業を支援した。 | 156,247【再掲】 | 育児や介護等により就業機会が制約されやすい女性の就業支援として、「在宅ワーク」という働き方を進めるとともに、セミナーや在宅ワーカーと発注企業とのマッチング交流会を開催するなど、在宅ワーカーの就業を支援する。 | 産業労働部 | 就業支援課 |
| 145 | (3) | 在宅ワークの適正な実施のためのガイドラインの周知 | - | 働き方改革ポータルサイトで、在宅ワークの適正な実施のためのガイドラインを案内した。 | - | 働き方改革ポータルサイトで、在宅ワークの適正な実施のためのガイドラインを案内する。 | 産業労働部 | 雇用・人材戦略課 |
| 146 | (3) | 家内労働者の労働条件の改善の促進 | - | 課のホームページで、家内労働の委託者が守るべき最低工賃を周知。また、ホームページから埼玉労働局の賃金・家内労働に関するホームページを案内した。 | - | 課のホームページで、家内労働の委託者が守るべき最低工賃を周知。また、ホームページから埼玉労働局の賃金・家内労働に関するホームページを案内する。 | 産業労働部 | 雇用・人材戦略課 |
| 147 | (3) | 働く女性のワンストップ支援拠点事業【再掲No.51】 | 182,676【再掲】 | ・正規雇用での就業を目指す女性を対象に、目標達成ができるよう正社員の就業を支援した。 ・ブランクのある女性の不安を解消し、積極的に就職活動を行えるよう、実践型の自己分析と再就職で求められるスキルを習得するプログラムを実施した。 | 156,247【再掲】 | ・正規雇用での就業を目指す女性を対象に、目標達成ができるよう正社員の就業を支援する。 ・ブランクのある女性の不安を解消し、積極的に就職活動を行えるよう、実践型の自己分析と再就職で求められるスキルを習得するプログラムを実施する。 | 産業労働部 | 就業支援課 |
| 148 | (3) | 同一労働同一賃金ガイドラインの周知 | - | 課のホームページから厚生労働省用の同一労働同一賃金ガイドラインに関するホームページを案内した。 | - | 課のホームページから厚生労働省用の同一労働同一賃金ガイドラインに関するホームページを案内する。 | 産業労働部 | 雇用・人材戦略課 |
| 149 | (3) | (1)NPO活動促進助成事業 (2)彩の国市民活動サポートセンター運営事業 | (1)11,660 (2)9,796 | (1)SDGs推進事業・自立促進事業 NPO基金への県民や企業からの寄附を原資に、県内NPO法人の地域貢献活動に対して助成した。 (2)NPO活動等に関する相談の受付や、専門家による税務会計等に関する相談会を実施した。 | (1)11,887 (2)9,196 | (1)SDGs推進事業・自立促進事業 NPO基金への県民や企業からの寄附を原資に、県内NPO法人の地域貢献活動に対して助成する。 (2)NPO活動等に関する相談の受付や、専門家による税務会計等に関する相談会を実施する。 | 県民生活部 | 共助社会づくり課 |
| 150 | (3) | 彩の国市民活動サポートセンター運営事業 | 9,796 | NPO活動等に関する相談の受付や、専門家による税務会計等に関する相談会を実施した。 | 9,196 | NPO活動等に関する相談の受付や、専門家による税務会計等に関する相談会を実施する。 | 県民生活部 | 共助社会づくり課 |
| 151 | (3) | NPO情報ステーション・共助ポータル運営事業【再掲No.47】 | 1,665【再掲】 | NPO・ボランティア活動を支援する総合的な情報提供システム「NPO情報ステーション」及び「共助スタイル」を運営した。 | 1,665【再掲】 | NPO・ボランティア活動を支援する総合的な情報提供システム「NPO情報ステーション」及び「共助スタイル」の運営する。 | 県民生活部 | 共助社会づくり課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|---|---------------------------------|--|---------------------------------|--|-------|----------|
| 152 | (3) | (1) NPO 活動促進助成事業 【再掲No.149】 (2) 共生 SDGs 地域応援事業 | (1)11,660 【再掲】 (2)1,146 | (1)SDGs 推進事業・自立促進事業 NPO 基金への県民や企業からの寄附を原資に、県内 NPO 法人の地域貢献活動に対して助成した。 (2)共生 SDGs 地域応援事業 企業等の CSR 活動や SDGs への取組と NPO との協働を推進した。 ・多様な主体の連携に関する相談(12件) ・企業等の CSR・社会貢献活動の取組紹介(HP 掲載 17 件) ・優秀な取組を行う企業等を表彰(5 企業・団体) ・多様な主体が参加する地域課題発見ワークショップの開催(6 回) | (1)11,887 【再掲】 (2)1,146 | (1)SDGs 推進事業・自立促進事業 NPO 基金への県民や企業からの寄附を原資に、県内 NPO 法人の地域貢献活動に対して助成する。 (2) 共生 SDGs 地域応援事業 企業等の CSR 活動や SDGs への取組と NPO との協働を推進する。 ・多様な主体の連携に関する相談 ・企業等の CSR・社会貢献活動の取組紹介(HP 掲載) ・優秀な取組を行う企業等を表彰 ・多様な主体が参加する地域課題発見ワークショップの開催 | 県民生活部 | 共助社会づくり課 |
| 153 | (3) | (1) 創業・ベンチャー支援事業費 (うち、女性起業家支援事業) (2) 創業・ベンチャー支援センター埼玉管理運営費 創業・ベンチャー支援センター埼玉事業費 【再掲No.103】 | 43,615 【再掲】 | (1) ・女性によるビジネスプランコンテストの開催 「SAITAMA Smile Women ピッチ 2024」の開催(11/16 ファイナルイベント、参加者 116 名) ・女性起業家ロールモデルの提供 「SAITAMA Smile Women ピッチ 2024」受賞者紹介冊子の作成配布、ホームページへの掲載 ・女性創業支援チームによる集中支援 女性創業アドバイザーによる相談支援:1,202 件 女性創業スタートアップ塾(5 日間コース)の実施:参加 140 名 女性出張相談会(県内 5 か所で月 1 開催):相談件数 163 件 ・女性起業支援ルーム「COCOオフィス」の管理運営 入居者 27 名(令和 6 年度末時点) (2) ・アドバイザーや土産専門家による、創業希望者やベンチャー企業からの相談対応 相談件数 3,325 件(うち女性 1,909 件) 創業件数 310 件(うち女性 126 件) ・創業前後のステージに対応した各種セミナー等の開催 セミナー開催回数 143 回、参加者数 3,956 名(うち女性 2,173 名) ・ホームページやポスター、パンフレット、メルマガ、SNS 等により、支援内容やセミナー案内等の情報を提供 ・起業した方の情報をホームページや創業者事例集、SNS 等で紹介 ・起業家同士のネットワークづくりのための交流会の開催 11/8 女性創業者交流会の実施:参加 48 名 | 46,677 【再掲】 | (1) ・女性によるビジネスプランコンテストの開催 ・女性起業家ロールモデルの提供 ・女性創業支援チームによる集中支援 ・女性起業支援ルーム「COCOオフィス」の管理運営 (2) ・アドバイザーや土産専門家による、創業希望者や新規創業者からの相談対応 ・創業前後のステージに対応した各種セミナー等の開催 ・ホームページやポスター、パンフレット、メルマガ、SNS 等により、支援内容やセミナー案内等の情報を提供 ・起業した方の情報をホームページや創業者事例集、SNS 等で紹介 ・起業家同士のネットワークづくりのための交流会の開催 | 産業労働部 | 産業支援課 |
| 154 | (3) | 中小企業制度融資事業費(起業家育成資金) 【再掲No.103】 | 〔融資枠〕 起業家育成資金 200 億円 【再掲】 | 県制度融資の「起業家育成資金」において、新たに開業しようとする者等に対して事業に必要な資金を融資した。 1,624 件、8,246,975 千円 | 〔融資枠〕 起業家育成資金 250 億円 【再掲】 | 県制度融資において、新たに開業しようとする者等に対して事業に必要な資金を融資するため、「起業家育成資金」を設けている。 | 産業労働部 | 金融課 |
| 155 | (3) | 小規模事業経営支援推進費 (うち、青年部・女性部活動事業費) 【再掲No.105】 | 3,000 【再掲】 | 地域リーダーとしての意識改革と女性部員同士の相互研鑽を図ると共に商工女性の生涯学習活動に必要なリーダーとしての実践者育成を目的に研修会を開催した。 広報紙「女性部だより第 49 号」発行。 商工業の発展に関する意見交換や経営上の諸問題について女性の立場から研究し、会員企業の更なる知識の向上を図ると共に、会員相互の交流を深めた。 | 3000 【再掲】 | 県内商工会・商工会議所女性部における研修会、講習会、交流会を通して、女性の地域リーダーとしての意識高揚を図る。女性部独自の広報紙の発行を通して、情報交換及び女性部の PR を図る。 | 産業労働部 | 産業労働政策課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|------------------------|-------------|---|-------------|---|------|-------|
| 156 | (3) | 頑張る新規就農者応援事業【再掲No.111】 | 146,010【再掲】 | <ul style="list-style-type: none"> ・本県の就農状況における男女間格差を是正し、多様な担い手の確保を強化するため、女性の就農希望者を主な対象とした本県の就農支援情報の発信や、セミナー、体験会等の開催を通じ、本県での就農方法等に関するPRを実施した。 ・本県での就農を希望する者が適切な就農支援を受けられるよう、就農に関する相談体制を整備した。 ・本県農業の担い手を育成するため、「明日の農業担い手育成塾」を県内に設置し、就農希望者が確実に就農できるよう、実践的な技術研修や農地の確保等就農支援を行うほか、就農希望者の研修を受け入れる農業法人等に対し、機械の導入や農業施設の改修等を支援し、研修環境の整備を行った。 ・地域農業の経営基盤を円滑に次世代に継承するため、移譲希望者と継承希望者のマッチングや継承時の環境整備を支援した。 ・県内の農業法人において、女性が農作業に取り組みやすい環境を整備し、多様な人材の雇用就農を促進した。 (令和6年度実績) <ul style="list-style-type: none"> ・女性の就農希望者を主な対象としたセミナー3回、延べ参加者 107名 ・就農体験会1回、参加者 14名 ・農業求人サイトへのPR動画及びインタビュー記事の掲載 ・農業法人における環境整備の支援 2経営体 →女性従業員の新規確保 2名 | 111,750【再掲】 | <ul style="list-style-type: none"> ・本県の就農状況における男女間格差を是正し、多様な担い手の確保を強化するため、女性の就農希望者を主な対象とした本県の就農支援情報の発信や、セミナー、体験会等の開催を通じ、本県での就農方法等に関するPRを実施する。 ・本県での就農を希望する者が適切な就農支援を受けられるよう、就農に関する相談対応を実施する。 ・本県農業の担い手を育成するため、「明日の農業担い手育成塾」において、就農希望者が確実に就農できるよう、実践的な技術研修や農地の確保等就農支援を行うほか、就農希望者の研修を受け入れる農業法人等に対し、機械の導入や農業施設の改修等を支援し、研修環境の整備を行う。 ・地域農業の経営基盤を円滑に次世代に継承するため、移譲希望者と継承希望者のマッチングや継承時の環境整備を支援する。 ・県内の農業法人において、女性が農作業に取り組みやすい環境を整備し、多様な人材の雇用就農を促進する。 | 農林部 | 農業支援課 |

目指す姿 Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会

基本目標Ⅲ-1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 施策の基本的な方向
- (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
 - (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進
 - (3) 性犯罪・性暴力への対策の推進
 - (4) 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
 - (5) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
 - (6) ストーカー行為などへの対策の推進
 - (7) 人身取引対策の推進
 - (8) 売買春への対策の推進

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|------------------------|------------|--|------------|--|-------|------------|
| 157 | (1) | 私立学校人権教育推進費 | 278 | 研修会等の開催(全11回、参加者合計827名) <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校教職員人権教育研修会 ・私立小・中・中等教育・高等・特別支援学校教職員人権教育研修会 ・私立幼稚園教職員人権教育研修会 研修資料の配布等 | 191 | 研修会等の開催(全9回) <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校教職員人権教育研修会 ・私立小・中・高等・中等教育・特別支援学校教職員人権教育研修会 ・私立幼稚園教職員人権教育研修会 研修資料の配布等 | 総務部 | 学事課 |
| 158 | (1) | ドメスティック・バイオレンス総合対策事業 | 3,986 | <ul style="list-style-type: none"> ・DV防止教育指導者研修会の実施 1回 ・中高校生向けデートDV防止啓発パンフレットの作成・配布 | 3,186 | <ul style="list-style-type: none"> ・DV防止教育指導者研修会の実施 1回 ・中高校生向けデートDV防止啓発パンフレットの作成・配布 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 159 | (1) | 非行防止強化期間の設定及び非行防止教室の開催 | — | 県内(さいたま市を除く)の公立小・中・義務教育・高等学校・特別支援学校を対象に、 <ol style="list-style-type: none"> (1)非行防止強化期間の実施(5月1日から7月31日まで) <ul style="list-style-type: none"> ・取組内容 「非行防止強化期間の周知及び協力依頼」等 (2)非行防止教室の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・取組内容 「暴力行為の防止について」等 公立小・中・義務教育・高等学校・特別支援学校(1,249校)において、年1回以上開催した。 | — | 県内(さいたま市を除く)の公立小・中・義務教育・高等学校・特別支援学校を対象に、 <ol style="list-style-type: none"> (1)非行防止強化期間の実施(5月1日から7月31日まで) <ul style="list-style-type: none"> ・取組内容 「非行防止強化期間の周知及び協力依頼」等 (2)非行防止教室の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・取組内容 「暴力行為の防止について」等 公立小・中・義務教育・高等学校・特別支援学校(1,249校)において、年1回以上開催する。 | 教育局 | 生徒指導課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算 (千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算 (千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|--|--------------------------------|--|--------------------------------|---|-------|------------|
| 160 | (1) | 教職員等の研修の充実 | 566 | 管理職や人権教育担当者を対象とした研修会において情報提供を行った。 ・小・中学校長等人権教育研修会(1,040人) ・市町村人権教育(学校教育)担当者研修会(60人) ・公立高等学校・特別支援学校校長人権教育研修会(179人) ・小・中学校等人権教育担当者研修会(1,043人) ・公立高等学校・特別支援学校人権教育担当者研修会(215人) | 390 | 管理職や人権教育担当者を対象とした研修会において情報提供を行う。 ・小・中学校長等人権教育研修会 ・市町村人権教育(学校教育)担当者研修会 ・公立高等学校・特別支援学校校長人権教育研修会 ・小・中学校等人権教育担当者研修会 ・公立高等学校・特別支援学校人権教育担当者研修会 | 教育局 | 人権教育課 |
| 161 | (1) | 少年非行防止対策の推進 | 298 | 1 学校等の要請により、警察職員を小・中・高等学校等に派遣し、児童生徒や保護者、教員を対象とした非行防止教室を実施した。 非行防止教室実施回数:1,253回、受講人員:264,078人 ※数値はいずれも令和6年中のもの 2 生徒の非行が問題化した学校からの要請に基づき、スクール・サポーターを派遣し、生徒の非行防止に向けた学校への適切な指導・助言等の支援活動を実施した。 派遣校数:延べ33校 ※数値は令和6年度のもの | 279 | 学校等の要請により、警察職員を小・中・高等学校等に派遣し、児童生徒や保護者、教員を対象とした非行防止教室を実施する。 生徒の非行が問題化した学校からの要請に基づき、スクール・サポーターを派遣し、生徒の非行防止に向けた学校への適切な指導・助言等の支援活動を実施する。 | 警察本部 | 少年課 |
| 162 | (1) | ドメスティック・バイオレンス総合対策事業 【再掲No.158】 | 3,986 【再掲】 | ・県政出前講座「ドメスティック・バイオレンスのない社会に」の実施 | 3,186 【再掲】 | ・県政出前講座「ドメスティック・バイオレンスのない社会に」の実施 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 163 | (1) | ①男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.22・No.27】 ②ドメスティック・バイオレンス総合対策事業 【再掲No.158】 | ①924 【再掲】 ②3,986 【再掲】 | ・DV防止フォーラムの開催 11月24日 ・デートDV防止講座の実施 5校 ・県政出前講座「知っていますか?デートDV」の実施 33回 | ①845 【再掲】 ②3,186 【再掲】 | ・DV防止フォーラムの開催 1回 ・デートDV防止講座の実施 5校 ・県政出前講座「知っていますか?デートDV」の実施 20回 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 164 | (1) | ストーカー・DV対策の推進 | - | 埼玉県男女共同参画課、埼玉県男女共同参画推進センター、さいたま市人権政策・男女共同参画課等と連絡会議、担当者研修会に参加した。 | - | 関係機関との研修会等に参加し、連携を図る。 | 警察本部 | 人身安全対策課 |
| 165 | (1) | ①男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.22・No.27】 | 3,986 【再掲】 | ・相談窓口案内カード、DV防止パンフレットの作成、広報物を用いた周知 ・県広報紙や県ホームページを活用した広報・啓発活動の実施 | 3,186 【再掲】 | ・相談窓口案内カード、DV防止パンフレットの作成、広報物を用いた周知 ・県広報紙や県ホームページを活用した広報・啓発活動の実施 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 166 | (1) | 「男女平等意識を高める校内研修資料」の作成及び活用 | - | 男女平等教育推進委員会(年間2回実施)において、「男女平等意識を高める校内研修資料の活用に関する検証報告書」の作成及び「男女平等意識を高める校内研修資料」の改訂を行い、県立学校等に配布した。 ・委員11人(男性5人、女性6人) | - | 男女平等教育の在り方について検討する男女平等教育推進委員会(年3回実施)を開催し、指導方法等の工夫改善について協議を行い、令和6年度検証報告書において改善策で提案した研修資料等を作成する。 | 教育局 | 人権教育課 |
| 167 | (1) | ストーカー・DV対策の推進 | - | ストーカー・DVのリーフレットを各警察署の相談窓口を設置し、被害関係者及び加害者に対し、再被害防止と法令順守の意識向上を図った。 | - | 引き続きリーフレット等を活用し、再被害防止と法令順守の意識向上を図る。 | 警察本部 | 人身安全対策課 |
| 168 | (1) | 「女性の権利ホットライン」の実施 | - | 弁護士による臨時電話法律相談「女性の権利ホットライン」の実施 男女共同参画週間(6月23日~29日)に合わせ、ドメスティック・バイオレンスやストーカーなどの女性に対する暴力を中心とした女性の権利一般に関する無料電話法律相談を6月27日に実施した。 | - | 弁護士による臨時電話法律相談「女性の権利ホットライン」の実施 男女共同参画週間(6月23日~29日)に合わせ、ドメスティック・バイオレンスやストーカーなどの女性に対する暴力を中心とした女性の権利一般に関する無料電話法律相談を実施する。 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 169 | (1) | 男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.38】 | 3,045 【再掲】 | ・電話相談 月~水、金、土曜日 9:30~20:30 日曜日、祝・休日 9:30~17:00 ・インターネット相談 24時間受付 ・女性弁護士による法律相談 月2回 ・女性臨床心理士によるカウンセリング 月1回 ・グループ相談会 3回 | 3,433 【再掲】 | ・電話相談 月~水、金、土曜日 9:30~20:30 日曜日、祝・休日 9:30~17:00 ・インターネット相談 24時間受付 ・女性弁護士による法律相談 月2回 ・女性臨床心理士によるカウンセリング 月1回 ・グループ相談会 3回 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 170 | (1) | 被害者相談・カウンセリングの実施 | - | 犯罪被害者支援室による被害者相談の受理、カウンセリングの実施 ・相談受理件数 1,465件(男性318件、女性1,147件) ・カウンセリング実施件数 242件(男性23件、女性219件) | - | 犯罪被害者支援室による被害者相談の受理、カウンセリングの実施 ・精神的負担の軽減を図るべく、適切な相談受理を行うとともに、カウンセリングの必要な被害者等の早期発見及び確実なカウンセリングを実施する。 | 警察本部 | 警務課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|------------------------------------|----------------|--|----------------|--|-------|------------|
| 171 | (1) | 警察安全相談体制の強化 | - | 警察安全相談係へ女性の警察職員や会計年度任用職員を積極的に配置し、女性からの相談に配慮した体制の確立に努めた。 ・警察本部けいさつ総合相談センター及び各警察署に設置した相談窓口で警察安全相談を受理 受案件数 173,238件 ※数値は令和6年中のもの ・女性警察職員の相談窓口配置 ・警察安全相談業務に専従している警察職員(会計年度任用職員含む)配置 警察本部 12人(うち女性5人) 警察署 238人(うち女性61人) ※数値はいずれも令和6年4月1日現在のもの ・関係機関との連携の実施 各市町村DV担当課、県人権・男女共同参画課等と連携 ・警察安全相談専従員研修の実施 警察安全相談業務に必要な知識と対応要領等の習得 | - | 警察安全相談係へ女性の警察職員や会計年度任用職員を積極的に配置し、女性からの相談に配慮した体制の確立に努める。 | 警察本部 | 生活安全総務課 |
| 172 | (1) | ドメスティック・バイオレンス総合対策事業 【再掲No.158】 | 3,986 【再掲】 | ・女性支援・DV被害者支援担当者基礎研修の開催 1回 ・女性支援・DV被害者支援担当者実務研修の開催 1回 ・女性支援・DV被害者支援担当者応用研修の開催 1回 ・女性支援・DV被害者支援地区別専門研修の開催 4回 | 3,186 【再掲】 | ・女性支援・DV被害者支援担当者基礎研修の開催 1回 ・女性支援・DV被害者支援担当者実務研修の開催 1回 ・女性支援・DV被害者支援担当者応用研修の開催 1回 ・女性支援・DV被害者支援地区別専門研修の開催 4回 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 173 | (1) | 母子・父子自立支援員設置費 | 205 | ひとり親家庭に対する自立に必要な情報提供及び指導や、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う母子・父子自立支援員に対し、資質向上を目的とした研修を実施した。(2回開催) | 205 | ひとり親家庭に対する自立に必要な情報提供及び指導や、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う母子・父子自立支援員に対し、資質向上を目的とした研修を実施する。 | 福祉部 | こども政策課 |
| 174 | (1) | 市町村児童相談体制強化事業 | 7,897 | 市町村職員に対し研修その他の援助を行い、児童虐待の早期発見及び適切な対応の強化を図った。 | 7,897 | ・市町村で児童家庭相談に応じる職員を対象に研修等を実施する。 ・市町村職員等を対象に保護者支援トレーナー要請の講習会を実施する。 ・要対協専門職等に対する研修、市町村の法的対応強化、市町村への指導委託を実施する。 | 福祉部 | こども安全課 |
| 175 | (1) | DV被害者支援担当者研修会への参加 | - | 埼玉県困難な問題を抱える女性支援等関係機関連携会議への積極的な参加 埼玉県困難な問題を抱える女性支援等関係機関連携会議に参加し、現状、課題等の情報共有を行うなど、関係機関とのネットワーク構築を図った。 ・参加 2回 | - | 埼玉県困難な問題を抱える女性支援等関係機関連携会議への積極的な参加 継続的に埼玉県困難な問題を抱える女性支援等関係機関連携会議に参加し、関係機関との更なるネットワークの構築を図る。 | 警察本部 | 警務課 |
| 176 | (1) | 警察安全相談専従員研修 | - | ・警察安全相談専従員研修を実施し、警察安全相談業務に必要な知識と対応要領を習得した。 ・実施回数 8回(対面1回、WEB7回) ・受講者 100人(対面12人、WEB88人) | - | 警察安全相談専従員研修を実施し、警察安全相談業務に必要な知識と対応要領の習得に努める。 | 警察本部 | 生活安全総務課 |
| 177 | (1) | 困難女性支援推進費 | 76,551 | ・困難女性支援等関係機関連携会議の開催 2回 | 46,306 | ・困難女性支援等関係機関連携会議の開催 2回 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 178 | (1) | 犯罪被害者支援推進協議会会員との連携 | - | 県及び地区犯罪被害者推進協議会の開催による関係機関との連携強化 埼玉県犯罪被害者支援推進協議会総会を開催し、会員との協議により相互協力を促進するとともに、広報、キャンペーンへの協力を随時募集することで連携を図った。 加入・機関団体数 119機関・団体 | - | 県及び地区犯罪被害者推進協議会の開催による関係機関との連携強化 ・県協議会については、途切れない支援が可能なネットワークを醸成する。 ・地区協議会については、担当者の意識改革をするなどして活動を活性化する。 | 警察本部 | 警務課 |
| 179 | (1) | 県民相談相互支援ネットワーク連絡会議 | - | 各機関との相談窓口を持つ行政機関が情報共有をして連携を図り、県民の立場に立った相談業務の推進を図った。 協議会実施回数 1回 出席者 24人(うち女性11人) | - | 各機関との相談窓口を持つ行政機関が互いの情報を共有して連携を図り、県民の立場に立った相談業務の推進を図る。 | 警察本部 | 生活安全総務課 |
| 180 | (1) | 困難女性支援推進費 【再掲No.177】 | 76,551 【再掲】 | ・県相談機関による相談の実施 | 46,306 【再掲】 | ・県相談機関による相談の実施 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 181 | (1) | 男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.38】 | 3,045 【再掲】 | ・電話相談 月～水、金、土曜日 9:30～20:30 日曜日、祝・休日 9:30～17:00 ・インターネット相談 24時間受付 ・女性弁護士による法律相談 月2回 ・女性臨床心理士によるカウンセリング 月1回 ・グループ相談会 3回 | 3,433 【再掲】 | ・電話相談 月～水、金、土曜日 9:30～20:30 日曜日、祝・休日 9:30～17:00 ・インターネット相談 24時間受付 ・女性弁護士による法律相談 月2回 ・女性臨床心理士によるカウンセリング 月1回 ・グループ相談会 3回 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|---------------------------------------|------------|--|------------|---|-------|------------|
| 182 | (1) | 犯罪被害者等支援体制の整備促進事業費 | 25,297 | ・アイリスホットライン(性暴力等犯罪被害専用相談電話)の運営(相談件数2,108件) ・性暴力被害者支援看護職(SANE)の養成(4人) ・ワンストップ支援センター(犯罪被害者相談電話)の運営(相談件数5,227件) ・広報啓発品の制作(犯罪被害者等支援カード150,000枚、リーフレット30,000部作成。県内の中学1年生、高校1年生に配布したほかキャンペーン等で配布) ・各種イベントや街頭キャンペーン等での広報啓発(イベント12回、SNS13回、広報誌掲載3回など) ・犯罪被害者支援 県民のつどい2024の開催(1回) ・学生ボランティアの運営(登録39人 8回活動延べ21人参加) | 22,476 | ・アイリスホットライン(性暴力等犯罪被害専用相談電話)の運営 ・性暴力被害者支援看護職(SANE)の養成 ・ワンストップ支援センター(犯罪被害者相談電話)の運営 ・広報啓発品の制作 ・各種イベントや街頭キャンペーン等での広報啓発 ・犯罪被害者支援 県民のつどい2025の開催 ・学生ボランティアの運営 | 県民生活部 | 防犯・交通安全課 |
| 183 | (1) | 被害者相談・カウンセリングの実施及び被害者連絡制度による被害者への情報提供 | 268 | 犯罪被害者支援室による被害者相談の受理、カウンセリングの実施 ・相談受理件数 1,465件(男性318件、女性1,147件) ・カウンセリング実施件数 242件(男性23件、女性219件) 被害者連絡制度による被害者への情報提供 ・被害者等に対して捜査の進捗状況の情報提供を実施するとともに、刑事手続等の流れが記載されている「被害者の手引(サポートブック)」を被害者へ配布した。 | 269 | 犯罪被害者支援室による被害者相談の受理、カウンセリングの実施 ・精神的負担の軽減を図るべく、適切な相談受理を行うとともに、カウンセリングの必要な被害者等の早期発見及び確実なカウンセリングを実施する。 被害者連絡制度による被害者への情報提供 ・被害者等に対する捜査状況等の情報提供を行うことで被害者等の精神的負担の軽減を図るほか、「被害者の手引(サポートブック)」の確実な配布を職員へ指導する。 | 警察本部 | 警務課 |
| 184 | (1) | 青少年の自立支援事業 | 2,648 | 非行等の問題を抱え、自分の居場所がない少年に社会体験・就労体験・学び直し支援の場を提供し、社会性を身に付けながら、社会に適応できるよう立ち直りを支援した。 | 2,656 | 非行等の問題を抱え、自分の居場所がない少年に社会体験・就労体験・学び直し支援の場を提供し、社会性を身に付けながら、社会に適応できるよう立ち直りを支援する。 | 県民生活部 | 青少年課 |
| 185 | (1) | 児童相談所費ケア対策事業費(うち、心のケア対策費) | 5,000 | ・児童の心理ケアを行う心理職員(非常勤)を各一時保護所に1人ずつ配置した。 ・精神科等の嘱託医によるカウンセリングを各児童相談所(中央児童相談所を除く)で実施した。 ・家族再統合のための治療的プログラム事業を実施した。 | 5,366 | ・児童の心理ケアを行う心理職員(非常勤)を各一時保護所に1名ずつ配置する。 ・精神科等の嘱託医によるカウンセリングを各児童相談所(中央児童相談所を除く)で実施する。 ・家族再統合のための治療的プログラム事業を実施する。 | 福祉部 | こども安全課 |
| 186 | (1) | 民間団体協働事業費 | 8,947 | ・DV被害者への支援を実施している民間団体に委託し、継続的な自立支援を実施 ・心理教育プログラムの実施 | 6,452 | ・DV被害者への支援を実施している民間団体に委託し、継続的な自立支援を実施 ・心理教育プログラムの実施 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 187 | (1) | 犯罪被害者等支援体制の整備促進事業費【再掲No.182】 | 25,297【再掲】 | ・アイリスホットライン(性暴力等犯罪被害専用相談電話)の運営(相談件数2,108件) ・ワンストップ支援センター(犯罪被害者等相談電話)の運営(相談件数5,227件) | 22,476【再掲】 | ・アイリスホットライン(性暴力等犯罪被害専用相談電話)の運営 ・ワンストップ支援センター(犯罪被害者等相談電話)の運営 | 県民生活部 | 防犯・交通安全課 |
| 188 | (1) | 公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターとの連携 | 1,657 | 公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターと連携した被害者支援の推進 ・犯罪被害者等が必要とする支援に的確に対応するため、被害者等の同意を得て公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターへ情報提供するとともに、同センターと連携して犯罪被害者支援を推進した。 情報提供件数 190件 | 1,653 | 公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターと連携した被害者支援の推進 ・公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターの活動を広く県民に周知させるほか、被害者等が必要とする支援を早期に提供できるよう、適切かつ迅速な情報提供を実施する。 | 警察本部 | 警務課 |
| 189 | (1) | ストーカー・DV対策の推進 | - | ・ストーカー・DV被害者に対し、防犯指導を実施した。 ・令和6年中におけるストーカー相談者等への防犯指導件数は668件、DV被害者等への防犯指導件数は5,661件であった。 | - | 引き続きストーカー・DV被害者への防犯指導等を実施する。 | 警察本部 | 人身安全対策課 |
| 190 | (1) | 困難女性支援推進費【再掲No.177】 | 76,551【再掲】 | 医療、司法専門機関を構成団体とした困難女性支援等関係機関連携会議の開催 2回 | 46,306【再掲】 | 医療、司法専門機関を構成団体とした困難女性支援等関係機関連携会議の開催 2回 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 191 | (1) | 犯罪被害者支援推進協議会会員との連携【再掲No.178】 | - | 県及び地区犯罪被害者推進協議会の開催による関係機関との連携強化 ・埼玉県犯罪被害者支援推進協議会総会を開催し、会員との協議により相互協力を促進するとともに、広報、キャンペーンへの協力を随時募集することで連携を図った。 加入・機関団体数 119機関・団体 | - | 県及び地区犯罪被害者推進協議会の開催による関係機関との連携強化 ・県協議会については、途切れのない支援が可能なネットワークを醸成する。 ・地区協議会については、担当者の意識改革をするなどして活動を活性化する。 | 警察本部 | 警務課 |
| 192 | (1) | 男女共同参画苦情処理機関の運営 | 2,473 | 埼玉県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進に関する県の施策や男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する苦情などの申出に対し、苦情処理委員が調査を行った。 | 2,397 | 埼玉県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進に関する県の施策や男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する苦情などの申出に対し、苦情処理委員が調査し、必要な場合には勧告、意見表明及び助言等を行う。 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 193 | (1) | 防犯のまちづくり推進事業 | - | ・女性向け防犯講話の実施 【働く女子の防犯力向上委員会(オンライン)】 実施日 3月2日(月) (後日YouTube配信) 参加団体(閲覧者)数 31団体 | - | ・女性向け防犯講話の実施 | 県民生活部 | 防犯・交通安全課 |
| 194 | (1) | 防犯のまちづくり推進事業【再掲No.193】 | - | ・安全・安心ネットワーク通信の発行(6回) | - | ・安全・安心ネットワーク通信の発行 | 県民生活部 | 防犯・交通安全課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|---|--------------------------------|---|--------------------------------|---|------------|------------|
| 195 | (1) | 女性・子どもが被害者となる犯罪の未然防止対策の推進 | 224 | 関係機関・団体等と連携した犯罪の未然防止対策を推進するため、各種情報発信を行った。 ・メールマガジン発信総数 1,255件 ・子供対象情報発信件数 632件 ・女性対象情報発信件数 623件 ・防犯速報発信件数 8件 ※子供対象声かけ等事案発生情報や防犯対策に関する情報を、協力団体や埼玉県教育局県立学校部保健体育課等に情報発信 ・SDN速報件数 8件 ※女性対象の性犯罪発生情報や防犯対策に関する情報を、大学や専修学校、まちづくりに関する協定締結団体等に情報発信 ※数値はいずれも令和6年中のもの | 243 | 関係機関・団体等と連携した犯罪の未然防止対策を推進するため、各種情報発信を行う。 | 警察本部 | 生活安全総務課 |
| 196 | (1) | 埼玉県青少年健全育成条例の施行 | 2,609 | 青少年健全育成条例に基づいて、有害図書等もしくは青少年の使用するスマホのフィルタリングについて、店舗へ立入調査を行った。 | 2,647 | 青少年健全育成条例に基づいて、有害図書等もしくは青少年の使用するスマホのフィルタリングについて、店舗へ立入調査を行う。 | 県民生活部 | 青少年課 |
| 197 | (1) | 子供の意見表明等推進事業 | 7,184 | 社会的養護を必要としている児童からの申立てを調査審議する機関を運営した。 | 10,267 | 社会的養護を必要としている児童からの申立てを調査審議する機関を運営する。 | 福祉部 | こども安全課 |
| 198 | (1) | 子供と家庭電話相談事業費 子供の権利擁護事業費 | 4,591 | ・公認心理師、社会福祉士、教員等の資格を持った電話相談員を配置し、毎日(祝日及び年末年始を除く)電話相談を実施した。 ・こどもの権利を著しく侵害する行為に対応するため、子どもの権利擁護委員会を運営し、こどもを権利侵害から救済した。 委員 3人、調査専門員 4人 委員会開催回数 18回 | 4,619 | ・公認心理師、社会福祉士、教員等の資格を持った電話相談員を配置し、毎日(祝日及び年末年始を除く)電話相談を実施する。 ・こどもの権利を著しく侵害する行為に対応するため、子どもの権利擁護委員会を運営し、こどもを権利侵害から救済する。 委員 3人、調査専門員 4人 委員会開催回数 18回 | 福祉部 | こども安全課 |
| 199 | (2) | ①男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.22・No.27】 ②ドメスティック・バイオレンス総合対策事業費 【再掲No.158】 | ①924 【再掲】 ②3,986 【再掲】 | ・DV防止フォーラムの開催 11月24日 ・デートDV防止講座の実施 5校 ・県政出前講座「知っていますか?デートDV」の実施 33回 | ①845 【再掲】 ②3,186 【再掲】 | ・DV防止フォーラムの開催 1回 ・デートDV防止講座の実施 5校 ・県政出前講座「知っていますか?デートDV」の実施 20回 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 200 | (2) | DV対策の推進 | - | 埼玉県男女共同参画課、埼玉県男女共同参画推進センター、さいたま市人権政策・男女共同参画課等と連絡会議、担当者研修会に参加した。 | - | DV事案に関する研修会や関係機関との会議に参加する。 | 警察本部 | 人身安全対策課 |
| 201 | (2) | 広報・啓発活動の実施 | - | 県広報誌や県ホームページを活用した広報・啓発活動を実施した。 | - | 県広報誌や県ホームページを活用した広報・啓発活動を実施する。 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 202 | (2) | DV対策の推進 | - | 広報紙やホームページなどを活用した広報・啓発活動を実施した。 | - | 引き続き広報紙やホームページなどを活用した広報・啓発活動を実施する。 | 警察本部 | 人身安全対策課 |
| 203 | (2) | ①男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.22・No.27】 ②ドメスティック・バイオレンス総合対策事業費 【再掲No.158】 | ①924 【再掲】 ②3,986 【再掲】 | ・デートDV防止講座の実施 5校 ・県政出前講座「知っていますか?デートDV」の実施 33回 | ①845 【再掲】 ②3,186 【再掲】 | ・デートDV防止講座の実施 5校 ・県政出前講座「知っていますか?デートDV」の実施 20回 | 県民生活部、関係部局 | 人権・男女共同参画課 |
| 204 | (2) | 知事部局との連携・協力による啓発 | - | 男女共同参画推進センター主催の県内高等学校等へ講師を派遣する「デートDV防止講座」の実施について、県立高校や特別支援学校等に周知した。同講座(5校実施)に当課指導主事が参加し、講座終了後の教職員と講師の意見交換会において、「デートDV防止啓発ハンドブック」(3月)について、教職員へ活用方法を説明した。 | - | 男女共同参画推進センター主催の県内高校等へ講師を派遣する「デートDV防止講座」の実施について、県立高校や特別支援学校等に周知する。また、同講座終了後の教職員と講師の意見交換会において、「デートDV防止啓発ハンドブック」(3月)について、教職員へ活用方法を説明する。 | 教育局 | 人権教育課 |
| 205 | (2) | ドメスティック・バイオレンス総合対策事業費 【再掲No.158】 | 3,986 【再掲】 | 市町村担当会議における配偶者暴力相談支援センター設置の呼び掛け | 3,186 【再掲】 | 市町村担当会議における配偶者暴力相談支援センター設置の呼び掛け | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 206 | (2) | 困難女性支援推進費 【再掲No.177】 | 76,551 【再掲】 | 困難女性支援等関係機関連携会議の開催 2回 | 46,306 【再掲】 | 困難女性支援等関係機関連携会議の開催 2回 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 207 | (2) | 児童虐待防止支援研修会の開催 | 50 | 児童虐待防止支援研修会の開催(年2回実施) 児童虐待を受けた児童生徒への効果的な支援及び保護者への適切な対応の在り方、DV対応機関との連携方法等について、小・中学校及び義務教育学校教員、各市町村教育委員会担当者、児童養護施設職員等を対象に研修会を行った。 2回実施、参加者 202人 | 50 | 児童虐待防止支援研修会の開催(年2回実施) 児童虐待を受けた児童生徒への効果的な支援及び保護者への適切な対応の在り方、DV対応機関との連携方法等について、小・中学校及び義務教育学校教員、各市町村教育委員会担当者、児童養護施設職員等を対象に研修会を行う。 | 教育局 | 人権教育課 |
| 208 | (2) | DV被害を含む被害者支援のための講習の開催 | - | 継続的にDV被害を含む被害者支援に特化した講習を開催し、被害者支援のための知識、連携方法等の修得した。 ・DV被害を含む被害者支援の知識、連携方法等習得のため、被害者支援に特化した講習等を開催した。 講習開催回数 6回 | - | 継続的にDV被害を含む被害者支援に特化した講習を開催し、被害者支援のための知識、連携方法等を修得する。 | 警察本部 | 警務課 |
| 209 | (2) | DV対策の推進 | - | 埼玉県男女共同参画課、埼玉県男女共同参画推進センター、さいたま市人権政策・男女共同参画課等と連絡会議、担当者研修会に参加した。 | - | 関係機関と連携してDV被害者支援を行うため、関係機関連携会議、研修会等に参加する。 | 警察本部 | 人身安全対策課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|------------------------------------|---------------|---|---------------|---|-------|------------|
| 210 | (2) | 男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.38】 | 3,045 【再掲】 | ・電話相談 月～水、金、土曜日 9:30～20:30 日曜日、祝・休日 9:30～17:00 ・インターネット相談 24時間受付 ・女性弁護士による法律相談 月2回 ・女性臨床心理士によるカウンセリング 月1回 ・男性臨床心理士による電話相談 毎月第1・3日曜日 11:00～15:00 ・グループ相談会 3回 | 3,433 【再掲】 | ・電話相談 月～水、金、土曜日 9:30～20:30 日曜日、祝・休日 9:30～17:00 ・インターネット相談 24時間受付 ・女性弁護士による法律相談 月2回 ・女性臨床心理士によるカウンセリング 月1回 ・男性臨床心理士による電話相談 毎月第1・3日曜日 11:00～15:00 ・グループ相談会 3回 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 211 | (2) | 母子・父子自立支援設置費 母子・父子福祉センター管理運営事業費 | 2,976 | ・福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の各種相談支援を行った。(相談件数 16,603件) ・福祉事務所に母子・父子福祉センターを設置し、ひとり親家庭の法律上の問題に対応するため弁護士による法律相談を実施した。(法律相談件数 166件) | 2,988 | ・福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の各種相談支援を行う。 ・福祉事務所に母子・父子福祉センターを設置し、ひとり親家庭の法律上の問題に対応するため弁護士による法律相談を実施する。 | 福祉部 | こども政策課 |
| 212 | (2) | 相談体制の充実 | － | ・けいさつ総合相談センターでは、相談係に合計8名(警察官6名、会計年度職員2名)を配置し、相談対応を図った。 ・DV等の相談を受理するにあたり、男性女性に関わらず適切に相談に応じた。 ・令和6年中の県警全体の相談件数 173,238件(前年比+1,314件) | － | けいさつ総合相談センターでは、引き続き相談体制の充実を図り、DV等の相談に適切に対応していく。 | 警察本部 | 広報課 |
| 213 | (2) | 犯罪被害者支援室における犯罪被害相談体制の整備 | 1,011 | 電話(フリーダイヤル)、面接による被害相談の適切な受理 ・相談受理件数 1,465件(男性318件、女性1,147件) 性犯罪相談ダイヤル(フリーダイヤル)の周知の徹底 ・各種キャンペーンやイベントの機会を通じて性犯罪被害相談電話の周知を図った。 街頭キャンペーン実施回数 14回 | 1,011 | 電話(フリーダイヤル)、面接による被害相談の適切な受理 ・被害者の心情に配慮した相談対応をし、相談内容が他の機関、団体にも関係するものは、確実に引き継ぐ等の適切な対応を講じる。 性犯罪相談ダイヤル(フリーダイヤル)の周知の徹底 ・あらゆる機会を通じて性犯罪相談ダイヤルの広報活動を実施し、県民への周知を図る。 | 警察本部 | 警務課 |
| 214 | (2) | 県民相談相互支援ネットワーク連絡会議 【再掲No.179】 | － | 各機関との相談窓口を持つ行政機関が情報共有をして連携を図り、県民の立場に立った相談業務の推進を図った。 ・協議会実施回数 1回 ・出席者 24人(うち女性11人) | － | 各機関との相談窓口を持つ行政機関が互いの情報を共有して連携を図り、県民の立場に立った相談業務の推進を図る。 | 警察本部 | 生活安全総務課 |
| 215 | (2) | ドメスティック・バイオレンス総合対策事業 【再掲No.158】 | 3,986 【再掲】 | ・女性支援・DV被害者支援担当者基礎研修の開催 1回 ・女性支援・DV被害者支援担当者実務研修の開催 1回 ・女性支援・DV被害者支援担当者応用研修の開催 1回 ・女性支援・DV被害者支援地区別専門研修の開催 4回 | 3,186 【再掲】 | ・女性支援・DV被害者支援担当者基礎研修の開催 1回 ・女性支援・DV被害者支援担当者実務研修の開催 1回 ・女性支援・DV被害者支援担当者応用研修の開催 1回 ・女性支援・DV被害者支援地区別専門研修の開催 4回 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 216 | (2) | 精神科医によるスーパービジョンの受講 | 225 | 県立精神医療センターの精神科医によるスーパービジョンの積極的な受講 ・スーパービジョン実施回数 8回 ・受講人数 12名 臨床心理士のための各種研修会への積極的な参加 ・当室所属の臨床心理士が研修会に継続的に参加し、実務能力の向上を図った。 研修会参加回数 2回 | 244 | 県立精神医療センターの精神科医によるスーパービジョンの積極的な受講 ・代理受傷になりやすい職員の早期発見に努めるほか、積極的にスーパービジョンの受講を働きかけ、代理受傷対策を徹底する。 臨床心理士のための各種研修会への積極的な参加 ・継続的に臨床心理士を研修会へ参加させることで、実務能力の向上を図る。 | 警察本部 | 警務課 |
| 217 | (2) | 警察安全相談専従員研修 【再掲No.176】 | － | 警察安全相談専従員研修を実施し、警察安全相談業務に必要な知識と対応要領を習得した。 ・実施回数 8回(対面1回、WEB7回) ・受講者 100人(対面12人、WEB88人) | － | 警察安全相談専従員研修を実施し、警察安全相談業務に必要な知識と対応要領の習得に努める。 | 警察本部 | 生活安全総務課 |
| 218 | (2) | ドメスティック・バイオレンス総合対策事業 【再掲No.158】 | 3,986 【再掲】 | ・女性支援・DV被害者支援地区別専門研修の開催 4回 ・配偶者暴力相談支援センター連絡会議の開催 2回 | 3,186 【再掲】 | ・女性支援・DV被害者支援地区別専門研修の開催 4回 ・女性支援・配偶者暴力相談支援センター連絡会議の開催 2回 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 219 | (2) | 男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.38】 | 3,045 【再掲】 | ・電話相談 月～水、金、土曜日 9:30～20:30 日曜日、祝・休日 9:30～17:00 ・インターネット相談 24時間受付 ・女性弁護士による法律相談 月2回 ・女性臨床心理士によるカウンセリング 月1回 ・男性臨床心理士による電話相談 毎月第1・3日曜日 11:00～15:00 ・グループ相談会 3回 | 3,433 【再掲】 | ・電話相談 月～水、金、土曜日 9:30～20:30 日曜日、祝・休日 9:30～17:00 ・インターネット相談 24時間受付 ・女性弁護士による法律相談 月2回 ・女性臨床心理士によるカウンセリング 月1回 ・男性臨床心理士による電話相談 毎月第1・3日曜日 11:00～15:00 ・グループ相談会 3回 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 220 | (2) | 男女共同参画推進センター支所費 | 66,141 | 困難な問題を抱える女性(DVによる被害者含む)により、居所等の生活基盤を失った女性を保護し、自立のための支援を行った。 | 71,445 | 困難な問題を抱える女性(DVによる被害者含む)により、居所等の生活基盤を失った女性を保護し、自立のための支援を行う。 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 221 | (2) | 児童相談所費 | 385,848 | 児童に関する相談のうち専門的な知識及び技術を要するものに応じ、必要な調査、医学的・心理学的判定及びそれに基づく指導を行い、必要により、児童の一時保護を行った。 | 265,511 | 児童に関する相談のうち専門的な知識及び技術を要するものに応じ、必要な調査、医学的・心理学的判定及びそれに基づく指導を行い、必要により、児童の一時保護を行う。 | 福祉部 | こども安全課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|------------------------------------|------------|---|------------|---|-------|------------|
| 222 | (2) | 被害直後における一時避難場所確保に係る費用負担 | 574 | ・DV被害者への一時避難費用の負担状況 9件21名に175,040円 ・ストーカー被害者への一時避難費用の負担状況 4件5名に62,550円 ・恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案被害者への一時避難費用の負担状況 3件7名に62,230円 | 564 | DVの被害者等の安全確保を優先とした一時保護を図る。 | 警察本部 | 人身安全対策課 |
| 223 | (2) | 民間団体協働事業費 | 14,622 | 民間団体活動事業費補助金の交付により民間団体の活動を支援 ・団体スタッフフォローアップ研修会の実施(1回) | 10,153 | 民間団体活動事業費補助金の交付により民間団体の活動を支援 ・団体スタッフフォローアップ研修会の実施(1回) | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 224 | (2) | 配偶者からの暴力(DV)被害者に対する県営住宅の短期入居制度等の実施 | - | ・DV被害者の緊急避難的な居住先として県営住宅を一時的に提供した。 ・県営住宅の定期募集の抽選において、DV被害者に対して優遇措置を適用した。 | - | ・DV被害者の緊急避難的な居住先として県営住宅を一時的に提供する。 ・県営住宅の定期募集の抽選において、DV被害者に対して優遇措置を適用する。 | 都市整備部 | 住宅課 |
| 225 | (2) | 民間団体協働事業費 | 842 | 退所後の就労による自立を支援するため、一步を踏み出すための準備講座を実施した。 | - | 退所後の就労による自立を支援するため、一步を踏み出すための準備講座を実施する。 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 226 | (2) | 入所施設児童保護措置費 | 11,187,941 | 児童福祉法に基づき、児童相談所長が要保護児童を児童福祉施設等に措置、又は里親等に委託した場合、その措置・委託に必要な費用を支弁した。 | 12,154,308 | 児童福祉法に基づき、児童相談所長が要保護児童を児童福祉施設等に措置、又は里親等に委託した場合、その措置・委託に必要な費用を支弁する。 | 福祉部 | こども安全課 |
| 227 | (2) | 生活保護扶助費 | 9,017,130 | 福祉事務所において、DV被害者を含む要保護者に対して適正に扶助費を支給するとともに、関係機関と連携しながら自立助長のための支援を実施した。 | 10,332,740 | 福祉事務所において、DV被害者を含む要保護者に対して適正に扶助費を支給するとともに、関係機関と連携しながら自立助長のための支援を行う。 | 福祉部 | 社会福祉課 |
| 228 | (2) | 子供の円滑な転編入学に向けた情報提供及び市町村教育委員会への支援 | 713 | ・転編入学の事由に、特別な事情(いじめ、学校不適応、家庭の事情(経済的な理由、DV、児童虐待など)、健康上の理由等)を認めた。 ・「彩の国公立高校ナビゲーション」は、インターネット及び携帯電話により、全国各地はもちろん、海外在住者にも県公立高校の転編入学の情報を提供した。 | 0 | ・転編入学の事由に、特別な事情(いじめ、学校不適応、家庭の事情(経済的な理由、DV、児童虐待など)、健康上の理由等)を認めている。 ・「彩の国公立高校ナビゲーション」は、インターネット及び携帯電話により、全国各地はもちろん、海外在住者にも県公立高校の転編入学の情報を提供している。 | 教育局 | 県立学校人事課 |
| 229 | (2) | 各種会議等における情報提供 | - | 4月開催の学校管理・人事事務担当者会議及び5月開催の市町村教育委員会事務局職員研究協議会において、配偶者からの暴力が原因で前住所地から移動してきた学齢児童生徒の就学手続きにかかる情報提供を行い、適切な就学事務が行われるよう各市町村教育委員会に周知した。 | - | 4月開催の学校管理・人事事務担当者会議及び5月開催の市町村教育委員会事務局職員研究協議会において、配偶者からの暴力が原因で前住所地から移動してきた学齢児童生徒の就学手続きにかかる情報提供を行い、適切な就学事務が行われるよう各市町村教育委員会に周知する。 | 教育局 | 小中学校人事課 |
| 230 | (2) | DV対応と児童虐待対応の連携 | - | ・市町村担当会議におけるDV対策担当課の要保護児童対策地域協議会への参画の働きかけ | - | ・市町村担当会議におけるDV対策担当課の要保護児童対策地域協議会への参画の働きかけ | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 231 | (2) | ドメスティック・バイオレンス総合対策事業【再掲No.158】 | 3,986 | ・外国語(10か国語)を併記した啓発リーフレットや、困りごとや悩みに応じた相談窓口を掲載したガイドブックの配布 | 3,186 | ・外国語(10か国語)を併記した啓発リーフレットや、困りごとや悩みに応じた相談窓口を掲載したガイドブックの配布 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 232 | (2) | 外国人総合相談センター埼玉設置事業費 | 17,568 | ・外国人総合相談センター埼玉による相談対応(週5日13言語) ・外国人相談研修会実施 | 17,782 | ・外国人総合相談センター埼玉による相談対応(週5日13言語) ・外国人相談研修会実施 | 県民生活部 | 国際課 |
| 233 | (2) | 権利擁護センター運営費(「障害者110番」運営事業) | 1,934 | 障害者及びその家族等からの日常生活全般や人間関係に関する相談等に対し、電話相談、面接相談等により応じた。 相談件数 578件(男352件、女193件、不明11件) | 1,934 | 障害者及びその家族等からの日常生活全般や人間関係に関する相談等に対し、電話相談、面接相談等により応じる。 | 福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 234 | (2) | 市町村地域生活支援事業費 | 1,351,040 | 障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村等が行う意思疎通支援や移動支援などの地域生活支援事業に対して経費の一部を補助した。 実績 63市町村に補助を実施 | 1,222,047 | 障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村等が行う意思疎通支援や移動支援などの地域生活支援事業に対して経費の一部を補助する。 | 福祉部 | 障害者支援課 |
| 235 | (2) | 高齢者虐待対策事業費 | 20 | 民生委員などの福祉関係者や電気、ガス、新聞など高齢者宅を訪問する機会の多い事業者で構成される「埼玉県要援護高齢者等支援ネットワーク会議」を開催した。 | 20 | 民生委員などの福祉関係者や電気、ガス、新聞など高齢者宅を訪問する機会の多い事業者で構成される「埼玉県要援護高齢者等支援ネットワーク会議」を開催する。 | 福祉部 | 地域包括ケア課 |
| 236 | (2) | 検挙その他の適切な措置の推進 | - | 人身安全関連事件は、社会的反響が大きく、警察の捜査は非常に重要視されている。平成31年の児童虐待捜査班設置に続いて、令和2年4月からは児童虐待指導係をデスクに置き、捜査の指導や講習、捜査要領の発出を行うなどしており、迅速的確な対応を図った。 | - | 人身安全関連事件は、社会的反響が大きく、警察の捜査は非常に重要視されている。平成31年の児童虐待捜査班設置に続いて、令和2年4月からは児童虐待指導係をデスクに置き、捜査の指導や講習、捜査要領の発出を行うなどしており、引き続き迅速的確な対応を図っていく。 | 警察本部 | 捜査第一課 |
| 237 | (2) | DV対策の推進 | - | DV事案取扱い状況 ・相談受理件数 5,663件(男性1,843人、女性3,820人) ・保護命令違反による検挙件数 4件 ・他法令による検挙件数 474件 ・援助件数 1,024件 ※数値はいずれも令和6年中のもの | - | DVの被害者等の相談に対して適切に対応し、被害者の安全確保を最優先とした加害者の検挙、指導及び警告等を実施し、保護対策を図る。 | 警察本部 | 人身安全対策課 |
| 238 | (2) | 災害時感染症拡大等に対する対応 | - | ・災害時や感染症拡大等によるDVの深刻化について周知・広報を実施した。 ・国等の通知について市町村や関係民間団体へ情報提供した。 | - | ・災害時や感染症拡大によるDVの深刻化について周知・広報を実施する。 ・国等の通知について市町村や関係民間団体への情報提供を行う。 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 239 | (2) | 相談窓口の周知 | - | DV相談窓口の周知のための広報啓発を実施した。 | - | DV相談窓口の周知のための広報啓発を実施する。 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 240 | (2) | 避難所相談窓口設置の呼び掛け | - | 災害時や感染症拡大等でDV相談件数の増加が見込まれることから、平時から市町村等に対しDV相談窓口開設の必要性の周知を行った。 | - | 災害時や感染症拡大等でDV相談件数の増加が見込まれることから、平時から市町村等に対しDV相談窓口開設の必要性の周知を行う。 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|---|------------|---|------------|---|-------|------------|
| 241 | (3) | 適切な性犯罪捜査の推進 | - | 令和3年3月から捜査第一課に性犯罪捜査指導係が新設され、令和5年3月からは専務の警部が配置された。現在は警視1人(兼務)、警部1人(専務)、警部補4人、巡査部長1人と体制を強化し、臨場指導や代表者聴取、教養等に関する業務を推進した。 | - | 令和3年3月から捜査第一課に性犯罪捜査指導係が新設され、令和5年3月からは専務の警部が配置された。現在は警視1人(兼務)、警部1人(専務)、警部補4人、巡査部長2人と体制を強化し、引き続き臨場指導や代表者聴取、教養等に関する業務を推進する。 | 警察本部 | 捜査第一課 |
| 242 | (3) | 先制・予防的活動の推進 | - | 子供や女性を対象とする性犯罪等の発生を未然に防止するため、その前兆行為と捉えられる声かけ事案や、つきまとい行為等の段階で行為者を特定して検挙又は指導・警告を行う『先制・予防的活動』を積極的に推進した。 | - | 子供や女性を対象とする性犯罪等の発生を未然に防止するため、その前兆行為と捉えられる声かけ事案や、つきまとい行為等の段階で行為者を特定して検挙又は指導・警告を行う『先制・予防的活動』を積極的に推進する。 | 警察本部 | 生活安全総務課 |
| 243 | (3) | 児童相談所費ケア対策事業費(うち、児童虐待防止アピール事業) | 1,237 | 児童虐待の早期通告などの重要性を周知するための啓発活動を実施した。 | 1,237 | 児童虐待の早期通告などの重要性を周知するための啓発活動を実施する。 | 福祉部 | こども安全課 |
| 244 | (3) | 防犯のまちづくり推進事業【再掲No.193】 | - | 女性の安全・安心ネットワーク参加団体 令和6年度末現在 56 団体 | - | 女性の安全・安心ネットワーク参加団体の拡大 | 県民生活部 | 防犯・交通安全課 |
| 245 | (3) | 防犯指導による自主防犯意識の醸成 | 276 | 防犯指導班「ひまわり」による防犯指導 ・幼稚園・保育園等における連れ去り被害防止、人形劇を実施 実施回数 412 回、対象人数 27,942 ・女性を対象とした性犯罪被害防止教室など、自主防犯意識の醸成を図るための講話を実施 実施回数 6 回、対象人数 732 人 ・防犯対策に関する動画を作成し、YouTube(埼玉県警察公式チャンネル)に配信 | 261 | ・防犯指導班「ひまわり」による防犯指導 幼稚園・保育園等における連れ去り被害防止、人形劇を実施 ・女性を対象とした性犯罪被害防止教室など、自主防犯意識の醸成を図るための講話を実施 ・防犯対策に関する動画を作成し、YouTube(埼玉県警察公式チャンネル)に配信 | 警察本部 | 生活安全総務課 |
| 246 | (3) | 女性・子どもが被害者となる犯罪の未然防止対策の推進【再掲No.195】 | 224【再掲】 | 関係機関・団体等と連携した犯罪の未然防止対策を推進するため、各種情報発信を行った。 ・メールマガジン発信総数 1,255 件 ・子供対象情報発信件数 632 件 ・女性対象情報発信件数 623 件 ・防犯速報発信件数 8 件 ※子供対象声かけ等事案発生情報や防犯対策に関する情報を、協力団体や埼玉県教育局県立学校部保健体育課等に情報発信 ・SDN 速報件数 8 件 ※女性対象の性犯罪発生情報や防犯対策に関する情報を、大学や専修学校、まちづくりに関する協定締結団体等に情報発信 ※数値はいずれも令和6年中のもの | 243【再掲】 | 関係機関・団体等と連携した犯罪の未然防止対策を推進するため、各種情報発信を行う。 | 警察本部 | 生活安全総務課 |
| 247 | (3) | DV対策の推進 | - | 性暴力防止セミナー(8月)オンデマンド配信 | - | 性暴力防止セミナー(8月)オンデマンド配信 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 248 | (3) | 安心して被害を届けられる環境づくり・女性の警察官による事情聴取 | 129 | 性犯罪被害者保護用ポンチョの購入により、衣服が破れたり精神的なショックを受けたりしている被害者を保護しながら、被害者の体表や衣類に付着した被疑者DNAや捜査員のDNAとのコンタミ防止措置に継続して配慮した。 また、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の徹底について引き続き指導を実施した。 | 460 | 性犯罪被害者保護用ポンチョの購入により、衣服が破れたり精神的なショックを受けたりしている被害者を保護しながら、被害者の体表や衣類に付着した被疑者DNAや捜査員のDNAとのコンタミ防止措置に継続して配慮する。 また、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の徹底について引き続き指導を実施する。 | 警察本部 | 捜査第一課 |
| 249 | (3) | 被害者相談・カウンセリングの実施及び被害者連絡制度による被害者への情報提供【再掲No.183】 | 268【再掲】 | 犯罪被害者支援室による被害者相談の受理、カウンセリングの実施 ・相談受理件数 1,465 件(男性 318 件、女性 1,147 件) ・カウンセリング実施件数 242 件(男性 23 件、女性 219 件) 被害者連絡制度による被害者への情報提供 ・被害者等に対して捜査の進捗状況の情報提供を実施するとともに、刑事手続等の流れが記載されている「被害者の手引(サポートブック)」を被害者へ配布した。 | 269【再掲】 | 犯罪被害者支援室による被害者相談の受理、カウンセリングの実施 ・精神的負担の軽減を図るべく、適切な相談受理を行うとともに、カウンセリングの必要な被害者等の早期発見及び確実なカウンセリングを実施する。 被害者連絡制度による被害者への情報提供 ・被害者等に対する捜査状況等の情報提供を行うことで被害者等の精神的負担の軽減を図るほか、「被害者の手引(サポートブック)」の確実な配布を職員へ指導する。 | 警察本部 | 警務課 |
| 250 | (3) | 犯罪被害者等支援体制の整備促進事業費【再掲No.182】 | 25,297【再掲】 | ・アイリスホットライン(性暴力等犯罪被害専用相談電話)の運営(相談件数 2,108 件) ・ワンストップ支援センター(犯罪被害者等相談電話)の運営(相談件数 5,227 件) | 22,476【再掲】 | ・アイリスホットライン(性暴力等犯罪被害専用相談電話)の運営 ・ワンストップ支援センター(犯罪被害者等相談電話)の運営 | 県民生活部 | 防犯・交通安全課 |
| 251 | (3) | 犯罪被害者支援室における犯罪被害相談体制の整備【再掲No.213】 | 1,011【再掲】 | 電話(フリーダイヤル)、面接による被害相談の適切な受理 ・相談受理件数 1,465 件(男性 318 件、女性 1,147 件) 性犯罪相談ダイヤル(フリーダイヤル)の周知の徹底 ・各種キャンペーンやイベントの機会を通じて性犯罪被害相談電話の周知を図った。 街頭キャンペーン実施回数 14 回 | 1,011【再掲】 | 電話(フリーダイヤル)、面接による被害相談の適切な受理 ・被害者の心情に配慮した相談対応をし、相談内容が他の機関、団体にも関係するものは、確実に引き継ぐ等の適切な対応を講じる。 性犯罪相談ダイヤル(フリーダイヤル)の周知の徹底 ・あらゆる機会を通じて性犯罪相談ダイヤルの広報活動を実施し、県民への周知を図る。 | 警察本部 | 警務課 |
| 252 | (3) | 犯罪被害者等支援体制の整備促進事業費【再掲No.182】 | 25,297【再掲】 | ・アイリスホットライン(性暴力等犯罪被害専用相談電話)の運営(相談件数 2,108 件) ・性暴力被害者支援看護職(SANE)の養成(4人) | 22,476【再掲】 | ・アイリスホットライン(性暴力等犯罪被害専用相談電話)の運営 ・性暴力被害者支援看護職(SANE)の養成 | 県民生活部 | 防犯・交通安全課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|---------------------------------------|----------------|--|----------------|---|-------|----------|
| 253 | (3) | 検案書、診断書及び被害者に対する初診料等の費用支出 | 6,179 | 検案書、診断書及び被害者に対する初診料等の費用の確実な支出 ・被害者等の経済的負担を軽減するために各種費用の公費負担を積極的に実施した。 公費負担実施件数 2,023件 公費負担費用 約1,505万円 職員に対する公的負担制度の周知徹底 ・警察署等に対する指導、教養を積極的に実施して、職員に対する公費負担制度の周知を図った。 | 7,989 | 検案書、診断書及び被害者に対する初診料等の費用の確実な支出 ・被害者等の経済的負担を軽減するため、各種費用の公的負担を確実に実施する。 職員に対する公的負担制度の周知徹底 ・警察署等に対する巡回指導、教養等を実施し、職員に公費負担制度の周知を図る。 | 警察本部 | 警務課 |
| 254 | (3) | 被害者連絡制度 | - | 被害者連絡制度の積極的な推進 ・被害者等に対して事件の捜査状況、被疑者の処分状況等の情報を積極的に連絡した。 連絡人数 2,195人(被害者連絡を要する被害者全員) | - | 被害者連絡制度の積極的な推進 ・被害者等に対して事件の捜査状況等について積極的に情報提供を実施するほか、被害者連絡制度の重要性を職員へ周知させるとともに、被害者連絡を確実に実施させる。 | 警察本部 | 警務課 |
| 255 | (3) | 公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターとの連携 【再掲No.188】 | 1,657 【再掲】 | 公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターと連携した被害者支援の推進 ・犯罪被害者等が必要とする支援に的確に対応するため、被害者等の同意を得て公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターへ情報提供するとともに、同センターと連携して犯罪被害者支援を推進した。 情報提供件数 190件 | 1,653 【再掲】 | 公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターと連携した被害者支援の推進 ・公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターの活動を広く県民に周知させるほか、被害者等が必要とする支援を早期に提供できるよう、適切かつ迅速な情報提供を実施する。 | 警察本部 | 警務課 |
| 256 | (4) | 私立学校人権教育推進費 【再掲No.157】 | 278 【再掲】 | 研修会等の開催(全11回、参加者合計827名) ・私立学校教職員人権教育研修会 ・私立小・中・中等教育・高等・特別支援学校教職員人権教育研修会 ・私立幼稚園教職員人権教育研修会 研修資料の配布等 | 191 【再掲】 | 研修会等の開催(全9回) ・私立学校教職員人権教育研修会 ・私立小・中・高等・中等教育・特別支援学校教職員人権教育研修会 ・私立幼稚園教職員人権教育研修会 研修資料の配布等 | 総務部 | 学事課 |
| 257 | (4) | 非行防止に向けた取組 | - | ・非行防止教室の実施 非行防止教室のテーマとして「性非行・わいせつ事案の防止」に関するテーマを例示するなど、児童生徒への啓発活動を実施した。 | - | ・非行防止教室の実施 非行防止教室のテーマとして「性非行・わいせつ事案の防止」に関するテーマを例示するなど、児童生徒への啓発活動を実施する。 | 教育局 | 生徒指導課 |
| 258 | (4) | 性に関する指導普及推進事業 | 253 | ・「性に関する指導」課題解決検討委員会を実施(3回) ・「性に関する指導」指導者研修会の実施(1回) オンライン開催 217人参加 ・小・中・高等学校別授業研究会(3会場) 小学校 59人参加、中学校 44人参加、高等学校 31人参加 | 253 | ・「性に関する指導」課題解決検討委員会を実施(3回) ・「性に関する指導」指導者研修会の実施(1回) ・小・中・高等学校別授業研究会(3会場) | 教育局 | 保健体育課 |
| 259 | (4) | 児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく児童買春・児童ポルノ対策等の推進 | - | ・女性捜査員を多く登用して被害児童の立場を重視した取締りを推進し、児童買春・児童ポルノ法違反により、313件、75人を検挙、被害児童104人(男9人、女95人)を保護した。 ※数値は令和6年中のもの | - | 女性捜査員を多く登用して被害児童の立場を重視した取締りを推進する。 | 警察本部 | 少年課 |
| 260 | (4) | 休日夜間児童虐待通告対応力強化事業費 | 100 | 各市町村へ啓発ポスター等資料を送付した。 | 100 | 各市町村へ啓発ポスター等資料を送付する。 | 福祉部 | こども安全課 |
| 261 | (4) | 犯罪被害者等支援体制の整備促進事業費 【再掲No.182】 | 25,297 【再掲】 | ・アイリスホットライン(性暴力等犯罪被害専用相談電話)の運営(相談件数2,108件) ・ワンストップ支援センター(犯罪被害者等相談電話)の運営(相談件数5,227件) | 22,476 【再掲】 | ・アイリスホットライン(性暴力等犯罪被害専用相談電話)の運営 ・ワンストップ支援センター(犯罪被害者等相談電話)の運営 | 県民生活部 | 防犯・交通安全課 |
| 262 | (4) | 犯罪被害者支援室における犯罪被害相談体制の整備 【再掲No.213】 | 1,011 【再掲】 | 電話(フリーダイヤル)、面接による被害相談の適切な受理 ・相談受理件数 1,465件(男性318件、女性1,147件) 性犯罪相談ダイヤル(フリーダイヤル)の周知の徹底 ・各種キャンペーンやイベントの機会を通じて性犯罪被害相談電話の周知を図った。 街頭キャンペーン実施回数 14回 | 1,011 【再掲】 | 電話(フリーダイヤル)、面接による被害相談の適切な受理 ・被害者の心情に配慮した相談対応をし、相談内容が他の機関、団体にも関係するものは、確実に引き継ぐ等の適切な対応を講じる。 性犯罪相談ダイヤル(フリーダイヤル)の周知の徹底 ・あらゆる機会を通じて性犯罪相談ダイヤルの広報活動を実施し、県民への周知を図る。 | 警察本部 | 警務課 |
| 263 | (4) | 青少年の非行・被害防止全国強調月間 | - | 青少年の非行・被害防止を目的に、浦和駅及び川越駅においてキャンペーン活動(街頭配布)を実施した。 | - | 青少年の非行・被害防止を目的に、浦和駅においてキャンペーン活動(街頭配布)を実施する。 | 県民生活部 | 青少年課 |
| 264 | (4) | 出会い系サイトなどの児童の利用禁止に関する広報啓発活動の推進 | - | 小・中学生、高校生及び学校教育関係者等を対象としたサイバーセキュリティ講演及びリーフレット配布により、出会い系サイトの利用禁止やSNSの適正利用に関する広報啓発活動を実施した。 ・サイバーセキュリティ講演実施回数 785回、受講人数 126,743人 ※数値は令和6年度のもの | - | 小・中学生、高校生及び学校教育関係者等を対象としたサイバーセキュリティ講演及びリーフレット配布により、出会い系サイトの利用禁止やSNSの適正利用に関する広報啓発活動を継続的に推進する。 | 警察本部 | サイバー対策課 |
| 265 | (4) | 少年保護総合対策の推進 | 298 | 学校等の要請により、警察職員を小・中・高等学校等に派遣し、児童生徒や保護者、教員を対象としたインターネットセキュリティ教室を含む非行防止教室を実施した。 ・非行防止教室実施回数 1,253回、受講人員 264,078人 ※数値はいずれも令和6年中のもの | 279 | 学校等の要請により、警察職員を小・中・高等学校等に派遣し、児童生徒や保護者、教員を対象としたインターネットセキュリティ教室を含む非行防止教室を実施する。 | 警察本部 | 少年課 |
| 266 | (4) | 少年保護総合対策の推進 | - | 若年層を対象とした性暴力被害について、関係機関等と連携した被害防止キャンペーン、広報啓発資料の配布等の広報啓発活動を実施した。 | - | 若年層を対象とした性暴力被害について、被害防止キャンペーン、広報啓発資料の配布等の広報啓発活動を実施する。 | 警察本部 | 少年課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|---------------------------------------|----------------|---|----------------|---|-------|------------|
| 267 | (4) | アダルトビデオ出演被害問題等の性暴力被害に対する予防啓発活動等の推進 | － | アダルトビデオ出演被害問題等の性暴力被害を予防するための広報啓発活動及び相談窓口の周知を推進した。 | － | アダルトビデオ出演被害問題等の性暴力被害を予防するための広報啓発活動及び相談窓口の周知を推進する。 | 警察本部 | 保安課 |
| 268 | (4) | ドメスティック・バイオレンス総合対策事業 【再掲No.158】 | 3,986 【再掲】 | ・「女性に対する暴力をなくす運動」における広報啓発活動の実施 ・国が作成した性暴力被害に対する予防啓発資料の掲示 | 3,186 【再掲】 | ・「女性に対する暴力をなくす運動」における広報啓発活動の実施 ・国が作成した性暴力被害に対する予防啓発資料の掲示 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 269 | (4) | 犯罪被害者等支援体制の整備促進事業費 【再掲No.182】 | 25,297 【再掲】 | ・アイリスホットライン(性暴力等犯罪被害専用相談電話)の運営(相談件数2,108件) ・性暴力被害者支援看護職(SANE)の養成(4人) ・ワンストップ支援センター(犯罪被害者相談電話)の運営(相談件数5,227件) ・広報啓発品の制作(犯罪被害者等支援カード150,000枚、リーフレット30,000部作成。県内の中学1年生、高校1年生に配布したほかキャンペーン等で配布) ・各種イベントや街頭キャンペーン等での広報啓発(イベント12回、SNS13回、広報誌掲載3回など) ・犯罪被害者支援 県民のつどい2024の開催(1回) ・学生ボランティアの運営(登録39人 8回活動延べ21人参加) | 22,476 【再掲】 | ・アイリスホットライン(性暴力等犯罪被害専用相談電話)の運営 ・性暴力被害者支援看護職(SANE)の養成 ・ワンストップ支援センター(犯罪被害者相談電話)の運営 ・広報啓発品の制作 ・各種イベントや街頭キャンペーン等での広報啓発 ・犯罪被害者支援 県民のつどい2025の開催 ・学生ボランティアの運営 | 県民生活部 | 防犯・交通安全課 |
| 270 | (5) | 労働教育講座開催運営費 【再掲No.140】 | 820 【再掲】 | ・労働セミナーの実施 (1)勤労者向けセミナー 9回 ・対面式7回 受講者数89人 ・動画配信方式2回 動画視聴数355回 (2)事業者向けセミナー 8回 ・対面式2回 受講者数45人 ・動画配信方式6回 動画視聴数1,589回 ※推進項目に関連しないテーマのセミナーも含めた開催回数 | 616 【再掲】 | ・労働セミナーの実施 (1)勤労者向けセミナー 5回 (2)事業者向けセミナー 7回 ※推進項目に関連しないテーマのセミナーも含めた開催回数 | 産業労働部 | 雇用・人材戦略課 |
| 271 | (5) | 労働相談推進事業費 【再掲No.141】 | 403 【再掲】 | 労働相談の実施(5,660件) | 403 【再掲】 | 労働相談の実施 | 産業労働部 | 就業支援課 |
| 272 | (5) | セクシュアル・ハラスメントに対する相談体制の整備及び充実 | 195 | ・セクシュアル・ハラスメント防止に関する職員の意識啓発と、苦情相談に対応するため、各所属に2名ずつセクシュアル・ハラスメント防止推進員を設置。 ・セクシュアル・ハラスメント防止推進員が各職場において未然防止や苦情相談の対応を行えるよう、ハラスメント防止推進員研修を実施。 ・自治人材開発センターによる研修(階層別研修等)を実施し、セクシュアル・ハラスメント防止に対する理解を深めた。 ・人事課及び職員健康支援課等にセクハラ苦情相談窓口を設置。 ・弁護士にメールで相談できる外部相談窓口を設置。 ・ハラスメントになり得るような言動について、匿名で通報できるハラスメント防止のための「お知らせ箱」を職員ポータル上に設置。 | 581 | ・セクシュアル・ハラスメント防止に関する職員の意識啓発と、苦情相談に対応するため、各所属に2名ずつセクシュアル・ハラスメント防止推進員を設置。 ・セクシュアル・ハラスメント防止推進員が各職場において未然防止や苦情相談の対応を行えるよう、ハラスメント防止推進員研修を実施。 ・自治人材開発センターによる研修(階層別研修等)を実施し、セクシュアル・ハラスメント防止に対する理解を深める。 ・人事課及び職員健康支援課等にセクハラ苦情相談窓口を設置。 ・弁護士にメールで相談できる外部相談窓口を設置。 ・ハラスメントになり得るような言動について、匿名で通報できるハラスメント防止のための「お知らせ箱」を職員ポータル上に設置。 | 総務部 | 人事課 |
| 273 | (5) | セクシュアル・ハラスメント防止推進員などの配置による県庁内の相談体制の整備 | － | ・各所属でセクシュアル・ハラスメント防止推進員2人を指定するとともに、外部相談窓口を設置することで相談体制を整えた。 ・推進員にハラスメント等の理解を深めてもらうため、研修を実施した。 | － | ・各所属でセクシュアル・ハラスメント防止推進員2名を指定するとともに、外部相談窓口を設置することで相談体制を整える。 ・推進員にハラスメント等の理解を深めてもらうため、研修を実施する。 | 教育局 | 教育局総務課 |
| 274 | (5) | セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 | 17 | ハラスメント相談員を指定した相談体制の確立 ・指定者 252名(男性158名、女性94名) ハラスメント相談員に対する研修の実施 ・受講者 94名(男性56名、女性37名) ハラスメント相談窓口の周知徹底 ・ハラスメント防止教養時に相談窓口を紹介し周知を図った。 ・ポータルサイトに相談窓口を掲出し、周知を図った。 | 25 | ・ハラスメント相談員を指定した相談体制の確立 ・ハラスメント相談員に対する研修の実施 ・ハラスメント相談窓口の周知徹底 | 警察本部 | 警務課 |
| 275 | (5) | 私立学校人権教育推進費 【再掲No.157】 | 278 【再掲】 | 研修会等の開催(全11回、参加者合計827名) ・私立学校教職員人権教育研修会 ・私立小・中・中等教育・高等・特別支援学校教職員人権教育研修会 ・私立幼稚園教職員人権教育研修会 研修資料の配布等 | 191 【再掲】 | 研修会等の開催(全9回) ・私立学校教職員人権教育研修会 ・私立小・中・高等・中等教育・特別支援学校教職員人権教育研修会 ・私立幼稚園教職員人権教育研修会 研修資料の配布等 | 総務部 | 学事課 |
| 276 | (5) | 学校内におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 | － | ・「不祥事防止研修プログラム」を用いた短時間の研修を繰り返し行うこと(N字型研修)について、引き続き市町村教育委員会に働きかけた。 ・不祥事根絶に向けた年度当初の重点取組として、わいせつ行為等の根絶を挙げた。また、各学校における年間研修計画を作成し、教職員不祥事根絶のための取組を実施するよう、引き続き市町村教育委員会を通して働きかけた。 | － | ・「不祥事防止研修プログラム」を用いた短時間の研修を繰り返し行うこと(N字型研修)について、引き続き市町村教育委員会に働きかける。 ・不祥事根絶に向けた年度当初の重点取組として、わいせつ行為等の根絶を挙げている。また、各学校における年間研修計画を作成し、教職員不祥事根絶のための取組を実施するよう、引き続き市町村教育委員会を通して働きかける。 | 教育局 | 小中学校人事課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|---|------------------------------|--|------------------------------|---|-------|------------|
| 277 | (5) | 学校内におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 | - | ・4月1日から8月31日までを「教職員不祥事根絶特別強化運動」と定め、各学校において、教職員不祥事根絶のための取組を実施した。 ・「不祥事防止研修プログラム」を用いた短時間の研修(N字型研修)を行うことで、研修を充実させ、教職員の意識啓発を図った。 | - | ・4月1日から8月31日までを「教職員不祥事根絶特別強化運動」と定め、各学校において、教職員不祥事根絶のための取組を実施する。 ・「不祥事防止研修プログラム」を用いた短時間の研修(N字型研修)を行うことで、研修を充実させ、教職員の意識啓発を図る。 | 教育局 | 県立学校人事課 |
| 278 | (5) | 学校内における相談体制の充実 | - | 各県立学校に、苦情相談を受ける相談員及び相談員からなる委員会(教職員倫理確立委員会等)を置き、ハラスメントに関する苦情相談への対応や、ハラスメント防止を推進した。 | - | 各県立学校に、苦情相談を受ける相談員及び相談員からなる委員会(教職員倫理確立委員会等)を置き、ハラスメントに関する苦情相談への対応や、ハラスメント防止を推進する。 | 教育局 | 県立学校人事課 |
| 279 | (5) | 学校内における相談体制の充実 | - | 各学校に置かれている、苦情相談員及び相談員からなる委員会を中心として、ハラスメントに関する苦情相談に対応することや、ハラスメント防止推進を図る研修を実施すること等について、引き続き市町村教育委員会に働きかけた。 | - | 各学校に置かれている、苦情相談員及び相談員からなる委員会を中心として、ハラスメントに関する苦情相談に対応することや、ハラスメント防止推進を図る研修を実施すること等について、引き続き市町村教育委員会に働きかける。 | 教育局 | 小中学校人事課 |
| 280 | (5) | 相談体制整備の促進 | 7,603 | 埼玉県内の介護施設等及び、埼玉県内の障害児者施設等から、利用者・利用者家族等の暴力行為、迷惑行為やハラスメント等について相談を受ける専用窓口を設置することで介護職員及び障害児者施設等職員が安心して勤務できる環境を整備した。 | 7,603 | 埼玉県内の介護施設等及び、埼玉県内の障害児者施設等から、利用者・利用者家族等の暴力行為、迷惑行為やハラスメント等について相談を受ける専用窓口を設置することで介護職員及び障害児者施設等職員が安心して勤務できる環境を整備する。 | 福祉部 | 高齢者福祉課 |
| 281 | (5) | 障害福祉サービス職員ハラスメント対策推進事業 | 1,901 | 介護・障害福祉サービス事業所等職員が安心して働けるよう、利用者やその家族等からの暴力行為、迷惑行為、ハラスメント等について相談できる専用相談窓口を設置し、専門の相談員が相談支援を行うことにより、事業所等における人材の確保及び定着の促進を図った。 | 2,901 | 介護・障害福祉サービス事業所等職員が安心して働けるよう、利用者やその家族等からの暴力行為、迷惑行為、ハラスメント等について相談できる専用相談窓口を設置し、専門の相談員が相談支援を行うことにより、事業所等における人材の確保及び定着の促進を図る。 また、ハードクレームに関する組織対応及び対応ノウハウ等の研修を実施し、困難事案への適切な対応ができる人材を育成する。 | 福祉部 | 障害者支援課 |
| 282 | (5) | (1)社会福祉施設等指導費 (2)介護事業者指導事業費 【再掲No.89】 | (1)2,335 (2)4,903 【再掲】 | 社会福祉施設などに対する実地指導などを通じて相談体制が整備されているか確認し、適切でない場合は是正の指導を実施した。 | (1)2,335 (2)4,903 【再掲】 | 社会福祉施設などに対する実地指導などを通じて相談体制が整備されているか確認し、適切でない場合は是正の指導を実施する。 | 福祉部 | 福祉監査課 |
| 283 | (5) | アスリートに対するセクシュアル・ハラスメントの防止 | - | (公財)埼玉県スポーツ協会がスポーツ相談窓口を設けており、アスリートに対するハラスメントについても相談を受け付けた。 県としては競技団体を通じて窓口を周知するとともに、同協会と連携しながらハラスメントの防止に努めた。 | - | (公財)埼玉県スポーツ協会がスポーツ相談窓口を設けており、アスリートに対するハラスメントについても相談を受け付ける。 県としては競技団体を通じて窓口を周知するとともに、同協会と連携しながらハラスメントの防止に努める。 | 県民生活部 | スポーツ振興課 |
| 284 | (5) | 性の多様性を尊重した社会づくり推進事業 | 32,536 | ・企業において性の多様性についての正しい理解が進むよう、企業向けに研修を実施した。(1,311人) ・性の多様性に配慮した取組を行う企業を「埼玉県アライチャレンジ企業」として登録し、情報発信した。(223社) ・性の多様性についての正しい理解が進むよう、県民向けにオンラインで講座を実施した。(7,133件) | 26,462 | ・企業において性の多様性についての正しい理解が進むよう、企業向けに研修を実施する。 ・性の多様性に配慮した取組を行う企業を「埼玉県アライチャレンジ企業」として登録し、情報発信する。 ・性の多様性についての正しい理解が進むよう、県民向けにオンラインで講座を実施する。 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 285 | (5) | 労働教育講座開催運営費 【再掲No.140】 | 820 【再掲】 | ・労働セミナーの実施 (1)勤労者向けセミナー 9回 ・対面式7回 受講者数89人 ・動画配信方式2回 動画視聴数355回 (2)事業者向けセミナー 8回 ・対面式2回 受講者数45人 ・動画配信方式6回 動画視聴数1589回 ※推進項目に関連しないテーマのセミナーも含めた開催回数 | 616 【再掲】 | ・労働セミナーの実施 (1)勤労者向けセミナー 5回 (2)事業者向けセミナー 7回 ※推進項目に関連しないテーマのセミナーも含めた開催回数 | 産業労働部 | 雇用・人材戦略課 |
| 286 | (5) | 男女共同参画苦情処理機関の運営 【再掲No.192】 | 2,473 【再掲】 | 埼玉県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進に関する県の施策や男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する苦情などの申出に対し、苦情処理委員が調査を行った。 | 2,397 【再掲】 | 埼玉県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進に関する県の施策や男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する苦情などの申出に対し、苦情処理委員が調査し、必要な場合には勧告、意見表明及び助言等を行う。 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 287 | (6) | ストーカー対策の推進 | - | ストーカー被害者等の相談に対して適切に対応し、被害者の安全確保を最優先とした検挙措置や保護対策を図った。 ストーカー取扱い状況 ・相談受理件数 668件(男性94人、女性574人) ・ストーカー規制法による検挙件数 41件 ・他法令による検挙件数 46件 ※数値はいずれも令和6年中のもの | - | ストーカー被害者等の相談に対して適切に対応し、被害者の安全確保を最優先とした検挙措置や保護対策を図る。 | 警察本部 | 人身安全対策課 |
| 288 | (6) | 相談体制の充実 【再掲No.212】 | - | ・けいさつ総合相談センターでは、相談係に合計8名(警察官6名、会計年度任用職員2名)を配置し、相談対応を図った。 ・DV等の相談を受理するにあたり、男性女性に関わらず適切に相談に応じた。 ・令和6年中の県警全体の相談件数173,238件(前年比+1,314件) | - | ・けいさつ総合相談センターでは、引き続き相談体制の充実を図り、DV等の相談に適切に対応していく。 | 警察本部 | 広報課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|---|----------------|--|----------------|---|-------|------------|
| 289 | (6) | 犯罪被害相談体制の充実 | － | 犯罪被害相談の受理、カウンセリングの実施 ・相談受理件数 1,465件(男性318件、女性1,147件) ・カウンセリング実施件数 242件(男性23件、女性219件) | － | 犯罪被害相談の受理、カウンセリングの実施 ・犯罪被害者のニーズに応じた対応をするため、性犯罪被害相談電話を24時間で運用するほか、犯罪被害者支援室における被害者相談フリーダイヤルを運用し、必要に応じて面接やカウンセリングを実施するなど相談体制の充実を図る。 | 警察本部 | 警務課 |
| 290 | (6) | 警察安全相談体制の強化 【再掲No.171】 | － | 警察安全相談係へ女性の警察職員や会計年度任用職員を積極的に配置し、女性からの相談に配慮した体制の確立に努めた。 ・警察本部けいさつ総合相談センター及び各警察署に設置した相談窓口で警察安全相談を受理 受理件数 173,238件 ※数値は令和6年中のもの ・女性警察職員の相談窓口配置 ・警察安全相談業務に専従している警察職員(会計年度任用職員含む)配置 警察本部 12人(うち女性5人) 警察署 238人(うち女性61人) ※数値はいずれも令和6年4月1日現在のもの ・関係機関との連携の実施 各市町村DV担当課、県人権・男女共同参画課等と連携 ・警察安全相談専従員研修の実施 警察安全相談業務に必要な知識と対応要領等の習得 | － | 警察安全相談係へ女性の警察職員や会計年度任用職員を積極的に配置し、女性からの相談に配慮した体制の確立に努める。 | 警察本部 | 生活安全総務課 |
| 291 | (6) | ドメスティック・バイオレンス総合対策事業 【再掲No.158】 | 3,986 【再掲】 | ・県相談機関によるDV相談の実施 ・相談、保護機能の充実 | 3,186 【再掲】 | ・県相談機関によるDV相談の実施 ・相談、保護機能の充実 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 292 | (6) | 犯罪被害者等支援体制の整備促進事業費 【再掲No.182】 | 25,297 【再掲】 | ・アイリスホットライン(性暴力等犯罪被害専用相談電話)の運営(相談件数2,108件) ・ワンストップ支援センター(犯罪被害者等相談電話)の運営(相談件数5,227件) | 22,476 【再掲】 | ・アイリスホットライン(性暴力等犯罪被害専用相談電話)の運営 ・ワンストップ支援センター(犯罪被害者等相談電話)の運営 | 県民生活部 | 防犯・交通安全課 |
| 293 | (6) | 被害者相談・カウンセリングの実施及び被害者連絡制度による被害者への情報提供 【再掲No.183】 | 268 【再掲】 | 犯罪被害者支援室による被害者相談の受理、カウンセリングの実施 ・相談受理件数 1,465件(男性318件、女性1,147件) ・カウンセリング実施件数 242件(男性23件、女性219件) 被害者連絡制度による被害者への情報提供 ・被害者等に対して捜査の進捗状況の情報提供を実施するとともに、刑事手続等の流れが記載されている「被害者の手引(サポートブック)」を被害者へ配布した。 | 269 【再掲】 | 犯罪被害者支援室による被害者相談の受理、カウンセリングの実施 ・精神的負担の軽減を図るべく、適切な相談受理を行うとともに、カウンセリングの必要な被害者等の早期発見及び確実なカウンセリングを実施する。 被害者連絡制度による被害者への情報提供 ・被害者等に対する捜査状況等の情報提供を行うことで被害者等の精神的負担の軽減を図るほか、「被害者の手引(サポートブック)」の確実な配布を職員へ指導する。 | 警察本部 | 警務課 |
| 294 | (6) | ストーカー対策の推進 | 1,346 | ・ストーカー加害者に対する精神医学的アプローチ等にかかる制度を積極的に推進し、同種事案の再発防止に努めた。 ・ストーカー被害者に対し携帯用緊急通報装置(ココセコム)を貸与して安全確保の徹底を図った。 【ストーカー加害者に対する精神医学的アプローチの実施状況】 令和6年中 2件 【ストーカー被害者に対し携帯用緊急通報装置(ココセコム)を貸与した状況】 令和6年度 新規利用者 98名 | 1,331 | ・ストーカー加害者に対する精神医学的アプローチ等にかかる制度を積極的に推進し、同種事案の再発防止に努める。 ・ストーカー被害者に対し携帯用緊急通報装置(ココセコム)を貸与して安全確保の徹底を図る。 | 警察本部 | 人身安全対策課 |
| 295 | (6) | 普及活動の推進 | － | 広報紙やホームページなどを活用した広報・啓発活動を実施した。 | － | 引き続き広報紙やホームページなどを活用した広報・啓発活動を実施する。 | 警察本部 | 人身安全対策課 |
| 296 | (7) | 人身取引事犯に対する適切な対応の推進 | － | 人身取引事犯の早期把握に努めるため、リーフレットやポスターを各警察署及び関係機関に配布して相談窓口を周知するとともに、人身取引被害者を認知した場合は、適切な保護、支援を図りつつ取締りを推進した。 | － | 人身取引事犯の早期把握に努めるため、リーフレットやポスターを各警察署及び関係機関に配布して相談窓口を周知するとともに、人身取引被害者を認知した場合は、適切な保護、支援を図りつつ取締りを推進する。 | 警察本部 | 保安課 |
| 297 | (7) | 男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.38】 | 3,045 【再掲】 | ・電話相談 月～水、金、土曜日 9:30～20:30 日曜日、祝・休日 9:30～17:00 ・インターネット相談 24時間受付 ・女性弁護士による法律相談 月2回 ・女性臨床心理士によるカウンセリング 月1回 ・男性臨床心理士による電話相談 毎月第1・3日曜日 11:00～15:00 | 3,433 【再掲】 | ・電話相談 月～水、金、土曜日 9:30～20:30 日曜日、祝・休日 9:30～17:00 ・インターネット相談 24時間受付 ・女性弁護士による法律相談 月2回 ・女性臨床心理士によるカウンセリング 月1回 ・男性臨床心理士による電話相談 毎月第1・3日曜日 11:00～15:00 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 298 | (7) | 犯罪被害者支援室における犯罪被害相談体制の整備 【再掲No.213】 | 1,011 【再掲】 | 電話(フリーダイヤル)、面接による被害相談の適切な受理 ・相談受理件数 1,465件(男性318件、女性1,147件) 性犯罪相談ダイヤル(フリーダイヤル)の周知の徹底 ・各種キャンペーンやイベントの機会を通じて性犯罪被害相談電話の周知を図った。 街頭キャンペーン実施回数 14回 | 1,011 【再掲】 | 電話(フリーダイヤル)、面接による被害相談の適切な受理 ・被害者の心情に配慮した相談対応をし、相談内容が他の機関、団体にも関係するものは、確実に引き継ぐ等の適切な対応を講じる。 性犯罪相談ダイヤル(フリーダイヤル)の周知の徹底 ・あらゆる機会を通じて性犯罪相談ダイヤルの広報活動を実施し、県民への周知を図る。 | 警察本部 | 警務課 |
| 299 | (7) | 男女共同参画推進センター支所費 【再掲No.220】 | 66,141 【再掲】 | 困難な問題を抱える女性(DVによる被害者含む)により、居所等の生活基盤を失った女性を保護し、自立のための支援を行った。 | 71,445 【再掲】 | 困難な問題を抱える女性(DVによる被害者含む)により、居所等の生活基盤を失った女性を保護し、自立のための支援を行う。 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|---|----------------|--|----------------|---|-------|------------|
| 300 | (7) | 被害者相談・カウンセリングの実施及び被害者連絡制度による被害者への情報提供 【再掲No.183】 | 268 【再掲】 | 犯罪被害者支援室による被害者相談の受理、カウンセリングの実施 ・相談受件数 1,465件(男性318件、女性1,147件) ・カウンセリング実施件数 242件(男性23件、女性219件) 被害者連絡制度による被害者への情報提供 ・被害者等に対して捜査の進捗状況の情報提供を実施するとともに、刑事手続等の流れが記載されている「被害者の手引(サポートブック)」を被害者へ配布した。 | 269 【再掲】 | 犯罪被害者支援室による被害者相談の受理、カウンセリングの実施 ・精神的負担の軽減を図るべく、適切な相談受理を行うとともに、カウンセリングの必要な被害者等の早期発見及び確実なカウンセリングを実施する。 被害者連絡制度による被害者への情報提供 ・被害者等に対する捜査状況等の情報提供を行うことで被害者等の精神的負担の軽減を図るほか、「被害者の手引(サポートブック)」の確実な配布を職員へ指導する。 | 警察本部 | 警務課 |
| 301 | (7) | ドメスティック・バイオレンス総合対策事業 【再掲No.158】 | 3,986 【再掲】 | ・外国語(10か国語)を併記した啓発リーフレットの配布 | 3,186 【再掲】 | ・外国語(10か国語)を併記した啓発リーフレットの配布 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 302 | (7) | 男女共同参画推進センター支所費 【再掲No.220】 | 66,141 【再掲】 | 困難な問題を抱える女性(DVによる被害者含む)により、居所等の生活基盤を失った女性を保護し、自立のための支援を行った。 | 71,445 【再掲】 | 困難な問題を抱える女性(DVによる被害者含む)により、居所等の生活基盤を失った女性を保護し、自立のための支援を行う。 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 303 | (7) | 国籍国の大使館、出入国在留管理局との連絡調整 | - | 事件認知時には、被疑者の検挙及び被害者の保護を迅速に行えるよう関係機関との連絡調整を実施した。 ・令和6年度中のこの種事案の認知は無し。 | - | 事件認知時には、被疑者の検挙及び被害者の保護を迅速に行えるよう関係機関との連絡調整を実施する。 | 警察本部 | 組織犯罪対策第二課 |
| 304 | (8) | インターネットを利用したわいせつ事犯対策の推進 | - | インターネット上の違法、有害情報をサイバーパトロール等で早期に把握し、インターネットに関連した事件の取締りを推進した。 | - | インターネット上の違法、有害情報をサイバーパトロール等で早期に把握し、インターネットに関連した事件の取締りを推進する。 | 警察本部 | 少年課 |
| 305 | (8) | 悪質な風俗関係事犯の取締りの強化 | - | 女性の性を売り物にする悪質な風俗店等を中心に、売春防止法等に基づく取締りを推進した。 (風適法違反検挙件数:21件、検挙人員14人、売春防止法違反検挙件数:3件、検挙人員1人) ※数値は令和6年中のもの。 | - | 女性の性を売り物にする悪質な風俗店等を中心に、売春防止法等に基づく取締りを推進する。 | 警察本部 | 保安課 |
| 306 | (8) | 人権の尊重意識啓発 | - | 国が作成した人身取引に対する予防啓発資料を掲示した。 | - | 国が作成した人身取引に対する予防啓発資料を提示する。 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 307 | (8) | 子供の権利擁護事業費 | 4,289 | 子どもの権利擁護委員会のPRのため、カードを260,000枚作成し、県内の小学4年生・6年生、中学2年生及び高校1年生に配布した。 | 4,317 | 子どもの権利擁護委員会のPRのため、カードを260,000枚作成し、県内の小学4年生・6年生、中学2年生及び高校1年生に配布する。 | 福祉部 | こども安全課 |
| 308 | (8) | 人権教育実践報告会の開催 | 2,026 | 「人権尊重社会をめざす県民運動」の一環として、以下の5地区で人権教育実践報告会を開催することで、人権教育の実践の場を提供し、人権教育の充実を図った。 ・東部地区・西部地区・南部地区・北部地区(児玉・大里)・北部地区(秩父) ・参加者1,600名 | 1,854 | 「人権尊重社会をめざす県民運動」の一環として、以下の5地区で人権教育実践報告会を開催することで、人権教育の実践の場を提供し、人権教育の充実を図る。 ・東部地区・西部地区・南部地区・北部地区(児玉・大里)・北部地区(秩父) | 教育局 | 人権教育課 |
| 309 | (8) | 少年保護総合対策の推進 【再掲No.266】 | - | 若年層を対象とした性暴力被害について、関係機関等と連携した被害防止キャンペーン、広報啓発資料の配布等の広報啓発活動を実施した。 | - | 若年層を対象とした性暴力被害について、被害防止キャンペーン、広報啓発資料の配布等の広報啓発活動を実施する。 | 警察本部 | 少年課 |
| 310 | (8) | 男女共同参画推進センター支所費 【再掲No.220】 | 66,141 【再掲】 | 困難な問題を抱える女性(DVによる被害者含む)により、居所等の生活基盤を失った女性を保護し、自立のための支援を行った。 | 71,445 【再掲】 | 困難な問題を抱える女性(DVによる被害者含む)により、居所等の生活基盤を失った女性を保護し、自立のための支援を行う。 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 311 | (8) | 男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.38】 | 3,045 【再掲】 | ・電話相談 月～水、金、土曜日 9:30～20:30 日曜日、祝・休日 9:30～17:00 ・インターネット相談 24時間受付 ・女性弁護士による法律相談 月2回 ・女性臨床心理士によるカウンセリング 月1回 | 3,433 【再掲】 | ・電話相談 月～水、金、土曜日 9:30～20:30 日曜日、祝・休日 9:30～17:00 ・インターネット相談 24時間受付 ・女性弁護士による法律相談 月2回 ・女性臨床心理士によるカウンセリング 月1回 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 312 | (8) | SNSを活用した児童虐待相談事業 【再掲No.83】 | 42,240 【再掲】 | 子育ての悩みを抱える保護者や子供本人からの相談に対して、SNSを活用し、どこからでも相談できる窓口を設置し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行った。 | 22,617 【再掲】 | 子育ての悩みを抱える保護者や子供本人からの相談に対して、SNSを活用し、どこからでも相談できる窓口を設置し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行う。 | 福祉部 | こども安全課 |

目指す姿 Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会

基本目標Ⅲ-2 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重

- 施策の基本的な方向
- (1) 生活上の様々な困難を抱えた女性などの自立支援
 - (2) 高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援
 - (3) 障害者、外国人、LGBTQなどの特別な配慮を必要とする人への支援
 - (4) 男女共同参画に関する国際理解、国際交流・国際協力の推進

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算 (千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算 (千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|--|-------------------|--|-------------------|--|-------|----------|
| 313 | (1) | (1)高等技術専門学校訓練等推進事業費 (2)産学官連携による在職者訓練 (3)委託訓練事業費 【再掲No.91】 | 2,046,187 【再掲】 | (1) 高等技術専門学校において求職者に対する職業訓練を実施 ・入校者数 385 人中、女性 54 人 (2) 高等技術専門学校において中小企業等の在職者に対する技能講習を実施 ・受講者数 3,639 人中、女性 1,091 人 (3) 1 か月～24 か月の委託訓練を実施(介護分野、事務分野、IT 分野など) ・一般委託訓練受講者数 4,032 人中、女性 2,987 人 ・障害者対象訓練受講者数 197 人中、女性 78 人 | 2,035,141 【再掲】 | (1) 高等技術専門学校において求職者に対する職業訓練を実施 (2) 高等技術専門学校において中小企業等の在職者に対する技能講習を実施 (3) 1 か月～24 か月の委託訓練を実施(介護分野、事務分野、IT 分野など) | 産業労働部 | 産業人材育成課 |
| 314 | (1) | 県内中小企業在職者の技能向上支援事業 【再掲No.100】 | 15,890 【再掲】 | AI に使用されるプログラミング言語の習得や、ロボットカー等による IoT の仕組みの理解、ドローンの業務への活用について学ぶ講座を拡充し、企業の生産性や競争力を高めるため人材育成を支援 ・令和 6 年度受講者数 302 人中、女性 61 人 | 12,823 【再掲】 | AI に使用されるプログラミング言語の習得や、教育キットによる IoT の仕組みの理解、ドローンの業務への活用について学ぶ講座を拡充し、企業の生産性や競争力を高めるため人材育成を支援 | 産業労働部 | 産業人材育成課 |
| 315 | (1) | 委託訓練事業費 【再掲No.91】 | 1,731,394 【再掲】 | 託児サービス付き職業訓練を実施 受講者数 12 人中、女性 11 人 | 1,731,151 【再掲】 | 託児サービス付き職業訓練を実施 | 産業労働部 | 産業人材育成課 |
| 316 | (1) | 高等技術専門学校の募集・広報活動 【再掲No.102】 | - | 高等技術専門学校においてオープンキャンパス(体験付き、施設見学会、入校相談会)を実施 参加者数 740 人 | - | 高等技術専門学校においてオープンキャンパス(体験付き、施設見学会、入校相談会)を実施 | 産業労働部 | 産業人材育成課 |
| 317 | (1) | 働く女性のワンストップ支援拠点事業 【再掲No.51】 | 182,676 【再掲】 | 働きたい女性を対象に、求職に関する相談、セミナー、職業紹介、企業説明会、インターンシップなどを実施した。 働く女性を対象に、定着や両立支援、キャリアアップ支援を図るため初任者・中堅職員向け研修や、管理職等向け研修を行い、資質の向上や企業における人材育成の充実を図った。 | 156,247 【再掲】 | 働きたい女性を対象に、求職に関する相談、セミナー、職業紹介、インターンシップなどを実施する。 働く女性を対象に、定着や両立支援、キャリアアップ支援を図るため初任者・中堅職員向け研修や、管理職等向け研修を行い、資質の向上や企業における人材育成の充実を図る。 | 産業労働部 | 就業支援課 |
| 318 | (1) | 埼玉しごとセンター推進事業(埼玉しごとセンター事業) 【再掲No.95】 | 151,089 【再掲】 | 埼玉しごとセンター利用者数 41,743 人 【埼玉しごとセンターによる支援】 ・職業相談の実施 ・各種就職支援セミナーの実施 ・心理カウンセリングの実施 | 174,404 【再掲】 | 【埼玉しごとセンターによる支援】 ・職業相談の実施 ・各種就職支援セミナーの実施 ・心理カウンセリングの実施 | 産業労働部 | 就業支援課 |
| 319 | (1) | 若者自立支援センター埼玉運営事業 | 29,165 | ・専門カウンセラーによる就業に向けたカウンセリング実施 ・セミナーやグループワーク、しごと体験プログラム等 ・親・家族セミナーの開催 ・就職氷河期世代向け有償型就業体験 | 31,040 | ・専門カウンセラーによる就業に向けたカウンセリング実施 ・セミナーやグループワーク、しごと体験プログラム等 ・親・家族セミナーの開催 ・就職氷河期世代を含む全世代向けの有償型就業体験 | 産業労働部 | 就業支援課 |
| 320 | (1) | 労働教育講座開催運営費 【再掲No.140】 | 820 【再掲】 | ・労働セミナーの実施 (1)勤労者向けセミナー 9 回 ・対面式 7 回 受講者数 89 人 ・動画配信方式 2 回 動画視聴数 355 回 (2)事業者向けセミナー 8 回 ・対面式 2 回 受講者数 45 人 ・動画配信方式 6 回 動画視聴数 1589 回 ※推進項目に関連しないテーマのセミナーも含めた開催回数 | 616 【再掲】 | ・労働セミナーの実施 (1)勤労者向けセミナー 5 回 (2)事業者向けセミナー 7 回 ※推進項目に関連しないテーマのセミナーも含めた開催回数 | 産業労働部 | 雇用・人材戦略課 |
| 321 | (1) | ひとり親家庭等医療費支給事業 【再掲No.75】 | 1,004,743 【再掲】 | 各種医療保険の自己負担分を助成した市町村に対して、その事業費の一部を補助した。 | 1,190,937 【再掲】 | 各種医療保険の自己負担分を助成した市町村に対して、その事業費の一部を補助する。 | 保健医療部 | 国保医療課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|--|-------------------|---|-------------------|--|----------|---------|
| 322 | (1) | ひとり親家庭福祉推進事業費 母子・父子福祉センター管理運営事業費(就業支援専門員設置事業) ひとり親家庭自立支援事業費 児童扶養手当給付費 母子父子寡婦福祉資金貸付費 【再掲No.76】 | 3,094,010 【再掲】 | ・ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、次の事業を行った。 (1) 自立支援給付金の支給(自立支援給付金6人、高等職業訓練促進給付金26人) (2) 母子緊急一時保護事業 (3) 自立支援プログラムの策定 (4) 日常生活支援事業(市町村補助) (5) 生活向上事業(市町村補助) (7) 高等職業訓練促進資金貸付事業 (8) ひとり親家庭スタートアップ支援事業(離婚前後親支援講座3回開催) (9) 親子交流支援事業 ・支援が必要なひとり親家庭の早期発見に努めるとともに、継続的な見守りを行うため、当事者団体である(公財)埼玉県ひとり親福祉連合会のマンパワーを活用し、地域ごとに交流会や相談会などを開催した。(交流会53回開催、834人参加、相談会53回開催、834人参加) ・就業支援専門員を中心に相談から職場定着まで切れ目ない支援を行うとともに、ひとり親家庭の資格取得を応援するため、セミナーや看護学校受験対策講座を実施した。(看護学校受験対策講座19回開催、9人参加、医療事務講座11回開催、9人参加、調剤薬局事務講座6回開催、14人参加) ・家庭生活の安定と自立促進に寄与するため、ひとり親家庭等に手当を支給した。(支給人数2,583人、支給額1,408,330円) ・母子家庭等に修学資金、就学支度資金、生活資金など、12種類の資金の貸付を行い、その経済的自立の促進と生活意欲の助長、扶養している児童の福祉の増進を図った。 | 3,149,282 【再掲】 | ・ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、次の事業を行う。 (1) 自立支援給付金の支給 (2) 母子緊急一時保護事業 (3) 自立支援プログラムの策定 (4) 日常生活支援事業(市町村補助) (5) 生活向上事業(市町村補助) (6) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (7) 高等職業訓練促進資金貸付事業 (8) ひとり親家庭スタートアップ支援事業 (9) 親子交流支援事業 ・支援が必要なひとり親家庭の早期発見に努めるとともに、継続的な見守りを行うため、当事者団体である(公財)埼玉県ひとり親福祉連合会のマンパワーを活用し、地域ごとに交流会や相談会などを開催する。 ・就業支援専門員を中心に相談から職場定着まで切れ目ない支援を行うとともに、ひとり親家庭の資格取得を応援するため、セミナーや看護学校受験対策講座を実施する。 ・家庭生活の安定と自立促進に寄与するため、ひとり親家庭等に手当を支給する。 ・母子家庭等に修学資金、就学支度資金、生活資金など、12種類の資金の貸付を行い、その経済的自立の促進と生活意欲の助長、扶養している児童の福祉の増進を図る。 | 福祉部 | こども政策課 |
| 323 | (1) | こども医療費支給事業 【再掲No.77】 | 3,769,104 【再掲】 | 各種医療保険の自己負担分を助成した市町村に対して、その事業費の一部を補助した。 | 4,373,271 【再掲】 | 各種医療保険の自己負担分を助成した市町村に対して、その事業費の一部を補助する。 | 保健医療部 | 国保医療課 |
| 324 | (1) | ひとり親家庭及び生活保護受給者等対象訓練事業費 【再掲No.79】 | 32,007 【再掲】 | 母子家庭の母、父子家庭の父及び生活保護受給者を対象に、職業的自立を促進することを目的とした職業訓練を実施。(介護分野、事務分野、IT分野など) ・受講者数11人中、女性10人 | 31,614 【再掲】 | 母子家庭の母、父子家庭の父及び生活保護受給者を対象に、職業的自立を促進することを目的とした職業訓練を実施。(介護分野、事務分野、IT分野など) | 産業労働部 | 産業人材育成課 |
| 325 | (1) | 生活困窮者自立支援事業(自立相談支援等事業) | 120,204 | 町村部において、生活困窮者に対し、その人に応じた支援を行い、自立の促進を図った。 ・自立相談支援事業 新規相談件数 1,629件 ・就労支援事業 支援者数 121人 就職者数 50人 ・就労準備支援事業 職業訓練受講者数 7人 | 121,650 | 町村部において、生活困窮者に対し、その人に応じた支援を行い、自立の促進を図る。 | 福祉部、関係部局 | 社会福祉課 |
| 326 | (1) | 学習支援促進事業(アスポート事業) 学習支援促進事業(ジュニア・アスポート事業) | 154,647 | ・生活困窮者自立支援事業(学習支援事業) ・学習支援促進事業(ジュニア・アスポート事業) ・学習支援促進事業(中学生・高校生支援の充実・強化事業) ・学習支援促進事業(子供のオンライン学習フォローアップ事業) 町村部において、生活困窮世帯及び生活保護世帯の小中高生を対象に学習支援を実施し、貧困の連鎖を断つための取組を行った。 中学生教室 11教室 教室参加者数244人 高校生教室 14教室 教室参加者数120人 小学生教室 8教室 事業利用者数131人 | 160,196 | 町村部において、生活困窮世帯及び生活保護世帯の小中高生を対象に学習支援を実施し、貧困の連鎖を断つ。 ・学習支援促進事業(アスポート事業) ・学習支援促進事業(ジュニア・アスポート事業) ・学習支援促進事業(子供のオンライン学習フォローアップ事業) | 福祉部 | 社会福祉課 |
| 327 | (1) | ケアラー総合支援事業 | 382 | ケアラー支援のための各種施策を推進するため、今後の支援の在り方や具体的支援の内容について有識者会議で検討した。 (埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議) ・委員数:13人(男性6人、女性7人) ・開催回数:2回 ・検討内容:第2期埼玉県ケアラー支援計画の進捗管理 等 | 547 | ケアラー支援のための各種施策を推進するため、今後の支援の在り方や具体的支援の内容について有識者会議で検討する。 (埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議) ・委員数:13人(男性6人、女性7人) ・開催回数:3回程度 ・検討内容:第2期埼玉県ケアラー支援計画の進捗管理 等 | 福祉部 | 地域包括ケア課 |
| 328 | (1) | 学校におけるヤングケアラー支援事業 | 4,613 | 市町村において、ヤングケアラーの専門家及び元ヤングケアラーを講師として招聘し、児童生徒、教職員、保護者等に向けた出張授業と教職員研修を実施した。また、県立高校においてヤングケアラーに関する授業を含む学校独自のプログラムを実施した。 令和6年度実績 ・市町村対象のヤングケアラーサポートクラス(出張授業)の実施(16回) ・県立高校対象の自走式ヤングケアラーサポートクラスの実施(42校43課程) | 4,444 | 市町村において、ヤングケアラーの専門家及び元ヤングケアラーを講師として招聘し、児童生徒、教職員、保護者等に向けた出張授業と教職員研修を実施する。(16回実施予定)また、県立高校においてヤングケアラーに関する授業を含む学校独自のプログラムを実施する。(50校実施予定) | 教育局 | 人権教育課 |
| 329 | (1) | 住宅居住支援推進事業費(住宅確保要配慮者居住支援事業) | 369 | 子供(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)を養育している者、DV被害者等の民間賃貸住宅への入居を支援するため、埼玉県住まい安心支援ネットワークへの補助等を行った。 | 369 | 子供(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)を養育している者、DV被害者等の民間賃貸住宅への入居を支援するため、埼玉県住まい安心支援ネットワークへの補助等を行う。 | 都市整備部 | 住宅課 |
| 330 | (2) | ホームページ等による情報提供 | - | 公民館等で実施している事業や取組について情報収集し、ホームページ等で広く提供した。 | - | 公民館等で実施している事業や取組について情報収集し、ホームページ等で広く提供する。 | 教育局 | 生涯学習推進課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|--|-----------------|--|-----------------|--|-------|----------|
| 331 | (2) | シニアの活躍の場の拡大事業 | 45,780 | 元氣なシニアが自分の希望に合わせて働き、共に社会の担い手として活躍する社会を目指すため、県内企業等に対し、シニアの活躍の場の拡大を働きかけた。 ・定年の廃止や働きやすい職場づくりなどに取り組む企業を「シニア活躍推進宣言企業」として認定した。(目標 200 社、実績 283 社) また、宣言企業のうち、70 歳以上まで働ける制度のある企業を「シニア活躍推進宣言企業プラス」に認定した。(目標 120 社、実績 189 社) ・70 歳以上まで働ける制度を導入する企業に助成金を支給した。(60 社) ・ホームページ等でシニア活躍の先進事例の普及や情報発信をした。 | 33,045 | 元氣なシニアが自分の希望に合わせて働き、共に社会の担い手として活躍する社会を目指すため、県内企業等に対し、シニアの活躍の場の拡大を働きかける。 ・定年の廃止や働きやすい職場づくりなどに取り組む企業を「シニア活躍推進宣言企業」として認定する。(目標 200 社) また、宣言企業のうち、70 歳以上まで働ける制度のある企業を「シニア活躍推進宣言企業プラス」に認定する。(目標 140 社) ・70 歳以上まで働ける制度を導入する企業に助成金を支給する。 ・ホームページ等でシニア活躍の先進事例の普及や情報発信をする。 | 産業労働部 | 就業支援課 |
| 332 | (2) | 創業・ベンチャー支援センター埼玉管理運営費 創業・ベンチャー支援センター埼玉事業費 【再掲No.103】 | 43,615 【再掲】 | ・アドバイザーや土業専門家による、創業希望者やベンチャー企業からの相談対応。 相談件数 3,325 件(うちシニア(60 歳以上) 306 件) 創業件数 310 件(うちシニア(60 歳以上) 17 件) ・ホームページやポスター、パンフレット、メルマガ、SNS 等により、支援内容やセミナー案内等の情報を提供。 ・起業した方の情報をホームページや創業者事例集、SNS 等で紹介。 | 46,677 【再掲】 | ・アドバイザーや土業専門家による、創業希望者や新規創業者からの相談対応。 ・ホームページやポスター、パンフレット、メルマガ、SNS 等により、支援内容やセミナー案内等の情報を提供 ・起業した方の情報をホームページや創業者事例集、SNS 等で紹介 ・起業家同士のネットワークづくりのための交流会の開催 | 産業労働部 | 産業支援課 |
| 333 | (2) | 埼玉しごとセンター推進事業(埼玉しごとサポート事業) 企業人材サポートデスク事業(埼玉しごとサポート人材確保事業) | 119,078 | 埼玉しごとサポート利用者数 5,982 人 【埼玉しごとサポートによる支援】 ・就職相談・職業紹介の実施 ・各種就職支援セミナーの実施 ・合同企業面接会の実施 ・就職座談会の実施 ・インターンシップの実施 | 115,576 | 【埼玉しごとサポートによる支援】 ・就職相談・職業紹介の実施 ・各種就職支援セミナーの実施 ・合同企業面接会の実施 ・インターンシップの実施 | 産業労働部 | 就業支援課 |
| 334 | (2) | 埼玉未来大学運営による高齢者活動支援事業 【再掲No.50】 | 104,503 【再掲】 | 埼玉未来大学を運営する(公財)いきいき埼玉に対してその経費を補助し、シニア層の社会参加活動を支援した。 | 121,693 【再掲】 | 埼玉未来大学を運営する(公財)いきいき埼玉に対してその経費を補助し、シニア層の社会参加活動を支援する。 | 県民生活部 | 共助社会づくり課 |
| 335 | (2) | 高齢者の社会活動支援(大学の開放授業講座の推進) | — | 実施大学:前期 17 大学・後期 20 大学 受講者数:前期 151 名・後期 154 名 受講科目数:前期 92 科目・後期 113 科目 | — | 協定を締結した県内 23、近隣 1 の計 24 大学と協力して、55 歳以上の方を対象に、大学の授業を受ける機会を提供する。 | 福祉部 | 高齢者福祉課 |
| 336 | (2) | 地域包括ケア人材育成事業 | 12,581 | 地域包括支援センターの職員等に対して、研修を行った。 ・地域包括ケアシステム基礎研修 1 回 | 12,581 | 地域包括支援センターの職員等に対して、研修を行う。 ・地域包括ケアシステム基礎研修 1 回 | 福祉部 | 地域包括ケア課 |
| 337 | (2) | 後期高齢者医療対策費 | 90,137,324 | 埼玉県後期高齢者医療広域連合及び市町村に対し必要な負担金を交付した。 | 93,006,098 | 埼玉県後期高齢者医療広域連合及び市町村に対し必要な負担金を交付する。 | 保健医療部 | 国保医療課 |
| 338 | (2) | 健康長寿推進事業 | 3,415 | 特定健診・特定保健指導実務者研修、スキルアップ研修の実施をした。 ・対面研修:1 回、42 名参加 動画研修:3 回、395 名参加 各保健所において、管轄地域の受診率向上に向けた意見交換、啓発等の取組を実施した。 | 2,837 | 特定健診・特定保健指導実務者研修、スキルアップ研修の実施をする。 各保健所において、管轄地域の受診率向上に向けた意見交換、啓発等の取組を実施する。 | 保健医療部 | 健康長寿課 |
| 339 | (2) | 地域包括ケア人材育成事業 | 32,253 | ・地域包括ケアシステム基礎研修 1 回 ・介護予防実践研修 1 回 | 28,346 | 地域包括ケアシステム基礎研修 1 回 介護予防実践研修 1 回 | 福祉部 | 地域包括ケア課 |
| 340 | (2) | 地域包括ケア人材育成事業 | 1,226 | プラチナ・サポート・ショップ情報サイトの運用 企業と市町村の情報交換会 1 回 | 1,226 | プラチナ・サポート・ショップ情報サイトの運用 企業と市町村の情報交換会 1 回 | 福祉部 | 地域包括ケア課 |
| 341 | (2) | 介護すまいる館事業 | 12,511 | ・介護すまいる館来館者数 31,092 人 ・福祉用具等に関する相談件数 9,434 件 | 12,511 | 高齢者の自立の促進と介護する家族の負担の軽減を図るため、介護すまいる館において、福祉用具の展示・販売を行うとともに、使用方法等の相談に応じる。 | 福祉部 | 高齢者福祉課 |
| 342 | (2) | 住宅居住支援推進事業費(単位事業名:住宅リフォーム普及促進事業費) | 513 | ・住まい相談プラザにおいて住宅リフォーム専門相談窓口を設け、専門相談員による相談を行った。相談件数 57 件 ・県ホームページで住宅改修に関する情報提供を行った。 | 394 | ・住宅リフォーム専門相談窓口を設置する。(月 2 回) ・県ホームページで住宅改修に関する情報提供を行う。 | 都市整備部 | 住宅課 |
| 343 | (2) | 高齢者虐待対策事業費 【再掲No.235】 | 20 【再掲】 | 民生委員などの福祉関係者や電気、ガス、新聞など高齢者宅を訪問する機会の多い事業者で構成される「埼玉県要援護高齢者等支援ネットワーク会議」を開催した。 | 20 【再掲】 | 民生委員などの福祉関係者や電気、ガス、新聞など高齢者宅を訪問する機会の多い事業者で構成される「埼玉県要援護高齢者等支援ネットワーク会議」を開催する。 | 福祉部 | 地域包括ケア課 |
| 344 | (2) | 消費者啓発事業費 | 1,238 | ・消費者情報の提供 ・啓発資料の作成 ・消費生活講座等の開催(275 回) | 1,380 | ・消費者情報の提供 ・啓発資料の作成 ・消費生活講座等の開催 | 県民生活部 | 消費生活課 |
| 345 | (2) | 消費者行政活性化事業費 | 820 | ・消費者団体研修会の開催(5 回開催、計 178 人) | 820 | ・消費者団体研修会の開催 | 県民生活部 | 消費生活課 |
| 346 | (2) | 高齢者等見守り促進事業費 | 15,205 | ・高齢者等見守り促進事業 消費者安全確保地域協議会の設置促進(令和 6 年度末時点:38 市町にて設置済み) 消費者被害防止サポーターの育成講座・サポーター向け各種講座の開催等 ・高齢者等の消費者被害防止フォーラム 4 回開催(浦和会場 103 人、本庄市会場 34 人、東松山市会場 37 人、鴻巣市会場 34 人) | 628 | ・高齢者等の消費者被害防止フォーラム | 県民生活部 | 消費生活課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|------------------------------|------------|---|------------|---|------------|-------------------------------|
| 347 | (3) | 発達障害総合支援センター事業費 | 12,095 | 人材育成事業 ・発達障害に早期に気づき適切な支援ができる人材を育成した。また、身近な地域で専門性の高い支援ができる人材を育成した。 親支援事業 ・発達障害の子供を持つ親が同じ親の立場で相談に応じるペアレントメンターの養成を行い、親(家族)同士で支援できる体制を構築した。 ・子供の発達等で子育てに悩んでいる親を対象に公認心理師等による相談を実施した。 | 11,320 | 人材育成事業 ・発達障害に早期に気づき適切な支援ができる人材を育成する。また、身近な地域で専門性の高い支援ができる人材を育成する。 親支援事業 ・発達障害の子供を持つ親が同じ親の立場で相談に応じるペアレントメンターの養成を行い、親(家族)同士で支援できる体制を構築する。 ・子供の発達等で子育てに悩んでいる親を対象に公認心理師等による相談を実施する。 | 福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 348 | (3) | 障害者地域支援体制整備事業 | 2,191 | ・市町村からの依頼に応じ、地域の課題やニーズに応じ対応する専門分野のアドバイザーを派遣し、地域で暮らす障害児者の支援体制の促進を図った。 実績：述べ42か所、述べ117名を派遣 (支援例：基幹相談支援センターの設置、地域生活支援拠点等の整備への助言、市町村自立支援協議会での講義等) | 2,191 | 地域で暮らす障害児者の支援体制の促進を図るため、市町村の基幹相談支援センターの設置、地域生活支援拠点等の整備、医療的ケア児等コーディネーターの配置や医療的ケア児支援の協議の場の設置を広域的に支援する。 | 福祉部 | 障害者支援課 |
| 349 | (3) | 障害者雇用総合サポートセンター運営事業 | 171,619 | 【障害者雇用総合サポートセンターによる支援】 雇用開拓 ・企業経営者等へ雇用を要請(企業訪問数 1,101社) ・企業での障害者の短期雇用体験を実施 292件 企業支援 ・障害者雇用の具体的な提案とアドバイス、企業ネットワークの構築と運営、企業からの相談(雇用の提案 1,028社、企業情報交換会 2回・31社、相談 2,682件) ・企業に対する精神障害者の雇用提案等を雇用アドバイザーと精神保健福祉士のチーム支援により実施(企業支援件数 921社、相談 2,259件) ・難病患者雇用促進アドバイザーによる企業への雇用の働きかけ及び実態調査を実施(企業訪問数 117社) 職場定着支援 ・企業への職場適応援助者(ジョブコーチ)の派遣 448件 ・就労支援機関の業務を通じたOJTの実施 56件 ・アセスメントによる就労アセスメント(職業適性評価)の支援 52件 【その他】 ・障害者雇用優良事業所認証(累計認証事業所数 142社) ・就労支援センター職員等向け研修の実施(3回) | 182,611 | 【障害者雇用総合サポートセンターによる支援】 雇用開拓 ・企業経営者等へ雇用を要請 ・企業での障害者の短期雇用体験を実施 企業支援 ・障害者雇用の具体的な提案とアドバイス、企業ネットワークの構築と運営、企業からの相談 ・企業に対する精神障害者の雇用提案等を雇用アドバイザーと精神保健福祉士のチーム支援により実施 ・難病患者雇用促進アドバイザーによる企業への雇用の働きかけ等を実施 職場定着支援 ・企業への職場適応援助者(ジョブコーチ)の派遣 ・就労支援機関の業務を通じたOJTの実施 ・アセスメントによる就労アセスメント(職業適性評価)の支援 【その他】 ・障害者雇用優良事業所認証 ・就労支援センター職員等向け研修の実施 | 産業労働部 | 就業支援課 |
| 350 | (3) | 共生社会の形成に向けた特別支援教育推進事業 | 38,869 | 一人一人の教育的ニーズに応じた支援や、特別支援教育推進のための基盤整備への取組を実施した。 ・小、中、高それぞれの段階における支援 巡回支援の実施(小中学校：326校 高等学校：26校) ・特別支援学校のセンター的機能の充実 ・人材育成・指導力向上のための研修会の開催 免許法認定講習を開催(17講座) ・障害のある子供の今後の教育支援の在り方について、有識者会議を開催(全4回) 7月29日(オンライン会議) 9月26日～10月3日(書面会議) 10月31日(オンライン会議) 1月30日(オンライン会議) | 33,044 | 一人一人の教育的ニーズに応じた支援や、特別支援教育推進のための基盤整備への取組を実施。 ・小、中、高それぞれの段階における支援 ・特別支援学校のセンター的機能の充実 ・人材育成・指導力向上のための研修会の開催 | 教育局 | 特別支援教育課 義務教育指導課 高校教育指導課 |
| 351 | (3) | 障害者差別解消推進事業費 | 5,070 | 障害者差別解消法に基づき、障害者差別に係る相談窓口の設置運営、障害者差別解消支援地域協議会の運営、県民への普及啓発を行った。 ・相談件数 61件(男40件、女10件、不明11件) | 5,070 | 障害者差別解消法に基づき、障害者差別に係る相談窓口の設置運営、障害者差別解消支援地域協議会の運営、県民への普及啓発を行う。 | 福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 352 | (3) | 障害者虐待対策事業費 | 2,791 | ・埼玉県障害者権利擁護センター機能の強化 実績：休日・夜間に対応、啓発リーフレット(1,300部)の作成・配布 ・市町村及び障害福祉サービス事業所等の職員に対する障害者虐待・権利擁護研修の実施 ①会場集合型…期日：2月20日、参加者数：85名 ②WEB動画配信…期間：3月4日～3月31日、参加者数：2,618名 | 2,586 | 障害者虐待防止法及び虐待禁止条例に基づき、障害者虐待に対応するための支援及び普及啓発を行うとともに、市町村及び障害福祉サービス事業所等の職員の専門性強化を図るための研修を実施する。 | 福祉部 | 障害者支援課 |
| 353 | (3) | 外国人総合相談センター埼玉設置事業費【再掲No.232】 | 17,568【再掲】 | ・外国人総合相談センター埼玉による相談対応(週5日13言語) ・外国人相談研修会実施 | 17,782【再掲】 | ・外国人総合相談センター埼玉による相談対応(週5日13言語) ・外国人相談研修会実施 | 県民生活部、関係部局 | 国際課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|--|----------------|---|----------------|---|------------|------------|
| 354 | (3) | 「埼玉県外国人の生活ガイド」情報提供事業 | 1838 | ・11か国語(日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、タイ語、ネパール語(一部)、インドネシア語(一部))による「埼玉県外国人の生活ガイド」の作成をした。(情報更新) ・ホームページで公開した。 ・市町村等へ周知した。 | 1,678 | ・11か国語(日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、インドネシア語による「埼玉県外国人の生活ガイド」の作成(情報更新) ・ホームページで公開する。 ・市町村等への周知する。 | 県民生活部、関係部局 | 国際課 |
| 355 | (3) | 日本語教室支援事業 | 12,068 | ・日本語教室空白地域解消や地域日本語教室の課題解決のための専門家派遣 ・日本語学習を支援する人材育成研修の実施 ・「生活」に関する日本語教育プログラムを活用した日本語学習支援 | 7,068 | ・日本語教室空白地域解消や地域日本語教室の課題解決のための専門家派遣 ・日本語学習を支援する人材育成研修の実施 ・「生活」に関する日本語教育プログラムを活用した日本語学習支援 | 県民生活部、関係部局 | 国際課 |
| 356 | (3) | グローバル人材育成センター埼玉事業 | 35,880 | 日本人学生及び外国人留学生をサポートする拠点を運営した。 また、外国人留学生による出前講座をこども食堂等で開催するほか、高校生を対象に県内日本語教室でのボランティア体験を実施した。 | 35,880 | 日本人学生及び外国人留学生をサポートする拠点を運営する。 また、外国人留学生による出前講座をこども食堂等で開催するほか、高校生を対象に県内日本語教室でのボランティア体験を実施する。 | 県民生活部 | 国際課 |
| 357 | (3) | 性の多様性を尊重した社会づくり推進事業 【再掲No.284】 | 32,536 【再掲】 | ・企業において性の多様性についての正しい理解が進むよう、企業向けに研修を実施した。(1311人) ・性の多様性に配慮した取組を行う企業を「埼玉県アライチャレンジ企業」として登録し、情報発信した。(223社) ・性の多様性についての正しい理解が進むよう、県民向けにオンラインで講座を実施した。(7,133件) ・企業の性の多様性に関する取組を促すため、企業からの個別の相談に対応した。(7件) ・誰にも相談できずに悩んでいる性的マイノリティ当事者やその家族等から、電話やLINE、メタバースで相談を受けた。(484件) ・県内にキャンパスがある大学に呼び掛けてネットワークを立ち上げ、各大学の取組について情報共有を行った。(12大学) | 26,462 【再掲】 | ・企業において性の多様性についての正しい理解が進むよう、企業向けに研修を実施する。 ・性の多様性に配慮した取組を行う企業を「埼玉県アライチャレンジ企業」として登録し、情報発信する。 ・性の多様性についての正しい理解が進むよう、県民向けにオンラインで講座を実施する。 ・企業の性の多様性に関する取組を促すため、企業からの個別の相談に対応する。 ・誰にも相談できずに悩んでいる性的マイノリティ当事者やその家族等から、電話やLINE、メタバースで相談を受ける。 ・埼玉 ALLY 大学ネットワークを通じて、各大学の取組の情報共有等を行う。 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 358 | (3) | 男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.38】 | 3,045 【再掲】 | ・電話相談 月～水、金、土曜日 9:30～20:30 日曜日、祝・休日 9:30～17:00 ・インターネット相談 24時間受付 ・男性臨床心理士による電話相談 毎月第1・3日曜日 11:00～15:00 | 3,433 【再掲】 | ・電話相談 月～水、金、土曜日 9:30～20:30 日曜日、祝・休日 9:30～17:00 ・インターネット相談 24時間受付 ・男性臨床心理士による電話相談 毎月第1・3日曜日 11:00～15:00 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 359 | (3) | 性の多様性を尊重した社会づくり推進事業 【再掲No.284】 | 32,536 【再掲】 | ・性の多様性に配慮した取組を行う企業を「埼玉県アライチャレンジ企業」として登録し、情報発信した。(223社) ・有識者や当事者支援団体等で構成される「埼玉県性の多様性に関する施策推進会議」を開催し、県の性の多様性に関する取組について検討した。(1回) ・県や市町村の各相談機関との連携強化を図るとともに、相談事例等を共有して相談スキルの向上を図るため、相談機関ネットワーク研修会を実施した。(47団体・54人) ・県内企業の性の多様性に関する取組やこれまで受けた相談内容を踏まえ、「働きやすい環境づくりガイドブック」を作成した。(2,000部) | 26,462 【再掲】 | ・性の多様性に配慮した取組を行う企業を「埼玉県アライチャレンジ企業」として登録し、情報発信する。 ・有識者や当事者支援団体等で構成される「埼玉県性の多様性に関する施策推進会議」を開催し、県の性の多様性に関する取組について検討する。 ・県や市町村の各相談機関との連携強化を図るとともに、相談事例等を共有して相談スキルの向上を図るため、相談機関ネットワーク研修会を実施する。 | 県民生活部、関係部局 | 人権・男女共同参画課 |
| 360 | (3) | 性の多様性を尊重した社会づくり推進事業 【再掲No.284】 | 32,536 【再掲】 | ・企業において性の多様性についての正しい理解が進むよう、企業向けに研修を実施した。(879件) ・性の多様性についての正しい理解が進むよう、県民向けにオンラインで講座を実施した。(7,133件) ・県内にキャンパスがある大学に呼び掛けてネットワークを立ち上げ、各大学の取組について情報共有を行った。(12大学) ・県内企業の性の多様性に関する取組やこれまで受けた相談内容を踏まえ、「働きやすい環境づくりガイドブック」を作成した。(2,000部) ・埼玉県アライチャレンジ企業や市町村や大学関係者等を集め、意見を出し合い性の多様性に関する取組を促すための「アライによる暮らしやすい環境づくり推進セミナー」を開催した。(186名) | 26,462 【再掲】 | ・企業において性の多様性についての正しい理解が進むよう、企業向けに研修を実施する。 ・性の多様性についての正しい理解が進むよう、県民向けにオンラインで講座を実施する。 ・県内にキャンパスがある大学に呼び掛けてネットワークを立ち上げ、各大学の取組について情報共有を行う。 ・県内企業の性の多様性に関する取組やこれまで受けた相談内容を踏まえ、「働きやすい環境づくりガイドブック」を作成する。 ・埼玉県アライチャレンジ企業や市町村や大学関係者等を集め、意見を出し合い性の多様性に関する取組を促すための「アライシンポジウム」を開催する。 | 県民生活部、関係部局 | 人権・男女共同参画課 |
| 361 | (3) | (1)ノンステップバス導入促進事業 (2)みんなに親しまれる駅づくり事業 【再掲No.63】 | 58,600 【再掲】 | (1)ノンステップバスの導入費用の一部を負担する市町村に対して補助した。 (2)エレベーター、障害者対応型トイレの設置などの駅のバリアフリー化を進める市町村に対して、設置費用の一部を補助した。(3市3駅5施設) | 92,750 【再掲】 | (1)ノンステップバスの導入費用の一部を負担する市町村に対して補助をする。 県内に路線を持つ各鉄道事業者に対し、増発、スピードアップ、乗換えや接続の改善、快適な鉄道利用環境の整備等、多岐にわたる内容の要望を文書で行う。 (2)エレベーター、障害者対応型トイレの設置などの駅のバリアフリー化を進める市町村に対して、設置費用の一部を補助する。(3市町3駅4施設) | 企画財政部 | 交通政策課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|--|---------------|--|---------------|--|------------|------------|
| 362 | (3) | 福祉のまちづくり普及推進事業費 | 2,250 | (1)埼玉県福祉のまちづくり普及啓発事業 ①障害者用駐車場マナーアップキャンペーンの実施 ・公共施設、商業施設等にポスター配布 ・彩の国だより、ラジオ等での広報 ②県民(NPO、福祉団体等)との協働による福祉のまちづくりの普及啓発 ・各種イベントのブース出展等による啓発活動 (2)埼玉県福祉のまちづくり推進協議会の開催(年2回開催)(委員12人中7人女性) | 2,250 | (1)埼玉県福祉のまちづくり普及啓発事業 ①障害者用駐車場マナーアップキャンペーンの実施 ・公共施設、商業施設等にポスター配布 ・彩の国だより、ラジオ等での広報 ②県民(NPO、福祉団体等)との協働による福祉のまちづくりの普及啓発 ・各種イベントのブース出展等による啓発活動 (2)埼玉県福祉のまちづくり推進協議会の開催(委員12人中7人女性) | 福祉部 | 福祉政策課 |
| 363 | (3) | 埼玉県思いやり駐車場制度事業 | 56,958 | ①協力施設及び区画の登録と利用証の交付 ②登録区画の不適正利用防止に係る啓発活動 ・商業施設等での啓発活動 ・彩の国だより、ラジオ等での広報 ③協力施設増加のための取組 ・電話や訪問等で制度への協力依頼を実施 ④県有施設の優先駐車区画について塗装 ⑤民間施設の障害者等用駐車区画について塗装 | 42,958 | ①協力施設及び区画の登録と利用証の交付 ②登録区画の不適正利用防止に係る啓発活動 ・商業施設等での啓発活動 ・彩の国だより、ラジオ等での広報 ③協力施設増加のための取組 ・電話や訪問等で制度への協力依頼の実施 ④県有施設の優先駐車区画の塗装 ⑤民間施設の障害者等用駐車区画の塗装 | 福祉部 | 福祉政策課 |
| 364 | (3) | 道路整備事業への技術支援 | - | 誰もが安心して安全に利用できる道路整備事業への技術支援 | - | 誰もが安心して安全に利用できる道路整備事業への技術支援 | 県土整備部 | 県土整備政策課 |
| 365 | (3) | バリアフリー安全対策費 電線地中化(道路)整備費など4事業 | 883,000 | 「埼玉県福祉のまちづくり条例」や「バリアフリー法」に基づき、歩道の段差解消や無電柱化など歩行空間の改善、道路のバリアフリー化を推進した。 | 642,200 | 「埼玉県福祉のまちづくり条例」や「バリアフリー法」に基づき、歩道の段差解消や無電柱化など歩行空間の改善、道路のバリアフリー化を推進している。 | 県土整備部 | 道路環境課 |
| 366 | (3) | 自転車歩行者道整備費など4事業 | 3,223,000 | 無電柱化や歩道の整備などにより、全ての人が安全で安心して利用できる道路整備を推進した。 | 4,985,436 | 無電柱化や歩道の整備などにより、全ての人が安全で安心して利用できる道路整備を推進している。 | 県土整備部 | 道路街路課 |
| 367 | (3) | 公園等建設費 | 2,628,303 | ・地域の特色を活かしながら県民のニーズに対応した公園整備の実施 ・誰もが安全で快適に利用できる公園施設の充実 | 2,028,715 | ・地域の特色を活かしながら県民のニーズに対応した公園整備の実施 ・誰もが安全で快適に利用できる公園施設の充実 | 都市整備部 | 公園スタジアム課 |
| 368 | (3) | 建築基準法等施行費 | - | ・福祉のまちづくり条例に基づく届出の受理及び指導。届出の処理件数：319件 ・バリアフリー法及び埼玉県建築物バリアフリー条例の運用による建築物のバリアフリー化の促進を行った。 | - | ・福祉のまちづくり条例に基づく届出の受理及び指導する。 ・バリアフリー法及び埼玉県建築物バリアフリー条例の運用による建築物のバリアフリー化の促進を行う。 | 都市整備部 | 建築安全課 |
| 369 | (3) | ユニバーサルデザイン推進事業 | 659 | ・ユニバーサルデザイン推進アドバイザーの派遣 13回、延べ参加者数711人 ・ユニバーサルデザイン推進研修会動画の公開 延べ視聴者数(再生回数)141回(令和7年4月1日時点) ・ホームページ、パンフレット等による普及啓発(通年) | - | ・ユニバーサルデザイン推進アドバイザーの派遣 ・ユニバーサルデザイン推進研修会の開催 ・ホームページ、パンフレット等による普及啓発(通年) | 県民生活部・全庁 | 文化振興課 |
| 370 | (4) | 男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.22】 男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.27】 | 1,806 【再掲】 | ・女性リーダー応援講座 全6回 8月25日(日)～1月18日(土) 参加者221人 ・男女共同参画週間講演会 6月30日(日) 参加者231人(動画配信含む) ・県政出前講座(男女共同参画基礎講座) 26件 参加者1,019人 ・男女共同参画講演会(男性によるトークセッション) 10月5日(土) 参加者622人(動画配信含む) ・With You さいたまフェスティバル 2月1日(土)・2日(日) 参加者962人 | 1,493 【再掲】 | ・女性リーダー応援講座 【主催講座】 全6回 6月～12月 【坂戸市共催】 全2回 10月26日(日)、11月29日(土) ・男女共同参画週間講演会 7月12日(土) ・県政出前講座(男女共同参画基礎講座) ・男女共同参画講演会(ダイバーシティ講演会) 8月31日(日) ・With You さいたまフェスティバル等のイベントの開催 2月7日(土)・8日(日) | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 371 | (4) | 国際交流事業費 | 69,035 | 姉妹友好提携5州(メキシコ州、山西省、クイーンズランド州、オハイオ州、ブランデンブルグ州)との友好関係を基軸に、県民を主体とする国際交流の促進を図った。 | 87,876 | 姉妹友好提携5州(メキシコ州、山西省、クイーンズランド州、オハイオ州、ブランデンブルグ州)との友好関係を基軸に、県民を主体とする国際交流の促進を図る。 | 県民生活部 | 国際課 |
| 372 | (4) | 男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.27】 | 1,442 【再掲】 | ・With You さいたまフェスティバル 2月1日(土)・2日(日) 参加者962人 ・With You さいたまフェスティバル講演会 2月2日(日) 参加者105人 ・東日本大震災による県内避難者の交流会「さいがいがい・つながりカフェ」 | 1,132 【再掲】 | ・With You さいたまフェスティバル等のイベントの開催 2月7日(土)・8日(日) ・With You さいたまフェスティバル講演会 2月8日(日) ・東日本大震災による県内避難者の交流会「さいがいがい・つながりカフェ」 | 県民生活部、関係部局 | 人権・男女共同参画課 |
| 373 | (4) | 彩の国さいたま国際交流・協力ネットワーク | - | 国際交流や国際協力を行う県内団体が活動を展開する上で、それぞれが有する課題等について、相互に情報交換や協働活動を行うことにより、各団体の活動を効率的に行えるよう、ネットワークを構築し、連携した。 | - | 国際交流や国際協力を行う県内団体が活動を展開する上で、それぞれが有する課題等について、相互に情報交換や協働活動を行うことにより、各団体の活動を効率的に行えるよう、ネットワークを構築し、連携する。 | 県民生活部、関係部局 | 国際課 |
| 374 | (4) | 環境科学国際センター事業費 | 127,799 | 海外から研究員等の受入16名。 | 165,582 | 国際協力・国際交流推進のため、海外から研究員等を受け入れる。受入に当たっては、男女の区別なく受け入れる。 | 環境部 | 環境政策課 |

目指す姿 Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会

基本目標Ⅲ-3 生涯を通じた男女の健康支援

- 施策の基本的な方向
- (1) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進
 - (2) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
 - (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
 - (4) 男女共同参画の視点に立った自殺対策の推進
 - (5) 医療分野における女性の参画拡大
 - (6) スポーツ分野における男女共同参画の促進

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|------------------------------------|-----------------|---|-----------------|---|-------|------------|
| 375 | (1) | 男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.27・No.38】 | 3,969 【再掲】 | ・男女共同参画講演会(男性によるトークセッション) 10月5日(土) 参加者622人(動画配信含む) ・電話相談 月～水、金、土曜日 9:30～20:30 日曜日、祝・休日 9:30～17:00 ・インターネット相談 24時間受付 ・男性臨床心理士による電話相談 毎月第1・3日曜日 11:00～15:00 ・県政出前講座「知っていますか?デートDV」の実施 33回 | 4,278 【再掲】 | ・男女共同参画講演会(ダイバーシティ講演会) 8月31日(日) ・電話相談 月～水、金、土曜日 9:30～20:30 日曜日、祝・休日 9:30～17:00 ・インターネット相談 24時間受付 ・男性臨床心理士による電話相談 毎月第1・3日曜日 11:00～15:00 ・県政出前講座「知っていますか?デートDV」の実施 20回 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 376 | (1) | 新ウェルカムベイビープロジェクト | 100,642 | 希望する方が妊娠・出産を実現できるよう、若いうちから妊娠・出産や自身の健康に関する正しい知識を持ち、自身の健康管理を意識する「プレコンセプションケア」の推進を図るため、普及啓発及び相談支援を実施した。普及啓発実施件数40件(出前講座) 相談支援212件 また、不妊・不育症検査費用の一部を助成し、早期に検査を実施できるよう支援した。助成件数3,363件(不妊検査)、359件(不育症) 「埼玉県不妊症・不育症等ピアサポートセンターふわり」において、不妊症や不育症で悩む方、流産や死産を経験された方の相談業務を実施した。 ・相談件数 112件 | 100,752 | 希望する方が妊娠・出産を実現できるよう、若いうちから妊娠・出産や自身の健康に関する正しい知識を持ち、自身の健康管理を意識する「プレコンセプションケア」の推進を図るため、普及啓発及び相談支援を実施する。 また、不妊・不育症検査費用の一部を助成し、早期に検査を実施できるよう支援する。 「埼玉県不妊症・不育症等ピアサポートセンターふわり」において、不妊症や不育症で悩む方、流産や死産を経験された方の相談業務を実施する。 | 保健医療部 | 健康長寿課 |
| 377 | (1) | 県民健康福祉村運営費 | 182,229 | 健康づくりの拠点施設として県民健康福祉村を運営。県民に健康づくりの場を提供するとともに、市町村が実施する健康づくり事業の支援として指導者の養成・研修、実地指導や関係情報を収集・提供した。 | 179,147 | 健康づくりの拠点施設として県民健康福祉村を運営。県民に健康づくりの場を提供するとともに、市町村が実施する健康づくり事業の支援として指導者の養成・研修、実地指導や関係情報を収集・提供する。 | 保健医療部 | 健康長寿課 |
| 378 | (1) | 性に関する指導普及推進事業 【再掲No.258】 | 253 【再掲】 | ・「性に関する指導」課題解決検討委員会を実施(3回) ・「性に関する指導」指導者研修会の実施(1回) オンライン開催 217人参加 ・小・中・高等学校別授業研究会(3会場) 小学校 59人参加、中学校 44人参加、高等学校 31人参加 | 253 【再掲】 | ・「性に関する指導」課題解決検討委員会を実施(3回) ・「性に関する指導」指導者研修会の実施(1回) ・小・中・高等学校別授業研究会(3会場) | 教育局 | 保健体育課 |
| 379 | (2) | 男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.38】 | 3,045 【再掲】 | ・電話相談 月～水、金、土曜日 9:30～20:30 日曜日、祝・休日 9:30～17:00 ・インターネット相談 24時間受付 | 3,433 【再掲】 | ・電話相談 月～水、金、土曜日 9:30～20:30 日曜日、祝・休日 9:30～17:00 ・インターネット相談 24時間受付 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 380 | (2) | 健康長寿推進事業 【再掲No.338】 | 3,415 【再掲】 | 特定健診・特定保健指導実務者研修、スキルアップ研修の実施をした。 ・対面研修:1回、42名参加 ・動画研修:3回、395名参加 各保健所において、管轄地域の受診率向上に向けた意見交換、啓発等の取組を実施した。 | 2,837 【再掲】 | 特定健診・特定保健指導実務者研修、スキルアップ研修の実施をする。 各保健所において、管轄地域の受診率向上に向けた意見交換、啓発等の取組を実施する。 | 保健医療部 | 健康長寿課 |
| 381 | (2) | 県民健康福祉村運営費 【再掲No.377】 | 182,229 【再掲】 | 健康づくりの拠点施設として県民健康福祉村を運営。県民に健康づくりの場を提供するとともに、市町村が実施する健康づくり事業の支援として指導者の養成・研修、実地指導や関係情報を収集・提供した。 | 179,147 【再掲】 | 健康づくりの拠点施設として県民健康福祉村を運営。県民に健康づくりの場を提供するとともに、市町村が実施する健康づくり事業の支援として指導者の養成・研修、実地指導や関係情報を収集・提供する。 | 保健医療部 | 健康長寿課 |
| 382 | (2) | にんしん SOS 相談事業 | 15,507 | 予期せぬ妊娠等の悩みを抱える者からの電話相談・メール相談に応じる窓口「にんしん SOS 埼玉」を開設し、学校や医療機関等と連携しながら妊娠期から子育て期まで維持支援を行う「こども家庭センター(旧子育て世代包括支援センター)」等関係機関へつなげ、予期せぬ妊娠の世代間連鎖を断ち切るための相談業務を実施した。 ・相談件数 2,158件 | 15,507 | 予期せぬ妊娠等の悩みを抱える者からの電話相談・メール相談に応じる窓口「にんしん SOS 埼玉」を開設し、学校や医療機関等と連携しながら妊娠期から子育て期まで維持支援を行う「こども家庭センター(旧子育て世代包括支援センター)」等関係機関へつなげ、予期せぬ妊娠の世代間連鎖を断ち切るための相談業務を実施する。 | 保健医療部 | 健康長寿課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|-----------------------------|-------------|---|-------------|--|-------|-------|
| 383 | (2) | 埼玉県妊婦緊急一時受入れ事業 | 7,039 | 居所等に困難を抱える妊婦に対して、緊急一時的に安心して生活できる居所(産科医療機関、助産所等)を確保し、食事提供、妊婦健康管理、保健指導等の支援を行った。 県、市町村、産科医療機関等、その他の関係機関が連携を図ることで、妊婦健診未受診、飛び込み出産を防ぎ、0日虐待死を含む出産後の虐待発生を予防するための取組を行った。 ・対応件数 2件 | 6,958 | 居所等に困難を抱える妊婦に対して、緊急一時的に安心して生活できる居所(産科医療機関、助産所等)を確保し、食事提供、妊婦健康管理、保健指導等の支援を行う。 県、市町村、産科医療機関等、その他の関係機関が連携を図ることで、妊婦健診未受診、飛び込み出産を防ぎ、0日虐待死を含む出産後の虐待発生を予防する。 | 保健医療部 | 健康長寿課 |
| 384 | (2) | 性に関する指導普及推進事業【再掲No.258】 | 253【再掲】 | ・「性に関する指導」課題解決検討委員会を実施(3回) ・「性に関する指導」指導者研修会の実施(1回) オンライン開催 217人参加 ・小・中・高等学校別授業研究会(3会場) 小学校 59人参加、中学校 44人参加、高等学校 31人参加 | 253【再掲】 | ・「性に関する指導」課題解決検討委員会を実施(3回) ・「性に関する指導」指導者研修会の実施(1回) ・小・中・高等学校別授業研究会(3会場) | 教育局 | 保健体育課 |
| 385 | (2) | 青少年の非行・被害防止全国強調月間【再掲No.263】 | - | 青少年の非行・被害防止を目的に、浦和駅及び川越駅においてキャンペーン活動(街頭配布)を実施した。 | - | 青少年の非行・被害防止を目的に、浦和駅においてキャンペーン活動(街頭配布)を実施する。 | 県民生活部 | 青少年課 |
| 386 | (2) | 薬物乱用防止対策推進指導費 | 11,965 | ・不正大麻けし撲滅運動(5~6月:講習会19回) ・ダメ。ゼッタイ。普及運動(6~7月:啓発活動20回) ・麻薬覚醒剤大麻乱用防止運動(10~11月:啓発活動30回) ・薬物乱用防止教室への講師派遣(133回) ・各種イベントや関係団体等と連携した薬物乱用防止キャンペーンの実施(再掲:5回) ・保健所等による薬物乱用者や家族等からの相談受付(385件) ・薬物乱用防止啓発リーフレットの作成・配布(114,400部) ・自動車教習所・不動産等業界団体でのポスター掲示(9,900部) ・危険ドラッグ販売インターネットサイト等の監視(通年) ・危険ドラッグ等の買上検査(40検体) ・県薬物濫用防止条例に基づく知事指定薬物の指定(5回計15物質) | 12,412 | ・不正大麻けし撲滅運動(5~6月) ・ダメ。ゼッタイ。普及運動(6~7月) ・麻薬覚醒剤大麻乱用防止運動(10~11月) ・薬物乱用防止教室への講師派遣 ・各種イベントや関係団体等と連携した薬物乱用防止キャンペーンの実施 ・保健所等による薬物乱用者や家族等からの相談受付 ・薬物乱用防止啓発リーフレットの作成・配布 ・自動車教習所・不動産等業界団体でのポスター掲示 ・危険ドラッグ販売インターネットサイト等の監視(通年) ・危険ドラッグ等の買上検査 ・県薬物濫用防止条例に基づく知事指定薬物の指定 | 保健医療部 | 薬務課 |
| 387 | (2) | 自殺対策総合推進事業費 | 4,045 | ・アルコール及び薬物依存症の民間支援団体への相談業務委託、補助を行った。 ・アルコール健康障害相談窓口チラシを配布した。 ・ホームページでの啓発を行った。 ・妊婦の飲酒防止啓発リーフレットを作成、配布した。 | 4,074 | ・アルコール及び薬物依存症の民間支援団体への相談業務委託、補助を行う。 ・アルコール健康障害相談窓口チラシを配布する。 ・ホームページでの啓発を行う。 | 保健医療部 | 疾病対策課 |
| 388 | (2) | 薬物乱用防止教育研修会 | 17 | 公立小、中、高等学校、特別支援学校の教職員を対象とした研修会の実施(1回) 201人参加 | 17 | 公立小、中、高等学校、特別支援学校の教職員を対象とした研修会の実施(1回) | 教育局 | 保健体育課 |
| 389 | (2) | 埼玉県小中学校等食育指導力向上授業研究協議会 | - | 小・中学校における教職員の食に関する指導力の向上のための協議会を実施(県内5会場で実施) 515名参加 ・望ましい食習慣の形成を図るための授業の公開 ・指導方法の工夫・改善を図るための研究協議や講演会等 ・学習指導案集をHPに掲載し、県内公立小、中、高等学校、特別支援学校、埼玉大学教育学部附属小学校、その他関係団体等に周知。 | - | 小・中学校における教職員の食に関する指導力の向上のための協議会を実施(県内5会場で実施) ・望ましい食習慣の形成を図るための授業の公開 ・指導方法の工夫・改善を図るための研究協議や講演会等 ・学習指導案集をHPに掲載し、県内公立小、中、高等学校、特別支援学校、埼玉大学教育学部附属小学校、その他関係団体等に周知。 | 教育局 | 保健体育課 |
| 390 | (2) | 母子保健体制強化事業 | - | 各保健所において、保健師・医師等の専門職が女性のための健康相談に対応した。 ・相談延べ件数 10,290件 | - | 各保健所において、保健師・医師等の専門職が女性のための健康相談に対応する。 | 保健医療部 | 健康長寿課 |
| 391 | (2) | 高齢出産や妊娠中に働く女性への支援 | - | 各保健所において、保健師・医師等の専門職が女性のための健康相談に対応した。 ・相談延べ件数 10,290件 | - | 各保健所において、保健師・医師等の専門職が女性のための健康相談に対応する。 | 保健医療部 | 健康長寿課 |
| 392 | (2) | 埼玉版ネウボラ推進事業【再掲No.82】 | 250,775【再掲】 | 妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行う「こども家庭センター(旧子育て世代包括支援センター)」の相談支援機能拡充を図るため設置運営する市町村へ補助を行った。 | 318,433【再掲】 | 妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行う「こども家庭センター(旧子育て世代包括支援センター)」の相談支援機能拡充を図るため設置運営する市町村へ補助を行う。 | 保健医療部 | 健康長寿課 |
| 393 | (2) | 周産期医療体制整備費 | 33,055 | ・母体・新生児搬送コーディネーター事業 県内のNICUや産科病床の空き情報を把握し、リスクの高い妊産婦や重症な新生児が生じた際に、搬送可能な病院を調整する母体・新生児搬送コーディネーター事業を運営した。 | 33,055 | ・母体・新生児搬送コーディネーター事業 県内のNICUや産科病床の空き情報を把握し、リスクの高い妊産婦や重症な新生児が生じた際に、搬送可能な病院を調整する母体・新生児搬送コーディネーター事業を運営する。 | 保健医療部 | 医療整備課 |
| 394 | (2) | 埼玉版ネウボラ推進事業【再掲No.82】 | 250,775【再掲】 | 出産子育て応援事業における伴走型相談支援事業において、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じる市町村へ補助を行った。 | 318,433【再掲】 | 出産子育て応援事業における伴走型相談支援事業において、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じる市町村へ補助を行う。 | 保健医療部 | 健康長寿課 |
| 395 | (2) | 健康長寿埼玉プロジェクト推進事業 | 97,506 | 生涯にわたる健康を支援するため、働き世代からの健康づくりを推進する施策を実施した。 | 90,871 | 生涯にわたる健康を支援するため、働き世代からの健康づくりを推進する施策を実施する。 | 保健医療部 | 健康長寿課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|-----------------------------|------------|---|------------|--|-------|-----------|
| 396 | (2) | 健康長寿推進事業【再掲No.338】 | 3,415【再掲】 | 特定健診・特定保健指導実務者研修、スキルアップ研修の実施をした。対面研修：1回、42名参加 動画研修：3回、395名参加 各保健所において、管轄地域の受診率向上に向けた意見交換、啓発等の取組を実施した。 | 2,837【再掲】 | 特定健診・特定保健指導実務者研修、スキルアップ研修の実施をする。各保健所において、管轄地域の受診率向上に向けた意見交換、啓発等の取組を実施する。 | 保健医療部 | 健康長寿課 |
| 397 | (2) | がん患者等の妊孕性温存療法等費用助成事業費 | 48,858 | 将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者等が希望をもってがん治療に取り組めるように、将来子どもを授かる可能性を温存するための妊孕性温存療法及び妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等(温存後生殖補助医療)に要する費用の一部を助成した。 【実績】 ・妊孕性温存療法助成件数 113件(男性38件、女性75件) ・温存後生殖補助医療助成件数 38件(男性11件、女性27件) | 48,831 | 将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者等が希望をもってがん治療に取り組めるように、将来子どもを授かる可能性を温存するための妊孕性温存療法及び妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等(温存後生殖補助医療)に要する費用の一部を助成する。 | 保健医療部 | 疾病対策課 |
| 398 | (2) | がん対策総合推進事業 | 18,878 | がん検診受診率及び精度の向上のため、がん検診の普及啓発等を行った。 | 20,447 | がん検診受診率及び精度の向上のため、がん検診の普及啓発等を行う。 | 保健医療部 | 疾病対策課 |
| 399 | (2) | 母子保健体制強化事業 | - | 各保健所において、保健師・医師等の専門職が女性のための健康相談に対応した。 ・相談延べ件数：10,290件 | - | 各保健所において、保健師・医師等の専門職が女性のための健康相談に対応する。 | 保健医療部 | 健康長寿課 |
| 400 | (2) | 歯科口腔保健推進事業 | 185,254 | 病院等施設での口腔アセスメント実施時、必要に応じて口腔機能向上のための訓練(口腔機能低下症の評価のための検査を含む)を実施した。(歯科口腔保健推進事業のうち、地域在宅歯科医療推進体制整備事業における取組) | 186,230 | 病院等施設での口腔アセスメント実施時、必要に応じて口腔機能向上のための訓練(口腔機能低下症の評価のための検査を含む)を実施する。(歯科口腔保健推進事業のうち、地域在宅歯科医療推進体制整備事業における取組) | 保健医療部 | 健康長寿課 |
| 401 | (2) | 食育推進計画重点項目推進事業 | 3,006 | 「食育」の観点からフレイル予防に向けた普及啓発を図った。 | 2,898 | 「食育」の観点からフレイル予防に向けた普及啓発を図る。 | 保健医療部 | 健康長寿課 |
| 402 | (2) | 健康長寿計画推進事業 | 1,101 | 健康増進計画「埼玉県健康長寿計画」の進捗管理をし、外部有識者等による検討会議において評価検討を行った。 ・健康長寿計画推進検討会議：1回、委員10名参加(男性：5名、女性：5名) | 962 | 健康増進計画「埼玉県健康長寿計画」の進捗管理をし、外部有識者等による検討会議において評価検討を行う。 | 保健医療部 | 健康長寿課 |
| 403 | (3) | エイズ対策総合推進事業費 | 19,548 | ・エイズなどの性感染症に関する正しい知識の県民への普及啓発(保健所等での啓発資料の配布、彩の国だよりにて情報発信、世界エイズデーにあわせてポスター掲示やライトアップを行った。) ・保健所やエイズホットラインでの相談対応(4,667件) ・保健所等での性感染症検査の実施(5,119件) | 20,328 | ・エイズなどの性感染症に関する正しい知識の県民への普及啓発 ・保健所やエイズホットラインでの相談対応 ・保健所等にて性感染症検査を無料・匿名で実施 | 保健医療部 | 感染症対策課 |
| 404 | (3) | 性に関する指導普及推進事業【再掲No.258】 | 253【再掲】 | ・「性に関する指導」課題解決検討委員会を実施(3回) ・「性に関する指導」指導者研修会の実施(1回) オンライン開催 217人参加 ・小・中・高等学校別授業研究会(3会場) 小学校 59人参加、中学校 44人参加、高等学校 31人参加 | 253【再掲】 | ・「性に関する指導」課題解決検討委員会を実施(3回) ・「性に関する指導」指導者研修会の実施(1回) ・小・中・高等学校別授業研究会(3会場) | 教育局 | 保健体育課 |
| 405 | (3) | 青少年の非行・被害防止全国強調月間【再掲No.263】 | - | 青少年の非行・被害防止を目的に、浦和駅及び川越駅においてキャンペーン活動(街頭配布)を実施した。 | - | 青少年の非行・被害防止を目的に、浦和駅においてキャンペーン活動(街頭配布)を実施する。 | 県民生活部 | 青少年課 |
| 406 | (3) | 薬物依存症家族教室等 | 483 | ・依存症家族教室を全44回実施した。 ・精神保健福祉相談の実施。依存症本人または家族等からの来所相談を実施した。 | 495 | ・依存症家族教室を42回実施する。 ・依存症本人及び家族等からの来所相談を実施する。 | 福祉部 | 障害者福祉推進課 |
| 407 | (3) | 自殺対策総合推進事業費 | 2,280 | ・薬物依存症の回復支援施設への相談業務委託、補助を行った。 ・国作成のリーフレットを配布した。(保健所や薬物依存症専門医療機関等) | 2,280 | ・薬物依存症の回復支援施設への相談業務委託、補助を行う。 ・国作成のリーフレットを配布する。(保健所や薬物依存症専門医療機関等) | 保健医療部 | 疾病対策課 |
| 408 | (3) | 薬物乱用防止対策推進指導費【再掲No.386】 | 11,965【再掲】 | ・不正大麻けし撲滅運動(5~6月：講習会19回) ・ダメ。ゼッタイ。普及運動(6~7月：啓発活動20回) ・麻薬覚醒剤大麻乱用防止運動(10~11月：啓発活動30回) ・薬物乱用防止教室への講師派遣(133回) ・各種イベントや関係団体等と連携した薬物乱用防止キャンペーンの実施(再掲：5回) ・保健所等による薬物乱用者や家族等からの相談受付(385件) ・薬物乱用防止啓発リーフレットの作成・配布(114,400部) ・自動車教習所・不動産等業界団体でのポスター掲示(9,900部) ・危険ドラッグ販売インターネットサイト等の監視(通年) ・危険ドラッグ等の買上検査(40検体) ・県薬物濫用防止条例に基づく知事指定薬物の指定(5回計15物質) | 12,412【再掲】 | ・不正大麻けし撲滅運動(5~6月) ・ダメ。ゼッタイ。普及運動(6~7月) ・麻薬覚醒剤大麻乱用防止運動(10~11月) ・薬物乱用防止教室への講師派遣 ・各種イベントや関係団体等と連携した薬物乱用防止キャンペーンの実施 ・保健所等による薬物乱用者や家族等からの相談受付 ・薬物乱用防止啓発リーフレットの作成・配布 ・自動車教習所・不動産等業界団体でのポスター掲示 ・危険ドラッグ販売インターネットサイト等の監視(通年) ・危険ドラッグ等の買上検査 ・県薬物濫用防止条例に基づく知事指定薬物の指定 | 保健医療部 | 薬務課 |
| 409 | (3) | 薬物乱用対策の推進 | - | 末端乱用者の取締りを徹底するとともに、県民が薬物乱用の有害性・危険性について正しい知識を持ち、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させるため、関係機関との緊密な連携を図りながら広報啓発・薬物乱用防止教育に取り組んだ。 ・令和6年度薬物事犯検挙人員 534人 うち女性81人(15.2%) ・広報啓発活動(薬物乱用防止講話実施回数) 903回 | - | 末端乱用者の取締りを徹底するとともに、県民が薬物乱用の有害性・危険性について正しい知識を持ち、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させるため、関係機関との緊密な連携を図りながら広報啓発・薬物乱用防止教育に取り組む。 | 警察本部 | 組織犯罪対策第一課 |
| 410 | (3) | 薬物乱用防止教育研修会【再掲No.388】 | 17【再掲】 | 公立小、中、高等学校、特別支援学校の教職員を対象とした研修会の実施(1回) 201人参加 | 17【再掲】 | 公立小、中、高等学校、特別支援学校の教職員を対象とした研修会の実施(1回) | 教育局 | 保健体育課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|---------------------------|-------------|--|-------------|---|-------|----------|
| 411 | (3) | 母子保健体制強化事業 | - | ホームページや母子健康手帳を活用して、喫煙が妊婦へ及ぼす健康の影響についての情報提供を行った。 | - | ホームページや母子健康手帳を活用して、喫煙が妊婦へ及ぼす健康の影響についての情報提供を行う。 | 保健医療部 | 健康長寿課 |
| 412 | (4) | 自殺対策総合推進事業費 | 3,267 | 自殺予防週間(9月)及び自殺対策強化月間(3月)にトレインチャンネルやデジタルサイネージ等による自殺予防に関する広報を集中的に実施した。また、HPやSNSを活用し、相談窓口の周知を図った。 【実績】 ・トレインチャンネル 日時:2月7日から3月19日まで 場所:京浜東北線・根岸線、埼京線 内容:15秒(最大25分) ・デジタルサイネージ 日時:7月1日から8月4日 8月5日から9月1日 9月2日から10月6日 10月7日から11月3日 11月4日から12月1日 12月2日から1月5日 1月6日から2月2日 2月3日から3月2日 3月3日から4月1日 場所:大宮駅構内 内容:再生回数ひと月5,100回以上 | 3,201 | 自殺予防週間(9月)及び自殺対策強化月間(3月)にトレインチャンネルやデジタルサイネージ等による自殺予防に関する広報を集中的に実施する。また、HPやSNSを活用し、相談窓口の周知を図る。 | 保健医療部 | 疾病対策課 |
| 413 | (4) | 労働教育講座開催運営費 【再掲No.140】 | 820 【再掲】 | ・労働セミナーの実施 (1)勤労者向けセミナー 9回 ・対面式7回 受講者数89人 ・動画配信方式2回 動画視聴数355回 (2)事業者向けセミナー 8回 ・対面式2回 受講者数45人 ・動画配信方式6回 動画視聴数1589回 ※推進項目に関連しないテーマのセミナーも含めた開催回数 | 616 【再掲】 | ・労働セミナーの実施 (1)勤労者向けセミナー 5回 (2)事業者向けセミナー 7回 ※推進項目に関連しないテーマのセミナーも含めた開催回数 | 産業労働部 | 雇用・人材戦略課 |
| 414 | (4) | 労働相談推進事業費 【再掲No.141】 | 403 【再掲】 | ・働く人のメンタルヘルス相談の実施 40件 | 403 【再掲】 | ・働く人のメンタルヘルス相談の実施 | 産業労働部 | 就業支援課 |
| 415 | (4) | 相談窓口の周知 | - | 課のホームページに各種相談窓口の情報を掲載。また、各種セミナーで相談窓口の案内チラシを配布した。 | - | 課のホームページに各種相談窓口の情報を掲載。また、各種セミナーで相談窓口の案内チラシを配布する。 | 産業労働部 | 雇用・人材戦略課 |
| 416 | (4) | 県民相談費 | - | ・県民相談総合センター(来所及び電話相談) ・職員相談(行政相談、その他) | - | ・県民相談総合センター(電話相談及びメール、来所) ・職員相談(行政相談、その他) | 県民生活部 | 県民広聴課 |
| 417 | (4) | 自殺対策総合推進事業費 | 12,472 | 弁護士、司法書士による多重債務や失業等の生活相談と、精神保健福祉士等によるこころの相談を併せて行う包括支援相談会を年48回(月4回)、原則JACK大宮を会場として実施した。 また、より住民に近い場所で相談会を開催するため、うち5回は市町村と共催した。 ・対面相談 774人 ・電話相談 466人 ・対面相談(市町村共催) 42人 | 11,072 | 弁護士、司法書士による多重債務や失業等の生活相談と、精神保健福祉士等によるこころの相談を併せて行う包括支援相談会を年48回(月4回)、原則JACK大宮を会場として実施する。 また、より住民に近い場所で相談会を開催するため、うち12回は市町村と共催する。 | 保健医療部 | 疾病対策課 |
| 418 | (4) | 地域精神保健対策費 | 4,660 | 保健所の保健師・精神保健福祉士による面接相談及び訪問相談を実施した。 保健所が囑託する精神科医師による精神保健相談を実施した。 保健所及び精神保健福祉センターにおいて、ひきこもり専門相談等を実施した。 ・精神保健福祉相談 延べ29,769件(面接3,772件、電話25,356件、所外相談641件) ・訪問相談 延べ3,879件 ・保健所ひきこもり相談 計980件(来所233件、電話507件、訪問129件、専門相談111件) ・保健所ひきこもり支援連絡会議、学習会等 31回 ・精神保健福祉センター相談 319件 | 4,294 | 保健所の保健師・精神保健福祉士による面接相談及び訪問相談を実施する。 保健所が囑託する精神科医師による精神保健相談を実施する。 保健所及び精神保健福祉センターにおいて、ひきこもり専門相談等を実施する。 | 保健医療部 | 疾病対策課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|--------------------------|------------|---|------------|--|-------|------------|
| 419 | (4) | 自殺対策総合推進事業費 | 3,800 | さいたまチャイルドライン・埼玉いのちの電話・ReBit(リビット)へ補助した。 【実績】 ・さいたまチャイルドライン:相談件数7,787件 ・埼玉いのちの電話:相談件数26,838件 ・ReBit(リビット):教育資材配布部数40部 | 3,800 | さいたまチャイルドライン・埼玉いのちの電話・ReBit(リビット)へ補助する。 | 保健医療部 | 疾病対策課 |
| 420 | (4) | 相談体制整備 | - | 精神保健福祉センターにおいて、大切な人を自死で亡くされた家族等の相談に応じ、心のケアに努めた。 | - | 精神保健福祉センターにおいて、大切な人を自死で亡くされた家族等の相談に応じ、心のケアに努める。 | 保健医療部 | 疾病対策課 |
| 421 | (4) | 自殺対策総合推進事業費 | 194 | 自死遺族のケアを目的とした自助グループの活動についてホームページでの情報提供、リーフレットの配布等を通じて活動を支援した。 また令和6年度は改めて予算化を図り、ハイリスク者向けに実効的な普及啓発を行い支援した。 | - | 自死遺族のケアを目的とした自助グループの活動についてホームページでの情報提供、リーフレットの配布等を通じて活動を支援する。 | 保健医療部 | 疾病対策課 |
| 422 | (5) | 女性医師就業支援事業 | 13,760 | ・女性医師就業支援相談窓口運営事業 「埼玉県女性医師支援センター」の運営 ・女性医師代替職員活用事業費補助 | 13,760 | 産休・育休明けに就業を希望する女性医師のため、相談から復職まで一体となった各種支援事業を行う。 | 保健医療部 | 医療人材課 |
| 423 | (5) | 若手医師キャリア形成支援事業 | 3,293 | 個別のキャリア形成プログラムを作成。(28人分) | 3,293 | 奨学金等の貸与者が安心して地域医療に従事できる体制を構築するための費用。 | 保健医療部 | 医療人材課 |
| 424 | (5) | 新人看護職員定着支援事業費 | 57,519 | 新人看護職員研修事業費補助 115施設 ・新人看護職員合同研修 17回実施 ・新人看護職員指導者研修 10回実施 | 41,958 | 新人看護職員研修事業費補助 120施設予定 ・新人看護職員合同研修 17回実施予定 ・新人看護職員指導者研修 10回実施予定 | 保健医療部 | 医療人材課 |
| 425 | (5) | 看護職員就業支援事業費【再掲No.59】 | 38,553【再掲】 | 未就業の看護の有資格者の職場復帰や、就業中の看護職員の勤務環境の改善を支援することで看護職員の定着促進及び看護職員不足の改善を図った。 ・再就業技術講習会 40回 | 41,595【再掲】 | 未就業の看護の有資格者の職場復帰や、就業中の看護職員の勤務環境の改善を支援することで看護職員の定着促進及び看護職員不足の改善を図る。 ・再就業技術講習会 20回予定 | 保健医療部 | 医療人材課 |
| 426 | (5) | 助産師出向支援導入事業 | 2,102 | ・助産師出向支援導入事業協議会の開催 2回実施 | 2,192 | 地域における助産師の偏在を是正し、安全・安心な出産ができる体制の充実、確保を図り、助産師の助産実践能力の強化支援、助産学生の実習施設の確保等を図る。 ・助産師出向支援導入事業協議会の開催 1回実施予定 ・コーディネーターを配置。 | 保健医療部 | 医療人材課 |
| 427 | (5) | 男女共同参画基本計画の普及促進【再掲No.28】 | 57【再掲】 | 男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画の推進に係る基本的な考え方と施策の方向を示した「埼玉県男女共同参画基本計画」の周知を図った。 ・団体向け事業説明会(8月書面開催) 参加団体数:12団体 | 57【再掲】 | 男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画の推進に係る基本的な考え方と施策の方向を示した「埼玉県男女共同参画基本計画」の周知を図る。 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 428 | (6) | スポーツインライフ環境整備事業 | 7,238 | ①競技部門・コミュニティ部門・レクリエーション部門の3部門で大会実施(4月～3月) ②スポーツフェスティバル2024in熊谷(9月) 日時:9月22日(日) 会場:彩の国くまがやドーム 参加者:体験者数9,723人 ③スポーツフェスティバル2025in宮代 日時:3月8日(土) 会場:宮代町総合運動公園温水プール 参加者:親子向け教室、一般向け教室 計68名 内容 松山陸選手による水泳教室 ④eスポーツリンクフェス 日時:3月16日(日) 来場者9,615名・インターネット観戦15,418名 ⑤eスポーツキャンプ 日時:3月27日～29日(土) キャンプ参加者数:24名・セミナー参加者数:26名 | 8,952 | ①競技部門・コミュニティ部門・レクリエーション部門の3部門で大会実施(4月～3月) ②スポーツフェスティバル(時期調整中) | 県民生活部 | スポーツ振興課 |
| 429 | (6) | 地域スポーツクラブ等支援事業 | 11,473 | 1人1人のライフステージに応じたスポーツ活動が行えるよう、子供から高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多目的)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)総合型地域スポーツクラブ等について、運営・普及を支援するとともに、人材養成、研修支援を行った。 | 15,015 | ・地域スポーツ活動総括コーディネーターの活動補助 ・部活動地域移行の受け皿モデル実証事業 ・モデル実証事業の成果・課題についての地域ミーティング | 県民生活部 | スポーツ振興課 |
| 430 | (6) | スポーツ科学を活用したトップアスリート輩出事業 | 63,300 | 体力・運動能力に優れた素質を持つ県内児童生徒を発掘し、発掘した児童生徒や県内トップアスリートに対して、年代や性別に応じてスポーツ科学を活用した育成環境を提供することにより、将来オリンピック・パラリンピックなどの国際大会で活躍し、県民に夢と感動を与えるトップアスリートを誕生させることを目的に実施した。 | 53,172 | 体力・運動能力に優れた素質を持つ県内児童生徒を発掘し、発掘した児童生徒や県内トップアスリートに対して、年代や性別に応じてスポーツ科学を活用した育成環境を提供することにより、将来オリンピック・パラリンピックなどの国際大会で活躍し、県民に夢と感動を与えるトップアスリートを誕生させることを目的に実施する。 | 県民生活部 | スポーツ振興課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|-------------------------------------|------------|--|------------|--|-------|---------|
| 431 | (6) | スポーツ科学を活用したトップアスリート輩出事業【再掲No.430】 | 63,300【再掲】 | アスリートサポートとして、女性特有の課題を抱える女子選手や指導者に対し、専門スタッフによる総合的なサポートを行い、競技力向上を支援した。 | 53,172【再掲】 | アスリートサポートとして、女性特有の課題を抱える女子選手や指導者に対し、専門スタッフによる総合的なサポートを行い、競技力向上を支援する。 | 県民生活部 | スポーツ振興課 |
| 432 | (6) | アスリートに対するセクシュアル・ハラスメントの防止【再掲No.283】 | - | (公財)埼玉県スポーツ協会がスポーツ相談窓口を設けており、アスリートに対するハラスメントについても相談を受け付けた。 県としては競技団体を通じて窓口を周知するとともに、同協会と連携しながらハラスメントの防止に努めた。 | - | (公財)埼玉県スポーツ協会がスポーツ相談窓口を設けており、アスリートに対するハラスメントについても相談を受け付ける。 県としては競技団体を通じて窓口を周知するとともに、同協会と連携しながらハラスメントの防止に努める。 | 県民生活部 | スポーツ振興課 |
| 433 | (6) | 女性スポーツ指導者の育成 | - | (公財)埼玉県スポーツ協会主催でスポーツ指導者研修会やスポーツ団体ガバナンス研修会を実施した。 各競技団体に対し、女性指導者の育成に努めるよう働きかけた。 | - | (公財)埼玉県スポーツ協会主催でスポーツ指導者研修会やスポーツ団体ガバナンス研修会を実施する。 各競技団体に対し、女性指導者の育成に努めるよう働きかける。 | 県民生活部 | スポーツ振興課 |
| 434 | (6) | 学校体育実技指導研修会 体育・保健体育研究協議会 | 656 | ・体育実技指導者講習会(563名、小学校4日間、中学校・高等学校3日間、2年次～6年次中高保健体育科教諭) ・小学校体育研究協議会(120名、1日(小学校体育科主任教諭等)) ・中学校保健体育研究協議会(168名、1日、中学校保健体育科教諭) ・高等学校保健体育研究協議会(164名、1日、高校保健体育科教諭) | 656 | ・体育実技指導者講習会(約550名、3日間、2年次～6年次中高保健体育科教諭) ・小学校体育研究協議会(約120名、1日、小学校体育科主任教諭等) ・中学校保健体育研究協議会(約160名、1日、中学校保健体育科教諭) ・高等学校保健体育研究協議会(約180名、1日、高校保健体育科教諭) | 教育局 | 保健体育課 |

目指す姿Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会

基本目標Ⅲ-4 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

- 施策の基本的な方向
- (1) 防災・災害復興時における意思決定過程への女性の参画拡大
 - (2) 防災訓練や自主防災組織などにおける男女共同参画の推進
 - (3) 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の充実

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|------------------------------------|------------|--|------------|--|---------|------------|
| 435 | (1) | 地域防災計画修正費 | 740 | 県民の生命、身体、財産を災害から守るため、埼玉県防災会議において災害対処方法等を検討し、「埼玉県地域防災計画」に反映した。 | 680 | 県民の生命、身体、財産を災害から守るため、埼玉県防災会議において災害対処方法等を検討し、「埼玉県地域防災計画」に反映する。 | 危機管理防災部 | 災害対策課 |
| 436 | (1) | 「審議会等及び協議会等への女性の登用促進要綱」の推進【再掲No.2】 | - | 審議会等における女性の委員の割合42%の達成に向け、42%に達しない審議会担当部局に対して事前協議を実施するなど、女性登用を促進した。 ・3月31日現在 44.2% (令和5年3月31日 40.5%) | - | 審議会等における女性の委員の割合42%の達成に向け、42%に達しない審議会担当部局に対して事前協議を実施するなど、女性登用を促進する。 | 全庁 | 人権・男女共同参画課 |
| 437 | (1) | 消防学校教育訓練費 | 19,131 | 消防学校における女性消防吏員に対する教育訓練 | 21,178 | 消防学校における女性消防吏員に対する教育訓練 | 危機管理防災部 | 消防課 |
| 438 | (1) | 若者を中心とした消防団加入促進と消防力充実強化事業 | 4,375 | 各種イベント会場にて女性消防団員の活動紹介や女性消防団が出演するPR動画を使用した広報活動により、更なる加入促進を図った。 | 3,740 | 各種イベント会場にて女性消防団員の活動紹介や女性消防団が出演するPR動画を使用した広報活動により、更なる加入促進を図る。 | 危機管理防災部 | 消防課 |
| 439 | (2) | ミナナ防災(共助の取組強化)事業 | 7,333 | ・自主防災組織リーダー養成講座、若い世代に対する防災講座等への講師派遣 ・優れた活動を行った自主防災組織の表彰 | 6,884 | ・自主防災組織リーダー養成講座、若い世代に対する防災講座等への講師派遣 ・優れた活動を行った自主防災組織の表彰 | 危機管理防災部 | 危機管理課 |
| 440 | (2) | 県政出前講座 | - | ・県政出前講座(災害・防災と男女共同参画) 26件 参加者 1,026人 | - | ・県政出前講座(災害・防災と男女共同参画) | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 441 | (2) | 減災に向けた自助と共助の促進事業 | 10,735 | ・イツモ防災講座への講師派遣 ・自主防災組織リーダー養成講座、若い世代に対する防災講座等への講師派遣 ・優れた活動を行った自主防災組織の表彰 | 9,349 | ・イツモ防災講座への講師派遣 ・自主防災組織リーダー養成講座、若い世代に対する防災講座等への講師派遣 ・優れた活動を行った自主防災組織の表彰 | 危機管理防災部 | 危機管理課 |
| 442 | (2) | 九都県市合同防災訓練等開催費 | 24,815 | 九都県市合同防災訓練等を実施することにより、職員の対応力の向上を図るとともに防災体制の充実・強化及び県民の防災意識の高揚等を図った。 第45回九都県市合同防災訓練(埼玉県会場) 10月20日(日) 参加者 12,015人 | 28,515 | 防災関係機関の連携強化、地域住民の自助・共助意識の高揚と知識の向上を図るため、九都県市合同防災訓練を実施する。 | 危機管理防災部 | 災害対策課 |
| 443 | (2) | 男女共同参画の視点からの防災対策 | - | 男女共同参画の視点から、避難所生活での配慮や日頃の備えについてまとめたリーフレットを関係各所へ配布し周知を図った。 | - | 男女共同参画の視点から、避難所生活での配慮や日頃の備えについてまとめたリーフレットを関係各所へ配布し周知を図る。 | 全庁 | 人権・男女共同参画課 |
| 444 | (3) | 地域防災計画修正費【再掲No.435】 | 740【再掲】 | 県民の生命、身体、財産を災害から守るため、埼玉県防災会議において災害対処方法等を検討し、「埼玉県地域防災計画」に反映した。 | 680【再掲】 | 県民の生命、身体、財産を災害から守るため、埼玉県防災会議において災害対処方法等を検討し、「埼玉県地域防災計画」に反映する。 | 危機管理防災部 | 災害対策課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|----------------------------|------------|---|------------|--|---------|------------|
| 445 | (3) | 男女共同参画の視点からの防災対策【再掲No.443】 | - | 男女共同参画の視点から、避難所生活での配慮や日頃の備えについてまとめたリーフレットを関係各所へ配布し周知を図った。 | - | 男女共同参画の視点から、避難所生活での配慮や日頃の備えについてまとめたリーフレットを関係各所へ配布し周知を図る。 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 446 | (3) | 県政出前講座【再掲No.440】 | - | ・県政出前講座(災害・防災と男女共同参画) 26件 参加者 1,026人 | - | ・県政出前講座(災害・防災と男女共同参画) | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 447 | (3) | ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化 | 9,185 | 災害時にジェンダー視点を踏まえた避難所開設・運営ができるよう標準手引き及び映像資料を作成し、それに基づく市町村版マニュアルの策定を市町村へ依頼し、全市町村へ普及した。 | - | (令和6年度で廃止) | 危機管理防災部 | 災害対策課 |
| 448 | (3) | 男女共同参画推進センター運営費【再掲No.38】 | 3,045【再掲】 | ・電話相談 月～水、金、土曜日 9:30～20:30 日曜日、祝・休日 9:30～17:00 ・インターネット相談 24時間受付 | 3,433【再掲】 | ・電話相談 月～水、金、土曜日 9:30～20:30 日曜日、祝・休日 9:30～17:00 ・インターネット相談 24時間受付 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |

目指す姿 IV 男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整う

基本目標IV-1 固定的性別役割分担意識や偏見の解消

- 施策の基本的な方向
- (1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進
 - (2) 男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談・情報提供による支援
 - (3) 男女共同参画の視点を取り込んだ企画立案及び実施の推進
 - (4) メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ
 - (5) 男女の人権、とりわけ女性の人権を侵害する情報に対する県民意識の醸成
 - (6) 人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|--|------------------------|---|------------------------|---|----------|------------|
| 449 | (1) | ジェンダー主流化事業点検 | - | 県の施策についてジェンダーの視点に基づき事業点検を行い、施策効果の向上を図った。 ・点検対象:政策的な事業 689事業 | - | ジェンダー主流化の事業点検が、今後、施策向上の標準的なツールとなるよう、令和6年度に実施した事業点検の結果を精査し、事例収集や課題の検討、各課への取組支援等を進める。 | 県民生活部・全庁 | 人権・男女共同参画課 |
| 450 | (1) | ジェンダー主流化推進事業費 | 821 | ジェンダー平等の観点をあらゆる事業や政策に反映するため、市町村・団体・企業等が「ジェンダー主流化」の必要性や効果、事業点検の手法等を習得し、実践できるよう講座等を実施した。 企業、市町村等に対してジェンダー主流化に関するセミナーを開催した。 ・ジェンダー主流化トップセミナーの開催(企業等の幹部役職員対象) 会場開催1回、動画配信 ・市町村長向けセミナーの開催(トップセミナーの動画を配信) ・実務者向けセミナーの開催(企業・市町村等向けに開催) 会場開催1回、動画配信 | 693 | ジェンダー平等の観点をあらゆる事業や政策に反映するため、市町村・団体・企業等が「ジェンダー主流化」の必要性や効果、事業点検の手法等を習得し、実践できるよう講座等を実施する。 企業、市町村等に対してジェンダー主流化に関するセミナーを開催する。 ・企業・団体向けセミナー ・市町村向けセミナー | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 451 | (1) | 「表現ガイド」の普及促進 | - | 偏りのない広報をめざして「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」を活用し、庁内各課や関係機関へ周知した。 | - | 偏りのない広報をめざして「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」を活用し、庁内各課や関係機関へ周知する。 | 県民生活部・全庁 | 人権・男女共同参画課 |
| 452 | (1) | 男女共同参画推進センター運営費【再掲No.27・No.38】 | 3,969【再掲】 | ・電話相談 月～水、金、土曜日 9:30～20:30 日曜日、祝・休日 9:30～17:00 ・インターネット相談 24時間受付 ・男性臨床心理士による電話相談 毎月第1・3日曜日 11:00～15:00 ・男女共同参画講演会(男性によるトークセッション) 10月5日(土) 参加者622人(動画配信含む) | 4,278【再掲】 | ・電話相談 月～水、金、土曜日 9:30～20:30 日曜日、祝・休日 9:30～17:00 ・インターネット相談 24時間受付 ・男性臨床心理士による電話相談 毎月第1・3日曜日 11:00～15:00 ・男女共同参画講演会(ダイバーシティ講演会) 8月31日(日) | 県民生活部・全庁 | 人権・男女共同参画課 |
| 453 | (1) | ①男女共同参画推進センター運営費【再掲No.22・No.27】 ②ドメスティック・バイオレンス総合対策事業【再掲No.158】 | ①924【再掲】 ②3,986【再掲】 | ・デートDV防止講座の実施 5校 ・県政出前講座「知っていますか?デートDV」の実施 33回 | ①845【再掲】 ②3,186【再掲】 | ・デートDV防止講座の実施 5校 ・県政出前講座「知っていますか?デートDV」の実施 33回 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部署 | 担当課 |
|-----|-----------|---------------------------------------|---------------|--|---|---|------------|------------|
| 454 | (1) | 埼玉県荻野吟子賞 【再掲No.25】 | 524 【再掲】 | 県内出身で日本で最初の公認女性医師となった「荻野吟子」にちなみ、男女共同参画の推進に顕著な功績のあった個人・団体・事業所を表彰し、男女共同参画社会づくりを促進した。 | 558 【再掲】 | 県内出身で日本で最初の公認女性医師となった「荻野吟子」にちなみ、男女共同参画の推進に顕著な功績のあった個人・団体・事業所を表彰し、男女共同参画社会づくりを促進する。 | 県民生活部・全庁 | 人権・男女共同参画課 |
| 455 | (1) | 県政広報テレビ放送費 県政広報ラジオ放送費 彩の国だより発信費 | 424,888 | ・県政広報テレビ番組 「いまドキッ!埼玉」の中で、県の施策や取組に関する内容の企画を放送。 「いまドキッ!埼玉」30分番組 毎週土曜日(年間46回) ・県政広報ラジオ番組「朝情報★埼玉」の中で、県が関わるイベントの告知や制度の周知などを放送。 「朝情報★埼玉」毎週月～金 8:15～8:25(年間236回) ・県広報紙「彩の国だより」の中で県民に対し、県政の重要施策の解説や県主催の催し物・試験の案内などの情報を分かりやすく提供。 発行部数 158万部(令和6年5月号) ★新聞折り込みにより配布のほか、市町村役場、県施設、イオン、コーププラザ、大学などに配架 | 410,678 (テレビ・ラジオ: 155,098) (広報紙: 255,580) | ・県政広報テレビ番組 「いまドキッ!埼玉」の中で、県の施策や取組に関する内容の企画を放送。 「いまドキッ!埼玉」30分番組 毎週土曜日(年間46回) ・県政広報ラジオ番組「朝情報★埼玉」の中で、県が関わるイベントの告知や制度の周知などを放送。 「朝情報★埼玉」毎週月～金 8:15～8:25(年間236回) ・県広報紙「彩の国だより」の中で県民に対し、県政の重要施策の解説や県主催の催し物・試験の案内などの情報を分かりやすく提供。 発行部数 約150万部(令和7年5月号) ★新聞折り込みにより配布のほか、市町村役場、県施設、イオン、コーププラザ、大学などに配架 | 県民生活部 | 広報課 |
| 456 | (1) | 男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.31】 | 4,081 【再掲】 | ・情報ライブラリーの運営 ・広報紙の発行(年3回) 各5,000部発行 ・男女共同参画パネル貸出 ・ホームページ、SNSの充実 | 733 【再掲】 | ・広報紙の発行(年3回) 各3,500部発行 | 県民生活部・全庁 | 人権・男女共同参画課 |
| 457 | (2) | 埼玉県男女共同参画推進条例の普及促進 | 138 | 啓発用リーフレットや各種講座、説明会を利用し、県の男女共同参画の現状や男女共同参画社会づくりの取組、必要性の周知を実施した。 | 138 | 啓発用リーフレットや各種講座、説明会を利用し、県の男女共同参画の現状や男女共同参画社会づくりの取組、必要性の周知を実施する。 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 458 | (2) | 男女共同参画推進センター運営費 | 144,559 | ・施設の維持管理 ・情報システムの管理・改修 | 87,416 | ・施設の維持管理 ・情報システムの管理・運用 ・情報ライブラリーの運営 | 県民生活部、関係部局 | 人権・男女共同参画課 |
| 459 | (2) | 「女性の権利ホットライン」の実施 【再掲No.168】 | - | ・弁護士による臨時電話法律相談「女性の権利ホットライン」の実施 男女共同参画週間(6月23日～29日)に合わせ、ドメスティック・バイオレンスやストーカーなどの女性に対する暴力を中心とした女性の権利一般に関する無料電話法律相談を6月27日に実施した。 | - | ・弁護士による臨時電話法律相談「女性の権利ホットライン」の実施 男女共同参画週間(6月23日～29日)に合わせ、ドメスティック・バイオレンスやストーカーなどの女性に対する暴力を中心とした女性の権利一般に関する無料電話法律相談を実施する。 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 460 | (2) | 男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.38】 | 3,045 【再掲】 | ・電話相談 月～水、金、土曜日 9:30～20:30 日曜日、祝・休日 9:30～17:00 ・インターネット相談 24時間受付 ・女性弁護士による法律相談 月2回 ・女性臨床心理士によるカウンセリング 月1回 ・男性臨床心理士による電話相談 毎月第1・3日曜日 11:00～15:00 ・グループ相談会 3回 | 3,433 【再掲】 | ・電話相談 月～水、金、土曜日 9:30～20:30 日曜日、祝・休日 9:30～17:00 ・インターネット相談 24時間受付 ・女性弁護士による法律相談 月2回 ・女性臨床心理士によるカウンセリング 月1回 ・男性臨床心理士による電話相談 毎月第1・3日曜日 11:00～15:00 ・グループ相談会 3回 | 県民生活部、関係部局 | 人権・男女共同参画課 |
| 461 | (2) | ドメスティック・バイオレンス総合対策事業 【再掲No.158】 | 3,986 【再掲】 | ・女性支援・DV被害者支援担当者基礎研修の開催 1回 ・女性支援・DV被害者支援担当者実務研修の開催 1回 ・女性支援・DV被害者支援担当者応用研修の開催 1回 ・女性支援・DV被害者支援地区別専門研修の開催 4回 | 3,186 【再掲】 | ・女性支援・DV被害者支援担当者基礎研修の開催 1回 ・女性支援・DV被害者支援担当者実務研修の開催 1回 ・女性支援・DV被害者支援担当者応用研修の開催 1回 ・女性支援・DV被害者支援地区別専門研修の開催 4回 | 県民生活部、関係部局 | 人権・男女共同参画課 |
| 462 | (2) | 男女共同参画苦情処理機関の運営 【再掲No.192】 | 2,473 【再掲】 | 埼玉県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進に関する県の施策や男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する苦情などの申出に対し、苦情処理委員が調査を行った。 | 2,397 【再掲】 | 埼玉県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進に関する県の施策や男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する苦情などの申出に対し、苦情処理委員が調査し、必要な場合は勧告、意見表明及び助言等を行う。 | 県民生活部、関係部局 | 人権・男女共同参画課 |
| 463 | (3) | 男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.31】 | 4,081 【再掲】 | ・情報ライブラリーの運営 ・広報紙の発行(年3回) 各5,000部発行 ・男女共同参画パネル貸出 ・ホームページ、SNSの充実 | 733 【再掲】 | ・広報紙の発行(年3回) 各3,500部発行 | 県民生活部・全庁 | 人権・男女共同参画課 |
| 464 | (3) | 男女共同参画に関する年次報告書の発行 | - | 男女共同参画の推進状況と施策の実施状況をまとめた年次報告書を発行した。 | - | 男女共同参画の推進状況と施策の実施状況をまとめた年次報告書を発行する。 | 県民生活部・全庁 | 人権・男女共同参画課 |
| 465 | (3) | 男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.31】 | 4,081 【再掲】 | ・男女共同参画社会に関する意識調査(調査研究) ・広報紙の発行(年3回) 各5,000部発行 ・ホームページ、SNSの充実 | 733 【再掲】 | ・調査・研究 ・広報紙の発行(年3回) 各3,500部発行 | 県民生活部、関係部局 | 人権・男女共同参画課 |
| 466 | (3) | ジェンダー主流化事業点検 【再掲No.449】 | - | 県の施策についてジェンダーの視点に基づき事業点検を行い、施策効果の向上を図った。 ・点検対象:政策的な事業 689事業 | - | ジェンダー主流化の事業点検が、今後、施策向上の標準的なツールとなるよう、令和6年度に実施した事業点検の結果を精査し、事例収集や課題の検討、各課への取組支援等を進める。 | 県民生活部・全庁 | 人権・男女共同参画課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|--|-------------|--|-------------|---|------------|------------|
| 467 | (3) | ジェンダー主流化推進事業費【再掲No.450】 | 821【再掲】 | ジェンダー平等の観点をあらゆる事業や政策に反映するため、市町村・団体・企業等が「ジェンダー主流化」の必要性や効果、事業点検の手法等を習得し、実践できるよう講座等を実施した。 企業、市町村等に対してジェンダー主流化に関するセミナーを開催した。 ・ジェンダー主流化トップセミナーの開催(企業等の幹部役員対象) 10月21日(月) 参加者156人(動画配信含む) ・市町村長向けセミナーの開催(トップセミナーの動画を配信) 11月28日(木) ・実務者向けセミナーの開催(企業・市町村等向けに開催) 11月28日(木) 参加者117人(動画配信含む) | 693【再掲】 | ジェンダー平等の観点をあらゆる事業や政策に反映するため、市町村・団体・企業等が「ジェンダー主流化」の必要性や効果、事業点検の手法等を習得し、実践できるよう講座等を実施する。 企業、市町村等に対してジェンダー主流化に関するセミナーを開催する。 ・ジェンダー主流化市町村向けセミナー 10月31日(金) ・ジェンダー主流化企業・団体向けセミナー11月6日(木) | 県民生活部・全庁 | 人権・男女共同参画課 |
| 468 | (3) | 男女共同参画による企画・立案・実施の推進 | 69 | 女性支援団体等との連絡調整、事業説明を実施するとともに、市町村推進計画の策定支援を図った。 | 69 | 女性支援団体等との連絡調整、事業説明を実施するとともに、市町村推進計画の策定支援を図る。 | 県民生活部・全庁 | 人権・男女共同参画課 |
| 469 | (3) | 配慮度評価(チェックポイント5)の実施 | - | 埼玉県男女共同参画基本計画を実効性あるものとするため、県施策について男女共同参画を推進する視点から配慮度評価を実施した。 | - | 埼玉県男女共同参画基本計画を実効性あるものとするため、県施策について男女共同参画を推進する視点から配慮度評価を実施する。 | 県民生活部、関係部局 | 人権・男女共同参画課 |
| 470 | (3) | 男女共同参画推進員研修会の実施 | - | 各所属に設置された男女共同参画推進員等に対して、男女共同参画に関する基礎的な知識や、推進員としての役割等を周知するための会議を動画にて開催した。 | - | 各所属に設置された男女共同参画推進員等に対して、男女共同参画に関する基礎的な知識や、推進員としての役割等を周知するための会議を動画にて開催する。 | 県民生活部・全庁 | 人権・男女共同参画課 |
| 471 | (4) | 県政広報テレビ放送費 県政広報ラジオ放送費【再掲No.455】 | 155,098【再掲】 | ・県政広報テレビ番組「いまドキッ!埼玉」の中で、県の施策や取組に関する内容の企画を放送。 「いまドキッ!埼玉」30分番組 毎週土曜日(年間46回) ・県政広報ラジオ番組「朝情報★埼玉」の中で、県が関わるイベントの告知や制度の周知などを放送。 「朝情報★埼玉」毎週月～金 8:15～8:25(年間236回) | 155,098【再掲】 | ・県政広報テレビ番組「いまドキッ!埼玉」の中で、県の施策や取組に関する内容の企画を放送。 「いまドキッ!埼玉」30分番組 毎週土曜日(年間46回) ・県政広報ラジオ番組「朝情報★埼玉」の中で、県が関わるイベントの告知や制度の周知などを放送。 「朝情報★埼玉」毎週月～金 8:15～8:25(年間236回) | 県民生活部 | 広報課 |
| 472 | (4) | 男女共同参画基本計画の普及促進【再掲No.28】 | 57【再掲】 | 男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画の推進に係る基本的な考え方と施策の方向を示した「埼玉県男女共同参画基本計画」の周知を図った。 ・団体向け事業説明会(8月書面開催) 参加団体数:12団体 | 57【再掲】 | 男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画の推進に係る基本的な考え方と施策の方向を示した「埼玉県男女共同参画基本計画」の周知を図る。 | 県民生活部、関係部局 | 人権・男女共同参画課 |
| 473 | (5) | 「表現ガイド」の普及促進【再掲No.451】 | - | 偏りのない広報をめざして「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」を活用し、庁内各課や関係機関へ周知した。 | - | 偏りのない広報をめざして「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」を活用し、庁内各課や関係機関へ周知する。 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 474 | (6) | 埼玉県青少年健全育成条例の施行【再掲No.196】 | 2,609【再掲】 | 青少年健全育成条例に基づいて、有害図書等もしくは青少年の使用するスマホのフィルタリングについて、店舗へ立入調査を行った。 | 2,647【再掲】 | 青少年健全育成条例に基づいて、有害図書等もしくは青少年の使用するスマホのフィルタリングについて、店舗へ立入調査を行う。 | 県民生活部 | 青少年課 |
| 475 | (6) | 少年保護総合対策の推進 | 53 | ・SNSの中で最も児童買春等の性被害が多い「X」上において、援助交際等を募集する書き込みや誘引する者の書き込みに対し注意喚起を実施した。 (注意喚起実施件数:1,917件) ※数値は令和6年中のもの | 28 | SNSの中で最も児童買春等の性被害が多い「X」上において、援助交際等を募集する書き込みや誘引する者の書き込みに対し注意喚起を実施する。 | 警察本部 | 少年課 |
| 476 | (6) | 児童買春・児童ポルノ禁止法、出会い系サイト規制法に基づく売買春及び児童買春対策の推進【再掲No.259】 | - | ・女性捜査員を多く登用して被害児童の立場を重視した取締りを推進し、児童買春・児童ポルノ法違反により、313件、75人を検挙、被害児童104人(男9人、女95人)を保護した。 ※数値は令和6年中のもの | - | 女性捜査員を多く登用して被害児童の立場を重視した取締りを推進する。 | 警察本部 | 少年課 |
| 477 | (6) | インターネットなどを利用したわいせつ事案等の犯罪の取締り強化 | - | 関係機関と連携するなどして、インターネット上のわいせつ有害情報などを早期に把握し、取締りを推進した。 (インターネットなどを利用したわいせつ事案検挙件数:13件、検挙人員:13人) ※数値は令和6年中のもの。 | - | 関係機関と連携するなどして、インターネット上のわいせつ有害情報などを早期に把握し、取締りを推進する。 | 警察本部 | 保安課 |
| 478 | (6) | インターネットを利用したわいせつ事犯対策の推進 | - | ・サイバー空間の防犯活動に関心がある学生をサイバー学生ボランティアとしての活動を求め、インターネット上に氾濫する違法情報等を早期に把握するとともに、小・中学生、高校生及び学校教育関係者等を対象としたサイバーセキュリティ講演等及びリーフレットの配布により、わいせつ事犯の被害者にならないよう広報啓発活動を実施した。 (違法情報削除依頼数:24,095件、違法情報削除情報数:23,372件、有害情報削除依頼数:25件、有害情報削除情報数:25件) ※数値は令和6年中のもの (サイバーセキュリティ講演実施回数:785回、受講人数:126,743人) ※数値は令和6年度のもの | - | サイバー空間の防犯活動に関心がある学生をサイバー学生ボランティアとしての活動を求め、インターネット上に氾濫する違法情報等を早期に把握するとともに、小・中学生、高校生及び学校教育関係者等を対象としたサイバーセキュリティ講演等及びリーフレットの配布により、わいせつ事犯の被害者にならないよう広報啓発活動を継続的に推進する。 | 警察本部 | サイバー対策課 |
| 479 | (6) | 少年保護総合対策の推進【再掲No.266】 | - | 若年層を対象とした性暴力被害について、関係機関等と連携した被害防止キャンペーン、広報啓発資料の配布等の広報啓発活動を実施した。 | - | サイバー空間の防犯活動に関心がある学生をサイバー学生ボランティアとしての活動を求め、インターネット上に氾濫する違法情報等を早期に把握するとともに、小・中学生、高校生及び学校教育関係者等を対象としたサイバーセキュリティ講演等及びリーフレットの配布により、わいせつ事犯の被害者にならないよう広報啓発活動を継続的に推進する。 | 警察本部 | サイバー対策課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|--|------------|--|------------|--|-------|------------|
| 480 | (6) | アダルトビデオ出演被害問題等の性暴力被害に対する予防啓発活動等の推進【再掲No.267】 | - | ・アダルトビデオ出演被害問題等の性暴力被害を予防するための広報啓発活動及び相談窓口の周知を推進した。 | - | アダルトビデオ出演被害問題等の性暴力被害を予防するための広報啓発活動及び相談窓口の周知を推進する。 | 警察本部 | 保安課 |
| 481 | (6) | ドメスティック・バイオレンス総合対策事業【再掲No.158】 | 3,986【再掲】 | ・「女性に対する暴力をなくす運動」における広報啓発活動の実施 ・国が作成した性暴力被害に対する予防啓発資料を掲示した。 | 3,186【再掲】 | ・「女性に対する暴力をなくす運動」における広報啓発活動の実施 ・国が作成した性暴力被害に対する予防啓発資料を掲示する。 | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 482 | (6) | 青少年の非行・被害防止全国強調月間【再掲No.263】 | - | 青少年の非行・被害防止を目的に、浦和駅及び川越駅においてキャンペーン活動(街頭配布)を実施した。 | - | 青少年の非行・被害防止を目的に、浦和駅においてキャンペーン活動(街頭配布)を実施する。 | 県民生活部 | 青少年課 |
| 483 | (6) | 犯罪被害者等支援体制の整備促進事業費【再掲No.182】 | 25,297【再掲】 | ・アイリスホットライン(性暴力等犯罪被害専用相談電話)の運営(相談件数2,108件) ・性暴力被害者支援看護職(SANE)の養成(4人) ・ワンストップ支援センター(犯罪被害者相談電話)の運営(相談件数5,227件) ・広報啓発品の制作(犯罪被害者等支援カード150,000枚、リーフレット30,000部作成。県内の中学1年生、高校1年生に配布したほかキャンペーン等で配布) ・各種イベントや街頭キャンペーン等での広報啓発(イベント12回、SNS13回、広報誌掲載3回など) ・犯罪被害者支援 県民のつどい2024の開催(1回) ・学生ボランティアの運営(登録39人 8回活動延べ21人参加) | 22,476【再掲】 | ・アイリスホットライン(性暴力等犯罪被害専用相談電話)の運営 ・性暴力被害者支援看護職(SANE)の養成 ・ワンストップ支援センター(犯罪被害者相談電話)の運営 ・広報啓発品の制作 ・各種イベントや街頭キャンペーン等での広報啓発 ・犯罪被害者支援 県民のつどい2025の開催 ・学生ボランティアの運営 | 県民生活部 | 防犯・交通安全課 |

目指す姿 IV 男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整う

基本目標IV-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

- 施策の基本的な方向
- (1) 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進
 - (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進
 - (3) 男女共同参画を推進し多様な選択を可能とする学習の推進

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|-------------------------------------|------------|---|------------|---|------|---------|
| 484 | (1) | 私立学校人権教育推進費【再掲No.157】 | 278【再掲】 | 研修会等の開催(全11回、参加者合計827名) ・私立学校教職員人権教育研修会 ・私立小・中・中等教育・高等・特別支援学校教職員人権教育研修会 ・私立幼稚園教職員人権教育研修会 研修資料の配布等 | 191【再掲】 | 研修会等の開催(全9回) ・私立学校教職員人権教育研修会 ・私立小・中・高等・中等教育・特別支援学校教職員人権教育研修会 ・私立幼稚園教職員人権教育研修会 研修資料の配布等 | 総務部 | 学事課 |
| 485 | (1) | 性に関する指導普及推進事業【再掲No.258】 | 253【再掲】 | ・「性に関する指導」課題解決検討委員会を実施(3回) ・「性に関する指導」指導者研修会の実施(1回) オンライン開催 217人参加 ・小・中・高等学校別授業研究会(3会場) 小学校 59人参加、中学校 44人参加、高等学校 31人参加 | 253【再掲】 | ・「性に関する指導」課題解決検討委員会を実施(3回) ・「性に関する指導」指導者研修会の実施(1回) ・小・中・高等学校別授業研究会(3会場) | 教育局 | 保健体育課 |
| 486 | (1) | 教職員等の研修の充実【再掲No.160】 | 566【再掲】 | 管理職や人権教育担当者を対象とした研修会において情報提供を行った。 ・小・中学校長等人権教育研修会(1,040人) ・市町村人権教育(学校教育)担当者研修会(60人) ・公立高等学校・特別支援学校校長人権教育研修会(179人) ・小・中学校等人権教育担当者研修会(1,043人) ・公立高等学校・特別支援学校人権教育担当者研修会(215人) | 390【再掲】 | 管理職や人権教育担当者を対象とした研修会において情報提供を行う。 ・小・中学校長等人権教育研修会 ・市町村人権教育(学校教育)担当者研修会 ・公立高等学校・特別支援学校校長人権教育研修会 ・小・中学校等人権教育担当者研修会 ・公立高等学校・特別支援学校人権教育担当者研修会 | 教育局 | 人権教育課 |
| 487 | (1) | 特別活動の授業等による取組 | - | 各中学校で、職場体験活動を年間指導計画に位置付け、確実に実施するよう研修等で周知した。学級活動の授業では、「男女相互の理解と協力」についての確実な実践及び指導法について研修等で周知した。 | - | 各中学校で、職場体験活動を年間指導計画に位置付け、確実に実施するよう研修等で周知する。学級活動の授業では、「男女相互の理解と協力」についての確実な実践及び指導法について研修等で周知する。 | 教育局 | 義務教育指導課 |
| 488 | (1) | 男女平等教育の授業の実施、男女共同参画の視点に立った学校行事などの促進 | - | 高等学校学習指導要領に則り、各県立学校が教育課程等の教育活動を適正に編成し、学校行事においても男女の区別なく参画できるよう適切に実施した。 | - | 高等学校学習指導要領に則り、各県立学校が教育課程等の教育活動を適正に編成し、学校行事においても男女の区別なく参画できるよう適切に実施する。 | 教育局 | 高校教育指導課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|---|---------------|--|---------------|---|------------|------------|
| 489 | (1) | 家庭科の授業等による取組 | - | ・小学校第5学年及び第6学年の家庭科において、家族や地域の人々とよりよく関わる力を育成するために、幼児又は低学年の児童、高齢者など異なる世代の人々との関りについて考え、工夫することができるよう指導を行った。 ・中学校の技術・家庭科(家庭分野)において、家族や地域の人々とよりよく関わる力を育成するために、幼児との触れ合い体験などを一層重視するとともに、高齢者など地域の人々と関わり、協働する必要があることができるよう指導を行った。 ・これらを学習することで、主体的に生活をよりよくしようとする資質・能力を育成することができるように指導を行った。 | - | ・小学校第5学年及び第6学年の家庭科において、家族や地域の人々とよりよく関わる力を育成するために、幼児又は低学年の児童、高齢者など異なる世代の人々との関りについて考え、工夫することができるようにする。 ・中学校の技術・家庭科(家庭分野)において、家族や地域の人々とよりよく関わる力を育成するために、幼児との触れ合い体験などを一層重視するとともに、高齢者など地域の人々と関わり、協働する必要があることを理解する。 ・これらを学習することで、主体的に生活をよりよくしようとする資質・能力を育成する。 | 教育局 | 義務教育指導課 |
| 490 | (1) | 男女共同参画社会の推進に向けた授業の実施 | - | 家庭科の学習指導要領に基づき、男女共同参画社会に向けた授業の充実を図った。 | - | 家庭科の学習指導要領に基づき、男女共同参画社会に向けた授業の充実を図る。 | 教育局 | 高校教育指導課 |
| 491 | (1) | 教職員等の研修の充実 【再掲No.160】 | 566 【再掲】 | 管理職や人権教育担当者を対象とした研修会において情報提供を行った。 ・小・中学校長等人権教育研修会(1,040人) ・市町村人権教育(学校教育)担当者研修会(60人) ・公立高等学校・特別支援学校長人権教育研修会(179人) ・小・中学校等人権教育担当者研修会(1,043人) ・公立高等学校・特別支援学校人権教育担当者研修会(215人) | 390 【再掲】 | 管理職や人権教育担当者を対象とした研修会において情報提供を行う。 ・小・中学校長等人権教育研修会 ・市町村人権教育(学校教育)担当者研修会 ・公立高等学校・特別支援学校長人権教育研修会 ・小・中学校等人権教育担当者研修会 ・公立高等学校・特別支援学校人権教育担当者研修会 | 教育局 | 人権教育課 |
| 492 | (1) | 男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.31】 | 4,081 【再掲】 | ・男女共同参画社会に関する意識調査(調査研究) ・広報紙の発行(年3回) 各5,000部発行 ・ホームページ、SNSの充実 | 733 【再掲】 | ・調査、研究 ・広報紙の発行(年3回) 各3,500部発行 | 県民生活部、関係部局 | 人権・男女共同参画課 |
| 493 | (1) | 教職員研修の実施 | - | 初任者研修の「人権教育の取組」や、5年経験者研修・中堅教諭等資質向上研修「学校における人権教育」において、男女共同参画の理念、社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)に関する研修を実施した。 | - | 初任者研修の「人権教育の取組」や、5年経験者研修・中堅教諭等資質向上研修「学校における人権教育」において、男女共同参画の理念、社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)に関する研修を実施する。 | 教育局 | 義務教育指導課 |
| 494 | (1) | 教職員研修及び調査研究事業 | - | 男女共同参画の理念、社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)の定義や視点について、初任者研修で講義を行い、正確な理解の浸透を図った。 | - | 男女共同参画の理念、社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)の定義や視点について、初任者研修で講義を行い、正確な理解の浸透を図る。 | 教育局 | 高校教育指導課 |
| 495 | (1) | 特別支援学校各年次研修 | - | 埼玉県教育委員会作成の「性の多様性の尊重に係る教職員用リーフレット」を年次研修ですべての受講者に配布して、啓発を図った。 | - | ・年次研修において、男女共同参画の理念や性別の定義等の人権に関する内容を含めるよう努める。 ・埼玉県教育委員会作成の「性の多様性の尊重に係る教職員用リーフレット」を年次研修ですべての受講者に配布して、啓発を図る。 | 教育局 | 特別支援教育課 |
| 496 | (1) | 学校内におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 【再掲No.276】 | - | ・「不祥事防止研修プログラム」を用いた短時間の研修を繰り返し行うこと(N字型研修)について、引き続き市町村教育委員会に働きかけた。 ・不祥事根絶に向けた年度当初の重点取組として、わいせつ行為等の根絶を挙げた。また、各学校における年間研修計画を作成し、教職員不祥事根絶のための取組を実施するよう、引き続き市町村教育委員会を通して働きかけた。 | - | ・「不祥事防止研修プログラム」を用いた短時間の研修を繰り返し行うこと(N字型研修)について、引き続き市町村教育委員会に働きかける。 ・不祥事根絶に向けた年度当初の重点取組として、わいせつ行為等の根絶を挙げている。また、各学校における年間研修計画を作成し、教職員不祥事根絶のための取組を実施するよう、引き続き市町村教育委員会を通して働きかける。 | 教育局 | 小中学校人事課 |
| 497 | (1) | 学校内におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 【再掲No.277】 | - | ・4月1日から8月31日までを「教職員不祥事根絶特別強化運動」と定め、各学校において、教職員不祥事根絶のための取組を実施した。 ・「不祥事防止研修プログラム」を用いた短時間の研修(N字型研修)を行うことで、研修を充実させ、教職員の意識啓発を図った。 | - | ・4月1日から8月31日までを「教職員不祥事根絶特別強化運動」と定め、各学校において、教職員不祥事根絶のための取組を実施する。 ・「不祥事防止研修プログラム」を用いた短時間の研修(N字型研修)を行うことで、研修を充実させ、教職員の意識啓発を図る。 | 教育局 | 県立学校人事課 |
| 498 | (2) | 男女共同参画推進センター運営費 【再掲No.22・No.27】 | 1,806 【再掲】 | ・女性リーダー応援講座 全6回 8月25日(日)～1月18日(土) 参加者221人 ・男女共同参画週間講演会 6月30日(日) 参加者231人(動画配信含む) ・県政出前講座(男女共同参画基礎講座) 26件 参加者1,019人 ・男女共同参画講演会(男性によるトークセッション) 10月5日(土) 参加者622人(動画配信含む) ・With You さいたまフェスティバル 2月1日(土)・2日(日) 参加者962人 | 1,493 【再掲】 | ・女性リーダー応援講座 【主催講座】 全6回 6月～12月 【坂戸市共催】 全2回 10月26日(日)、11月29日(土) ・男女共同参画週間講演会 7月12日(土) ・県政出前講座(男女共同参画基礎講座) ・男女共同参画講演会(ダイバーシティ講演会) 8月31日(日) ・With You さいたまフェスティバル等のイベントの開催 2月7日(土)・8日(日) | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 499 | (2) | 家庭教育支援推進事業 【再掲No.52】 | 2,080 【再掲】 | ・「埼玉県家庭教育アドバイザー」養成研修の実施(8日間、34人を養成) ・指導者の資質向上を図るフォローアップ研修の実施(全体研修2回、地区別研修2回) ・「親の学習」プログラム集活用実践研修の実施(全8回) | 1,706 【再掲】 | ・「埼玉県家庭教育アドバイザー」養成研修の実施(8日間、40人程度の想定) ・指導者の資質向上を図るフォローアップ研修の実施(全体研修2回、地区別研修2回) ・「親の学習」プログラム集活用実践研修の実施(全8回) | 教育局 | 生涯学習推進課 |
| 500 | (2) | 学校応援団推進事業 | 9,855 | ・市町村が実施する学校応援団への支援(補助金交付:27市町) ・「地域学校協働活動推進委員会」2回実施 ・「地域学校協働活動地区別担当者会議」4教育事務所 各2回実施 ・事例集等の作成による普及・啓発(通信:年5回発行・事例集:3月発行) ・地域学校協働活動推進セミナーの実施(2回・165人) ・地域学校協働活動推進フォーラムの実施(1回・279人) | 7,516 | ・市町村が実施する学校応援団への支援 ・「地域学校協働活動推進委員会」2回実施 ・「地域学校協働活動地区別担当者会議」4教育事務所 各2回実施 ・事例集等の作成による普及・啓発 ・地域学校協働活動推進セミナーの実施 | 教育局 | 生涯学習推進課 |

| No. | 施策の基本的な方向 | 事業名等 | R6当初予算(千円) | 関連事業実績(令和6年度) | R7当初予算(千円) | 関連事業内容(令和7年度) | 担当部局 | 担当課 |
|-----|-----------|--------------------------------|------------|--|------------|--|-------|------------|
| 501 | (3) | 男女共同参画推進センター運営費【再掲No.22・No.27】 | 1,806【再掲】 | ・女性リーダー応援講座 全6回 8月25日(日)～1月18日(土) 参加者221人 ・男女共同参画週間講演会 6月30日(日) 参加者231人(動画配信含む) ・県政出前講座(男女共同参画基礎講座) 26件 参加者1,019人 ・男女共同参画講演会(男性によるトークセッション) 10月5日(土) 参加者622人(動画配信含む) ・With You さいたまフェスティバル 2月1日(土)・2日(日) 参加者962人 | 1,493【再掲】 | ・女性リーダー応援講座【主催講座】全6回 6月～12月【坂戸市共催】全2回 10月26日(日)、11月29日(土) ・男女共同参画週間講演会 7月12日(土) ・県政出前講座(男女共同参画基礎講座) ・男女共同参画講演会(ダイバーシティ講演会) 8月31日(日) ・With You さいたまフェスティバル等のイベントの開催 2月7日(土)・8日(日) | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 502 | (3) | インターネット広報推進費 | 7,665 | ホームページ等の電子媒体を活用して県政情報を広く提供することにより、県民に対する説明責任を全うし、県民サービスの向上を図った。 | 7,621 | ホームページ等の電磁媒体を活用して、県政情報を広く提供することにより、県民に対する説明責任を全うし、県民サービスの向上を図る。 | 県民生活部 | 広報課 |
| 503 | (3) | 男女共同参画推進センター運営費【再掲No.22】 | 364【再掲】 | ・女性リーダー応援講座 全6回 8月25日(日)～1月18日(土) 参加者221人 | 361【再掲】 | ・女性リーダー応援講座【主催講座】全6回 6月～12月【坂戸市共催】全2回 10月26日(日)、11月29日(土) | 県民生活部 | 人権・男女共同参画課 |
| 504 | (3) | 生涯学習情報発信事業(生涯学習セッション)【再掲No.37】 | - | ホームページで「男女共同参画」に関する指導者情報を提供した。「男女共同参画」指導者人数:9人 | - | ホームページで「男女共同参画」に関する指導者情報を提供する。 | 教育局 | 生涯学習推進課 |
| 505 | (3) | 科学技術教育の充実 | - | 男女共同参画の観点を踏まえ、「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」などの事業を周知した。 | - | 男女共同参画の観点を踏まえ、「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」などの事業を周知する。 | 教育局 | 高校教育指導課 |
| 506 | (3) | 進路指導・キャリア教育研究協議会 | 32 | ・進路指導・キャリア教育に係る研究協議会の開催 ・4地区で開催。進路指導の充実を図るために中高の連携を密にする研修会を行った。 ・その中で、進路選択や社会の中での男女共同参画についても触れた。 南部 10月2日(水)大宮工業高校 参加者161名 西部 10月1日(火)狭山工業高校 参加者151名 北部 10月2日(水)児玉高校 参加者69名 東部 10月4日(金)誠和福祉高校 参加者127名 | - | ・進路指導・キャリア教育に係る研究協議会の開催 ・4地区で開催。進路指導の充実を図るために中高の連携を密にする研修会を行う。 ・その中で、進路選択や社会の中での男女共同参画についても触れる。 南部 10月1日(水)いずみ高校 西部 9月30日(火)川越工業高校 北部 10月2日(水)熊谷工業高校 東部 10月3日(火)誠和福祉高校 | 教育局 | 義務教育指導課 |
| 507 | (3) | 県立高校就職支援アドバイザー配置事業 | 9,383 | 民間企業経験のある外部人材を全日制高校35校、定時制高校13校に配置し、就業に関する相談や面接指導等の就職指導を実施した。 また、経済団体や社会保険労務士会、他部局等の協力を得ながら、キャリア教育を推進し、生徒の早期からのキャリア形成支援や企業選択に対する望ましい判断力の形成支援を実施した。 | 8,145 | 高校生の就職指導の重要性に鑑み、教職員への指導・助言を行うとともに生徒の就職に関する進路相談にあたるため、就職指導に関して、専門的な知識・経験を有する就職支援アドバイザーを採用し、高校生の進路指導の充実を図る。 | 教育局 | 高校教育指導課 |
| 508 | (3) | 自立と社会参加を目指す特別支援学校就労支援総合推進事業 | 7,419 | 企業就労を希望する特別支援学校高等部生徒の進路実現のため、多角的な就労支援の充実を図った。 ・企業ニーズを踏まえた職業教育の推進 就労支援アドバイザーに、生徒・保護者等が相談し、指導助言を受けた。 (新座柳瀬分校を除く52校で98回実施) | 5,788 | 企業就労を希望する特別支援学校高等部生徒の進路実現のため、多角的な就労支援の充実を図る。 ・企業ニーズを踏まえた職業教育の推進 | 教育局 | 特別支援教育課 |
| 509 | (3) | 見えないチカラを伸ばし夢をつかむリアル体験事業 | 3,936 | 県内の企業や大学等と連携し、リアルな職業体験を提供することで、将来の夢の発見、実現を支援した。特に、家庭環境等により体験活動の機会に恵まれない子供たちの参加を促すため、ジュニア・アスポート等と連携して、体験の機会を提供した。 ・リアル体験教室 1,683人(オンライン参加者含む) ・リアル体験教室プレミア 約4,700人 | 3,248 | 企業や大学等と連携し、リアルな職業体験を提供することで、将来の夢の発見、実現を支援する。特に、家庭環境等により体験活動の機会に恵まれない子供たちの参加を促すため、ジュニア・アスポート等と連携して、体験の機会を提供する。 ・リアル体験教室 2,000人 ・リアル体験教室プレミア 6,000人 | 県民生活部 | 青少年課 |

| | | | |
|--|-------------|--|-------------|
| 「埼玉県男女共同参画基本計画」関連事業における令和6年度予算額合計(単位:千円) ※再掲を除く | 268,718,401 | 「埼玉県男女共同参画基本計画」関連事業における令和7年度予算額合計(単位:千円) ※再掲を除く | 284,310,510 |
|--|-------------|--|-------------|

2 「男女共同参画配慮度評価」による計画の推進

(1) 男女共同参画配慮度評価とは

「埼玉県男女共同参画基本計画」を実効性あるものとするため、県施策について男女共同参画を推進する視点からの配慮の度合いを評価します。

自己チェックとして、各課は担当施策等の企画・立案、実施後の状況について、男女共同参画の視点から取組に対する配慮の度合いを評価し、人権・男女共同参画課に報告をします。人権・男女共同参画課では、この結果を取りまとめ、各課にフィードバックすることで、全庁的に男女共同参画に配慮された事業の推進を図ります。

また、外部チェックとして、埼玉県男女共同参画審議会では実施状況をチェックし、意見を述べます。



(2) 評価方法及び内容

①自己チェック

ア 事業のチェック

全庁、全施策を対象に、施策の企画・立案、実施後の状況についてチェックします。

【新規事業】

「埼玉県男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画を推進する視点から、施策の基本的方向について施策の企画・立案時にチェックを実施します。

【埼玉県男女共同参画基本計画に関する主な事業】

実施後の状況について、「チェックポイント^{ファイブ}5」に基づきチェックを行いました。その結果については、次ページの概要のとおりです。

| | |
|---|--|
|  | <ol style="list-style-type: none">1 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか2 事業の企画、立案、実施の際、女性、男性双方の意見を聞いたか 又は、双方が参加したか3 女性、男性双方にとって利用・参加しやすいような配慮をしたか4 事業の方向性を男女共同参画に配慮したか5 事業の効果が女性、男性それぞれに寄与したか <p>※性の多様性の尊重の視点から、性別の把握の際には、必要な配慮を行う。 【(例)性別欄に、「その他」「答えたくない」等を設ける。】</p> |
|---|--|

イ 日常の取組（職員の意識改革・広報・県民サービス）について

【職員の意識改革】

男女共同参画の視点から、職場環境・県民サービスについて、職員が行う自己チェックを実施し、その結果を職場研修などで活用し、職員の意識改革を進めます。

【広報・県民サービスの向上】

「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」を活用しながら、行政広報のチェックなどを行い、県民サービスの向上を図ります。

②外部チェック

「埼玉県男女共同参画基本計画」の関連事業については、令和8年3月23日に開催された男女共同参画審議会において、審議されました。

3 令和6年度「事業のチェックポイント^{ファイブ}5」の概要

「埼玉県男女共同参画基本計画」の主な関連事業について、担当課所が「チェックポイント5」に基づき自己チェックを行った結果は次のとおりです。

(1) 「チェックポイント5」のチェック結果

チェックポイント5を実施した令和6年度関連事業…316事業

| | | |
|---|---|-------------------------|
| 1 | 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握した | 127事業 (40.2% 前年度：40.9%) |
| 2 | 事業の企画、立案、実施の際、女性、男性双方の意見を聞いた、又は、双方が参加した | 189事業 (59.8% 前年度：62.9%) |
| 3 | 女性、男性双方にとって利用・参加しやすいような配慮をした | 204事業 (64.6% 前年度：63.9%) |
| 4 | 事業の方向性を男女共同参画に配慮した | 158事業 (50.0% 前年度：50.5%) |
| 5 | 事業の効果が女性、男性それぞれに寄与した | 226事業 (71.5% 前年度：72.8%) |

(2) 男女共同参画に配慮した主な内容（概要）

※〈 〉内は事業名等。特に記載のないものは各種事業共通。

①事業の対象を男女別に把握

- ・相談件数、研修受講者（修了者）数、対象職員数、利用者数、育児休業取得者数などで、男女別にデータを把握した。
- ・アンケートを男女別に分析し、ニーズの把握や今後の事業展開に役立てた。

②企画、立案、実施への男女共同参画

【県民コメントの実施】

- ・計画の策定において県民コメントを実施し、男女の区別なく意見を聞いた。

【関係団体等からの意見聴取】

- ・事業者、関係団体、専門家等から女性、男性双方に対しニーズ調査や意見交換を行った。

【委員などにおける女性の登用】

- ・審議会、委員会、協議会、審査会等、各種会議の構成委員の男女比率に配慮し、女性を積極的に登用した。

【女性職員、男性職員双方による企画・立案・実施】

- ・企画会議に男女双方の職員が参加した。
- ・事業の企画、立案、実施の際に、女性職員・男性職員双方の意見を反映させた。

【女性、男性双方の県民が事業に参加】

- ・事業の登録アドバイザーやボランティア参加者などに、女性・男性双方の県民が参加した。

③女性、男性双方にとって利用・参加しやすいような配慮

【インターネット・Microsoft Teams・LINEの活用】

- ・相談、各種講座、イベント等の申込みを電子で行い、参加しやすくした。
- ・インターネットを活用した情報発信を行ったり、講座のオンライン配信を行うなど、24時間利用可能とし、男女双方が利用しやすい環境を整備した。

【時間帯の配慮】

- ・事業や相談、研修会等を夜間や休日に実施したり、日中と夜間の時間帯両方を設けるなど、女性・男性双方が参加しやすいよう配慮した。

<男女共同参画推進センター運営費>

「With You さいたま」は月～土曜は21時まで、日曜・祝日も17時30分まで開館している。

【育児への便宜】

- ・県民を対象とした講座等を実施する際には、可能な限り保育室の提供、保育士の手配などを行い、子育て世代の参加に配慮した。

【その他】

- ・障害者や高齢者、子供などが安心して歩くことができるよう、段差のない、幅の広い歩道整備を推進するとともに、より多くの人に配慮した公園整備を実施した。

④事業の方向性を男女共同参画に配慮

- ・広報物の作成、研修会の実施において、内容が男女のどちらか一方に偏ることがないように配慮した。

<「男性のための悩み相談」の実施>

男女共同参画の視点から男性をサポートするために、男性臨床心理士による電話相談を実施した。

<男女共同参画に関する意識啓発のための講師派遣>

県政出前講座として、職員を講師として派遣し、災害・防災において男女共同参画の視点、配慮等について助言、講義を行った。

⑤事業の効果が女性、男性それぞれに寄与

<企業内保育所設置等促進事業>

企業内保育所の設置が進み、男女を問わず子育て期の従業員にとってより働きやすい職場となることが期待できる。

<仕事と生活の両立支援事業>

男女を問わず、介護・子育て・病気治療をしながら仕事を継続できるよう、支援制度等について周知し、より働きやすい職場づくりの形成に寄与した。

<放課後子供教室推進事業>

放課後子供教室と放課後児童クラブが一体的に実施し、子供たちの放課後の居場所づくりを推進することにより、男女が仕事や地域活動を安心して行うための子育てにおける支援を行った。

4 男女共同参画推進センターによる男女共同参画の推進

【埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）の概要】

埼玉県男女共同参画推進条例第11条に基づく、男女共同参画社会の実現に向けた県の施策を実施し、県民及び市町村の男女共同参画の取組を支援することを目的とした総合的な拠点施設として、平成14年4月、さいたま市に開設しました。

また、令和6年4月、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行を踏まえ、困難な問題を抱える女性への相談支援体制を強化するため、本センターを本所、埼玉県婦人相談センターを支所として統合しました。

○事業の概要

1 情報収集・提供事業

- (1) 情報ライブラリーの運営、インターネット、SNS（Facebook）による情報発信
- (2) 広報紙「With You さいたま」の発行（7月、11月、3月）
- (3) 男女共同参画パネルの作成及び貸出

2 相談事業

個人の抱える様々な悩みや問題について相談に応じるとともに、配偶者暴力相談支援センターの機能を担い、配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の業務を行っている。また、令和6年4月からは、女性相談支援センターの機能も担い、困難な問題を抱える女性からの相談にワンストップで対応している。

- (1) 電話相談や専門相談の実施
- (2) 困難な問題を抱える女性への相談支援事業の実施

困難を抱える女性を対象としたセミナーやグループ相談会等の開催及びメタバース相談の実施

3 講座・研修事業

- (1) イベント・講座
 - ・男女共同参画の普及啓発のためのイベントや講座の開催
 - ・ジェンダー主流化の理解促進のためのセミナー等の開催
- (2) 市町村職員等研修
 - 各地域での男女共同参画の推進に資するため、市町村職員等対象の研修会の開催
- (3) DV防止の意識啓発
 - ・女性に対する暴力の根絶に向けた取組の強化と意識啓発のためのフォーラムの開催
 - ・各地域での女性支援・DV被害者支援の充実・強化を図るため、市町村職員等対象の研修会の開催
- (4) 講師の派遣

男女共同参画に関する意識啓発及びセンターの周知を目的に、職員を研修・講座等の講師として派遣

4 自主活動・交流支援事業

- (1) 男女共同参画の活動を行う市民団体に対する自主活動発表の場の提供
- (2) ボランティア活動の支援
- (3) 東日本大震災被災者支援（避難者交流会の開催）

5 調査・研究事業

男女共同参画を推進するための調査・研究

○令和6年度事業実績

1 情報収集・提供事業

- (1) 情報ライブラリーの運営、インターネット等による情報発信
- ・資料数：29,978点（うち、視聴覚資料123点）
 - ・利用者数：18,306人
 - ・ホームページアクセス件数：213,211件
- (2) 広報紙「With You さいたま」の発行：7月、11月、3月に各5,000部を発行
- (3) 男女共同参画パネルの作成及び貸出
- ・貸出件数：全24種を延べ100団体に貸出

2 相談事業（令和6年度相談受付状況）

- (1) 相談種類及び相談内容別受付状況 (件)

| | 生き方 | こころ | からだ・性 | 夫婦 | 家族・親族 | 人間関係 | DV | 仕事 | 暮らし | その他 | 計 | うち性的マイノリティに関する相談 |
|-----------|-----|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-----|-----|-------|--------|------------------|
| 電話相談 | 603 | 1,933 | 549 | 863 | 1,693 | 1,183 | 1,656 | 353 | 427 | 1,190 | 10,450 | 20 |
| 面接相談 | 2 | 1 | 0 | 0 | 5 | 0 | 17 | 2 | 2 | 1 | 30 | 0 |
| 専門相談 | 22 | 22 | 38 | 79 | 22 | 12 | 51 | 19 | 2 | 20 | 287 | 0 |
| インターネット相談 | 0 | 2 | 0 | 40 | 16 | 7 | 49 | 0 | 3 | 3 | 120 | 0 |
| グループ相談 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 72 | 0 | 0 | 0 | 72 | 0 |
| メタバース個別相談 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 合計 | 627 | 1,958 | 587 | 982 | 1,739 | 1,203 | 1,845 | 374 | 434 | 1,215 | 10,964 | 20 |

※ 性的マイノリティに関する相談件数は、H28.8から集計を開始した。

「With You さいたま電話相談」受付時間：月～水、金、土曜日 9時30分～20時30分
日曜日、祝・休日 9時30分～17時00分

- (2) 年代別・相談内容別受付状況

下段は男性からの相談件数（再掲）

| | ～10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代～ | 不明 | 計 |
|-------|----------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|--------------|
| 生き方 | 1 0 | 171 21 | 70 40 | 104 4 | 136 16 | 68 22 | 46 0 | 31 0 | 627 103 |
| こころ | 1 0 | 170 8 | 475 169 | 578 6 | 453 38 | 149 24 | 46 0 | 86 3 | 1,958 248 |
| からだ・性 | 17 12 | 58 9 | 74 19 | 159 6 | 178 34 | 31 4 | 58 8 | 12 5 | 587 97 |
| 夫婦 | 0 0 | 22 6 | 172 46 | 262 57 | 257 41 | 201 39 | 40 8 | 28 9 | 982 206 |
| 家族・親族 | 18 4 | 74 11 | 160 26 | 366 9 | 600 42 | 345 90 | 131 9 | 45 12 | 1,739 203 |
| 人間関係 | 0 0 | 93 22 | 137 20 | 336 9 | 396 10 | 148 9 | 47 3 | 46 2 | 1,203 75 |
| DV | 11 1 | 142 14 | 442 43 | 511 54 | 381 41 | 124 7 | 57 4 | 177 6 | 1,845 170 |
| 仕事 | 1 0 | 41 8 | 68 19 | 99 5 | 104 8 | 35 4 | 7 0 | 19 2 | 374 46 |
| 暮らし | 3 1 | 48 5 | 39 17 | 139 4 | 99 29 | 47 13 | 39 3 | 20 1 | 434 73 |

| | | | | | | | | | |
|-----|----------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----------|------------|-----------------|
| その他 | 5 2 | 52 4 | 299 115 | 171 11 | 200 6 | 80 22 | 47 11 | 361 73 | 1,215 244 |
| 計 | 57 20 | 871 108 | 1,936 514 | 2,725 165 | 2,804 265 | 1,228 234 | 518 46 | 825 113 | 10,964 1,465 |

(3) 男性臨床心理士による男性のための相談の状況

| 内 容 | 開 催 日 | 相談件数 |
|---|--------------------------|---------------------------|
| 日頃から「男は強くなければならない」、「弱音を吐いてはいけない」など、生きづらさを抱えている男性に対し、男性臨床心理士による電話相談を、通常の相談とは別に日曜日に行った。 | 毎月第1、3日曜日 11:00~15:00 | 232件 ((1) の件数 に含む) |

(4) グループ相談会

| 内 容 | 開 催 日 | 相談件数 |
|---|---------------|--------------------------|
| 人間関係、家族、DVなどの悩みを抱えながら、なかなか周りの人に話せずにいる同じ思いを持った方たちが集まり、埼玉弁護士会有志の方々と連携し、カフェ形式の相談会を行った。 | 5/19、9/8、1/19 | 72件 ((1) の件数 に含む) |

3 講座・研修事業

(1) 主催イベント・講座

| 名 称 | 開 催 日 | 参加者数 |
|---|---|------|
| 男女共同参画週間講演会「誰もが生きやすい社会のために～ジェンダー感覚をアップデート！」 | 6/30 | 231人 |
| 女性リーダー応援講座（全6回） | 8/25、9/14、 10/19、11/10 12/21、1/18 | 221人 |
| 男性によるトークセッション「男らしさと男尊女卑依存症社会」 | 10/5 | 622人 |
| ジェンダー主流化トップセミナー ※市町村長向けジェンダー主流化トップセミナー (市町村長に10/21開催のセミナーの動画を配信(11/28)) | 10/21 | 156人 |
| ジェンダー主流化実務者向けセミナー | 11/28 | 117人 |
| With You さいたまフェスティバル講演会「アニメ・キャラクターのジェンダー観～これまでとこれから～」 | 2/2 | 105人 |

※ 参加者数には配信動画視聴（申込）者を含む。

(2) 市町村職員研修

| 名 称 | 開 催 日 | 参加者数 |
|-------------------------|-------------------------|------|
| 市町村男女共同参画担当職員初任者研修 | 4/26 | 41人 |
| 市町村男女共同参画担当職員課題別研修（全4回） | 6/30、10/5、 11/24、2/2 | 42人 |

| | | |
|-------------------------|------------|--------------|
| 市町村男女共同参画担当職員地域別研修（全2回） | 7/9、8/1 | 147人 |
| 女性支援・DV被害者支援担当者基礎研修 | 全3日 | 271人 |
| 女性支援・DV被害者支援担当者実務研修 | 全2日 | 97人 |
| 女性支援・DV被害者支援担当者応用研修 | 全1日 | 74人 |
| 女性支援・DV被害者支援担当者地区別専門研修 | 全4回 | 88人 |
| 配偶者暴力相談支援センター連絡会議（全2回） | ①7月 ②1月 | ①39人 ②42人 |
| 女性相談支援員連絡会議（全2回） | ①9月 ②2月 | ①45人 ②43人 |

(3) DV防止啓発等

| 名 称 | 開 催 日 | 参加者数 |
|--|------------------|---------------------------------|
| 性暴力防止セミナー（さいたま市共催） ※オンライン講座 | 8/1 (~8/31配信) | 482人 (配信申込者数) |
| DV防止フォーラム基調講演「心理的DVとその影響」 対談「トラウマからの回復で必要なこと」 | 11/24 | 会場参加 41人 動画配信申込者（基調講演のみ）117人 |
| デートDV防止講座 | 7~12月 (全5校) | 1,166人 |

(4) 困難な問題を抱える女性支援事業

| 名 称 | 開 催 日 | 参加者数 |
|--------------------|-----------|------|
| 女性のためのセミナー&グループ相談会 | 9~2月（全6回） | 75人 |

(5) 県立小児医療センターとの共催講座

| 名 称 | 開 催 日 | 参加者数 |
|--|-------|------|
| 県民のための医療セミナー2024「第35回記念セミナー てんかん教室~未来を見すえた小児てんかん医療を求めて~」 | 11/9 | 122人 |

(6) 埼玉弁護士会との共催講座

| 名 称 | 開 催 日 | 参加者数 |
|----------------|---------------|--------------|
| 女性のための法律講座&相談会 | ①11/8 ②3/7 | ①26人 ②16人 |

(7) 埼玉大学（ダイバーシティ推進センター）との連携プログラム

| 名 称 | 開 催 日 | 参加者数 |
|--|-----------------|---------------|
| 「ダイバーシティ社会を作る 埼玉大学・学生からのメッセージ」をテーマとした授業（講義等）及び学生による成果発表（With You さいたまフェスティバルで発表） | ① 10/4 ② 2/1 | ① 3人 ② 19人 |

(8) 目白大学（地域連携・研究推進センター）との連携プログラム

| 名 称 | 開 催 日 | 参加者数 |
|-----------------------------------|-------------------------------------|-------------------------|
| 「ジェンダー平等 今、できること -仲間と語ろう、仲間と考えよう- | ①12/4、②12/13 ③12/24、 ④2/1、2/2 | ①3人、②3人、 ③6人、 ④5人 |

(9) 講師の派遣（県政出前講座）

ア 対象

市町村職員、民生委員・児童委員、教職員、大学生、高校生、一般市民等

イ 内容・回数

男女共同参画基礎講座 26回 延べ1,019人
 災害・防災と男女共同参画 26回 延べ1,026人
 知っていますか？デートDV 33回 延べ7,242人

4 自主活動・交流支援事業

(1) 市民団体の活動発表の場の提供

| 名 称 | 開 催 日 | 参加者数 |
|----------------------|---------|--------------|
| With You さいたまフェスティバル | 2/1～2/2 | 41団体 962人 |

(2) ボランティア活動の支援

| 名 称 | 登録者数 |
|--|------|
| With You さいたまサポートスタッフの登録 （活動内容：センター事業の補助、情報ライブラリー通信の編集、自主企画イベントの運営など） | 19人 |

(3) 東日本大震災被災者支援

| テーマ | 開 催 日 | 参加者数 |
|----------------------------|---------------------------|---------|
| 埼玉県内避難者交流会「さいがいがい・つながりカフェ」 | 毎月第2、第4木曜日 （8月、12月は1回） | 各回15人程度 |

(4) 女性リーダー育成講座修了生オンライン交流会

| 内容 | 開 催 日 | 参加者数 |
|---|---|------|
| 各回テーマを設定し、修了生同士の意見交換を行った。 ※3/8のみリアル交流会 | 5/20、6/17、7/16、 8/19、9/17、10/21、 11/18、12/16、1/20、 2/17、3/8、3/17 | 62人 |

5 調査・研究事業

令和6年度「男女共同参画社会に関する意識調査」

○令和7年度事業計画

1 情報収集・提供事業

- (1) 情報ライブラリーの運営、インターネット、SNS (Facebook) による情報発信
- (2) 広報紙「With You さいたま」の発行：7月、11月、3月に各3,500部を発行
- (3) 男女共同参画パネルの作成及び貸出

2 相談事業

- (1) 電話相談や専門相談の実施

| 名 称 | 開 催 日 |
|----------------------|---|
| With You さいたま電話相談 | 月～水、金、土曜日 9時30分～20時30分 日曜日、祝・休日 9時30分～17時00分 |
| 法律相談 | 月2回 |
| カウンセリング | 月1回 |
| 男性臨床心理士による男性のための電話相談 | 毎月第1・3日曜日 11時～15時 |
| インターネット相談 | 24時間受付 |
| グループ相談会 | 年3回 |

- (2) 困難な問題を抱える女性への相談支援事業の実施

| テーマ | 開 催 日 | 定 員 |
|--------------------|--------------------|-------------------------|
| 地域におけるグループ相談会 | 9月～2月（年6回） | 各回20人程度 |
| メタバース相談（個別相談及び交流会） | 4月～3月 （各々年6回ずつ） | 個別相談会 各回4人 交流会 各回10人 |

3 講座・研修事業

- (1) イベント・講座

| 名 称 | 開 催 日 | 定 員 |
|--|-------------------------------------|------|
| 女性リーダー応援講座（全6回） | 6/28、7/12、7/26、 8/31、11/20、12/13 | 30人 |
| 講演会「私たちが生きやすい社会のつくりかた－ジェンダー平等実現に向けての現在地－」 | 6/28 | 100人 |
| 男女共同参画週間講演会「自分を愛せるようになるための第一歩～ルッキズムとジェンダーを超えて」 | 7/12 | 100人 |
| 講演会「女性の貧困－中高年シングル女性の実情から－」 | 7/26 | 100人 |

| | | |
|-------------------------------------|-------|------|
| ダイバーシティ講演会「オトコ社会の現在地 戸惑いと無自覚をめぐる座談」 | 8/31 | 120人 |
| ジェンダー主流化 市町村向けセミナー | 10/31 | 60人 |
| ジェンダー主流化 企業・団体向けセミナー | 11/6 | 70人 |
| With You さいたまフェスティバル講演会 | 2/8 | 70人 |

※ 定員は配信動画視聴者を除く。

(2) 市町村職員研修

| 名 称 | 開 催 日 | 定 員 |
|-------------------------|---------|--------------------|
| 市町村男女共同参画担当職員初任者研修 | 4/25 | — |
| 市町村男女共同参画担当職員課題別研修（全6回） | 講演会同時開催 | — |
| 市町村男女共同参画担当職員地域別研修 | 県内1か所 | — |
| 女性支援・DV被害者支援担当者基礎研修 | 全3日 | 会場60人、 オンライン80人 |
| 女性支援・DV被害者支援担当者実務研修 | 全2日 | 会場60人 オンライン80人 |
| 女性支援・DV被害者支援担当者応用研修 | 全1日 | 会場40人、 オンライン80人 |
| 女性支援・DV被害者支援地区別専門研修 | 全4日 | 未定 |

(3) DV防止の意識啓発

| 名 称 | 開 催 日 | 定 員 |
|--|-------------|-----|
| 性暴力防止セミナー（さいたま市共催） ※オンライン講座 | 8/1～8/31 | — |
| DV防止フォーラム「DVが与えるこどもへの影響～家庭で何が起きているのか～」 | 11/20 | 70人 |
| デートDV防止講座 | 7月～12月（全6校） | — |

(4) 共催講座

| 名 称 | 開 催 日 | 定 員 |
|-----------------------------|------------------|-----|
| 女性のための法律講座&相談会（埼玉弁護士会と共催） | 7月 | 45人 |
| 「地域の女性応援講座」（坂戸市と共催） | ①10/26 ②11/29 | 30人 |
| 県民のための医療セミナー（県立小児医療センターと共催） | 11/15 | 80人 |

(5) 会議

| 名 称 | 開 催 日 | 定 員 |
|------------------------|------------|-----|
| 配偶者暴力相談支援センター連絡会議（全2回） | ①7月 ②1月 | — |
| 女性相談支援員連絡会議（全2回） | ①8月 ②2月 | — |

(6) 講師の派遣（県政出前講座等）
随時実施（4月～3月）

4 自主活動・交流支援事業

(1) 市民団体の活動発表の場の提供

| 名 称 | 開 催 日 |
|----------------------|---------|
| With You さいたまフェスティバル | 2/7～2/8 |

(2) ボランティア活動の支援

| 名 称 | 登録者数 |
|--|------|
| With You さいたまサポートスタッフの登録 （活動内容：センター事業の補助、情報ライブラリー通信の編集、自主企画イベントの運営など） | 20人 |

(3) 東日本大震災被災者支援

| テーマ | 開 催 日 | 定 員 |
|--------------------------|------------|---------|
| 埼玉県内避難者交流会「さいがい・つながりカフェ」 | 毎月第2、第4木曜日 | 各回15人程度 |

5 調査・研究事業

男女共同参画を推進するための調査・研究を必要に応じて適宜実施する。

5 女性キャリアセンター

○事業の概要

平成20年5月、県がさいたま市内に設置した、女性のための就業支援施設。個別相談、就職支援セミナー、職業紹介、職場におけるステップアップや業務スキル向上などに役立つ各種セミナー等により、女性の就業・定着・両立・キャリアアップを総合的に支援する。

○令和6年度事業実績

1 面談相談・電話相談

| 内 容 | 実 績 |
|--|------------------------------|
| 働くための条件整備、就業希望条件の整理、求人情報の紹介をトータルで支援した。また、働く女性のキャリアアップや就業継続に関する相談に対応した。 【電話相談】1回 15分 月～金曜日 10時～16時30分 【面談相談】1回 45分 月～土曜日 10時～16時15分 | 【電話相談】1,223件 【面談相談】4,222件 |

2 各種セミナーの実施

| 内 容 | 実 績 |
|--|------------|
| 就職を希望する女性のために、応募書類の書き方や面接対策など、就職活動に役立つセミナーや業務体験を実施した。 また、働く女性に対して「働く女性応援講座」を開催した。 | 74回・4,834人 |

3 在宅ワーカーの育成、マッチング支援

| 内 容 | 実 績 |
|---|-----------------|
| 子育て期の女性が働きやすい「在宅ワーク」という働き方を広めるとともに、企業向けのセミナーや在宅ワーカーと発注企業とのマッチング交流会、ワーカー交流会を開催するなど、在宅ワーカーの就業を支援した。 | セミナー等 2,768人 |

4 女性のデジタル人材育成講座

| 内 容 | 実 績 |
|--|--------------------|
| 出産や子育てなどで離職している女性、キャリアチェンジを目指している女性がデジタルスキルを強みとして就業できるよう、オンライン講座を開催した。 | 基礎講座受講者数 2,561人 |

○令和7年度事業計画

1 面談相談・電話相談

| 内 容 |
|--|
| 働くための条件整備、就業希望条件の整理、求人情報の紹介をトータルで支援する。また、働く女性のキャリアアップや就業継続に関する相談に対応する。 【電話相談】1回 15分 月～金曜日 10時～16時 30分 【面談相談】1回 45分 月～土曜日 10時～16時 15分 |

2 各種セミナーの実施

| 内 容 |
|---|
| 就職を希望する女性のために、応募書類の書き方や面接対策など、就職活動に役立つセミナーや業務体験を実施する。 また、働く女性を対象に「働く女性応援講座」「女性管理職向け研修」を開催する。 |

3 在宅ワーカーの育成、マッチング支援

| 内 容 |
|--|
| 子育て期の女性が働きやすい「在宅ワーク」という働き方を広めるとともに、セミナーや在宅ワーカーと発注企業とのマッチング交流会を開催するなど、在宅ワーカーの就業を支援する。 |

4 女性のデジタル人材育成講座

| 内 容 |
|--|
| 出産や子育てなどで離職している女性、キャリアチェンジを目指している女性がデジタルスキルを強みとして就業できるよう、オンライン講座を開催する。 |

6 埼玉県荻野吟子賞



埼玉県では、本県出身で日本で最初の公認女性医師となった「荻野吟子（おぎのぎんこ）」にちなみ、その不屈の精神を今に伝える先駆的な活動をしているなど、男女共同参画の推進に顕著な功績のあった個人や団体、事業所の方々に「埼玉県荻野吟子賞」を贈っています。

この表彰制度は、女性と男性が個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画することができる男女共同参画社会づくりを推進するとともに、埼玉の偉人である荻野吟子を顕彰するため、平成17年度から実施しています。（令和3年度に「さいたま輝き荻野吟子賞」から名称変更）

■ 対象者

| | |
|----------|---|
| 個人・団体部門 | 県内に在住（勤・学）若しくは県出身又は県内に所在し、先駆的な取組などにより各分野で特に功績が著しく今後の活躍が期待できる個人又は団体 |
| いきいき職場部門 | 県内に所在し、女性の能力活用、男女の職域拡大又は仕事と子育て、家庭生活との両立支援など、男女が共同して参画することができる職場づくりに積極的に取り組んでいる事業所 |

○●○●○●○●○ 令和6年度受賞者 ○●○●○●○●○

個人・団体部門

※敬称略、経歴等は原則として応募時のもの

◎大賞

※五十音順

桑井 亜乃（アルカス熊谷所属ラグビーレフリー）

ラグビー界では男女含めて世界で初めて、選手とレフリー両方でオリンピックに出場。選手としてはリオ2016オリンピックに出場し、レフリーとしてはパリ2024オリンピックで主審を務めた。

レフリーに転じて以降、埼玉パナソニックワイルドナイツなどの練習に参加しハイレベルなトレーニングを行なったほか、海外留学をするなど研鑽に努めた。

現在も、リーグワン2024-25シーズンで女性初の審判に選出されるなど、前人未達の挑戦を続けている。
（熊谷市在勤）

◎奨励賞

藤代 瞳子（「帯バッグの小梅や」代表）

不要となった帯を、和装にも洋装にも似合う帯バッグにリメイクし販売している。

帯バッグの制作を、縫製工場の減少にともない仕事が減少した地域のお針子さん達に依頼することで、縫製技術の継承・育成と、お針子さん達の収入源となる仕組みを作っており、女性の経済的自立や社会参加の促進、さらにSDGsの推進にもつながっている。

製品は川越の古民家を改装したカフェや、都内の商業施設で展示販売し、海外からもその品質は高く評価されている。
（川越市在勤）

◎奨励賞

松本 めぐみ（松本興産株式会社取締役）

夫が代表を務める会社で取締役として経営に参画する中で、高校生でも決算書分析ができる「風船会計メソッド」を約2年かけ考案。同メソッドはその独自性により特許を取得している。

風船会計メソッドにより社員と会計意識を共有した結果、組織風土を大きく変革した。

松本興産株式会社のナンバーワンとしてではなく個として挑戦するため、風船会計メソッドを通じた会計教育、会計システム開発等を行うStar Compass株式会社を起業、女性活躍のモデルに。大企業へのコンサル、講演、執筆等の活動が認められForbes JAPAN WOMEN AWARD 2024では松本興産が2位を受賞。

（小鹿野町在勤）

株式会社臼田 ファインモータースクール（さいたま市）

教育サービス業。社歴や性別を問わない能力重視の昇格制度や役職就任希望調査により、役職に就く女性が20年前の1名から9名に増加。

短時間正社員制度や契約社員制度など、個々のライフステージに合わせた働き方が選択できるほか、事業所内託児室も利用が可能。

男性指導員の割合が高い自動車教習所業界において、現在16%である自社の女性指導員割合を10年以内に30%以上にするためのプロジェクトを推進し、女性社員の声を反映した制度・環境づくりに努めている。

株式会社grain grain（春日部市）

介護事業・保育事業・飲食業。デイサービスやカフェと事業所内保育所を融合した職場環境に加え、働きやすい内容の就業規則や社内ルールを制定することにより、働く女性が安心して育児と仕事を両立できる環境を整えている。

様々な働き方を導入しており、ライフステージに合わせた勤務時間の調整が可能。子育て中のスタッフが多いが、勤続年数が長い人が多く、短時間社員も管理職に昇進している。

常にスタッフファーストを意識し、スタッフ全員が互いに理解し協力し合う環境づくりをしている。

株式会社ベビーランド（所沢市）

医療・福祉事業。直接園児に関わらない業務をICTシステムの導入、発表会等における制作物の再利用、イベントの外注などの工夫により効率化することで、「持ち帰り仕事ゼロ」「残業ゼロ」「希望する日に休日が取得できる」体制となっている。

職員のライフステージに合わせ雇用形態を柔軟に変更しているほか、企業主導型保育園を設置し、職員の子供が入園できる環境を整えている。

社内コミュニケーションの活性化により、職員同士が意見を言いやすく休暇を取りやすい環境を実現している。

第3部

市町村における 男女共同参画施策の 推進状況

県内市町村における男女共同参画に関する条例の制定や基本計画の策定など、その推進状況が分かるように概要を掲載しました。（令和7年4月1日現在）

- 1 条例制定、計画策定、苦情処理体制の状況
- 2 首長等の状況（議員、市町村長等、自治会長、防災会議）
- 3 審議会等委員への女性の登用状況
- 4 自治体職員の状況
- 5 市町村における女性の参画マップ

1 条例制定、計画策定、苦情処理体制の状況

(令和7年4月1日現在)

| 市町村名 | 男女共同参画に関する条例 | | | 男女共同参画の推進に関する計画 (令和7年4月1日現在で有効なもの) | | 女性活躍推進法との関係 | 苦情処理体制 |
|-------|--------------------------|-----------|-----------|---|----------|-------------|--------|
| | 条例名称 | 公布日 | 施行日 | 計画名 | 計画期間(年度) | | |
| さいたま市 | さいたま市男女共同参画のまちづくり条例 | H15.3.14 | H15.4.1 | 第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン | R6~R10 | 1 | 有 |
| 川越市 | 川越市男女共同参画推進条例 | H13.12.21 | H13.12.21 | 第六次川越市男女共同参画基本計画 | R3~R7 | 1 | 有 |
| 熊谷市 | 熊谷市男女共同参画推進条例 | H17.10.1 | H17.10.1 | 第2次熊谷市男女共同参画推進計画くまがや男女共同参画推進プラン改訂版 | R6~R10 | 1 | — |
| 川口市 | 川口市男女共同参画推進条例 | H24.3.27 | H24.4.1 | 第3次川口市男女共同参画計画 | R5~R14 | 1 | 有 |
| 行田市 | 行田市男女共同参画推進条例 | H19.3.30 | H19.4.1 | 第4次ぎょうだ男女共同参画プラン | R5~R14 | 1 | — |
| 秩父市 | | | | 2022デュエットプランちちぶ(秩父市男女共同参画計画) | R4~R8 | 1 | — |
| 所沢市 | 所沢市男女共同参画推進条例 | H16.9.24 | H17.1.1 | 第4次所沢市男女共同参画計画 | R1~R10 | 1 | 有 |
| 飯能市 | 飯能市男女共同参画推進条例 | H27.12.18 | H28.4.1 | 第6次飯能市男女共同参画プラン | R5~R9 | 1 | — |
| 加須市 | 加須市男女共同参画推進条例 | H23.7.7 | H23.7.7 | 第2次加須市男女共同参画基本計画「加須市男女共同参画プラン」 | R4~R12 | 1 | — |
| 本庄市 | | | | 第4次本庄市男女共同参画プラン | R5~R9 | 1 | — |
| 東松山市 | 東松山市男女共同参画推進条例 | H18.3.27 | H18.4.1 | 第5次ひがしまつやま共生プラン(東松山市男女共同参画基本計画・東松山市女性活躍推進計画・東松山市DV防止基本計画) | R3~R7 | 1 | — |
| 春日部市 | 春日部市男女共同参画推進条例 | H18.12.18 | H19.4.1 | かすかべハーモニープラン(第3次春日部市男女共同参画基本計画) | R5~R9 | 1 | — |
| 狭山市 | 狭山市男女共同参画推進条例 | H27.6.29 | H27.6.29 | 第5次狭山市男女共同参画プラン | R4~R8 | 1 | — |
| 羽生市 | 羽生市男女共同参画推進条例 | R5.3.27 | R5.4.1 | 第3次羽生市男女共同参画基本計画はにゅう男女共同参画プラン | R1~R10 | 1 | — |
| 鴻巣市 | 鴻巣市男女共同参画推進条例 | H23.12.27 | H24.3.10 | こうのす男女共同参画プラン | R2~R9 | 1 | — |
| 深谷市 | 深谷市男女共同参画推進条例 | H26.9.30 | H27.1.1 | 第4次深谷市男女共同参画プラン | R5~R9 | 1 | — |
| 上尾市 | 上尾市男女共同参画推進条例 | H19.3.27 | H19.4.1 | 第3次上尾市男女共同参画計画~デュエットプラン21~ | R3~R7 | 1 | 有 |
| 草加市 | 草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例 | H16.9.17 | H16.10.1 | 草加市男女共同参画プラン2021 | R3~R7 | 1 | 有 |
| 越谷市 | 越谷市男女共同参画推進条例 | H17.3.31 | H17.7.1 | 第4次越谷市男女共同参画計画 | R3~R12 | 1 | 有 |
| 蕨市 | 蕨市男女共同参画パートナーシップ条例 | H15.3.27 | H15.6.1 | 蕨市男女共同参画パートナーシッププラン(第3次) | R6~R15 | 1 | — |
| 戸田市 | 戸田市男女共同参画推進条例 | H28.9.30 | H28.10.1 | 第五次戸田市男女共同参画計画改定版(とだあんさんぶるプラン) | R6~R10 | 1 | 有 |
| 入間市 | 入間市男女共同参画推進条例 | H22.3.29 | H22.4.1 | 第5次いるま男女共同参画プラン | R4~R8 | 1 | — |
| 朝霞市 | 朝霞市男女平等推進条例 | H15.3.24 | H15.4.1 | 第2次朝霞市男女平等推進行動計画 | H28~R7 | 1 | 有 |
| 志木市 | 志木市男女共同参画推進条例 | H14.6.24 | H14.7.1 | 第6次志木市男女共同参画基本計画 | R3~R7 | 1 | 有 |
| 和光市 | 和光市男女共同参画推進条例 | H16.12.21 | H17.4.1 | 第4次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン | R3~R12 | 1 | 有 |
| 新座市 | 新座市男女共同参画推進条例 | H12.6.15 | H12.7.1 | 第4次にいぎ男女共同参画プラン | R5~R9 | 1 | — |
| 桶川市 | 桶川市男女共同参画推進条例 | H14.3.28 | H14.4.1 | 桶川市第五次男女共同参画基本計画 | R6~R10 | 1 | 有 |
| 久喜市 | 久喜市男女共同参画を推進する条例 | H22.9.30 | H22.9.30 | 第3次久喜市男女共同参画行動計画 | R5~R9 | 1 | 有 |
| 北本市 | 北本市男女共同参画推進条例 | H18.3.31 | H18.7.1 | 第六次北本市男女共同参画行動計画 | R5~R9 | 1 | — |
| 八潮市 | 八潮市男女共同参画推進条例 | H15.12.25 | H16.4.1 | 第4次八潮市男女共同参画プラン | H28~R7 | 1 | 有 |
| 富士見市 | 富士見市男女共同参画推進条例 | H20.6.13 | H20.7.1 | 富士見市男女共同参画プラン(第4次) | R3~R12 | 1 | — |
| 三郷市 | 三郷市男女共同参画社会づくり条例 | H18.9.27 | H19.1.1 | 第5次みさと男女共同参画プラン | R3~R7 | 1 | 有 |

| 市町村名 | 男女共同参画に関する条例 | | | 男女共同参画の推進に関する計画 (令和6年4月1日現在で有効なもの) | | 女性活躍推進法との関係 | 苦情処理体制 |
|-------|-----------------------------|-----------|----------|---------------------------------------|----------|-------------|--------|
| | 条例名称 | 公布日 | 施行日 | 計画名 | 計画期間(年度) | | |
| 蓮田市 | | | | はずだ男女共生プラン2025 | H28～R7 | 1 | — |
| 坂戸市 | 坂戸市男女共同参画推進条例 | H16.6.24 | H16.7.1 | 第4次坂戸市男女共同参画基本計画(前期計画) | R4～R8 | 1 | — |
| 幸手市 | 幸手市男女共同参画を推進する条例 | H29.3.17 | H29.6.1 | 第5次幸手市男女共同参画プラン | R3～R8 | 1 | 有 |
| 鶴ヶ島市 | 鶴ヶ島市男女共同参画推進条例 | H22.3.24 | H22.4.1 | つるがしま男女共同参画推進プラン(第6次) | R4～R8 | 1 | — |
| 日高市 | 日高市男女共同参画推進条例 | H28.12.22 | H29.1.1 | 第5次日高市男女共同参画プラン | R3～R7 | 1 | 有 |
| 吉川市 | 吉川市男女共同参画推進条例 | H15.12.18 | H16.4.1 | 第4次吉川市男女共同参画基本計画 | R4～R13 | 1 | — |
| ふじみ野市 | ふじみ野市男女共同参画推進条例 | H27.6.23 | H27.10.1 | ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画 | H30～R12 | 1 | 有 |
| 白岡市 | 白岡市男女共同参画推進条例 | R5.3.28 | R5.4.1 | 第5次白岡市男女共同参画プラン | R4～R8 | 1 | 有 |
| 伊奈町 | | | | 第3次伊奈町男女共同参画プラン | R4～R13 | 1 | — |
| 三芳町 | | | | みよし男女共同参画プラン | R6～R13 | 1 | — |
| 毛呂山町 | | | | 第四次もろやま男女共同参画プラン | R7～R16 | 1 | — |
| 越生町 | | | | 越生町男女共同参画プラン | R3～R7 | 1 | — |
| 滑川町 | | | | 第3次滑川町パートナーシッププラン | R4～R13 | 1 | 有 |
| 嵐山町 | “らんざん”男女が共にいきいきと暮らせるまちづくり条例 | H16.3.9 | H16.4.1 | 第4次嵐山町男女共同参画プラン | R4～R8 | 1 | — |
| 小川町 | | | | おがわ男女共同参画推進プラン(第4次) | R4～R8 | 1 | — |
| 川島町 | 川島町男女共同参画によるまちづくり条例 | H25.3.29 | H25.4.1 | 第2次川島町男女共同参画推進計画 | R3～R12 | 1 | — |
| 吉見町 | | | | 第四次吉見町男女共同参画プラン | R6～R15 | 1 | — |
| 鳩山町 | | | | 第5次鳩山町男女共同参画計画 | R5～R9 | 1 | — |
| ときがわ町 | | | | 第3次ときがわ町男女共同参画プラン | R4～R13 | 1 | — |
| 横瀬町 | 横瀬町男女共同参画推進条例 | R5.6.14 | R5.7.1 | 第4次横瀬町男女共同参画プラン | R6～R9 | 1 | — |
| 皆野町 | | | | 第3次皆野町男女共同参画プラン | R4～R8 | 1 | — |
| 長瀬町 | | | | 第4次長瀬町男女共同参画プラン | R7～R11 | 1 | — |
| 小鹿野町 | | | | 第2次小鹿野町男女共同参画計画 | R1～R10 | 1 | — |
| 東秩父村 | | | | みんなで共に創る元気村ひがしちちぶ | R3～R10 | 1 | — |
| 美里町 | | | | 美里町男女共同参画推進プラン | R4～R8 | 1 | — |
| 神川町 | | | | 神川町男女共同参画プラン | R5～R14 | 1 | — |
| 上里町 | 上里町男女がともに輝く町づくり条例 | H15.5.1 | H15.6.1 | 第4次かみさと男女共同参画推進プラン | R6～R10 | 1 | — |
| 寄居町 | | | | 寄居町男女共同参画推進プラン2020 | R2～R10 | 1 | — |
| 宮代町 | | | | 第3次宮代町男女共同参画プラン | R4～R13 | 1 | — |
| 杉戸町 | | | | すぎと男女共同参画プラン(第5次) | R3～R7 | 1 | — |
| 松伏町 | 松伏町男女共同参画推進条例 | H15.9.25 | H16.4.1 | 松伏町男女共同参画基本計画「まつぶしコミュニケーションプラン(第6版)」 | R7～R11 | 1 | 有 |
| 計 | 42 | | | 63 | | | 21 |

※ 「女性活躍推進法との関係」 … 《2：個別、1：一体、0：未整備》

2 首長等の状況（議員、市町村長等、自治会長、防災会議）

（総議員数・市町村防災会議委員は令和7年4月1日現在、その他は令和7年7月1日現在）

| 市町村名 | 総議員数(人) | | 女性比率 (%) | 女性 市町村長 数(人) | 副市町村長数(人) | | 女性比率 (%) | 自治会長数(人) | | 女性比率 (%) | 市町村防災会議委員(人) | | 女性比率 (%) |
|-------|-----------|----|-------------|--------------------|-----------|---|-------------|-----------|----|-------------|--------------|----|-------------|
| | うち 女性数 | | | | うち 女性数 | | | うち 女性数 | | | うち 女性数 | | |
| さいたま市 | 60 | 16 | 26.7 | 0 | 3 | 0 | 0.0 | 858 | 92 | 10.7 | 81 | 8 | 9.9 |
| 川越市 | 36 | 11 | 30.6 | 1 | 2 | 0 | 0.0 | 290 | 18 | 6.2 | 41 | 5 | 12.2 |
| 熊谷市 | 30 | 5 | 16.7 | 0 | 2 | 0 | 0.0 | 362 | 19 | 5.2 | 50 | 5 | 10.0 |
| 川口市 | 40 | 13 | 32.5 | 0 | 2 | 0 | 0.0 | 229 | 13 | 5.7 | 63 | 5 | 7.9 |
| 行田市 | 20 | 2 | 10.0 | 1 | 1 | 0 | 0.0 | 180 | 10 | 5.6 | 37 | 2 | 5.4 |
| 秩父市 | 19 | 3 | 15.8 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 80 | 0 | 0.0 | 49 | 4 | 8.2 |
| 所沢市 | 33 | 10 | 30.3 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 275 | 29 | 10.5 | 47 | 5 | 10.6 |
| 飯能市 | 16 | 6 | 37.5 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 134 | 5 | 3.7 | 53 | 5 | 9.4 |
| 加須市 | 25 | 9 | 36.0 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 181 | 3 | 1.7 | 54 | 9 | 16.7 |
| 本庄市 | 21 | 5 | 23.8 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 85 | 0 | 0.0 | 38 | 3 | 7.9 |
| 東松山市 | 21 | 5 | 23.8 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 121 | 2 | 1.7 | 33 | 3 | 9.1 |
| 春日部市 | 29 | 6 | 20.7 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 198 | 17 | 8.6 | 34 | 4 | 11.8 |
| 狭山市 | 22 | 5 | 22.7 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 117 | 3 | 2.6 | 37 | 6 | 16.2 |
| 羽生市 | 14 | 2 | 14.3 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 74 | 0 | 0.0 | 30 | 2 | 6.7 |
| 鴻巣市 | 24 | 7 | 29.2 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 232 | 23 | 9.9 | 41 | 6 | 14.6 |
| 深谷市 | 24 | 4 | 16.7 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 195 | 3 | 1.5 | 51 | 3 | 5.9 |
| 上尾市 | 30 | 11 | 36.7 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 113 | 5 | 4.4 | 33 | 2 | 6.1 |
| 草加市 | 27 | 5 | 18.5 | 1 | 1 | 0 | 0.0 | 119 | 8 | 6.7 | 35 | 4 | 11.4 |
| 越谷市 | 32 | 10 | 31.3 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 376 | 23 | 6.1 | 40 | 6 | 15.0 |
| 蕨市 | 18 | 6 | 33.3 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 37 | 3 | 8.1 | 34 | 6 | 17.6 |
| 戸田市 | 24 | 7 | 29.2 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 47 | 3 | 6.4 | 34 | 3 | 8.8 |
| 入間市 | 22 | 8 | 36.4 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 118 | 6 | 5.1 | 38 | 10 | 26.3 |
| 朝霞市 | 23 | 8 | 34.8 | 1 | 1 | 0 | 0.0 | 80 | 13 | 16.3 | 39 | 3 | 7.7 |
| 志木市 | 14 | 2 | 14.3 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 38 | 2 | 5.3 | 35 | 5 | 14.3 |
| 和光市 | 17 | 7 | 41.2 | 1 | 0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 | 33 | 9 | 27.3 |
| 新座市 | 26 | 12 | 46.2 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 62 | 9 | 14.5 | 45 | 11 | 24.4 |
| 桶川市 | 19 | 8 | 42.1 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 77 | 3 | 3.9 | 28 | 3 | 10.7 |
| 久喜市 | 24 | 8 | 33.3 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 257 | 19 | 7.4 | 43 | 8 | 18.6 |
| 北本市 | 20 | 7 | 35.0 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 111 | 8 | 7.2 | 42 | 5 | 11.9 |
| 八潮市 | 20 | 7 | 35.0 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 44 | 2 | 4.5 | 38 | 9 | 23.7 |
| 富士見市 | 21 | 6 | 28.6 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 55 | 3 | 5.5 | 31 | 2 | 6.5 |
| 三郷市 | 24 | 7 | 29.2 | 0 | 2 | 0 | 0.0 | 126 | 8 | 6.3 | 37 | 1 | 2.7 |

| 市町村名 | 総議員数(人) | | 女性比率 (%) | 女性 市町村長 数(人) | 副市町村長数(人) | | 女性比率 (%) | 自治会長数(人) | | 女性比率 (%) | 市町村防犯会議委員(人) | | 女性比率 (%) |
|-------|-----------|-----------|-------------|--------------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|-------------|--------------|-----|-------------|
| | うち 女性数 | うち 女性数 | | | うち 女性数 | うち 女性数 | | うち 女性数 | うち 女性数 | | | | |
| 蓮田市 | 20 | 6 | 30.0 | 1 | 1 | 0 | 0.0 | 89 | 6 | 6.7 | 22 | 3 | 13.6 |
| 坂戸市 | 20 | 8 | 40.0 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 154 | 11 | 7.1 | 32 | 2 | 6.3 |
| 幸手市 | 15 | 3 | 20.0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 104 | 12 | 11.5 | 35 | 5 | 14.3 |
| 鶴ヶ島市 | 18 | 3 | 16.7 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 78 | 8 | 10.3 | 30 | 4 | 13.3 |
| 日高市 | 16 | 3 | 18.8 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 78 | 4 | 5.1 | 30 | 3 | 10.0 |
| 吉川市 | 20 | 6 | 30.0 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 95 | 5 | 5.3 | 30 | 5 | 16.7 |
| ふじみ野市 | 21 | 7 | 33.3 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 58 | 8 | 13.8 | 33 | 6 | 18.2 |
| 白岡市 | 18 | 4 | 22.2 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 45 | 2 | 4.4 | 33 | 6 | 18.2 |
| 伊奈町 | 16 | 4 | 25.0 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 22 | 2 | 9.1 | 26 | 3 | 11.5 |
| 三芳町 | 15 | 8 | 53.3 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 14 | 0 | 0.0 | 27 | 2 | 7.4 |
| 毛呂山町 | 14 | 2 | 14.3 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 68 | 15 | 22.1 | 31 | 3 | 9.7 |
| 越生町 | 11 | 4 | 36.4 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 29 | 1 | 3.4 | 31 | 0 | 0.0 |
| 滑川町 | 14 | 1 | 7.1 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 15 | 1 | 6.7 | 26 | 2 | 7.7 |
| 嵐山町 | 13 | 3 | 23.1 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 35 | 1 | 2.9 | 25 | 10 | 40.0 |
| 小川町 | 16 | 2 | 12.5 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 2 | 0 | 0.0 | 29 | 2 | 6.9 |
| 川島町 | 13 | 2 | 15.4 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 79 | 6 | 7.6 | | | |
| 吉見町 | 14 | 5 | 35.7 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 75 | 6 | 8.0 | 31 | 2 | 6.5 |
| 鳩山町 | 10 | 2 | 20.0 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 28 | 2 | 7.1 | 28 | 0 | 0.0 |
| ときがわ町 | 12 | 2 | 16.7 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 49 | 0 | 0.0 | 36 | 4 | 11.1 |
| 横瀬町 | 12 | 2 | 16.7 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 23 | 0 | 0.0 | 28 | 2 | 7.1 |
| 皆野町 | 12 | 1 | 8.3 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 37 | 0 | 0.0 | 25 | 1 | 4.0 |
| 長瀬町 | 9 | 1 | 11.1 | 1 | 1 | 0 | 0.0 | 27 | 0 | 0.0 | 29 | 4 | 13.8 |
| 小鹿野町 | 11 | 0 | 0.0 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 67 | 0 | 0.0 | 31 | 10 | 32.3 |
| 東秩父村 | 7 | 1 | 14.3 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 21 | 1 | 4.8 | 20 | 0 | 0.0 |
| 美里町 | 10 | 2 | 20.0 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 23 | 0 | 0.0 | 21 | 3 | 14.3 |
| 神川町 | 10 | 4 | 40.0 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 23 | 0 | 0.0 | | | |
| 上里町 | 14 | 1 | 7.1 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 92 | 4 | 4.3 | | | |
| 寄居町 | 16 | 3 | 18.8 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 67 | 1 | 1.5 | 35 | 3 | 8.6 |
| 宮代町 | 14 | 5 | 35.7 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 76 | 4 | 5.3 | 39 | 3 | 7.7 |
| 杉戸町 | 15 | 3 | 20.0 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 45 | 4 | 8.9 | 38 | 6 | 15.8 |
| 松伏町 | 15 | 3 | 20.0 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | 78 | 10 | 12.8 | 23 | 4 | 17.4 |
| 計 | 1,236 | 329 | 26.6 | 7 | 66 | 0 | 0.0 | 6,967 | 466 | 6.7 | 2,148 | 260 | 12.1 |

3 審議会等委員への女性の登用状況

(令和7年4月1日現在*)

| 市町村名 | 審議会等委員への女性の登用目標 (目標を設定している市町村のみ記入) | | | | | | 審議会等及び委員会等における登用状況 | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---------------------------------------|----------|------------|---------|-----------------|--------------------------|---------------------------------------|---------|-----------------|--------------------------|------------|---------|---------------------------------------|-----------------|------------|---------|-----------------|-----------------|------------|---------|
| | | | | | | | 地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況(A) | | | | | | 地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等における登用状況(B) | | | | | | (A+B) | |
| | | | | | | | 審議会 等の数 | 総委員数(人) | うち 女性 委員数 | 目標に おける 現状値 (%) | 審議会 等の数 | 総委員数(人) | うち 女性 委員数 | 女性 比率 (%) | 委員会 等の数 | 総委員数(人) | うち 女性 委員数 | 女性 比率 (%) | 審議会 等の数 | 総委員数(人) |
| | 目標値 (%) | 目標 年度 | 審議会 等の数 | 総委員数(人) | うち 女性 委員数 | 目標に おける 現状値 (%) | 審議会 等の数 | 総委員数(人) | うち 女性 委員数 | 女性 比率 (%) | 委員会 等の数 | 総委員数(人) | うち 女性 委員数 | 女性 比率 (%) | 審議会 等の数 | 総委員数(人) | うち 女性 委員数 | 女性 比率 (%) | | |
| さいたま市 | 42 | R10 | 177 | 2,403 | 878 | 36.5 | 106 | 1,688 | 595 | 35.2 | 6 | 114 | 18 | 15.8 | 112 | 1,802 | 613 | 34.0 | | |
| 川越市 | 40 | R7 | 64 | 929 | 288 | 31.0 | 65 | 950 | 297 | 31.3 | 6 | 32 | 6 | 18.8 | 71 | 982 | 303 | 30.9 | | |
| 熊谷市 | 40 | R10 | 52 | 552 | 151 | 27.4 | 46 | 517 | 145 | 28.0 | 6 | 35 | 6 | 17.1 | 52 | 552 | 151 | 27.4 | | |
| 川口市 | 35 | R9 | 181 | 2,345 | 663 | 28.3 | 175 | 2,315 | 655 | 28.3 | 6 | 30 | 8 | 26.7 | 181 | 2,345 | 663 | 28.3 | | |
| 行田市 | 40 | R14 | 49 | 596 | 177 | 29.7 | 35 | 492 | 146 | 29.7 | 6 | 30 | 5 | 16.7 | 41 | 522 | 151 | 28.9 | | |
| 秩父市 | | | | | | | 27 | 362 | 72 | 19.9 | 6 | 44 | 8 | 18.2 | 33 | 406 | 80 | 19.7 | | |
| 所沢市 | 40 | R10 | 67 | 903 | 280 | 31.0 | 67 | 904 | 280 | 31.0 | 6 | 34 | 7 | 20.6 | 73 | 938 | 287 | 30.6 | | |
| 飯能市 | 30 | R9 | 46 | 512 | 137 | 26.8 | 40 | 477 | 132 | 27.7 | 6 | 35 | 5 | 14.3 | 46 | 512 | 137 | 26.8 | | |
| 加須市 | 40 | R7 | 34 | 502 | 167 | 33.3 | 27 | 455 | 152 | 33.4 | 6 | 32 | 5 | 15.6 | 33 | 487 | 157 | 32.2 | | |
| 本庄市 | 30 | R9 | 35 | 478 | 119 | 24.9 | 35 | 478 | 119 | 24.9 | 6 | 57 | 8 | 14.0 | 41 | 535 | 127 | 23.7 | | |
| 東松山市 | 30 | R7 | 61 | 790 | 258 | 32.7 | 48 | 516 | 146 | 28.3 | 5 | 24 | 7 | 29.2 | 53 | 540 | 153 | 28.3 | | |
| 春日部市 | 40 | R9 | 65 | 820 | 276 | 33.7 | 23 | 348 | 88 | 25.3 | 6 | 36 | 5 | 13.9 | 29 | 384 | 93 | 24.2 | | |
| 狭山市 | 40 | R8 | 43 | 552 | 188 | 34.1 | 43 | 552 | 188 | 34.1 | 6 | 30 | 9 | 30.0 | 49 | 582 | 197 | 33.8 | | |
| 羽生市 | 40 | R10 | 51 | 708 | 205 | 29.0 | 45 | 681 | 201 | 29.5 | 6 | 27 | 4 | 14.8 | 51 | 708 | 205 | 29.0 | | |
| 鴻巣市 | 35 | R9 | 43 | 756 | 222 | 29.4 | 43 | 756 | 222 | 29.4 | 5 | 26 | 6 | 23.1 | 48 | 782 | 228 | 29.2 | | |
| 深谷市 | 30 | R9 | 45 | 689 | 170 | 24.7 | 30 | 549 | 147 | 26.8 | 5 | 16 | 4 | 25.0 | 35 | 565 | 151 | 26.7 | | |
| 上尾市 | 40 | R7 | 66 | 813 | 268 | 33.0 | 50 | 654 | 228 | 34.9 | 6 | 37 | 9 | 24.3 | 56 | 691 | 237 | 34.3 | | |
| 草加市 | 40 | R7 | 61 | 716 | 239 | 33.4 | 41 | 509 | 159 | 31.2 | 6 | 32 | 7 | 21.9 | 47 | 541 | 166 | 30.7 | | |
| 越谷市 | 35 | R12 | 70 | 1,236 | 438 | 35.4 | 60 | 1,145 | 414 | 36.2 | 6 | 45 | 7 | 15.6 | 66 | 1,190 | 421 | 35.4 | | |
| 蕨市 | 45 | R15 | 48 | 707 | 291 | 41.2 | 42 | 483 | 189 | 39.1 | 6 | 25 | 7 | 28.0 | 48 | 508 | 196 | 38.6 | | |
| 戸田市 | 40 | R9 | 54 | 557 | 164 | 29.4 | 47 | 540 | 159 | 29.4 | 5 | 17 | 5 | 29.4 | 52 | 557 | 164 | 29.4 | | |
| 入間市 | 35 | R8 | 45 | 753 | 256 | 34.0 | 45 | 753 | 256 | 34.0 | 6 | 36 | 6 | 16.7 | 51 | 789 | 262 | 33.2 | | |
| 朝霞市 | 30 | R7 | 57 | 769 | 251 | 32.6 | 57 | 769 | 251 | 32.6 | 6 | 37 | 10 | 27.0 | 63 | 806 | 261 | 32.4 | | |
| 志木市 | 40 | R7 | 28 | 284 | 79 | 27.8 | 15 | 207 | 60 | 29.0 | 6 | 29 | 6 | 20.7 | 21 | 236 | 66 | 28.0 | | |
| 和光市 | 50 | R12 | 25 | 294 | 95 | 32.3 | 25 | 294 | 95 | 32.3 | 6 | 28 | 9 | 32.1 | 31 | 322 | 104 | 32.3 | | |
| 新座市 | 40 | R9 | 50 | 648 | 241 | 37.2 | 44 | 618 | 236 | 38.2 | 6 | 30 | 5 | 16.7 | 50 | 648 | 241 | 37.2 | | |
| 桶川市 | 40 | R10 | 36 | 458 | 131 | 28.6 | 36 | 458 | 131 | 28.6 | 5 | 25 | 6 | 24.0 | 41 | 483 | 137 | 28.4 | | |
| 久喜市 | 50 | R9 | 47 | 663 | 255 | 38.5 | 41 | 626 | 247 | 39.5 | 6 | 37 | 8 | 21.6 | 47 | 663 | 255 | 38.5 | | |
| 北本市 | 40 | R9 | 42 | 465 | 134 | 28.8 | 36 | 430 | 127 | 29.5 | 5 | 32 | 7 | 21.9 | 41 | 462 | 134 | 29.0 | | |
| 八潮市 | 40 | R7 | 58 | 717 | 233 | 32.5 | 52 | 686 | 225 | 32.8 | 6 | 31 | 8 | 25.8 | 58 | 717 | 233 | 32.5 | | |
| 富士見市 | 40 | R7 | 41 | 495 | 164 | 33.1 | 39 | 469 | 150 | 32.0 | 6 | 30 | 5 | 16.7 | 45 | 499 | 155 | 31.1 | | |
| 三郷市 | 37 | R8 | 34 | 436 | 143 | 32.8 | 34 | 437 | 143 | 32.7 | 6 | 34 | 9 | 26.5 | 40 | 471 | 152 | 32.3 | | |

* 調査時点は原則として令和7年4月1日であるが、各市町村の事情により異なる場合がある。

| 市町村名 | 審議会等委員への女性の登用目標 (目標を設定している市町村のみ記入) | | | | | | 審議会等及び委員会等における登用状況 | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---------------------------------------|----------|------------|-----------------|-----------------|--------------------------|---------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------|---------|---------------------------------------|-----------------|------------|---------|-------|-----------------|-------|--|--|
| | | | | | | | 地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況(A) | | | | | | 地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等における登用状況(B) | | | | | | (A+B) | | |
| | 目標値 (%) | 目標 年度 | 審議会 等の数 | 総委員数(人) | | 目標に おける 現状値 (%) | 審議会 等の数 | 総委員数(人) | | 女性 比率 (%) | 委員会 等の数 | 総委員数(人) | | 女性 比率 (%) | 審議会 等の数 | 総委員数(人) | | 女性 比率 (%) | | | |
| | | | | うち 女性 委員数 | うち 女性 委員数 | | | うち 女性 委員数 | うち 女性 委員数 | | | | | | | | | | | | |
| 蓮田市 | 30 | R7 | 44 | 372 | 141 | 37.9 | 38 | 336 | 134 | 39.9 | 6 | 36 | 7 | 19.4 | 44 | 372 | 141 | 37.9 | | | |
| 坂戸市 | 40 | R8 | 46 | 685 | 199 | 29.1 | 37 | 437 | 118 | 27.0 | 5 | 24 | 4 | 16.7 | 42 | 461 | 122 | 26.5 | | | |
| 幸手市 | 35 | R8 | 26 | 335 | 93 | 27.8 | 26 | 335 | 93 | 27.8 | 6 | 37 | 6 | 16.2 | 32 | 372 | 99 | 26.6 | | | |
| 鶴ヶ島市 | 40 | R7 | 29 | 441 | 166 | 37.6 | 29 | 441 | 166 | 37.6 | 5 | 23 | 6 | 26.1 | 34 | 464 | 172 | 37.1 | | | |
| 日高市 | 45 | R7 | 41 | 477 | 220 | 46.1 | 35 | 417 | 185 | 44.4 | 6 | 30 | 11 | 36.7 | 41 | 447 | 196 | 43.8 | | | |
| 吉川市 | 40 | R13 | 45 | 472 | 130 | 27.5 | 33 | 338 | 86 | 25.4 | 6 | 30 | 7 | 23.3 | 39 | 368 | 93 | 25.3 | | | |
| ふじみ野市 | 40~60 | R12 | 44 | 528 | 182 | 34.5 | 38 | 494 | 180 | 36.4 | 6 | 34 | 2 | 5.9 | 44 | 528 | 182 | 34.5 | | | |
| 白岡市 | 30 | R7 | 59 | 926 | 224 | 24.2 | 21 | 230 | 60 | 26.1 | 6 | 30 | 6 | 20.0 | 27 | 260 | 66 | 25.4 | | | |
| 伊奈町 | 37 | R15 | 27 | 288 | 93 | 32.3 | 27 | 288 | 93 | 32.3 | 6 | 27 | 3 | 11.1 | 33 | 315 | 96 | 30.5 | | | |
| 三芳町 | 35 | R13 | 38 | 366 | 106 | 29.0 | 32 | 343 | 103 | 30.0 | 6 | 23 | 3 | 13.0 | 38 | 366 | 106 | 29.0 | | | |
| 毛呂山町 | 40 | R16 | 20 | 233 | 61 | 26.2 | 18 | 200 | 48 | 24.0 | 5 | 19 | 6 | 31.6 | 23 | 219 | 54 | 24.7 | | | |
| 越生町 | 35 | R7 | 6 | 22 | 6 | 27.3 | 7 | 86 | 23 | 26.7 | 6 | 22 | 6 | 27.3 | 13 | 108 | 29 | 26.9 | | | |
| 滑川町 | 35 | R13 | 24 | 276 | 63 | 22.8 | 19 | 249 | 57 | 22.9 | 5 | 27 | 6 | 22.2 | 24 | 276 | 63 | 22.8 | | | |
| 嵐山町 | 35 | R8 | 18 | 215 | 66 | 30.7 | 18 | 215 | 66 | 30.7 | 5 | 29 | 7 | 24.1 | 23 | 244 | 73 | 29.9 | | | |
| 小川町 | 33 | R8 | 27 | 312 | 90 | 28.8 | 21 | 246 | 82 | 33.3 | 5 | 37 | 6 | 16.2 | 26 | 283 | 88 | 31.1 | | | |
| 川島町 | 40 | R7 | 22 | 209 | 60 | 28.7 | 14 | 153 | 40 | 26.1 | 5 | 24 | 6 | 25.0 | 19 | 177 | 46 | 26.0 | | | |
| 吉見町 | 30 | R15 | 15 | 148 | 40 | 27.0 | 10 | 117 | 36 | 30.8 | 5 | 31 | 4 | 12.9 | 15 | 148 | 40 | 27.0 | | | |
| 鳩山町 | 38 | R9 | 28 | 309 | 67 | 21.7 | 22 | 283 | 59 | 20.8 | 6 | 26 | 8 | 30.8 | 28 | 309 | 67 | 21.7 | | | |
| ときがわ町 | 30 | R13 | 31 | 351 | 103 | 29.3 | 9 | 119 | 30 | 25.2 | 5 | 30 | 4 | 13.3 | 14 | 149 | 34 | 22.8 | | | |
| 横瀬町 | 50 | R9 | 24 | 259 | 51 | 19.7 | 14 | 166 | 34 | 20.5 | 6 | 29 | 6 | 20.7 | 20 | 195 | 40 | 20.5 | | | |
| 皆野町 | 20 | R8 | 10 | 126 | 23 | 18.3 | 10 | 127 | 23 | 18.1 | 6 | 30 | 5 | 16.7 | 6 | 157 | 28 | 17.8 | | | |
| 長瀨町 | 30 | R11 | 20 | 200 | 51 | 25.5 | 20 | 200 | 51 | 25.5 | 6 | 29 | 4 | 13.8 | 26 | 229 | 55 | 24.0 | | | |
| 小鹿野町 | | | | | | | 7 | 120 | 22 | 18.3 | 6 | 38 | 7 | 18.4 | 13 | 158 | 29 | 18.4 | | | |
| 東秩父村 | 25 | R10 | 20 | 178 | 34 | 19.1 | 18 | 178 | 34 | 19.1 | 4 | 19 | 2 | 10.5 | 22 | 197 | 36 | 18.3 | | | |
| 美里町 | 20 | R10 | 45 | 225 | 41 | 18.2 | 21 | 225 | 37 | 16.4 | 6 | 37 | 6 | 16.2 | 27 | 262 | 43 | 16.4 | | | |
| 神川町 | 35 | R13 | 16 | 138 | 44 | 31.9 | 10 | 108 | 40 | 37.0 | 6 | 30 | 4 | 13.3 | 16 | 138 | 44 | 31.9 | | | |
| 上里町 | 40 | R10 | 25 | 258 | 75 | 29.1 | 19 | 229 | 73 | 31.9 | 6 | 29 | 2 | 6.9 | 25 | 258 | 75 | 29.1 | | | |
| 寄居町 | 30 | R10 | 27 | 238 | 39 | 16.4 | 21 | 210 | 37 | 17.6 | 6 | 28 | 2 | 7.1 | 27 | 238 | 39 | 16.4 | | | |
| 宮代町 | 30 | R8 | 27 | 343 | 85 | 24.8 | 27 | 343 | 85 | 24.8 | 6 | 31 | 9 | 29.0 | 33 | 374 | 94 | 25.1 | | | |
| 杉戸町 | 40 | R7 | 36 | 458 | 147 | 32.1 | 24 | 297 | 79 | 26.6 | 6 | 29 | 3 | 10.3 | 30 | 326 | 82 | 25.2 | | | |
| 松伏町 | 40 | R11 | 24 | 214 | 64 | 29.9 | 18 | 184 | 56 | 30.4 | 6 | 30 | 8 | 26.7 | 24 | 214 | 64 | 29.9 | | | |
| 計 | | | 2,639 | 33,148 | 10,325 | 31.1 | 2,182 | 28,832 | 8,885 | 30.8 | 361 | 2,005 | 391 | 19.5 | 2,533 | 30,837 | 9,276 | 30.1 | | | |
| 広域圏で設置している審議会等 | | | | | | | 9 | 386 | 158 | 40.9 | 5 | 15 | 3 | 20.0 | 14 | 401 | 161 | 40.1 | | | |
| 計 | | | | | | | 2,191 | 29,218 | 9,043 | 31.0 | 366 | 2,020 | 394 | 19.5 | 2,547 | 31,238 | 9,437 | 30.2 | | | |

4 自治体職員の状況

(令和7年4月1日現在)

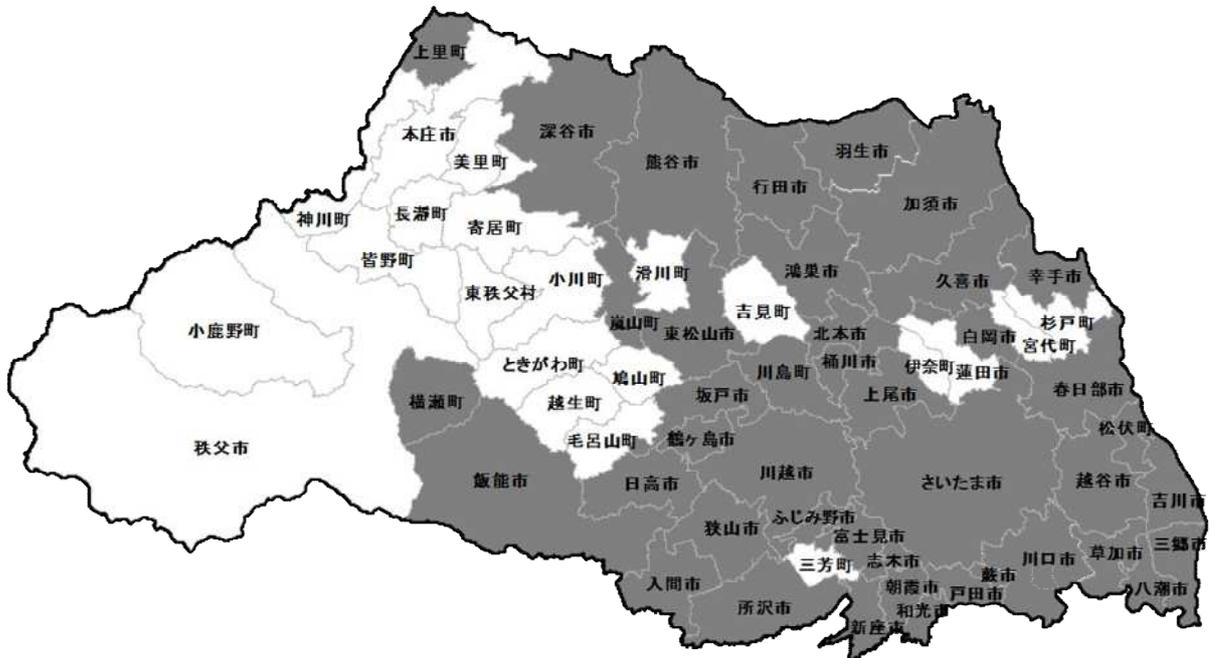
| 市町村名 | 職員総数 (A+B) | | | 係長級以上の役付職員数 (A) | | | | | | 一般職員数 (B) | | |
|-------|---------------|-------------|-------------|-----------------|-------------|-------------|---------------|-------------|-------------|-----------|-------------|-------------|
| | (人) | うち女性 職員数 | 女性比率 (%) | (人) | うち女性 職員数 | 女性比率 (%) | うち課長級以上の管理職員数 | | | (人) | うち女性 職員数 | 女性比率 (%) |
| | | | | | | | (人) | うち女性 職員数 | 女性比率 (%) | | | |
| さいたま市 | 10,112 | 4,217 | 41.7 | 5,148 | 1,674 | 32.5 | 904 | 205 | 22.7 | 4,964 | 2,543 | 51.2 |
| 川越市 | 2,352 | 955 | 40.6 | 623 | 163 | 26.2 | 148 | 22 | 14.9 | 1,729 | 792 | 45.8 |
| 熊谷市 | 1,351 | 445 | 32.9 | 764 | 202 | 26.4 | 116 | 9 | 7.8 | 587 | 243 | 41.4 |
| 川口市 | 4,728 | 2,006 | 42.4 | 2,027 | 732 | 36.1 | 350 | 55 | 15.7 | 2,701 | 1,274 | 47.2 |
| 行田市 | 560 | 165 | 29.5 | 248 | 35 | 14.1 | 84 | 5 | 6.0 | 312 | 130 | 41.7 |
| 秩父市 | 715 | 330 | 46.2 | 378 | 156 | 41.3 | 109 | 26 | 23.9 | 337 | 174 | 51.6 |
| 所沢市 | 2,153 | 978 | 45.4 | 901 | 376 | 41.7 | 187 | 38 | 20.3 | 1,252 | 602 | 48.1 |
| 飯能市 | 605 | 225 | 37.2 | 279 | 88 | 31.5 | 74 | 15 | 20.3 | 326 | 137 | 42.0 |
| 加須市 | 687 | 297 | 43.2 | 386 | 137 | 35.5 | 74 | 15 | 20.3 | 301 | 160 | 53.2 |
| 本庄市 | 601 | 263 | 43.8 | 183 | 49 | 26.8 | 62 | 7 | 11.3 | 418 | 214 | 51.2 |
| 東松山市 | 862 | 402 | 46.6 | 329 | 100 | 30.4 | 112 | 21 | 18.8 | 533 | 302 | 56.7 |
| 春日部市 | 2,044 | 953 | 46.6 | 795 | 182 | 22.9 | 204 | 31 | 15.2 | 1,249 | 771 | 61.7 |
| 狭山市 | 858 | 397 | 46.3 | 404 | 152 | 37.6 | 90 | 17 | 18.9 | 454 | 245 | 54.0 |
| 羽生市 | 418 | 146 | 34.9 | 178 | 31 | 17.4 | 50 | 5 | 10.0 | 240 | 115 | 47.9 |
| 鴻巣市 | 698 | 334 | 47.9 | 329 | 134 | 40.7 | 87 | 17 | 19.5 | 369 | 200 | 54.2 |
| 深谷市 | 1,030 | 314 | 30.5 | 516 | 110 | 21.3 | 90 | 5 | 5.6 | 514 | 204 | 39.7 |
| 上尾市 | 1,382 | 511 | 37.0 | 626 | 196 | 31.3 | 197 | 39 | 19.8 | 756 | 315 | 41.7 |
| 草加市 | 1,962 | 1,013 | 51.6 | 613 | 203 | 33.1 | 187 | 33 | 17.6 | 1,349 | 810 | 60.0 |
| 越谷市 | 3,147 | 1,466 | 46.6 | 1,029 | 371 | 36.1 | 263 | 44 | 16.7 | 2,118 | 1,095 | 51.7 |
| 蕨市 | 652 | 274 | 42.0 | 202 | 50 | 24.8 | 75 | 11 | 14.7 | 450 | 224 | 49.8 |
| 戸田市 | 1,006 | 398 | 39.6 | 360 | 78 | 21.7 | 109 | 16 | 14.7 | 646 | 320 | 49.5 |
| 入間市 | 911 | 433 | 47.5 | 400 | 131 | 32.8 | 94 | 14 | 14.9 | 511 | 302 | 59.1 |
| 朝霞市 | 789 | 340 | 43.1 | 283 | 60 | 21.2 | 73 | 9 | 12.3 | 506 | 280 | 55.3 |
| 志木市 | 406 | 173 | 42.6 | 189 | 68 | 36.0 | 68 | 19 | 27.9 | 217 | 105 | 48.4 |
| 和光市 | 436 | 181 | 41.5 | 276 | 109 | 39.5 | 64 | 12 | 18.8 | 160 | 72 | 45.0 |
| 新座市 | 887 | 481 | 54.2 | 371 | 177 | 47.7 | 82 | 20 | 24.4 | 516 | 304 | 58.9 |
| 桶川市 | 452 | 212 | 46.9 | 183 | 54 | 29.5 | 66 | 15 | 22.7 | 269 | 158 | 58.7 |
| 久喜市 | 968 | 417 | 43.1 | 366 | 74 | 20.2 | 117 | 23 | 19.7 | 602 | 343 | 57.0 |
| 北本市 | 436 | 227 | 52.1 | 172 | 65 | 37.8 | 38 | 3 | 7.9 | 264 | 162 | 61.4 |
| 八潮市 | 613 | 281 | 45.8 | 218 | 61 | 28.0 | 81 | 13 | 16.0 | 395 | 220 | 55.7 |
| 富士見市 | 618 | 261 | 42.2 | 256 | 90 | 35.2 | 66 | 5 | 7.6 | 362 | 171 | 47.2 |
| 三郷市 | 984 | 380 | 38.6 | 391 | 92 | 23.5 | 110 | 18 | 16.4 | 593 | 288 | 48.6 |

| 市町村名 | 職員総数 (A+B) | | | 係長級以上の役付職員数 (A) | | | | | | 一般職員数 (B) | | |
|-------|---------------|-------------|-------------|-----------------|-------------|-------------|---------------|-------------|-------------|-----------|-------------|-------------|
| | (人) | うち女性 職員数 | 女性比率 (%) | (人) | うち女性 職員数 | 女性比率 (%) | うち課長級以上の管理職員数 | | | (人) | うち女性 職員数 | 女性比率 (%) |
| | | | | | | | (人) | うち女性 職員数 | 女性比率 (%) | | | |
| 蓮田市 | 510 | 222 | 43.5 | 204 | 62 | 30.4 | 76 | 24 | 31.6 | 306 | 160 | 52.3 |
| 坂戸市 | 583 | 237 | 40.7 | 229 | 49 | 21.4 | 72 | 14 | 19.4 | 354 | 188 | 53.1 |
| 幸手市 | 378 | 162 | 42.9 | 156 | 39 | 25.0 | 40 | 5 | 12.5 | 222 | 123 | 55.4 |
| 鶴ヶ島市 | 379 | 185 | 48.8 | 171 | 53 | 31.0 | 46 | 5 | 10.9 | 208 | 132 | 63.5 |
| 日高市 | 369 | 129 | 35.0 | 224 | 58 | 25.9 | 41 | 4 | 9.8 | 145 | 71 | 49.0 |
| 吉川市 | 435 | 198 | 45.5 | 147 | 34 | 23.1 | 44 | 5 | 11.4 | 288 | 164 | 56.9 |
| ふじみ野市 | 673 | 310 | 46.1 | 236 | 67 | 28.4 | 64 | 12 | 18.8 | 437 | 243 | 55.6 |
| 白岡市 | 372 | 153 | 41.1 | 168 | 37 | 22.0 | 38 | 3 | 7.9 | 204 | 116 | 56.9 |
| 伊奈町 | 297 | 142 | 47.8 | 135 | 51 | 37.8 | 41 | 9 | 22.0 | 162 | 91 | 56.2 |
| 三芳町 | 282 | 118 | 41.8 | 94 | 22 | 23.4 | 26 | 5 | 19.2 | 188 | 96 | 51.1 |
| 毛呂山町 | 234 | 100 | 42.7 | 104 | 34 | 32.7 | 23 | 4 | 17.4 | 130 | 66 | 50.8 |
| 越生町 | 117 | 20 | 17.1 | 68 | 21 | 30.9 | 12 | 2 | 16.7 | 84 | 12 | 14.3 |
| 滑川町 | 134 | 58 | 43.3 | 57 | 17 | 29.8 | 13 | 1 | 7.7 | 77 | 41 | 53.2 |
| 嵐山町 | 143 | 48 | 33.6 | 68 | 19 | 27.9 | 17 | 3 | 17.6 | 75 | 29 | 38.7 |
| 小川町 | 249 | 107 | 43.0 | 96 | 30 | 31.3 | 18 | 2 | 11.1 | 153 | 77 | 50.3 |
| 川島町 | 159 | 64 | 40.3 | 80 | 22 | 27.5 | 14 | 1 | 7.1 | 78 | 42 | 53.8 |
| 吉見町 | 182 | 69 | 37.9 | 102 | 26 | 25.5 | 17 | 3 | 17.6 | 80 | 43 | 53.8 |
| 鳩山町 | 123 | 43 | 35.0 | 53 | 8 | 15.1 | 12 | 0 | 0.0 | 70 | 35 | 50.0 |
| ときがわ町 | 125 | 53 | 42.4 | 57 | 21 | 36.8 | 12 | 1 | 8.3 | 68 | 32 | 47.1 |
| 横瀬町 | 96 | 33 | 34.4 | 52 | 19 | 36.5 | 16 | 4 | 25.0 | 44 | 14 | 31.8 |
| 皆野町 | 81 | 33 | 40.7 | 46 | 17 | 37.0 | 11 | 1 | 9.1 | 35 | 16 | 45.7 |
| 長瀬町 | 79 | 34 | 43.0 | 22 | 5 | 22.7 | 10 | 2 | 20.0 | 57 | 29 | 50.9 |
| 小鹿野町 | 161 | 62 | 38.5 | 79 | 29 | 36.7 | 23 | 5 | 21.7 | 82 | 33 | 40.2 |
| 東秩父村 | 62 | 20 | 32.3 | 33 | 9 | 27.3 | 8 | 1 | 12.5 | 29 | 11 | 37.9 |
| 美里町 | 111 | 43 | 38.7 | 51 | 16 | 31.4 | 13 | 3 | 23.1 | 60 | 27 | 45.0 |
| 神川町 | 139 | 76 | 54.7 | 73 | 31 | 42.5 | 16 | 1 | 6.3 | 66 | 45 | 68.2 |
| 上里町 | 163 | 63 | 38.7 | 69 | 29 | 42.0 | 21 | 4 | 19.0 | 94 | 34 | 36.2 |
| 寄居町 | 82 | 23 | 28.0 | 96 | 28 | 29.2 | 19 | 4 | 21.1 | 25 | 8 | 32.0 |
| 宮代町 | 237 | 113 | 47.7 | 96 | 21 | 21.9 | 16 | 1 | 6.3 | 141 | 92 | 65.2 |
| 杉戸町 | 330 | 171 | 51.8 | 146 | 42 | 28.8 | 25 | 1 | 4.0 | 184 | 129 | 70.1 |
| 松伏町 | 196 | 60 | 30.6 | 104 | 23 | 22.1 | 16 | 1 | 6.3 | 92 | 37 | 40.2 |
| 計 | 52,904 | 22,624 | 42.8 | 22,739 | 7,139 | 31.4 | 5,251 | 918 | 17.5 | 30,238 | 15,511 | 51.3 |

5 市町村における女性の参画マップ

(1) 男女共同参画に関する条例を制定している市町村（令和7年4月1日現在）

■ 条例制定済み（42市町）

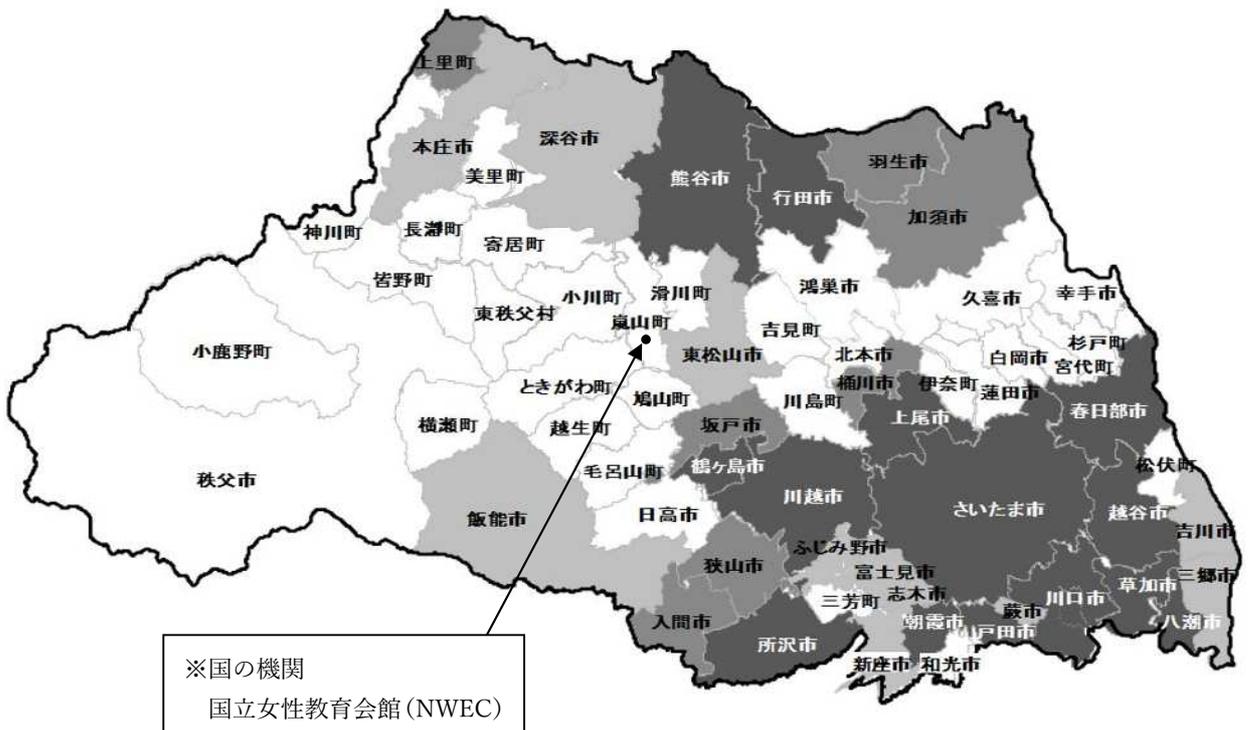


(2) 男女共同参画推進施設・配偶者暴力相談支援センターの設置状況（令和7年4月1日現在）

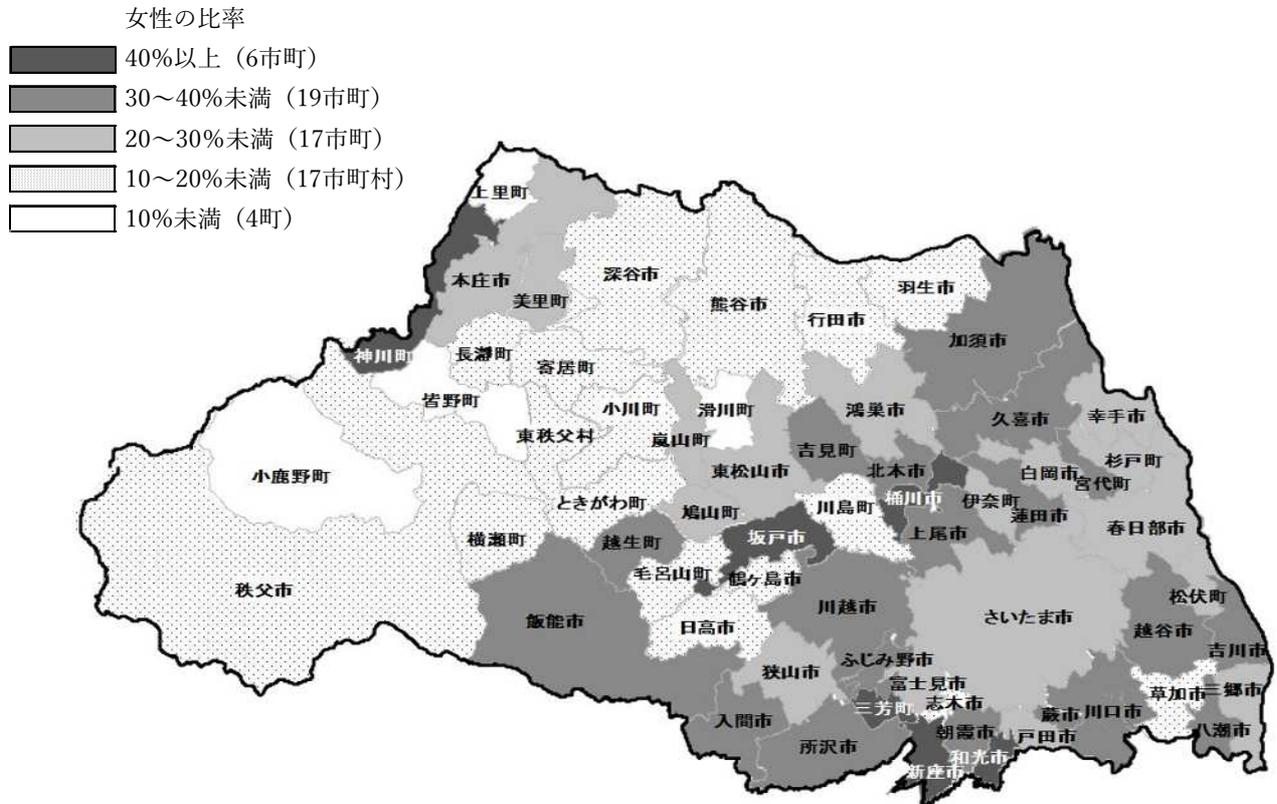
■ 男女共同参画推進施設・配偶者暴力相談支援センターどちらもある（14市）

■ 男女共同参画推進施設のみ（7市町）

■ 配偶者暴力相談支援センターのみ（11市）

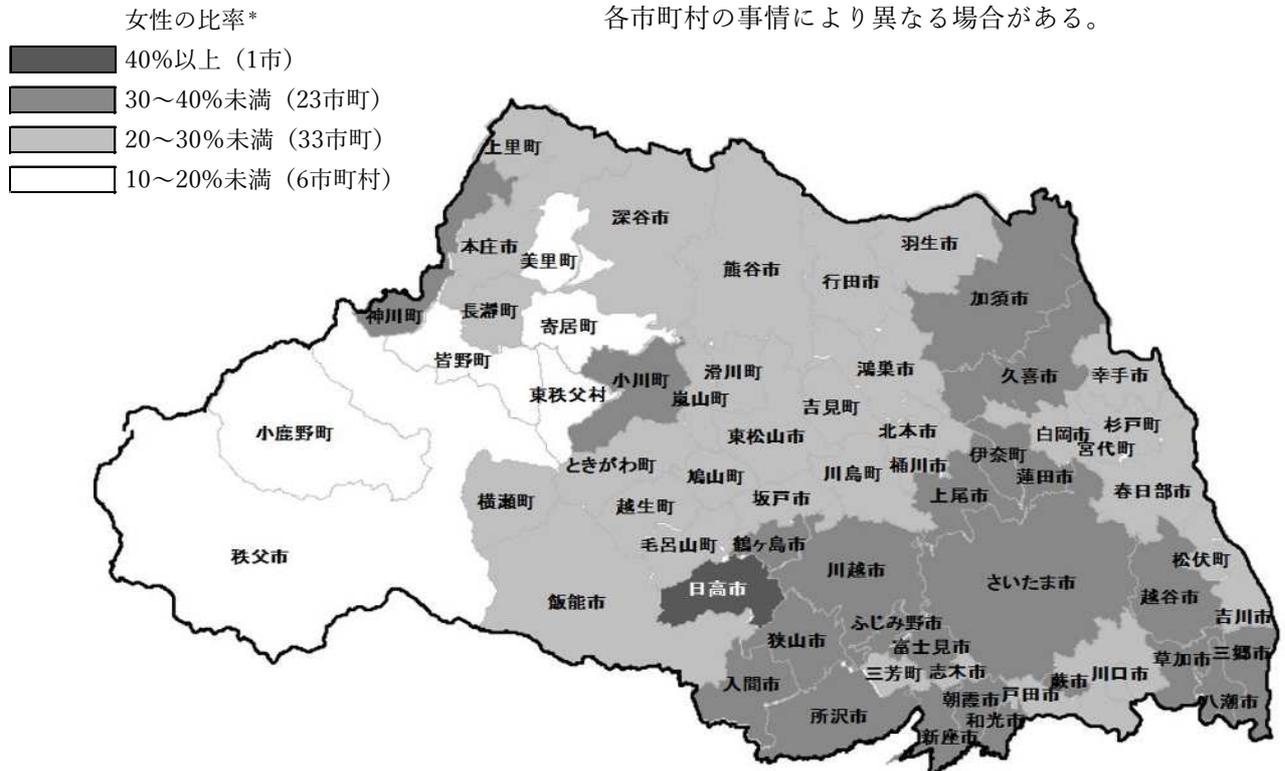


(3) 市町村議会における女性議員の割合（令和7年4月1日現在）



(4) 地方自治法に基づく審議会等（委員会含む）の女性の登用状況（令和7年4月1日現在）

◎調査時点は原則として令和7年4月1日現在であるが、各市町村の事情により異なる場合がある。



* 広域圏で設置している審議会等の委員数は除いた比率

第4部

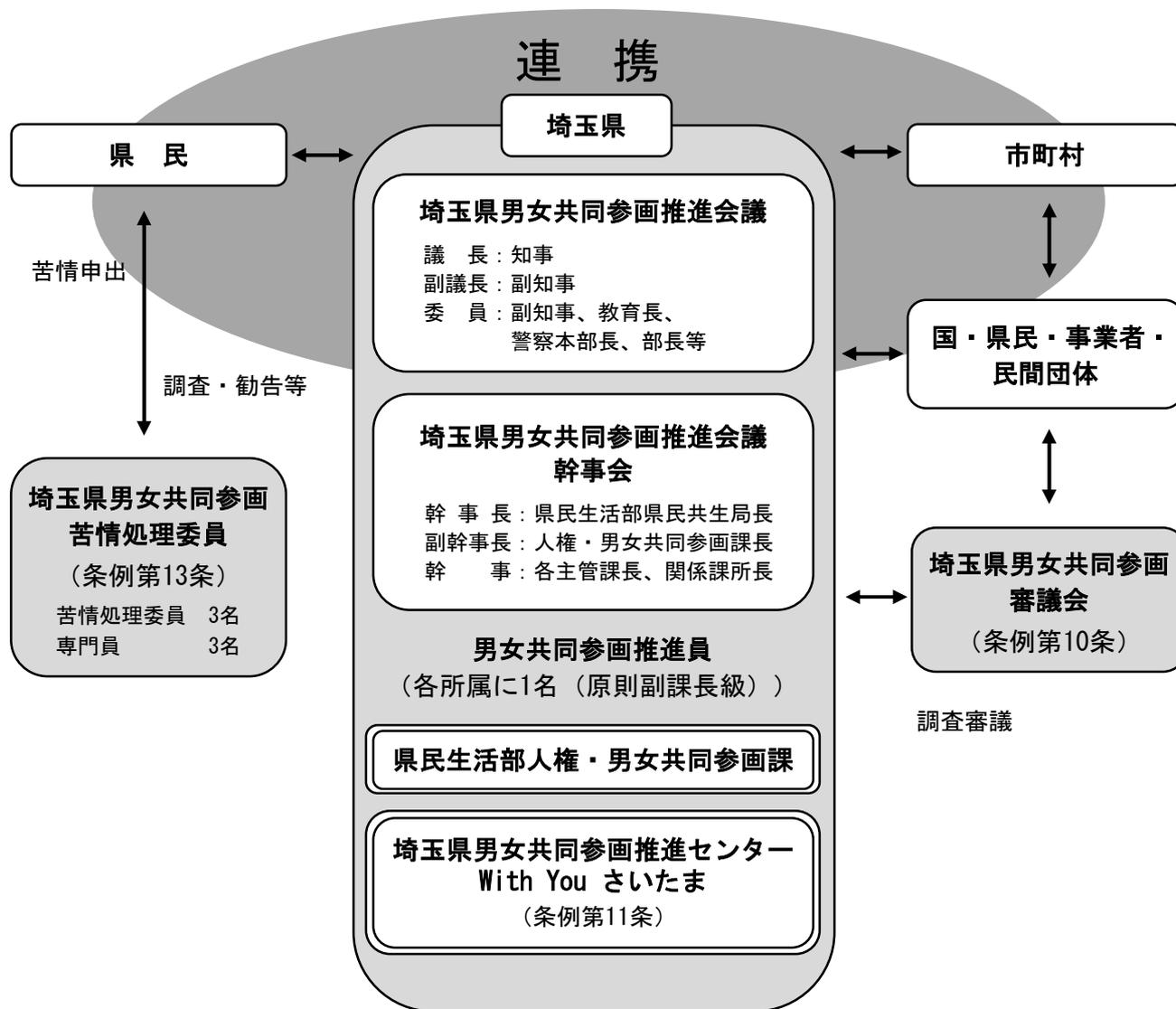
資料編

- 1 総合的な推進体制の整備
- 2 県における審議会等の女性の登用状況
- 3 男女共同参画に関する年表
- 4 埼玉県内の男女共同参画推進施設一覧
- 5 埼玉県男女共同参画推進条例

1 総合的な推進体制の整備

(1) 庁内推進体制の整備

あらゆる分野への幅広い男女共同参画の推進に向け、総合的に計画を実施していくために、埼玉県男女共同参画推進会議、幹事会、また各所属に1名ずつ男女共同参画推進員を設置し、全庁的に取り組みます。



※条例：埼玉県男女共同参画推進条例

(2) 埼玉県男女共同参画審議会の意見の反映

男女共同参画審議会の意見を、積極的に施策へ反映させていただきます。

(3) 埼玉県男女共同参画推進センター (With You さいたま) による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けた総合的な拠点施設として、①情報収集・提供、②相談、③講座・研修、④自主活動・交流支援、⑤調査・研究などの各事業を行うことにより、県の施策を実施し、並びに県民・事業者及び市町村による男女共同参画の取組を支援します。

(4) 苦情処理制度の運用

苦情を適切かつ迅速に処理するため、より一層、関係機関と有機的な連携を図っていきます。また、広く県民が利用できるよう制度の周知徹底を図ります。

2 県における審議会等の女性の登用状況（令和7年4月1日現在）

| | 審議会等名称 | 委員数(人) | 女性数(人) | 女性比率 |
|----|--------------------------|--------|--------|-------|
| 1 | 埼玉県本人確認情報等保護審議会 | 5 | 3 | 60.0% |
| 2 | 埼玉県固定資産評価審議会 | 10 | 5 | 50.0% |
| 3 | 埼玉県国土利用計画審議会 | 16 | 8 | 50.0% |
| 4 | 埼玉県土地利用審査会 | 7 | 4 | 57.1% |
| 5 | 埼玉県公務災害補償等認定委員会 | 5 | 3 | 60.0% |
| 6 | 埼玉県公務災害補償等審査会 | 3 | 2 | 66.7% |
| 7 | 埼玉県職員健康審査会 | 9 | 5 | 55.6% |
| 8 | 埼玉県公益法人認定等審議会 | 5 | 4 | 80.0% |
| 9 | 埼玉県行政不服審査会 | 9 | 4 | 44.4% |
| 10 | 埼玉県情報公開審査会 | 9 | 4 | 44.4% |
| 11 | 埼玉県個人情報保護審査会 | 6 | 3 | 50.0% |
| 12 | 埼玉県私立学校助成審議会 | 13 | 7 | 53.8% |
| 13 | 埼玉県私立学校審議会 | 14 | 6 | 42.9% |
| 14 | 埼玉県男女共同参画審議会 | 18 | 11 | 61.1% |
| 15 | 埼玉県青少年健全育成審議会 | 14 | 6 | 42.9% |
| 16 | 埼玉県スポーツ推進審議会 | 17 | 8 | 47.1% |
| 17 | 埼玉県消費生活審議会 | 15 | 7 | 46.7% |
| 18 | 埼玉県交通安全対策会議 | 29 | 14 | 48.3% |
| 19 | 埼玉県国民保護協議会 | 41 | 10 | 24.4% |
| 20 | 埼玉県防災会議 | 76 | 32 | 42.1% |
| 21 | 埼玉県環境審議会 | 20 | 10 | 50.0% |
| 22 | 埼玉県公害審査会 | 11 | 5 | 45.5% |
| 23 | 埼玉県環境影響評価技術審議会 | 18 | 8 | 44.4% |
| 24 | 埼玉県社会福祉審議会 | 19 | 9 | 47.4% |
| 25 | 埼玉県介護保険審査会 | 14 | 7 | 50.0% |
| 26 | 埼玉県障害者施策推進協議会 | 20 | 11 | 55.0% |
| 27 | 埼玉県障害児通所給付費等不服審査会 | 7 | 3 | 42.9% |
| 28 | 埼玉県障害者介護給付費等不服審査会 | 7 | 3 | 42.9% |
| 29 | 埼玉県児童福祉審議会 | 18 | 10 | 55.6% |
| 30 | 埼玉県子どもの権利擁護委員会 | 3 | 2 | 66.7% |
| 31 | 埼玉県精神医療審査会 | 42 | 22 | 52.4% |
| 32 | 埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会 | 5 | 2 | 40.0% |
| 33 | 埼玉県地方独立行政法人埼玉県立病院機構評価委員会 | 5 | 3 | 60.0% |
| 34 | クリーニング師試験委員 | 4 | 3 | 75.0% |
| 35 | 製菓衛生師試験委員 | 7 | 3 | 42.9% |
| 36 | 埼玉県感染症診査協議会 | 65 | 31 | 47.7% |
| 37 | 埼玉県国民健康保険運営協議会 | 15 | 8 | 53.3% |
| 38 | 埼玉県国民健康保険審査会 | 9 | 5 | 55.6% |
| 39 | 埼玉県後期高齢者医療審査会 | 9 | 4 | 44.4% |
| 40 | 埼玉県医療審議会 | 18 | 8 | 44.4% |
| 41 | 埼玉県救急医療機関審査会 | 11 | 5 | 45.5% |

| | 審議会等名称 | 委員数(人) | 女性数(人) | 女性比率 |
|----|------------------|--------------|------------|--------------|
| 42 | 埼玉県小児慢性特定疾病審査会 | 10 | 3 | 30.0% |
| 43 | 埼玉県がん登録審議会 | 3 | 1 | 33.3% |
| 44 | 埼玉県精神保健福祉審議会 | 16 | 8 | 50.0% |
| 45 | 埼玉県指定難病審査会 | 7 | 4 | 57.1% |
| 46 | 埼玉県地方薬事審議会 | 15 | 9 | 60.0% |
| 47 | 埼玉県大規模小売店舗立地審議会 | 8 | 4 | 50.0% |
| 48 | 埼玉県職業能力開発審議会 | 10 | 5 | 50.0% |
| 49 | 埼玉県種苗審議会 | 9 | 4 | 44.4% |
| 50 | 埼玉県森林審議会 | 15 | 7 | 46.7% |
| 51 | 埼玉県建設工事紛争審査会 | 15 | 7 | 46.7% |
| 52 | 埼玉県土地収用事業認定審議会 | 7 | 4 | 57.1% |
| 53 | 埼玉県水防協議会 | 15 | 7 | 46.7% |
| 54 | 埼玉県都市計画審議会 | 22 | 10 | 45.5% |
| 55 | 埼玉県景観審議会 | 13 | 6 | 46.2% |
| 56 | 埼玉県開発審査会 | 7 | 3 | 42.9% |
| 57 | 埼玉県建築審査会 | 7 | 4 | 57.1% |
| 58 | 埼玉県建築士審査会 | 5 | 3 | 60.0% |
| 59 | 埼玉県宅地建物取引業審議会 | 6 | 3 | 50.0% |
| 60 | 埼玉県教職員健康審査会 | 14 | 6 | 42.9% |
| 61 | 埼玉県地方産業教育審議会 | 15 | 7 | 46.7% |
| 62 | 埼玉県いじめ問題調査審議会 | 6 | 4 | 66.7% |
| 63 | 埼玉県障害児就学支援委員会 | 20 | 9 | 45.0% |
| 64 | 埼玉県教科用図書選定審議会 | 20 | 12 | 60.0% |
| 65 | 埼玉県社会教育委員 | 19 | 8 | 42.1% |
| 66 | 埼玉県生涯学習審議会 | 19 | 8 | 42.1% |
| 67 | 埼玉県立図書館協議会 | 13 | 7 | 53.8% |
| 68 | 埼玉県文化財保護審議会 | 18 | 9 | 50.0% |
| 69 | 埼玉県立歴史と民族の博物館協議会 | 17 | 8 | 47.1% |
| 70 | 埼玉県立近代美術館協議会 | 12 | 8 | 66.7% |
| 71 | 埼玉県留置施設視察委員会 | 8 | 3 | 37.5% |
| 72 | 警察署協議会 | 430 | 200 | 46.5% |
| 73 | 埼玉県教育委員会 | 5 | 3 | 60.0% |
| 74 | 埼玉県公安委員会 | 5 | 2 | 40.0% |
| 75 | 埼玉県選挙管理委員会 | 4 | 0 | 0.0% |
| 76 | 埼玉県監査委員 | 4 | 1 | 25.0% |
| 77 | 埼玉県人事委員会 | 3 | 1 | 33.3% |
| 78 | 埼玉県労働委員会 | 15 | 6 | 40.0% |
| 79 | 埼玉県収用委員会 | 7 | 3 | 42.9% |
| 80 | 埼玉県内水面漁場管理委員会 | 13 | 6 | 46.2% |
| | | 1,505 | 711 | 47.2% |

3 男女共同参画に関する年表

| 年号 | 国際的な動き | 国内の動き | 埼玉県の動き | | |
|---------------|---|---|------------------------------------|----------------------------|---------------------------------|
| | | | 組 織 | 行 動 計 画 | 主要事業その他 |
| 1945 (S20) | ○国連憲章採択 | ○衆院法改正(成年女子に参政権) | | | |
| 1946 (S21) | ○国連に「婦人の地位委員会」設置 | ○戦後初の総選挙で女性の選挙権が行使され女性国会議員39人誕生 | | | |
| 1947 (S22) | | ○日本国憲法施行 ○民法改正・家制度廃止 | | | |
| 1948 (S23) | ○第3回国連総会で「世界人権宣言」採択 | | | | |
| 1967 (S42) | ○第22回国連総会で「婦人に対する差別撤廃宣言」採択 | | | | |
| 1975 (S50) | ○国際婦人年 ○国際婦人年世界会議(メキシコ・シテイ)で「世界行動計画」を採択 | ○「婦人問題企画推進本部」発足 ○総理府婦人問題担当室設置 | | | |
| 1976 (S51) | | ○民法一部改正(離婚後の氏の選択自由に) ○第1回日本婦人問題会議(労働省) | ○生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事設置 | | |
| 1977 (S52) | | ○国内行動計画策定 ○国立婦人教育会館が嵐山町に開館 | ○企画財政部に婦人問題企画室長設置 ○婦人問題庁内連絡会議設置 | | ○埼玉婦人問題会議発足 |
| 1978 (S53) | | | ○第1回埼玉県婦人問題協議会 | | |
| 1979 (S54) | ○第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択 | | ○県民部に婦人問題企画室長設置 | | |
| 1980 (S55) | ○「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン) ○女子差別撤廃条約の署名式 | ○民法一部改正(配偶者の法定相続分1/3→1/2) | ○県民部婦人対策課設置 ○婦人関係行政推進会議設置 | ○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定 | |
| 1981 (S56) | ○ILO第156号条約の採択(ILO総会)(男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約) | | | | |
| 1984 (S59) | | ○国籍法及び戸籍法一部改正(子の国籍:父系血統主義→父母両系主義) | | ○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定 | |
| 1985 (S60) | ○「国連婦人の十年」最終年世界会議開催(ナイロビ)、「ナイロビ将来戦略」採択、NGOフォーラム開催 | ○「女子差別撤廃条約」批准 ○「男女雇用機会均等法」成立 ○労働基準法一部改正(施行は昭和61年) | | | ○「国連婦人の十年」最終年世界会議NGOフォーラムに派遣団参加 |
| 1986 (S61) | | | | ○「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定 | |
| 1987 (S62) | | ○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 | ○婦人対策課を婦人行政課に名称変更 | | |
| 1989 (H1) | | ○法例一部改正(婚姻、親子関係等についての男性優先規定の改正等) | | | |

| 年号 | 国際的な動き | 国内の動き | 埼玉県の動き | | |
|---------------|---|---|---|-----------------------------|---|
| | | | 組 織 | 行 動 計 画 | 主要事業その他 |
| 1990 (H2) | ○「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(国連・経済社会理事会) ○ILO第171号条約(夜業に関する)採択(ILO総会) | | | ○「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定 | ○埼玉県県民活動総合センター(伊奈町)開館 |
| 1991 (H3) | | ○「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定 ○育児休業法成立(施行は平成4年) | ○婦人行政課を女性政策課に名称変更 | | |
| 1992 (H4) | | ○初の婦人問題担当大臣設置 | | | |
| 1993 (H5) | ○世界人権会議(ウィーン) ○「女性に対する暴力撤廃宣言」採択(国連総会) | ○パートタイム労働法成立 | | | ○「埼玉女性の歩み」発行 |
| 1994 (H6) | ○ILO第175号条約(パートタイム労働に関する)採択(ILO総会) ○国際人口・開発会議開催(カイロ) | ○総理府男女共同参画室発足 ○内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会設置 | | | ○「1994彩の国の女性」発行 |
| 1995 (H7) | ○社会開発サミット開催(コペンハーゲン) ○第4回国連世界女性会議開催(北京)「行動綱領」「北京宣言」の採択 | ○育児・介護休業法成立 ○ILO第156号条約批准 | | ○「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定 | |
| 1996 (H8) | | ○「男女共同参画2000年プラン」策定 | | | ○「世界女性みらい会議」開催 |
| 1997 (H9) | | ○労働基準法一部改正(女子保護規定の廃止等:施行は平成11年) ○男女雇用機会均等法一部改正(セクハラについての事業主配慮義務を規定:一部を除き平成11年施行) | ○県民部女性政策課から環境生活部女性政策課に組織変更 ○女性関係行政推進会議を男女共同参画推進会議に改組 | | ○女性センター(仮称)基本構想策定 |
| 1998 (H10) | | | | | ○女性センター(仮称)基本計画策定 |
| 1999 (H11) | ○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択 | ○男女共同参画社会基本法成立 ○児童買春・児童ポルノ禁止法成立 | | | ○女性問題協議会:男女共同参画推進条例(仮称)答申 |
| 2000 (H12) | ○女性2000年会議開催(ニューヨーク)「政治宣言」「成果文書」採択 | ○「男女共同参画基本計画」策定 ○ストーカー規制法成立 | ○環境生活部女性政策課から総務部女性政策課に組織変更 | ○埼玉県男女共同参画推進条例施行 | ○「彩の国国際フォーラム2000」開催 ○苦情処理機関の設置 ○訴訟支援の実施 |
| 2001 (H13) | | ○内閣府に男女共同参画局設置 ○男女共同参画会議設置 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立 | ○女性政策課を男女共同参画課に名称変更 | | |
| 2002 (H14) | | | | ○「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定 | ○埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)開設 |

| 年号 | 国際的な動き | 国内の動き | 埼玉県の動き | | |
|---------------|---|--|---|---|---|
| | | | 組 織 | 行 動 計 画 | 主要事業その他 |
| 2003 (H15) | | ○「次世代育成支援対策推進法」成立 | | | |
| 2004 (H16) | | ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 | | | ○女性チャレンジ支援事業開始 |
| 2005 (H17) | ○第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」開催 | ○「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 | | | |
| 2006 (H18) | | ○「男女雇用機会均等法」一部改正(男性に対する差別の禁止、間接差別の禁止等：施行は平成19年) | | ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定 | |
| 2007 (H19) | | ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 | | ○「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」中間見直し、「埼玉県男女共同参画推進プラン」とする | |
| 2008 (H20) | | | ○総務部男女共同参画課を県民生活部男女共同参画課に組織変更 | | ○女性キャリアセンター開設 |
| 2009 (H21) | | ○女子差別撤廃委員会の総括所見公表 | | ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定 | |
| 2010 (H22) | ○第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」開催 | ○「男女共同参画基本計画(第3次)」策定 | ○女性キャリアセンターを男女共同参画推進センターに組織統合 | | |
| 2012 (H24) | ○第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 | ○「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定 | ○産業労働部ウーマノミクス課設置 ○女性キャリアセンターをウーマノミクス課に組織変更 | ○「埼玉県男女共同参画基本計画(平成24年度～平成28年度)」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」策定 | ○埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)に配偶者暴力相談支援センターの機能を付加 |
| 2013 (H25) | | ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(施行は平成26年) ○「日本再興戦略」(6月14日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる | | | |
| 2014 (H26) | ○第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 | ○「日本再興戦略」改訂2014に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる ○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! Tokyo2014)開催 | | | |
| 2015 (H27) | ○第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合 | ○「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立、施行 ○「男女共同参画基本計画(第4次)」策定 | | | |

| 年号 | 国際的な動き | 国内の動き | 埼玉県の動き | | |
|---------------|--------------------------|--|---|---|--------------------------------|
| | | | 組 織 | 行 動 計 画 | 主要事業その他 |
| 2017 (H29) | | | | <ul style="list-style-type: none"> ○「埼玉県男女共同参画基本計画(平成29年度～平成33年度)」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」策定 | |
| 2018 (H30) | | <ul style="list-style-type: none"> ○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立、施行 ○民法一部改正(女性の婚姻開始年齢の引上げ:施行は令和4年) | | | |
| 2019 (R1) | | ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 | | | |
| 2020 (R2) | ○第64回国連婦人の地位委員会「北京+25」開催 | ○「男女共同参画基本計画(第5次)」策定 | | | |
| 2021 (R3) | | ○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 | <ul style="list-style-type: none"> ○産業労働部ウーマノミクス課を廃止し、人材活躍支援課、多様な働き方推進課に再編 ○女性キャリアセンターを人材活躍支援課に組織変更 | | |
| 2022 (R4) | | <ul style="list-style-type: none"> ○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立(一部を除き令和6年施行) ○民法一部改正(女性の再婚禁止期間の廃止等:施行は令和6年) | ○県民生活部人権推進課及び男女共同参画課を統合し、人権・男女共同参画課を設置 | <ul style="list-style-type: none"> ○「埼玉県男女共同参画基本計画(令和4年度～令和8年度)」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)」策定 | |
| 2023 (R5) | | ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 | | | ○ジェンダー主流化試行点検の実施 |
| 2024 (R6) | | | ○婦人相談センターを男女共同参画推進センターに組織統合 | ○「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画(令和6年度～令和8年度)」策定 | ○ジェンダー主流化事業点検の実施 |
| 2025 (R7) | | <ul style="list-style-type: none"> ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ○「独立行政法人男女共同参画機構法」成立(施行は令和8年) ○「独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」成立 ○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」改正 | ○産業労働部雇用労働課、人材活躍支援課及び多様な働き方推進課を、雇用・人材戦略課と就業支援課に再編 | | ○ジェンダー主流化支援ツール(手引書、チェックリスト)の作成 |

4 埼玉県内の男女共同参画推進施設一覧（令和7年4月1日現在）

（1）国・県の機関

| 団体名 | 名称 | 住所・ホームページアドレス | 電話番号 | FAX番号 |
|-----|------------------------------------|---|--------------|--------------|
| 県 | 埼玉県男女共同参画推進センター 「With You さいたま」 | さいたま市中央区新都心2-2 (ホテルブリランテ武蔵野3・4階) | 048-601-3111 | 048-600-3802 |
| | | https://www.pref.saitama.lg.jp/withyou/ | | |
| 国 | 独立行政法人国立女性教育会館 「NWE C (ヌエック)」 | 比企郡嵐山町菅谷728 | 0493-62-6711 | 0493-62-6720 |
| | | http://www.nwec.jp | | |

（2）市町村の機関（21市町22施設）

| | 団体名 | 名称 | 住所 | 電話番号 | FAX番号 |
|----|-------|-------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|----------------------|
| 1 | さいたま市 | さいたま市男女共同参画推進センター 「パートナーシップさいたま」 | さいたま市大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮センタープラザ3階 | 048-642-8107 | 048-643-5801 |
| 2 | さいたま市 | 男女共同参画相談室 | さいたま市浦和区上木崎4-4-10 子ども家庭総合センター4階 | 048-711-5739 | 048-711-8904 |
| 3 | 川越市 | 川越市男女共同参画推進施設 | 川越市新宿町1-17-17 | 049-249-3777 | 049-249-1180 |
| 4 | 熊谷市 | 熊谷市男女共同参画推進センター 「ハートピア」 | 熊谷市筑波3-202 ティアラ21 4階 | 048-599-0011 | 048-599-0012 |
| 5 | 川口市 | 川口市男女共同参画活動拠点施設 | 川口市川口1-1-1 キュボ・ラ本館棟M4階 | 048-227-7605 | 048-226-7718 |
| 6 | 行田市 | 行田市男女共同参画推進センター 「VIVAぎょうだ」 | 行田市佐間3-23-6 | 048-556-9301 | 048-556-9310 |
| 7 | 所沢市 | 所沢市男女共同参画推進センター 「ふらっと」 | 所沢市寿町27-7 コンセルタワー所沢2階 | 04-2921-2220 | 04-2921-2270 |
| 8 | 加須市 | 加須市女性センター | 加須市中央2-4-17 | 0480-62-1111 (人権・男女共同参画課) | 0480-62-5981 (同左) |
| 9 | 春日部市 | 春日部市男女共同参画推進センター 「ハーモニー春日部」 | 春日部市緑町3-3-17 | 048-731-3333 | 048-733-0071 |
| 10 | 狭山市 | 狭山市男女共同参画センター | 狭山市入間川1-3-1 | 04-2937-3617 | 04-2937-3616 |
| 11 | 羽生市 | 羽生市男女共同参画推進センター 「PURPLE羽生」 | 羽生市中央3-7-5 羽生市民プラザ | 048-561-1681 | 048-562-1889 |
| 12 | 上尾市 | 上尾市男女共同参画推進センター | 上尾市本町1-1-2 | 048-778-5111 | 048-778-5112 |
| 13 | 草加市 | 草加市文化会館 図書資料室 「男女共同参画さわやかサロン」 | 草加市松江1-1-5 草加市文化会館内 | 048-931-9325 | 048-936-4690 |
| 14 | 越谷市 | 越谷市男女共同参画支援センター 「ほっと越谷」 | 越谷市大沢3-6-1 パルテきたこし3階 | 048-970-7411 | 048-970-7412 |
| 15 | 戸田市 | 上戸田地域交流センター 「あいパル」 | 戸田市上戸田2-21-1 | 048-229-3133 | 048-229-3996 |
| 16 | 入間市 | 入間市男女共同参画推進センター | 入間市豊岡4-2-2 | 04-2964-2536 | 04-2964-2539 |
| 17 | 朝霞市 | 朝霞市女性センター 「それいゆぶらぎ」 | 朝霞市青葉台1-7-1 | 048-463-2697 | 048-463-0524 |
| 18 | 桶川市 | 桶川市男女共同参画コーナー 「アソシエ」 | 埼玉県桶川市泉1-3-28 | 048-788-4907 | 048-787-5409 |
| 19 | 八潮市 | 男女共同参画支援センター 「八潮女性サロン」 | 八潮市大瀬1-1-1 マイノループ1階 八潮駅前出張所 | 048-996-2159 | 048-995-7367 |
| 20 | 坂戸市 | 坂戸市勤労女性センター 「Lieben (リーベン)」 | 坂戸市千代田1-1-22 | 049-281-3595 | 049-283-1640 |
| 21 | 鶴ヶ島市 | 鶴ヶ島市女性センター 「ハーモニー」 | 鶴ヶ島市大字脚折1922-7 | 049-287-4755 | 049-271-5297 |
| 22 | 上里町 | 上里町男女共同参画推進センター 「ウィズ・ユー上里」 | 児玉郡上里町大字七本木393 | 0495-35-1357 | 0495-34-2523 |

5 埼玉県男女共同参画推進条例

(平成12年3月24日条例第12号)

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

- 第3条** 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
 - 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
 - 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
 - 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
 - 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

- 第4条** 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。
 - 3 県は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。
2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策等)

第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

- 一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。
- 二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。
- 三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。
- 四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
- 五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。
- 六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。
- 七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
- 八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第10条 埼玉県男女共同参画審議会(第12条第3項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

- 一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「県民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。
- 3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。
- 4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

—令和7年度版男女共同参画に関する年次報告—
みんなですすめよう男女共同参画

令和8年3月

[編集・発行] 埼玉県 県民生活部 人権・男女共同参画課

TEL : 048-830-2921

FAX : 048-830-4755

E-mail : a2250@pref.saitama.lg.jp

男女共同参画社会づくりの総合拠点

埼玉県男女共同参画推進センター

愛称：With You さいたま（ウィズユーさいたま）

【開館時間】

月～土曜日 9時30分～21時
日曜・祝日 9時30分～17時30分
休館日 12/29～1/3
施設点検日（毎月第3木曜日）

【主な施設内容】

情報ライブラリー
交流サロン
セミナー室（有料）
授乳室、保育室のほか多目的トイレ
難聴者用補聴システムなども整備

【事業内容】

情報収集・提供事業
相談事業
講座・研修事業
自主活動・交流支援事業
調査・研究事業
被災者支援事業

【所在地】

〒330-0081
埼玉県さいたま市中央区新都心2-2
ホテルブリランテ武蔵野3・4階
TEL 048-601-3111（代表）
FAX 048-600-3802
E-mail m013111@pref.saitama.lg.jp
URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/withyou/>



J Rさいたま新都心駅より徒歩5分
J R北与野駅より徒歩6分



埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっち」